

令和 3 年 第 3 回

名寄市議会定例会会議録目次

第 1 号（8 月 31 日）

1. 議事日程	1
1. 本日の会議に付した事件	1
1. 出席議員	2
1. 欠席議員	2
1. 事務局出席職員	2
1. 説明員	3
1. 開会宣告・開議宣告	4
1. 日程第 1. 会議録署名議員指名	4
1. 日程第 2. 会期の決定（28 日間）	4
1. 日程第 3. 令和 3 年第 2 回定例会付託議案第 1 号 名寄市空家等の適正管理に関する条例の制定について	4
○市民福祉常任委員長報告（高野美枝子委員長）	4
○原案可決	6
1. 休憩宣告	6
1. 再開宣告	6
1. 日程第 4. 行政報告（加藤市長）	6
1. 日程第 5. 議案第 1 号 デジタル庁設置法及びデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	15
○提案理由説明（加藤市長）	15
○原案可決	15
1. 日程第 6. 議案第 2 号 名寄市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について	
議案第 3 号 名寄市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	15
○提案理由説明（加藤市長）	16
○原案可決	16
1. 日程第 7. 議案第 4 号 名寄市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について	16
○提案理由説明（加藤市長）	16
○原案可決	16
1. 日程第 8. 議案第 5 号 名寄市過疎地域持続的発展市町村計画について	16
○提案理由説明（加藤市長）	16

○追加説明（石橋総合政策部長）	17
○原案可決	17
1. 日程第9. 議案第6号 令和3年度名寄市一般会計補正予算（第4号）	17
○提案理由説明（加藤市長）	17
○質疑（佐久間 誠議員）	18
○質疑（川村幸栄議員）	19
○原案可決	20
1. 日程第10. 議案第7号 令和3年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	21
○提案理由説明（加藤市長）	21
○原案可決	21
1. 日程第11. 議案第8号 令和3年度名寄市介護保険特別会計補正予算（第2号）	21
○提案理由説明（加藤市長）	21
○原案可決	22
1. 日程第12. 議案第9号 令和3年度名寄市食肉センター事業特別会計補正予算（第1号）	22
○提案理由説明（加藤市長）	22
○原案可決	22
1. 日程第13. 議案第10号 令和3年度名寄市病院事業会計補正予算（第1号）	22
○提案理由説明（加藤市長）	22
○原案可決	23
1. 日程第14. 議案第11号 令和2年度名寄市一般会計決算の認定について	
議案第12号 令和2年度名寄市国民健康保険特別会計決算の認定について	
議案第13号 令和2年度名寄市介護保険特別会計決算の認定について	
議案第14号 令和2年度名寄市食肉センター事業特別会計決算の認定について	
議案第15号 令和2年度名寄市後期高齢者医療特別会計決算の認定について	
議案第16号 令和2年度名寄市立大学特別会計決算の認定について	
議案第17号 令和2年度名寄市病院事業会計決算の認定について	
議案第18号 令和2年度名寄市水道事業会計決算の認定について	
議案第19号 令和2年度名寄市下水道事業特別会計決算の認定について	23
○提案理由説明（加藤市長）	23
○決算審査特別委員会設置・付託	23
1. 休憩宣告	23

1. 再開宣告	2 3
1. 日程第15. 議案第20号 特別職の職員の給与の特例に関する条例の制定について	
○提案理由説明（加藤市長）	2 4
○原案可決	2 4
1. 休会の決定	2 4
1. 散会宣告	2 4

第 2 号（ 9 月 1 5 日 ）

1. 議事日程	2 5
1. 本日の会議に付した事件	2 5
1. 出席議員	2 5
1. 欠席議員	2 5
1. 事務局出席職員	2 5
1. 説明員	2 5
1. 開議宣告	2 6
1. 日程第 1. 会議録署名議員指名	2 6
1. 東議長の訂正発言	2 6
1. 日程第 2. 一般質問	2 6
○質問（佐久間 誠議員）	2 6
○質問（東川孝義議員）	3 6
1. 休憩宣告	4 1
1. 再開宣告	4 1
1. 休憩宣告	4 8
1. 再開宣告	4 8
○質問（遠藤隆男議員）	4 8
○質問（清水一夫議員）	5 6
1. 休憩宣告	6 3
1. 再開宣告	6 3
○質問（三浦勝秀議員）	6 3
1. 散会宣告	7 1

第 3 号（ 9 月 1 6 日 ）

1. 議事日程	7 3
1. 本日の会議に付した事件	7 3
1. 出席議員	7 3
1. 欠席議員	7 3
1. 事務局出席職員	7 3
1. 説明員	7 3
1. 開議宣告	7 4
1. 日程第 1. 会議録署名議員指名	7 4
1. 日程第 2. 一般質問	7 4
○質問（塩田昌彦議員）	7 4
○質問（高橋伸典議員）	8 3
1. 休憩宣告	9 1
1. 再開宣告	9 1
○質問（富岡達彦議員）	9 1
○質問（川村幸栄議員）	1 0 3
1. 休憩宣告	1 1 5
1. 再開宣告	1 1 5
○質問（今村芳彦議員）	1 1 5
1. 散会宣告	1 2 5

第 4 号（ 9 月 1 7 日）

1. 議事日程	1 2 7
1. 本日の会議に付した事件	1 2 7
1. 出席議員	1 2 7
1. 欠席議員	1 2 7
1. 事務局出席職員	1 2 7
1. 説明員	1 2 7
1. 開議宣告	1 2 8
1. 日程第 1. 会議録署名議員指名	1 2 8
1. 日程第 2. 一般質問	1 2 8
○質問（山崎真由美議員）	1 2 8
○質問（佐藤 靖議員）	1 3 9
1. 休憩宣告	1 5 1
1. 再開宣告	1 5 1
○質問（高野美枝子議員）	1 5 2
1. 日程第 3. 報告第 1 号 令和 2 年度決算に基づく健全化判断比率の報告について	
報告第 2 号 令和 2 年度決算に基づく資金不足比率の報告について	1 6 3
○提案理由説明（加藤市長）	1 6 3
○追加説明（渡辺総務部長）	1 6 4
○報告済	1 6 5
1. 休会の決定	1 6 5
1. 散会宣告	1 6 5

第 5 号（ 9 月 2 7 日 ）

1. 議事日程	1 6 7
1. 本日の会議に付した事件	1 6 7
1. 出席議員	1 6 8
1. 欠席議員	1 6 9
1. 事務局出席職員	1 6 9
1. 説明員	1 6 9
1. 開議宣告	1 7 0
1. 日程第 1. 会議録署名議員指名	1 7 0
○発言（富岡達彦議員）	1 7 0
1. 日程第 2. 議案第 1 1 号 令和 2 年度名寄市一般会計決算の認定について	
議案第 1 2 号 令和 2 年度名寄市国民健康保険特別会計決算の認定について	
議案第 1 3 号 令和 2 年度名寄市介護保険特別会計決算の認定について	
議案第 1 4 号 令和 2 年度名寄市食肉センター事業特別会計決算の認定について	
議案第 1 5 号 令和 2 年度名寄市後期高齢者医療特別会計決算の認定について	
議案第 1 6 号 令和 2 年度名寄市立大学特別会計決算の認定について	
議案第 1 7 号 令和 2 年度名寄市病院事業会計決算の認定について	
議案第 1 8 号 令和 2 年度名寄市水道事業会計決算の認定について	
議案第 1 9 号 令和 2 年度名寄市下水道事業特別会計決算の認定について	1 7 0
○決算審査特別委員長報告（山崎真由美委員長）	1 7 0
○認定	1 7 1
1. 日程第 3. 議案第 2 1 号 名寄市中小企業振興条例の制定について	1 7 1
○提案理由説明（加藤市長）	1 7 1
○経済建設常任委員会付託	1 7 2
1. 日程第 4. 議案第 2 2 号 財産の取得について	1 7 2
○提案理由説明（加藤市長）	1 7 2
○原案可決	1 7 2
1. 日程第 5. 議案第 2 3 号 財産の取得について	1 7 2
○提案理由説明（加藤市長）	1 7 2
○原案可決	1 7 2
1. 日程第 6. 議案第 2 4 号 令和 3 年度名寄市一般会計補正予算（第 5 号）	1 7 3
○提案理由説明（加藤市長）	1 7 3
○原案可決	1 7 3

1. 日程第7.	議案第25号	名寄市議会議員定数条例の一部改正について	
	議案第26号	名寄市議会委員会条例の一部改正について	
	議案第27号	名寄市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例の一部改正について	
	議案第28号	名寄市議会会議規則の一部改正について	173
	○提案理由説明	(塩田昌彦議員)	173
	○原案可決		174
1. 日程第8.	意見書案第1号	林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書	
	意見書案第2号	コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書	
	意見書案第3号	豪雪地帯対策特別措置法の改正等に関する意見書	
	意見書案第4号	防災拠点となるべき庁舎整備のための起債制度創設を求める意見書	
	意見書案第5号	国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書	175
	○原案可決		175
1. 日程第9.	報告第3号	例月出納検査報告について	175
	○報告済		175
1.	休憩宣告		175
1.	再開宣告		175
1. 日程第10.	閉会中継続審査(調査)の申し出について		175
	○決定		175
1.	閉会宣告		175
1.	質問文書表		177
1.	議決結果表		181

令和3年第3回名寄市議会定例会会議録
開会 令和3年8月31日（火曜日）午前10時00分

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 令和3年第2回定例会付託議案第1号
名寄市空家等の適正管理に関する条例の制定について（市民福祉常任委員長報告）
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 議案第1号 デジタル庁設置法及びデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第6 議案第2号 名寄市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
議案第3号 名寄市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第7 議案第4号 名寄市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について
- 日程第8 議案第5号 名寄市過疎地域持続的発展市町村計画について
- 日程第9 議案第6号 令和3年度名寄市一般会計補正予算（第4号）
- 日程第10 議案第7号 令和3年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第11 議案第8号 令和3年度名寄市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第12 議案第9号 令和3年度名寄市食肉センター事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第13 議案第10号 令和3年度名寄市病院

事業会計補正予算（第1号）

- 日程第14 議案第11号 令和2年度名寄市一般会計決算の認定について
議案第12号 令和2年度名寄市国民健康保険特別会計決算の認定について
議案第13号 令和2年度名寄市介護保険特別会計決算の認定について
議案第14号 令和2年度名寄市食肉センター事業特別会計決算の認定について
議案第15号 令和2年度名寄市後期高齢者医療特別会計決算の認定について
議案第16号 令和2年度名寄市立大学特別会計決算の認定について
議案第17号 令和2年度名寄市病院事業会計決算の認定について
議案第18号 令和2年度名寄市水道事業会計決算の認定について
議案第19号 令和2年度名寄市下水道事業会計決算の認定について
- 日程第15 議案第20号 特別職の職員の給与の特例に関する条例の制定について

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 令和3年第2回定例会付託議案第1号
名寄市空家等の適正管理に関する条例の制定について（市民福祉常任委員長報告）
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 議案第1号 デジタル庁設置法及びデ

- デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第6 議案第2号 名寄市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 議案第3号 名寄市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第7 議案第4号 名寄市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について
- 日程第8 議案第5号 名寄市過疎地域持続的発展市町村計画について
- 日程第9 議案第6号 令和3年度名寄市一般会計補正予算（第4号）
- 日程第10 議案第7号 令和3年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第11 議案第8号 令和3年度名寄市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第12 議案第9号 令和3年度名寄市食肉センター事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第13 議案第10号 令和3年度名寄市病院事業会計補正予算（第1号）
- 日程第14 議案第11号 令和2年度名寄市一般会計決算の認定について
- 議案第12号 令和2年度名寄市国民健康保険特別会計決算の認定について
- 議案第13号 令和2年度名寄市介護保険特別会計決算の認定について
- 議案第14号 令和2年度名寄市食肉センター事業特別会計決算の認定について
- 議案第15号 令和2年度名寄市後期高齢者医療特別会計決算の認定について
- 議案第16号 令和2年度名寄市立大

- 学特別会計決算の認定について
- 議案第17号 令和2年度名寄市病院事業会計決算の認定について
- 議案第18号 令和2年度名寄市水道事業会計決算の認定について
- 議案第19号 令和2年度名寄市下水道事業会計決算の認定について
- 日程第15 議案第20号 特別職の職員の給与の特例に関する条例の制定について

1. 出席議員（18名）

議長	18番	東	千	春	議員
副議長	11番	佐	藤	靖	議員
	1番	富	岡	達彦	議員
	2番	倉	澤	宏	議員
	3番	山	崎	真由美	議員
	4番	佐	久間	誠	議員
	5番	三	浦	勝秀	議員
	6番	今	村	芳彦	議員
	7番	五	十嵐	千絵	議員
	8番	遠	藤	隆男	議員
	9番	清	水	一夫	議員
	10番	川	村	幸栄	議員
	12番	高	野	美枝子	議員
	13番	高	橋	伸典	議員
	14番	塩	田	昌彦	議員
	15番	東	川	孝義	議員
	16番	山	田	典幸	議員
	17番	黒	井	徹	議員

1. 欠席議員（0名）

1. 事務局出席職員

事務局	長	伊	藤	慈	生
書	記	開	発	恵	美
書	記	石	橋	恵	美
書	記	加	藤		諒

1. 説明員

市	長	加	藤	剛	士	君
副	市	橋	本	正	道	君
教	育	小	野	浩	一	君
総	務	渡	辺	博	史	君
総	合	石	橋		毅	君
市	民	宮	本	和	代	君
健	康	小	川	勇	人	君
経	済	白	田		進	君
建	設	東		聡	男	君
教	育	木	村		睦	君
市	立	岡	村	弘	重	君
市	立	水	間		剛	君
こ	ど	廣	嶋	淳	一	君
産	業	田	畑	次	郎	君
上	下	佐	藤	美	香	君
会	計	鈴	木	康	寛	君
監	査	鹿	野	裕	二	君

○議長（東 千春議員） ただいまより令和3年第3回名寄市議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は18名であります。定足数に達しております。直ちに本日の会議を開きます。

○議長（東 千春議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第87条の規定により、

12番 高野 美枝子 議員

17番 黒井 徹 議員

を指名をいたします。

○議長（東 千春議員） 日程第2 会期の決定について、お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日より9月27日までの28日間としたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日より9月27日までの28日間と決定いたしました。

○議長（東 千春議員） 日程第3 令和3年第2回定例会付託議案第1号 名寄市空家等の適正管理に関する条例の制定についてを議題といたします。

付託しました委員会の審査の経過及び結果の報告を求めます。

市民福祉常任委員会、高野美枝子委員長。

○市民福祉常任委員長（高野美枝子議員） 議長より御指名をいただきましたので、市民福祉常任委員会へ付託されました令和3年第2回定例会付託議案第1号 名寄市空家等の適正管理に関する条例の制定についての審査経過及び結果について御報告いたします。

委員会は、6月28日、7月7日の2回にわた

り担当職員の出席を求め、慎重に審査を行いました。

6月28日の委員会では、付託されました議案第1号の審査に当たり提案内容の説明を受けた後、質疑を行いました。名寄市空家等の適正管理に関する条例の制定について、空き家等の管理に関する意識の向上や近隣の建物、歩行者などを保護するとともに、生活環境の維持や改善を図ることを目的とする。空き家等の維持管理は、基本は所有者が責任を持って行うべきであるが、建材の飛散や壁の崩壊など市民へ危害を及ぼす切迫性が高い空き家については市が危険を回避するために必要最小限の措置を講ずることができる。また、措置に要した費用を所有者から徴収する仕組みをつくり、空き家対策に取り組んでいきたいとの説明を受けました。

主な質疑では、委員から第8条の助言または指導に関して、助言または指導の文言が入っているが、指導の考え方は。また、指導における具体的な対応について一定のルール決めが必要ではの質問に対し、助言は今までどおり適正管理への助言と考えている。指導については、指導書により強く改善を求めていきたい。どの段階から指導にするかは、個別ごとに慎重に対応していきたい。また、これからの運用に向けて一定のルール決めは必要であり、再度固めていく。今回提案されている空家等の適正管理に関する条例とさきに条例が制定されている名寄市空家等対策協議会との位置づけと特定空家との関連性はの質問に対し、協議会には今回の条例提案についてコロナの影響により書面で意見を聞いている。特定空家については法に基づき指導、勧告、命令、代執行というプロセスが必要であり、協議会に諮っていくべきと考えている。今回の条例提案は、よりスピード感を求められるケースを想定し、行政である程度意思判断をしていきたいと考える。過料を設定しなかった理由はの質問に対し、今回の条例は助言、指導という手段を明確にしている。過料を設けなか

った理由はあくまでも話し合いを前提に対応し、急いで実施するときは期限を決めて請求を行い、それが支払われない場合は督促などを行っていくなどの答弁がありました。第7条の立入調査等に関しては、専門的な知識を有する者、その他必要な者を同行させ意見を求めるとあるが、協議会との関連性はの質問に対し、立入調査は必要最小限の人数で行うものとしている。専門的な知識を有する者とは建築課の職員、または専門的な業者であり、協議会には結果を報告するとの答弁がありました。第2条の定義に関しては、市民等という文言を入れたほうがよいのでは。また、特定空家が明文化されていないが、立入調査との関連性はの質問に対し、第2条の定義に最初は市民等を入れて検討したが、整理をする中で一般的な市民等の観点で分かると思い、入れなかった。また、今回の特定空家の定義がないのは、特定空家にしない場合でもスピード感を持った対応をしていきたいとの考えである。協議会はこの条例に無関係ではないため、報告などは行っていく。また、固定資産の台帳の登録内容と所有者等が違う場合もあり、所有者等が不明な場合の対応も想定しているとの答弁がありました。第5条の管理不全状態にある空き家等の情報提供に関しては、この見出しにした理由は。また、見出しは市民の役割となるのではないか。加えて、市民等という表記は具体的にどの辺りまで想定しているのかの質問に対し、この見出しとした理由はより分かりやすくするため。また、市民等は市内に居住、滞在、また通勤、通学に加えて市外から来た方にも幅広く情報提供をいただくことと定義しているとの答弁がありました。第9条、緊急安全措置の第3項に関して及び第10条の関係機関の要請に関しては、第9条第3項に緊急安全措置を行うという文言が必要では。また、第10条の関係機関の要請で誰に対し要請を行うかの文言が必要では。また、関係機関への必要な措置とは何を想定しているのかの質問に対し、第10条の誰に対して要請を行うのかという

文言については関係機関という部分で伝わると考えているとの答弁がありました。

次回の委員会では第9条第3項の「緊急安全措置に要した費用」を「緊急安全措置を行うことに要した費用」に、また第10条の「関係機関と連携し」を「関係機関に対し」に改めるべきではないかとの質問に対して改めて説明を受けることを確認し、終了しました。

7月7日の委員会では、第9条第3項の緊急安全措置に要した費用の表現について、現状の条文の表現で危機を回避するために最小限の措置に必要なとなった費用を当該空き家等の所有者等から徴収することができるという意味が伝わるものと考えている。また、第10条の関係機関と連携の表現についても現状の条文の表現で警察やその他の関係機関に対する必要な措置の要請を行うことができるという意味が伝わるものと考えているとの追加説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑では、委員から各条項の文言、具体的な考え方や対応に関して、第9条は理解するが、第10条に関しては誰に対して要請するのか条文から読み取れないの質問に対し、条文の警察、その他関係機関と連携し、必要な措置を要請すると記載しており、これで意味が通じると考えている。第7条の第2項で専門的な知識を有する者、その他必要な者を同行させ意見を求めることができることあり、その基準を規則、要綱などで決めていくと思うが、その考え方はの質問に対し、規則については提案された意見も参考に検討していく。第4条の所有者等について、空き家等が管理不全な状態にならない適正な維持管理に向けて適正な周知方法が必要ではの質問に対し、周知については今まで行ってきたが、非常に大切なことなので、さらに周知をしていきたい。第7条の立入調査について、所有者が地元でない場合や持ち主から拒否をされた場合の対応はの質問に対し、立入調査については所有者等の同意を得られない場合でも必要性がある場合には基本的に実施したい。市民

の安全を確保するため屋内を除く敷地内の調査を基本的に行うとの答弁を受け、質疑を終結し、委員間協議を行いました。

委員間協議では、第10条における必要な措置を行う場合の要請先の明記と市民等の文言についての協議が行われました。第10条については、関係機関と連携して行う措置についての説明を受けた際に誰に対して要請を行うということは理解ができた。第2条については、市民等の説明を受けて理解できたので、この条文だけで問題ないのでは。また、第5条の市民等については、この表現で市民等の範囲に対する説明を受けて、ある程度理解できた。また、名寄市自治基本条例の中で市民の定義がされているので、それを指すものであると理解してよいのではなどの意見が出されました。しかし、規則、要綱等はこれから定めるので、第10条に関しては関係機関への要請の考え方について、条例では国の制度及び他市の条例を参考にしており、協議会との関連性も含めて運用に当たり、規則の中に明示してほしい。第2条及び第5条を含め全体に関して、市民に分かりやすい規則にしてほしいとの意見が出されました。

その後、採決の結果、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして令和3年第2回定例会付託議案第1号 名寄市空家等の適正管理に関する条例の制定についての審査の経過と結果の御報告させていただきます。

○議長（東 千春議員） これより委員長報告に対する質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 質疑なしと認めます。

正副委員長は自席にお戻りください。

お諮りいたします。本件は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

よって、令和3年第2回定例会付託議案第1号

は委員長報告のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時13分

再開 午前10時14分

○議長（東 千春議員） 再開いたします。

日程第4 これより行政報告を行います。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） おはようございます。本日、令和3年第3回定例会の開会にあたり、これまでの主な行政事項について、その概要を御報告申し上げます。

はじめに、企業会計を除いた令和2年度の各会計決算について申し上げます。

一般会計については、形式収支で4億2,276万8千円の黒字となり、翌年度に繰り越すべき一般財源4,256万5千円を差し引いた実質収支は、3億8,020万3千円となりました。ここから、名寄市基金条例に基づき、財政調整基金へ2億円を積み立て、残り1億8,020万3千円を令和3年度へ繰り越しました。

特別会計では、国保の保険事業勘定で1,174万7千円、介護の保険事業勘定で8,536万5千円、それぞれ黒字となりました。

そのほかの特別会計については、一般会計繰入金で調整を行い、収支同額となっています。

次に、基金について申し上げます。

それぞれ基金の設置目的に沿った経費の財源として、合計7億3,725万2千円を取り崩しましたが、財政調整基金、減債基金などに、合計8億5,618万3千円を積み立てたことから基金残高は9億7,045万1千円で、前年度末に比べて、1億1,893万1千円の増額となりました。

これらの基金については、今後も、有効かつ適切に活用し、健全な財政運営に努めてまいります。

次に、広報・広聴事業について申し上げます。

多様な媒体による広報の推進を図るため、7月

1日より民放放送のデータ放送から、本市の行政情報を取得できるサービス「地デジ広報」を開始しました。市民自らが情報を取得できる環境の構築により、一人でも多くの方へ情報が届くよう努めてまいります。

次に、男女共同参画社会の形成について申し上げます。

名寄市男女共同参画推進委員会の取組として、7月29日に名寄商工会議所定例議員会の場において、男女共同参画とジェンダー平等に関する講演会が行われました。

今後も委員会との連携による、積極的な啓発活動を行ってまいります。

次に、交流活動の推進について申し上げます。

ロシア連邦ドーリンスク市との交流事業については、友好都市提携30周年を記念し、6月29日に大学公園内の「友好の広場」モニュメント・時計塔のリペイント事業を行い、近い将来の再会と交流の深化を願いました。

台湾との交流事業については、名寄日台親善協会から台湾産パイナップルの寄贈をいただきました。パイナップルは、市内保育所や幼稚園の給食、名寄市立大学の学生食堂などで提供させていただき、食を通じて台湾を身近に感じてもらう機会となりました。

次に、移住・定住について申し上げます。

「名寄市移住促進協議会」では、8月2日から移住体験ツアー1件の受入を行いました。農業にも関心を持たれていることから関係部署と連携した対応を行い、本市への移住及び就農を検討していただけるよう努めてまいります。

また、協議会をはじめ地域の方々に御協力をいただき、本市の暮らしの魅力を発信するプロモーション動画の制作を進めており、夏・冬の撮影を経て、年度内の完成を目指しています。

そのほかの事業については、新型コロナウイルス感染症の状況をみながら手法を検討し、移住・定住の推進、関係人口の創出に向けて、関係機関

と連携して取り組んでまいります。

次に、健康の保持増進について申し上げます。

新型コロナワクチン接種については、8月18日現在の満12歳以上の記録住民24,342人に対し、1回目の接種を終えている方が15,239人、2回目の接種を終えている方が11,555人であり、12歳以上の市民の62.6パーセントが1回目の接種を終えている状況です。中でも国が7月末を接種終了の目標としていた65歳以上の高齢者向け接種については、9割を超える接種率であり、希望された方は2回の接種を終えているところです。また、8月からは、64歳以下の市民の方への接種も始まっています。

今後も、市内医療機関の御協力をいただきながら、希望されるすべての市民の方への接種を速やかに進めてまいります。

次に、病院事業について申し上げます。

市立総合病院の第1四半期における患者取扱状況については、入院患者数は延べ2万2,544人で、前年比1,140人、率にして5.3パーセントの増加、また、外来患者数は、延べ5万3,687人で前年比3,283人、率にして6.5パーセントの増加となっています。

医業収益については、一般科と精神科を合わせた入院収益は13億7,686万円で前年比8,334万円、率にして6.4パーセントの増加、また、外来収益は6億5,489万円で前年比4,469万円、率にして7.3パーセントの増加となっています。

この結果、入院収益と外来収益の合計額は、20億3,175万円となり、前年比1億2,803万円、率にして6.7パーセントの増加となっています。

患者数や医業収益は、新型コロナウイルス感染症の発生状況により変動しますが、第2種感染症指定医療機関として、引き続き、国や道の要請に基づき、ワクチン接種も含めた感染症対策に取り組んでまいります。

次に、高齢者施策の推進について申し上げます。

高齢者への相談対応については、新型コロナウイルス感染防止対策として、電話相談を中心に心身の状況や生活実態の把握、必要な支援への利用につなげてきましたが、新規相談や支援を継続している高齢者に対しては、訪問による面談対応も行っているところです。

また、7月からは、フレイル予防として、自宅で取り組める運動を動画で紹介する「レッツ楽トレ！シリーズ」を開始しました。

今後も感染予防対策を継続し、高齢者の皆様が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう取組を進めてまいります。

次に、国民健康保険事業について申し上げます。

本年度、税制改正に伴い、基礎控除額を33万円から43万円に改正したほか、低所得世帯に対する軽減判定基準についても改正を行いました。

当初賦課の状況は、加入者数が5,253人で、前年度比94人の減、世帯数は3,464世帯で、前年度比17世帯の増となっています。

軽減の対象は、7割が1,167世帯、5割が587世帯、2割が453世帯となり、全体では国保加入世帯の63.7パーセントにあたる2,207世帯となりました。

今後も医療費の適正化など加入者の負担軽減につながる取組を進め、市民の皆様が安心できる医療保険制度を確立するため、事業の円滑な運営に努めてまいります。

次に、消防行政について申し上げます。

本年1月から6月までの上半期における火災及び救急・救助出動状況については、火災出動件数は8件で、前年と比較して5件の増となりましたが、火災による負傷者は発生していません。火災種別では、建物火災6件、車両火災1件、そのほか1件となっています。

救急出動件数は547件で、前年と比較して46件の増、事故種別では、急病374件、一般負傷72件、転院搬送49件、交通事故31件、そ

のほか21件となっています。

救助件数は19件で、前年と比較して9件の増、交通事故によるもの6件、そのほか13件となっています。

火災予防については、春の火災予防運動において「商業施設での広報活動」などのほか、新たな取組として「協力事業所と連携した車両による防火パレード」を行い、より多くの市民へ火災予防を呼びかけました。

また、住宅防火対策については、日本消防機器協会が実施する「住警器等配布モデル事業」の決定を受け、住宅用火災警報器100個や防火製品が贈呈されました。住宅用火災警報器は、名寄市町内会連合会、名寄市消防設備協会及び消防団と連携し、9月から随時、65歳以上の単身世帯などに設置する予定です。

今後も、住宅用火災警報器設置・維持管理対策実施計画に基づき設置率の向上と適切な維持管理に取り組んでまいります。

次に、防災対策の充実について申し上げます。

本年度の防災訓練については、7月21日に名寄市広域防災訓練「WIT-aなよろ（課題を見つける物資輸送訓練）」と「名寄市防災訓練」を同日に並行して実施しました。

名寄市広域防災訓練では、上川北部8自治体と陸上自衛隊及びヤマト運輸株式会社などの協力により、避難者への物資支援を本市の物流拠点から、陸上自衛隊の車両で各自治体の1次集積所に輸送し、引き続きヤマト運輸株式会社の車両にて、それぞれの避難所に物資を配送する官民一体となった訓練を実施し、物資輸送における課題の発見と支援物資の配送要領などについて理解を深めました。

また、名寄市防災訓練では、住民参加型の避難訓練として風連地区3町内会の協力により、コロナ禍における水害を想定して実施しました。

参加者自らが避難に関する課題を確認することや、名寄河川事務所からマイタイムラインの作成

について学び、自助・共助力の向上が推進されるとともに、災害時の避難所運営への理解が深まりました。

さらに、陸上自衛隊の炊き出しの試食や、名寄消防署の装備品展示なども行い、防災意識の高揚が図られました。

引き続き、関係機関と連携した防災活動を推進するほか、市民の防災・減災意識の向上と啓発を図ってまいります。

次に、交通安全対策について申し上げます。

7月13日から10日間、「夏の全国交通安全運動」として、関係団体や地域住民の御協力をいただきながら、街頭啓発や早朝パトロール、パトライト作戦などを実施しました。

また、関係機関との連携により、7月11日には飲酒運転の根絶、8月1日にはバイク安全運転についての啓発活動を、道の駅「もち米の里☆なよろ」において実施しました。

次に、住宅の整備について申し上げます。

北斗団地旧住宅の解体工事を6月に、風舞団地の長寿命化改善工事と緑丘第1団地5号棟改修工事の実設計委託業務は7月に、それぞれ着手しています。

次に、水道事業について申し上げます。

安定した給水を確保するための老朽管更新工事については、風連南2丁目線老朽管更新工事ほか2路線が完成しており、道道西風連名寄線老朽管更新工事を8月中旬に着工しました。

また、第2期拡張事業である陸上自衛隊名寄駐屯地への配水管新設整備工事については、8月に完成しました。

次に、下水道事業について申し上げます。

老朽化した施設の改築工事については、名寄下水終末処理場管理棟建築施設更新工事と、昨年度から実施している雨水ポンプ設備の2台目のポンプ更新工事に着手しています。

公共枮取替工事については、7月下旬に50カ所の取替が完了しています。また、公共下水道ス

トックマネジメント計画に基づく管渠更生工事は、7月に着工し、総延長50メートルの整備を進めています。

個別排水処理事業については、農村部において5基の合併浄化槽の整備を進めています。

次に、道路の整備について申し上げます。

社会資本整備総合交付金により整備を進めている南3丁目通は8月に完成しています。徳田18線緑丘連絡線は5月に、豊栄西12条仲通は8月に着工しています。また、新規路線の北3丁目通と南10丁目右仲通については、10月に入札を予定しています。

本市単独費により整備を進めている南1丁目通の改良舗装工事は8月に着工しています。

次に、橋梁の整備について申し上げます。

名寄市橋梁長寿命化修繕計画に基づき整備を進めている智南4号橋と八千代橋の修繕工事、東橋をはじめとした54橋の近接目視点検及び見晴2号橋と相生橋の実設計は7月に着手しています。

また、ラカン沢5号橋の修繕工事については9月に入札を予定しています。

次に、地域公共交通について申し上げます。

令和4年春のダイヤ改正に合わせた、宗谷本線東風連駅移設・名寄高校駅設置に伴い、利用者の大半を占める名寄高校通学生の利便性の向上及び新たな利用者の確保による利用促進を図るため、8月6日にJR北海道島田修社長に対し、「快速列車の停車」並びに「登下校や部活動等の時間に合わせたダイヤ編成」について要望書を提出しました。

次に、農業・農村の振興について申し上げます。

基盤整備については、ちえぶん地区をはじめ、道営事業2地区において、本年度すべての工事発注が終了し、整地工や暗渠排水及び排水路の整備など、順調に進捗しています。

次に、主要農作物の生育状況などについて申し上げます。

8月15日現在の状況は、水稲では、もち米・

うるち米ともに平年より早く進んでいます。

畑作物では、秋小麦・春小麦は、収穫量は平年並みですが品質は細麦によりやや不良となり、現在調製作業を行っています。大豆については、全体的に生育は平年並みで推移していますが、播種時期によるばらつきがあり一部で遅れが見られ、スイートコーンや南瓜などで、高温少雨による影響を受けて生育不良が発生しています。

また、収穫を終えたアスパラガスについては、JAへの出荷量は昨年と同水準でしたが、高規格品の割合が高く価格も高めで推移しました。

畜産では、母子里牧場の電気牧柵設置工事について7月2日に工事着手をし、9月末の完成を予定しており、哺育・育成センターと連携した育成環境の充実を図ってまいります。

次に、多様で持続可能な農業経営の促進について申し上げます。

農地の流動化では、地域において中心経営体への農地集積を図るため、各地域での協議結果を基に「人・農地プラン」の見直しを行いました。今後も計画的な農地集積に向け、情報の提供など農業委員会の協力を得ながら、取組を推進してまいります。

外国人技能実習生の代替人材の確保状況では、農業者が個別で確保に取り組むとともに、JAにおいて人材派遣事業者を紹介し今後の収穫期に合わせた取組が進められています。

次に、有害鳥獣駆除対策について申し上げます。

8月17日現在の捕獲状況は、エゾシカで昨年度の457頭に対し51頭少ない406頭、アライグマは355頭に対し190頭少ない165頭の捕獲を行ってきたところです。引き続き関係団体と連携し捕獲活動など、農業被害防止に取り組んでまいります。

次に、ヒグマ対策について申し上げます。

本年度のヒグマ出没情報は、8月18日時点で、目撃が26件、痕跡が28件で合計54件の出没報告を受けており、昨年の出没総数より17件多

い出没状況となっています。引き続きホームページなどによる出没状況の提供はもとより、一層の注意喚起など、関係団体と連携し、被害防止対策に取り組んでまいります。

次に、商工業の振興について申し上げます。

「名寄市ずっと住まいる応援事業」については、市民の住宅改修ニーズに応える制度として好評を得て、7月30日に本年度予算額3千万円に達し、交付申請の受付を終了しました。申請件数は、前年の総件数より13件少ない161件でした。

新型コロナウイルス感染症の影響に対する経済対策では、本年5月に要綱の一部を改正し、融資要件の緩和などを行った「新型コロナウイルス感染症対策緊急資金」については、7月末時点で17件の申請があり、融資額で1億1,950万円、預託額で5,975万円となっています。

国の緊急事態宣言及び北海道の営業時間短縮の要請などが発出される中、売上が減少した事業者を支援する「名寄市地元企業サポート給付金」については、6月18日から申請受付を開始し、7月末時点の給付件数は191件、給付額は5,568万円となっています。

また、地域経済の回復を図るため、市民などの消費喚起を促進するプレミアム付き商品券事業について、実施時期や販売方法などを経済団体と連携しながら検討しているところです。

引き続き、新型コロナウイルス感染症の状況、国や道の施策、市の経済状況を注視しながら必要な対策を講じてまいります。

昨年2月に名寄市中小企業振興審議会に諮問した「名寄市商工業振興基本計画（仮称）」については、6月25日に「名寄市はばたく中小企業基本計画」（案）を答申いただくと同時に、条例化を強く希望するという付帯意見をいただきました。本市としましては、この付帯意見を重く受け止め、8月3日から9月3日まで条例化に向けてパブリックコメントを実施しているところであり、終了後速やかに、名寄市中小企業振興条例の全文改正

を提案させていただく予定でありますので、御審議よろしくお願いたします。

王子マテリア株式会社名寄工場生産品集約に係る雇用対策については、ハローワーク名寄において、工場稼働停止後に地元に残るため転職を希望する方への支援として、7月8日から求人の確保などの取組を始めました。対策本部としては、地元で再就職を希望する工場従業員の皆様、そして求人する地元事業者におかれましては、是非、ハローワーク名寄に御相談いただきたいと思っております。

次に、労働関係について申し上げます。

ハローワーク名寄管内における6月末の雇用情勢について、求職者に対し求人数が上回る状況が継続しています。

また、若年層の持続的な雇用の確保がより一層重要となっていることから、7月21日、名寄公共職業安定所長、上川総合振興局長、上川教育局長と本市の4者で名寄商工会議所に対し、来春の新規学卒者の積極的な求人や円滑な採用を求める要請行動を行ったところです。

引き続き、関係機関と連携し、新型コロナウイルス感染症が雇用情勢に与える影響にも注視しつつ、雇用の安定と就職活動の支援に努めてまいります。

次に、観光の振興について申し上げます。

次期観光振興計画の策定に向け、6月に市民、外部専門家、庁内関係職員からなる策定委員会を設置・開催し、7月には市民アンケートを実施しました。また、8月19日には外部専門家が来名され、第2回策定委員会において、市民アンケートの結果などを踏まえ活発な議論を行ったところです。

7月12日に地域おこし協力隊・地域振興支援員として森和季さんを任用しました。森さんはなよろ観光まちづくり協会を拠点に地域の観光情報の取得や体験型観光商品の企画・販売・運営などに携わっていただき、将来的にはオールラウンド

な観光ガイドとして、本市の資源を生かした観光誘致に取り組んでいただけることを期待していません。

ひまわり観光については、道立サンピラーパークのひまわり畑において、ひまわりボランティアとして市民の皆様に協力をいただき、除草作業や環境整備を行いました。また、8月1日から22日の間には、消毒や検温、ソーシャルディスタンスの確保など十分な感染症対策を講じながら「なよろひまわりまつり」を開催し、30万円相当の特産品が賞品となった「ひまわりスタンプラリー」や「ひまわりのラッピングプレゼント」などを実施しました。

「てっし名寄まつり」は代替の特別企画として、小学生以下の子どもを対象に、おもちゃ花火の配布及びうちわイラストコンテストを行い、8月1日には、20時からサプライズで打ち上げ花火を実施し、夏の夜空に打ち上がる花火の大輪を鑑賞していただきました。

ふうれん望湖台自然公園では、7月17日にヒグマの目撃・出没情報があったことから、速やかに巡回強化等対策を行いました。状況の改善が認められず、お客様の安全を第一に検討した結果、7月21日以降、本年度の施設利用を休止しました。

なよろ温泉サンピラーについては、平成30年度に実施した基本設計を基に、温浴施設を先行的に改修するための実施設計を、施設を管理運営する名寄振興公社の意見を聞きながら、進めているところです。

次に、小中学校教育の充実について申し上げます。

確かな学力を育てる教育の推進については、5月27日に本市の小学校6年生189人と中学校3年生221人が令和3年度全国学力・学習状況調査に参加しました。同調査の結果はまだ提供されていないことから、各学校において採点した結果を踏まえ、2学期以降の子どもの教育指導の改

善策を講じる取組を進めています。

また、名寄市学校教育情報化推進委員会と名寄市教育改善プロジェクト委員会の教育指導の充実に関する研究グループが連携し、GIGAスクール構想に位置付けられている端末の操作などに係る研修や名寄南小学校を会場に、ICTを活用した指導方法などの改善を図る研修を行いました。

今後は、ICTを効果的に活用した授業研究などを通じて、主体的・対話的で深い学びの実現に資する授業改善を推進してまいります。

豊かな心を育てる教育の推進については、7月21日に名寄中学校において、いじめの根絶に向けた名寄市小中高いじめ防止サミットを開催しました。

同サミットでは、いじめを許さない意識と態度を育むため、全小中学校、高等学校の児童会・生徒会の代表者が一堂に会し、「いじめ防止宣言」と自校の計画と照らし合わせながら、各学校のいじめ根絶にむけた活動計画の良さや工夫している点などについて話し合いました。

また、今回、新型コロナウイルス感染症に係るいじめや偏見・差別をなくすため、「名寄市小中高コロナいじめゼロ宣言」を採択しました。この宣言についてはポスターにして市内の各学校や公共施設などに掲示し、地域全体でいじめ防止に向けた取組に役立てています。

健やかな体を育てる教育の推進については、7月上旬までに市内の全小・中学校において、「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」を実施しました。

今後は、各学校及び教育改善プロジェクト委員会が、「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の結果を分析し、児童生徒の体力や運動能力などにより一層の向上を図るため、2学期以降の体育指導を充実させる取組に生かしてまいります。

特別支援教育の推進については、6月4日に名寄市特別支援連携協議会第1回専門委員会議を書面にて開催し、本年度の取組について協議しまし

た。また、6月24日に第1回名寄市特別支援教育コーディネーター研修会を開催し、困り感を抱えている児童生徒に対する適切な支援のあり方についての研究を深めました。

社会の変化に対応する力を育てる教育の推進については、5月31日に名寄市教育改善プロジェクト委員会の教育研究（研修）の充実に関する研究グループが第1回スクールリーダー研修会を開催しました。とりわけ、児童生徒が自分のよさに気づき、将来の夢や目標の実現に向かって学び続けることができるよう、キャリアパスポートを活用した指導方法や指導内容のあり方などについて研修を深めました。

信頼される学校づくりの推進については、7月14日に市内すべてのコミュニティ・スクールに配置した地域コーディネーターの研修会を実施しました。研修会では、地域コーディネーターの役割や実務などについて理解を深めました。今後は、統括地域コーディネーターと各地域コーディネーターが連携し、地域と学校が協働して子どもたちの成長を支えていく地域学校協働活動の一層の充実に努めてまいります。

小中一貫教育については、5月13日に「第1回智恵文小中一貫教育合同会議」が開催され、系統性・連続性を強化したカリキュラムの編成について協議が行われました。また、6月8日に「風連地区第1回小中一貫教育推進委員会」が開催され、統一した学校評価や共通した学校いじめ防止基本方針に係る協議が行われました。

また、6月25日に「第1回名寄市小中一貫教育校合同連絡会議」を開催し、智恵文地区と風連地区における小中一貫教育の推進体制や推進状況などに係る意見交流を行うなど、コミュニティ・スクールを基盤とした小中一貫教育の充実を図る取組を進めています。

学校における働き方改革の推進では、6月16日に名寄市教育改善プロジェクト委員会の教育経営の充実に関する研究グループにおいて、各学校

の働き方改革の取組状況などについて協議し、実感を伴う働き方改革の取組の一層の充実を図っています。

智恵文義務教育学校の施設整備については、現在、来年度からの改築、改修工事に向けた実施設計業務を行っています。

また、名寄中学校、名寄東中学校の施設整備については、校舎などの耐力度調査を行っており、この後、耐震化などの施設整備に向けた検討を進めてまいります。

学校給食については、これまでも地元産の新鮮な野菜などを積極的に使用しており、8月には地元産「メロン」などの特産品や旬の食べ物を提供し、児童生徒の好評を得ています。

今後も、給食センターの衛生管理や食材の安全確認を徹底し、安心安全な学校給食の提供に取り組んでまいります。

次に、高等学校教育の充実について申し上げます。

名寄市内高等学校魅力化推進委員会では、名寄高校と名寄産業高校が統合再編する新設校が魅力ある高校となるよう協議を行っているところです。名寄高校、名寄産業高校の先生方で構成されている統合推進委員会とも十分に連携し、市内の高校の未来を考える取組を進めてまいります。

次に、名寄市立大学について申し上げます。

名寄市立大学への理解を深め、進路決定の参考としていただくオープンキャンパスを7月3日と8月1日に実施しました。7月3日に実施した1回目のオープンキャンパスは新型コロナウイルス感染症対策からオンラインにより行い、動画配信に高校生125人、オンライン個別面談に25人の参加がありました。

8月1日に実施した2回目のオープンキャンパスは、来場型で午前の部、午後の部に分けて行い高校生206人、保護者150人の参加がありました。

各学科教員による模擬授業や学生との交流、保

護者には「なよろを観る」バスツアーにて、在学生の生活スポットや実習先など各所を巡り、本学及び本市の魅力を伝えました。

また、6月29日から学生・教職員及び家族、学内で働く関係者、先行接種者の合計1,200人を対象とした職域接種を3号館体育館にて開始しました。学内の医師免許を有する教員、看護師免許を有する教員、名寄市立総合病院からも医師派遣の協力を得て実施してきています。

2回目の接種を8月13日に終え、8月中旬から感染対策を十分講じながらサークル活動を再開し、9月の後期授業からは、可能な限り対面授業を増やすなど活気に満ちた学生生活を送れるよう取組を進めてまいります。

次に、生涯学習社会の形成について申し上げます。

市民文化センターの休館により中断していた名寄ピヤシリ大学の活動は、7月6日、道民カレッジと連携した公開講座の開催から再開しています。

6月21日から23日には、市民講座「みそ・こんにゃく作り教室」を開催しました。10人の参加者は米麴からのみそ作りを学びました。

次に、市立名寄図書館について申し上げます。

夏休みの企画として、「一日司書体験」「夏休みの工作」など、子ども向けの行事を開催したほか、北海道教育庁などが行う「本を読んでファイターズを応援しよう」キャンペーンに参加し、読書への関心を高めました。

「名寄市子どもの読書活動推進計画」については、本年度が第3次計画の最終年度にあたることから、第4次計画の策定作業を進めるため、7月21日に庁内策定委員会を立ち上げました。

さらに、8月18日には「市民ワーキンググループ」を組織し、これまでの子どもの読書活動に関する検証と今後の取組について検討しました。

次に、なよろ市立天文台について申し上げます。

6月22日から幼稚園児や保育園児を招いて、七夕の短冊の飾りつけイベントを行いました。プ

ラネタリウムでは、七夕にまつわる星々の投影や「名寄本よみ聞かせ会」の御協力により、紙芝居の読み聞かせを行い、子どもたちに楽しんでもらいました。

また、8月12日と13日には、ペルセウス座流星群観望会を開催しました。

天候に恵まれて、97人の来館者が流れ星を楽しみました。また、インターネット中継には13万アクセスがありました。

次に、家庭教育の推進について申し上げます。

7月18日に、家庭教育学級合同研修会「Bean's ピアノ&エレクトーンコンサートーおながくであそぼうー」を開催しました。会場のスポーツセンターでは14組39人、オンライン配信では3組7人の親子が、音楽や歌を通じて親子のコミュニケーションを深めました。

次に、生涯スポーツの振興について申し上げます。

スポーツ施設の整備については、水捌けが悪く利用に支障を来していた市営のテニスコートのグリーンサンドコートの暗渠整備工事を行い、競技環境の改善を図りました。

スポーツ振興事業については、Nスポーツコミッションが主催する第2期ジュニアスポーツアカデミーが7月8日に開校されました。今期は、北海道味の素株式会社からスポーツ栄養に関するサポートを受けるなど、内容の充実が図られています。

阿部雅司校長のもとで、小学生を中心とした11人のアカデミー生は、スポーツに関する知識を高めながら来年2月まで活動を行います。

また、スポーツによる市民の健康づくりについては、昨年に引き続き「健康」と「食」をテーマにしたイベント「街なかウォーキング」の定期開催を計画しており、第1回目は7月22日に開催されました。新たな取組として、なよろ観光まちづくり協会との共催による「街なかサイクリング」も同時に開催し、幅広い世代の市民が運動と

地元食材を使用したお弁当を楽しみながら健康づくりに取り組みました。

スポーツ大会の開催については、2年振りとなる「サンピラー国体記念サマージャンプ大会」が開催され、大会当日のみならず、直前合宿から多くの選手・コーチが本市を訪れました。

また、合宿推進事業の課題となっていた夏期のスポーツ合宿については、名寄地区サッカー協会、名寄高校サッカー部、名寄旅館組合の御協力をいただきながら、夏休み期間中に「2021高校サッカーフェスティバル in なよろ」を開催しました。

市内外から5校の参加があり、今後は参加者からの意見も伺いながら検証を行い、次年度以降、合宿誘致の拡大につなげてまいります。

次に、青少年の健全育成について申し上げます。

6月26日から27日にかけて、子ども会育成連合会と共催のリーダー養成事業「わくわく！体験交流会」が開催されました。参加した児童生徒15人は、大雪青少年交流の家で高校生シニアリーダーのサポートのもと、ウォークラリーなどのアウトドア活動を体験しました。

次に、青少年センターについて申し上げます。

7月26日に名寄警察署の協力を得て、北海道青少年健全育成条例に基づく立入調査を実施し、青少年に対して有害となる図書・DVD・刃物などの販売状況の確認やカラオケボックスにおける青少年深夜入場禁止の指導を行いました。

次に、地域文化の継承と創造について申し上げます。

7月5日に、市民文化センターEN-RAYホールにおいて、なよろ舞台芸術劇場実行委員会主催による本年度最初の公演「T-SQUARE 北海道サーキット2021」が開催されました。新型コロナウイルス感染症対策による座席数の制限はありましたが、来場者はプロの音楽に触れ、感動を共有しました。

次に、北国博物館について申し上げます。

7月22日から8月24日の期間中、特別展「カブトムシとクワガタムシ」を開催し、多くの子どもたちや家族で見学する姿が見られました。

また、夏休み体験講座として、8月6日に「名寄川水質調査」を開催しました。水生生物の観察を通じ、郷土の自然を伝える機会を提供しました。

最後に、固定資産税・都市計画税の課税誤りについて申し上げます。

市内1事業所の増築部分の構造について、鉄骨造と判定すべきところを鉄筋コンクリート造とした錯誤による課税誤りがございました。

本件につきましては、地方税法、名寄市税条例及び名寄市固定資産税過誤納金返還支払要綱の規定により「帰責事由が全面的に市に属するもの」となることから、納税者の不利益を救済するために、過大徴収となっていた平成12年度から21年間分の還付金、還付加算金など、合わせて1,047万2,808円を返還することを御報告申し上げます。

当該事業者様には、御迷惑をおかけしておりますことを心より深くお詫び申し上げます。また、市民の皆様のご信頼を損ねる形になりましたことに重ねてお詫び申し上げます。

本事案を重く受け止め、本定例会で、自身の責任の所在を明らかにさせていただきたいと思っております。

今後は、再発防止に向け、適正な事務処理に努めてまいりますので、御理解をいただきますようお願い申し上げます。

以上、主な行政事項について、その概要を申し上げます。

○議長（東 千春議員） 以上で行政報告を終わります。

○議長（東 千春議員） 日程第5 議案第1号 デジタル庁設置法及びデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを

議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第1号 デジタル庁設置法及びデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

本件は、デジタル庁設置法及びデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律が令和3年9月1日に施行され、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が改正をされることに伴い関係する条例3本を一括して改正をするため、本条例を制定しようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（東 千春議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第1号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

○議長（東 千春議員） 日程第6 議案第2号 名寄市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、議案第3号 名寄市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部

改正について、以上2件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第2号 名寄市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、議案第3号 名寄市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、一括して提案の理由を申し上げます。

本件は、国が定める特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、これら条例の一部改正をしようとするものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（東 千春議員） これより、議案第2号外1件の一括質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

これより議案第2号外1件の一括採決を行います。

議案第2号外1件は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第2号外1件は原案のとおり可決されました。

○議長（東 千春議員） 日程第7 議案第4号 名寄市病院事業の設置等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第4号 名寄市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

本件は、名寄市病院事業、名寄市立総合病院及び名寄東病院の年末年始の休診日について、地域住民の利便性の向上や関係機関との連携を高めることを目的に、国、道や多くの企業などの休日と同じく12月29日から翌年の1月3日までの6日間に変更するため、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（東 千春議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第4号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

○議長（東 千春議員） 日程第8 議案第5号 名寄市過疎地域持続的発展市町村計画についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第5号 名寄市過疎地域持続的発展市町村計画について、提案の理由を申し上げます。

本年4月1日施行の過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づく本市における過疎対策を推進するための計画について今般北海道との協議を経てまとめましたので、同法第8条第1項の規定に基づき市議会の議決を求めるものでございます。

なお、計画の概要につきましては、総合政策部長より説明をさせていただきますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（東 千春議員） 追加説明を石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） それでは、私から本計画の概要について申し上げます。

過疎対策につきましては、平成12年度から令和2年度までの21年間にわたって過疎地域自立促進特別措置法に基づき実施されてきたところですが、このたびは過疎地域の自立に向けて持続的発展を実現することが重要であるとの認識に立った上で、過疎地域が地域の実情に応じて実施する施策に対し特別措置を講じるため、新たに過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が制定されました。本計画は、新たな過疎法に基づき令和3年度から令和7年度までの5年間の計画期間として策定するもので、本計画に登載された事業については財政上の優遇措置が講じられるいわゆる過疎債、こちらを活用できることから、本市の最上位計画である総合計画に登載されている事業や今後のまちづくりに資する事業など幅広く掲載しているところであります。また、過疎対策の実効性を高めるために目標値の設定と達成状況の評価に関する事項、こちらの記載を盛り込むこととされたことから、総合計画及び総合戦略に登載している成果指標から過疎地域の持続的発展に資する成果指標を選定し、目標値として掲載したところであります。

なお、総合計画、総合戦略につきましては令和4年度までの計画であることから、今後策定予定の総合計画後期基本計画に登載された成果指標を

過疎計画の目標値として変更することを予定しております。

本計画の内容につきましては1、基本的な事項から13、その他地域の持続的発展に関し必要な事項までの13項目で構成しており、さきの議員協議会において御説明をさせていただきました内容から北海道との協議やパブリックコメントを経まして、一部文言修正を行った内容となっております。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（東 千春議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第5号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

○議長（東 千春議員） 日程第9 議案第6号 令和3年度名寄市一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第6号 令和3年度名寄市一般会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、各款にわたる臨時的経費を中心に補正をしようとするものでありまして、歳入歳出それぞれ1億591万9,000円を追加し、

予算総額を220億9,497万3,000円にしようとするものでございます。

補正の主なものを歳出から申し上げます。2款総務費におきまして賦課徴収費1,047万3,000円の追加は、固定資産税、都市計画税において建物構造の登録錯誤により過誤納が生じていることが判明したことから、地方税法並びに名寄市税条例、名寄市固定資産税過誤納金返還金支払要綱に基づく償還金を追加しようとするものでございます。

4款衛生費におきまして予防費2,401万円の追加は、新型コロナウイルスワクチン接種に際しワクチン接種に従事をする医師、看護師等の派遣委託料、事務員の時間外手当等の経費を追加しようとするものでありまして、財源についても同額を国庫補助金にて予算計上しております。

10款教育費におきまして文化財保護費1,760万円の追加は、当市の指定文化財である名寄教会会堂半地下階の改修工事に対し、名寄市文化財保護条例の規定に基づき経費の一部を補助しようとするものでありまして、財源については道補助金にて880万円の予算を計上しております。

次に、歳入について申し上げます。事業費の追加などに伴う特定財源を計上したほか、収支の調整を前年度繰越金で実施をしようとするものでございます。

次に、第2表、債務負担行為補正では、ふうれん地域交流センター南側にJA道北なよろが整備をした駐車場の整備費の一部を負担することにより、イベント開催時等における駐車場不足に対応しようとするものでございます。

第3表、地方債補正は、臨時財政対策債について限度額を変更しようとするものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（東 千春議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

佐久間誠議員。

○4番（佐久間 誠議員） それでは、議案第6号、3ページ、2款総務費、2項徴収費、補正額1,047万3,000円について、これ10ページ及び11ページの総務費の2項徴収費、1目賦課徴収費に関してであります。これ先ほど報告の中の最後で、行政報告の最後で加藤市長が触れられておりました市内店舗の課税徴収の誤りについて21年間で約1,000万円固定資産税の課税徴収に誤りがあったということでの利息分含む返金と理解しておりますが、こうなった、この課税誤りに至った原因と発覚の経過についてお伺いいたします。

○議長（東 千春議員） 宮本市民部長。

○市民部長（宮本和代君） 本件の課税誤りの原因につきましては、登記では鉄筋コンクリート造と表記をされておりまして、北海道の評価通知書では鉄骨造と表記に違いがある状況となっております。この場合、課税を行う際には北海道の評価通知書に基づきまして鉄骨造と課税するのが、登録するのが適正となっておりますが、今回は登記簿に基づいて誤って登録したことが原因となっております。

また、21年間これまで発覚しなかった原因につきましては、家屋評価では途中で用途や課税面積が変わることはございますが、構造が変更されるというのは登記事項に変更が生じた場合に限りられておりまして、ほとんどが当初賦課のまま据え置かれているといった状況となっております。今回発覚しましたのは、今年の7月に当該事業所の税理士法人のほうから固定資産評価審査申出書の提出を受けまして、調査を行いましたところ、誤りが判明した状況となっております。

○議長（東 千春議員） 佐久間議員。

○4番（佐久間 誠議員） 今部長の御答弁で鉄筋コンクリート造りのものが鉄骨造りであったということや、それから固定資産課税評価審査申出書、これが送付されたというようなことで発覚に至ったという内容について理解をいたしました。

それで、21年前の当時の市の担当者のミスでありますけれども、この課税徴収の誤りが判明して、やはり市民の信頼が揺らぐことにつながっていくというようなことで、同じようなケースがほかにもないのかどうか。特にこの問題を受けて、例えばサンプル的に抽出して何か確認をすることとかできないものかどうかという疑心暗鬼の点も残るわけでありまして。それで、再発防止に向けた今後の対策について周知されたことや、あるいは話し合われたことなどがあれば、お伺いしたいと思っております。

○議長（東 千春議員） 宮本市民部長。

○市民部長（宮本和代君） 今回の事例を踏まえまして、同じような客体160体について再調査を行っております。その中では、同様の税額変更にあたる事案はないということを確認しております。また、今後の再発防止という点につきましては、現在は家屋評価システムが導入されておりまして、北海道からの通知書をもって課税情報の入力を行うこととしておりますので、登記と異なる場合には道税事務所などに確認を行いまして、入力、決定をしております。また、内部マニュアルは作成しておりますが、今回のことを踏まえまして新たに台帳登録の考え方というのを明文化し、見解の統一を図ってまいりたいと考えております。

○議長（東 千春議員） 佐久間議員。

○4番（佐久間 誠議員） 分かりました。

それぞれ再調査などもやられているということではありますが、最後になりますけれども、こうした固定資産税の徴収ミスというのはほかの自治体にも起きていることでありまして、例えば直近で近隣の自治体でも路線価の入力ミスによるものについてもこれは報道されておりました。これは、業務は担当者が一人で行っていたことなどが新聞報道で明らかになっているわけでありまして。それで、これまで総務省では課税事務の検証、固定資産評価委員及び補助員の専門知識及び能力の向上、納税者への情報開示の推進、固定資産評価委員会

の組織運営の中立性の確保などの対策を取るよう過去に総務省通達の中で示しているところがありますが、釈迦に説法のきらいはあるわけでありまして、この原則的なところからぜひ誤りのないように担当のところでも点検をいただきたいということをお述べまして、終わります。

○議長（東 千春議員） 川村幸栄議員。

○10番（川村幸栄議員） ただいまの2款総務費、賦課徴収費の市税還付に関してお尋ねをしたいと思います。

今御説明がありました。この21年間そのまま見過ごしてしまったというところがやはり市民の方からも声が出ているところでもあります。それで、今御説明がありましたけれども、例えばその途中で点検する機会はなかったのかなというふうな思いがあります。というのは、例えば課税台帳の保管、10年というふうに言われています。その後廃棄すると言われてはいますが、当市においてはどのようにされているのか、それをお聞きしたいと思います。こういった一区切りがついたときの点検も必要だったのではないかなというふうに思いますし、今佐久間議員からもありましたように、過大徴収の事例というのは他市でもあるというふうに報道もされています。そのときに当市ではどうなのかというチェックをしてみる、そういった機会もあったのではないかなというふうに私は考えるのですが、その点についてどのようにお考えでしょうか。

○議長（東 千春議員） 宮本市民部長。

○市民部長（宮本和代君） チェックする機会がなかったのかという御質問をいただきました。先ほど申し上げましたように、なかなか、今回は特に構造の部分ということで間違いがあったということで、課税面積ですとか用途の関係ですと確認をする機会というのがございますけれども、構造についてはどうしても初めに登録してしまったのがそのまま残ってしまい、確認の機会がなかったという部分では大変申し訳なく思っております。

また、資料につきましては、私どものほうでは名寄市のほうで条例に基づき返還要綱を持っておりまして、これまでの説明にもございましたように、帰責事由が市にある場合については全額返還するという部分がございますことから、長期にわたって保存はさせていただいております。

○議長（東 千春議員） 川村議員。

○10番（川村幸栄議員） 今ちょっと最後のほうが聞き取りにくかったのですけれども、課税台帳は長期にわたって保存はしていないというふうにおっしゃったのですか。保管が10年ということとその後廃棄というふうに、いろいろ調べたらそういうふうにはなっていて、当市がどうなっているのかちょっと確認できなかったのですが、その点をもう一回お聞きをしたいというふうに思うのです。

それで、21年間、この要綱でいうと市側が全面的にというときには20年という期間も超えていいのだというふうな書き方をされてきました。この部分について市民の方の中にも例えば、今回は事業所さんということもありまして、税理士さん等がいらっしゃっていて、詳しい方がいて分かったのかもしれない。ただ、個人であったらばどうだったのかというような、そんな不安の声もあります。なかなか資料を保管しておけないというのがあります。そういった部分でのお考えをお聞かせいただきたいと思えます。

○議長（東 千春議員） 宮本市民部長。

○市民部長（宮本和代君） 先ほどの資料の関係につきましては、本市の返還支払い要綱に基づきまして全額返還するということになっておりますので、資料は保管しております。

また、今回事業所について20年以上にわたる返還という部分になりましたけれども、これが一般の方がというケースにつきましては全く同じ考え方となっておりますので、御理解お願いいたします。

○議長（東 千春議員） 川村議員。

○10番（川村幸栄議員） 保管しているというふうに確認させていただきました。ということは、例えば個人の方が調べてもらいたい、どうなのだろうかと不安に思ったときには調べていただくことが可能というふうに受け止めていいのだというふうには私は思ったのですけれども、それでいいのかどうか最後にお答えをいただきたいと思えます。先ほど佐久間議員の質疑の中でもありました市長からの報告の中でも、今後適正な事務処理に努めていくというふうにおっしゃっていただきました。本当にここ数年来やはり信頼を損なうことが度々あった中でありますので、今後の対応を強く求めて、終わりたいと思えます。お答えください。

○議長（東 千春議員） 宮本市民部長。

○市民部長（宮本和代君） 知る機会といえますか、市民の方のほうに毎年納税通知書をお送りしております。その中には課税明細書が入っております。金額ですとか構造ですとか年数ですとか、そういった情報が全て入っております。その後縦覧期間ということでその内容に不満、不服ですとか不審な部分がある場合にはこちらのほうに、担当のほうに御連絡いただいたり、お話しただければ、私どものほうで確認をさせていただくような流れになっておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（東 千春議員） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第6号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。
よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

○議長（東 千春議員） 日程第10 議案第7号 令和3年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第7号 令和3年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、直診勘定におきまして歳入歳出それぞれ560万円を追加し、予算総額を2億2,075万5,000円にしようとするものであります。

補正の内容を歳出から申し上げます。1款総務費におきまして一般管理事業費460万円の追加は、新型コロナウイルスワクチン接種に際し医師、看護師への報酬、ワクチン接種に係る往診等の業務に使用する車両の更新費用を追加しようとするものでございます。

2款医業費におきまして医療用消耗機材整備事業費100万円の追加は、ワクチン接種に係る診療材料等の購入費用を追加しようとするものでございます。

次に、歳入について申し上げます。1款診療収入におきましてワクチン接種業務委託金を計上し、4款繰入金にて収支の調整を図ろうとするものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（東 千春議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。
これより採決を行います。

議案第7号は承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。
よって、議案第7号は承認することに決定いたしました。

○議長（東 千春議員） 日程第11 議案第8号 令和3年度名寄市介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第8号 令和3年度名寄市介護保険特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、保険事業勘定におきまして歳入歳出それぞれ1,516万4,000円を追加し、予算総額を27億1,537万8,000円に、サービス事業勘定・名寄におきまして歳入歳出それぞれ381万2,000円を追加し、予算総額を3億7,600万8,000円にしようとするものでございます。

補正の内容を保健事業勘定の歳出から申し上げます。6款諸支出金におきまして令和2年度介護給付負担金等の精算に伴う返還金などとして1,516万4,000円を追加し、歳入では9款繰越金におきまして1,516万4,000円を追加し、収支の調整を図ろうとするものでございます。

続きまして、サービス事業勘定・名寄について歳出から申し上げます。清峰園におけるICT導入事業実施に伴い、2款事業費におきまして委託料を381万2,000円追加をし、財源につきましては同額を一般会計繰入金にて予算を計上しようとするものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（東 千春議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第8号は承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第8号は承認することに決定いたしました。

○議長（東 千春議員） 日程第12 議案第9号 令和3年度名寄市食肉センター事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第9号 令和3年度名寄市食肉センター事業特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ2,062万5,000円を追加し、予算総額を8,414万2,000円にしようとするものであります。

補正の内容を歳出から申し上げます。1款衛生費におきまして食肉センター管理事務費2,062万5,000円の追加は、設備の老朽化と近年体格の大型化が進んでいる牛への対応のためスタンディングボックスを更新しようとするもので、財源につきましては一般会計繰入金を計上しております。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（東 千春議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第9号は承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第9号は可決することに決定いたしました。

○議長（東 千春議員） 日程第13 議案第10号 令和3年度名寄市病院事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第10号 令和3年度名寄市病院事業会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、新型コロナウイルス感染症対策として必要な医療機器等について老朽化等に伴い更新を行うものでございます。

1款病院事業収益では、医業外収益におきまして新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金事業により補助金で1億5,463万5,000円を追加しようとするものでございます。

2款病院事業費用では、医業費用におきまして防護具等の調達により材料費を1,059万3,000円、感染症対策費用として経費で386万9,000円を追加しようとするものでございます。

3款資本的収入におきまして企業債で7,240万円、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援

交付金事業により道補助金で1億3,814万6,000円を追加しようとするものでございます。

4款資本的支出において血管撮影装置の更新等により資産購入費で1億7,114万7,000円、施設費で1,263万1,000円を追加しようとするものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（東 千春議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第10号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

○議長（東 千春議員） 日程第14 議案第11号 令和2年度名寄市一般会計決算の認定について、議案第12号 令和2年度名寄市国民健康保険特別会計決算の認定について、議案第13号 令和2年度名寄市介護保険特別会計決算の認定について、議案第14号 令和2年度名寄市食肉センター事業特別会計決算の認定について、議案第15号 令和2年度名寄市後期高齢者医療特別会計決算の認定について、議案第16号 令和2年度名寄市立大学特別会計決算の認定について、議案第17号 令和2年度名寄市病院事業会計決算の認定について、議案第18号 令和2年度名寄市水道事業会計決算の認定について、議案第19号 令和2年度名寄市下水道事業会計決算の認

定について、以上9件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第11号から議案第19号までの令和2年度名寄市一般会計決算、各特別会計決算、病院事業会計決算、水道事業会計決算及び下水道事業会計決算の認定について、一括して提案の理由を申し上げます。

各会計の決算につきましては、議案第11号から議案第16号までは令和3年5月31日、議案第17号から議案第19号は令和3年3月31日をもってそれぞれ出納を閉鎖し、決算を行いましたので、地方自治法第233条第3項及び地方公営企業法第30条第4項の規定により議会の認定に付すものでございます。

なお、細部につきましては別途御説明をさせていただきますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（東 千春議員） お諮りいたします。

議案第11号外8件は、本会議質疑を省略し、全議員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査したいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第11号外8件については、全議員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査をすることに決定いたしました。

ただいまの決定に基づき、決算審査特別委員会の委員に全議員を指名いたします。

正副委員長互選のため暫時休憩いたします。

休憩 午前11時37分

再開 午前11時44分

○議長（東 千春議員） 再開いたします。

正副委員長の互選が行われましたので、結果を報告いたします。

決算審査特別委員会委員長に山崎真由美議員、副委員長に今村芳彦議員、以上であります。

○議長（東 千春議員） 日程第15 議案第20号 特別職の職員の給与の特例に関する条例の制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第20号 特別職の職員の給与の特例に関する条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

本件は、市内企業において平成11年度に増築をされた家屋について建物構造の判定の錯誤により過誤納金を返還することとなりました。今後におきましては再発防止に向けて適正な事務処理に努めていくとともに、本事案を重く受け止め、執行責任者として私の給料月額の特例措置を提案するものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（東 千春議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第20号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

○議長（東 千春議員） お諮りいたします。

議事の都合により、明日9月1日から9月14

日までの14日間を休会としたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

よって、明日9月1日から9月14日までの14日間を休会とすることに決定いたしました。

○議長（東 千春議員） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれもちまして散会といたします。

お疲れさまでした。

散会 午前11時46分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名議員とともに署名する。

議 長 東 千 春

署名議員 高 野 美 枝 子

署名議員 黒 井 徹

令和3年第3回名寄市議会定例会会議録
開議 令和3年9月15日（水曜日）午前10時00分

1. 議事日程

日程第1 会議録署名議員指名
日程第2 一般質問

書 記 石 橋 恵 美
書 記 加 藤 諒

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員指名
日程第2 一般質問

1. 説明員

市 長 加 藤 剛 士 君
副 市 長 橋 本 正 道 君
教 育 長 小 野 浩 一 君
総 務 部 長 渡 辺 博 史 君
総 合 政 策 部 長 石 橋 毅 君
市 民 部 長 宮 本 和 代 君
健 康 福 祉 部 長 小 川 勇 人 君
経 済 部 長 白 田 進 君
建 設 水 道 部 長 東 聡 男 君
教 育 部 長 木 村 睦 君
市 立 総 合 病 院 院 長 岡 村 弘 重 君
市 事 務 部 長 水 間 剛 君
市 立 大 学 学 長 廣 嶋 淳 一 君
こ ども ・ 高 齢 者 支 援 室 長 田 畑 次 郎 君
産 業 振 興 室 長 佐 藤 美 香 君
上 下 水 道 室 長 鈴 木 康 寛 君
会 計 室 長 鹿 野 裕 二 君
監 査 委 員

1. 出席議員（18名）

議 長 18番 東 千 春 議員
副 議 長 11番 佐 藤 靖 議員
1番 富 岡 達 彦 議員
2番 倉 澤 宏 議員
3番 山 崎 真 由 美 議員
4番 佐 久 間 誠 議員
5番 三 浦 勝 秀 議員
6番 今 村 芳 彦 議員
7番 五 十 嵐 千 絵 議員
8番 遠 藤 隆 男 議員
9番 清 水 一 夫 議員
10番 川 村 幸 栄 議員
12番 高 野 美 枝 子 議員
13番 高 橋 伸 典 議員
14番 塩 田 昌 彦 議員
15番 東 川 孝 義 議員
16番 山 田 典 幸 議員
17番 黒 井 徹 議員

1. 欠席議員（0名）

1. 事務局出席職員

事 務 局 長 伊 藤 慈 生
書 記 開 発 恵 美

○議長（東 千春議員） ただいまの出席議員数は18名であります。定足数に達しております。直ちに本日の会議を開きます。

○議長（東 千春議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第87条の規定により、

10番 川村幸栄議員

16番 山田典幸議員

を指名いたします。

○議長（東 千春議員） ここで、8月31日の本会議における私の発言を訂正いたします。

議案第7号、8号、9号で原案のとおり決定することに異議がないかをお諮りするところを承認することに異議がないかとお諮りするとともに、議案第7号、8号で原案のとおり可決されましたと宣告するところを承認することに決定いたしましたと宣告しましたので、それぞれ訂正をさせていただきます。申し訳ございませんでした。

○議長（東 千春議員） 日程第2 これより一般質問を行います。

通告順に従い順次発言を許します。

総合計画（第2次）中期基本計画の達成度と今後の展開について外2件を、佐久間誠議員。

○4番（佐久間 誠議員） おはようございます。議長から御指名いただきましたので、通告順に従い、大項目3点について質問いたします。

まず、大項目の1、総合計画（第2次）中期基本計画の達成度と今後の展開についてお伺いいたします。小項目1、KPI指標における特徴と事業費について。総合計画では、KPI、成果指標を定めるとともに、数値目標の検証で進捗管理が行われており、2019年から2022年までの中期基本計画についてもそれぞれ取りまとめられております。そこで、中間点検から見えた中期基

本計画のKPI指標についてどのように総括されているか特徴点について伺うとともに、事業費について概算予算として約250億7,600万円余の財政計画を立てているわけですが、予測どおりに進んでいるかどうかについてお伺いいたします。

小項目2、コロナの影響等による総合計画見直しの方向性について。新型コロナウイルス感染症という危機事案の発生により、様々な分野における影響や世界的な人や物の流れが制限されるなど、経済、社会情勢の変化や新たな課題への対応などが求められてきています。本市の総合計画（第2次）もコロナ以前の2017年に策定され、中期基本計画もコロナの影響が顕著になる前に策定されていることから、名寄市総合計画（第2次）について修正や追加する施策などの考え方、見直しの方向性について伺います。

次に、大項目2の高校の魅力化推進に関わる地域構想の現状について、小項目1、魅力化推進委員会と統合推進委員会の議論状況について。魅力化推進委員会と統合推進委員会の議論状況についてどのような議論がなされているか、また議論内容はどのような形で道教委に反映されるのか。高校統合で、新設校では普通科4、情報技術科1となり、単位制が導入される予定と伺っておりますが、全日制普通科単位制は既に確定されているかどうか。例えば総合学科や普通科フィールド制などの選択肢はないのかどうかお知らせください。

小項目2、既存周辺施設、名農キャンパス、圃場、緑丘遊水地を生かした環境整備について。高校の魅力を高めるには、どんな教育目標を持って学校運営が行われているのかと併せ、学ぶ施設や周辺の環境整備もどのように充実しているかなど、その魅力をアピールしていくことも重要な視点ではないかと考えるところであります。名寄高校駅もそのポイントの一つだと思いますが、今後2校が集約され1校となり、手狭になることを考えたときに、酪農科学科が活用していた名農キャンパ

ス、圃場について新設校カリキュラムでの特別講義や実習等での活用や17線から18線の線路沿いに続く緑丘遊水地を環境整備し、通常時において市民も利用できる運動広場とするなどの考えはないかどうか伺います。

次に、小項目3、名寄高校キャンパスの今後の増改築計画について。新設校となり、令和5年開校予定の名寄高校キャンパスの今後の増改築計画について、スケジュール感など知り得る範疇でお知らせいただきたいと思います。

大項目3、脱炭素社会を目指す本市の姿勢について、小項目1、国の動き、北海道の動きと本市としての考え方について。この夏の猛暑や全国で発生する集中豪雨による水害など、温暖化、異常気象の加速などを受けて、脱炭素社会に向けた国の動き、北海道の動きも本格化してきています。本市においても第3次名寄市地球温暖化防止実行計画、平成29年から令和3年を策定し、名寄市の事務事業に係るCO₂排出量削減に向けて努力されているところでありますが、国の動きや北海道の動きをどのように見てられるか。また、脱炭素社会を目指して本市としての取り組む姿勢について伺います。

小項目2、再生可能エネルギーへの転換をどのように構築するか。北海道は、北海道水素社会実現戦略ビジョンを2016年に策定し、令和2年12月には水素サプライチェーン構築ロードマップ（改訂版）を新たに示し、ゼロカーボン北海道の実現を目指すとしています。具体的には市町村と連携して、水素利用機器の導入促進、地域特性を生かした水素利用の展開を図るとし、家庭用燃料電池、エネファームについて2030年、道内における全世帯の1割程度の普及を目指すこととしています。また、国においては、環境省が地域脱炭素ロードマップを策定し、絵姿、目標として政府及び自治体の建築物及び土地では、2030年には設置可能な建築物等の約50%に太陽光発電設備が導入され、2040年には100%導入

されていることを目指すとしています。再生可能エネルギーへの転換を本市ではどのように構築するか。事業所や一般家庭への普及啓発、転換支援制度の創設など、国や北海道の数値目標に合わせて年次ごとにどのように取り組んでいくか所見について伺いし、以上壇上からの質問といたします。

○議長（東 千春議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） おはようございます。佐久間議員からは大項目で3点にわたりご質問いただきました。大項目の1及び3については私から、大項目2については教育部長からの答弁となりますので、よろしく願いいたします。

初めに、大項目1、総合計画（第2次）中期基本計画の達成度と今後の展望について、小項目1、KPI指標における特徴と事業費について申し上げます。2019年度から2022年度までを計画期間とする名寄市総合計画（第2次）中期基本計画から重点プロジェクトに加えて全ての主要施策に成果指標、KPIとして数値目標を定め、検証による進捗管理を行うことが可能となる実効性のある計画としております。中期基本計画が折り返しを迎えたことから、成果指標、KPIについて取りまとめを行い、結果について名寄市総合計画審議会でご報告を行い、中間検証をいただいたところです。重点プロジェクトの達成率は53.8%、主要施策を合わせた全体の達成率は31.4%となっております。コロナ禍において経済元気化プロジェクトに関係するものを中心に令和2年度で未達成となったものもありますが、多くの事業が目標年度を令和4年度としており、これまで着実に事業が進捗しているものもあること、さらにコロナ終息後の達成に向けた準備を進めているものも多くあることなどから、引き続き成果指標、KPIの達成に向けた取組を進めてまいりたいと考えております。

名寄市総合計画（第2次）中期基本計画の事業費については、基本構想に掲げる将来像の具現化

に向けて各主要施策ごとに展開する個別事業を実施計画事業として積み上げたものであり、毎年度ローリングにより進捗状況などを確認するとともに、行政評価による検証を行い、必要な見直しをしております。その結果、名寄市総合計画（第2次）中期基本計画策定当初は事業費を計上していなかった市立保育所整備事業や畜産クラスター事業などの事業実施、新規事業として名寄高校駅設置事業や市税等キャッシュレス決済、コンビニ収納導入事業などを新たに登載したことから、昨年度ローリング後の事業費は策定当初から36億円余り事業費が増加しておりますが、国、北海道の交付金などを活用することで一般財源の圧縮も同時に図っているところです。また、総合計画実施計画事業を実施する上で財源の裏づけが必要不可欠となることから、毎年度総合計画ローリングと併せて中期財政計画も見直しを行うことで、計画の実効性を高めており、引き続き総合計画の適正な進捗管理に努めてまいります。

次に、小項目2、コロナの影響等による総合計画見直しの方向性について申し上げます。本市の総合計画は、市政全般にわたる総合的な振興、発展を目的とするものであり、目指すべき将来像や目標などを定める10年間の基本構想、その実現に向けた取組の方向性や具体的な施策、重点プロジェクトをまとめた4年間の基本計画、施策を具現化するために取り組む個別事業まとめた毎年度見直しを行う実施計画の3層構造で構成しております。新型コロナウイルス感染症の影響が基本構想で定めた将来像の具現化に向けた事業の進捗にも影響を及ぼしていることは認識しておりますが、実施計画の枠組みの中で毎年度実施している行政評価やローリングによりPDCAサイクルを回し、必要な見直しを図るとともに、国の地方創生臨時交付金を活用した事業を新たに実施計画事業に登載するなど、コロナ対策及びコロナ終息後を見据えた取組も併せて進めてきております。このことから、実施計画の中で対応を図り、事業について

は予算審議をいただきながら進めてまいりたいと考えております。

次に、大項目3、脱炭素社会を目指す本市の姿勢について、小項目1、国の動き、北海道の動きと本市としての考え方、小項目2、再生可能エネルギーへの転換をどのように構築するかについて一括して申し上げます。2015年12月に合意されたパリ協定において、産業革命からの平均気温上昇幅を2度未満とし、1.5度に抑えるよう努力するとの目標が示され、日本においては昨年10月に2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言し、同年12月に経済と環境の好循環をつくるグリーン成長戦略を策定、加えて本年4月に2030年の温室効果ガス排出削減目標を2013年度比46%減少と新たな中間目標を掲げ、地域脱炭素ロードマップを策定し、地方自治体のエネルギー転移を推進する考えを示しています。また、北海道においては、昨年3月に気候変動問題に長期的な視点で取り組むため、2050年までに温室効果ガス排出量の実質ゼロを目指す、このことを表明し、本年3月に北海道地球温暖化対策推進計画（第3次）、北海道省エネルギー・新エネルギー促進行動計画（第Ⅲ期）を策定、さらに8月、ゼロカーボン推進局を新設し、ゼロカーボン北海道の実現に向けて体制の強化を図っております。

本市においては、名寄市総合計画（第2次）の基本目標Ⅲ、自然と調和した環境にやさしく快適で安全なまちづくりにおいて主要施策に環境との共生を掲げ、複雑化、多様化する環境問題に対応するため、総合的に施策を推進することとしております。平成24年度に新エネルギーの導入、省エネルギーの推進により二酸化炭素の排出量の削減を図る名寄市新エネルギー・省エネルギービジョン、平成26年度には低炭素で持続可能なコンパクトなまちづくりを目指す低炭素まちづくり計画、平成29年度には公共施設における温室効果ガスの排出量の削減に取り組む、第3次名寄市地

球温暖化防止実行計画（事務事業編）を策定しております。地球温暖化防止実行計画につきましては、今年度までの計画期間となるため、改定作業を進めているところです。

再生可能エネルギーの普及推進には、市民一人一人が地球温暖化問題やエネルギー問題を自らの地域の問題として認識することが必要であることから、市内イベントなどにおいて燃料電池自動車普及啓発展示ブースを開設するなど、一般市民に向け普及啓発を行ってきたところであります。

現在王子マテリア名寄工場の撤退に伴う敷地の利活用として、対策本部において再生可能エネルギー、物流、防災拠点化、IoTデータセンターの3本柱の具現化に向け努力をしております。今後王子敷地での再生可能エネルギーの事業などが具現化した際には国や北海道と協調し、本市においても豊かな自然や地域環境を生かした再生可能エネルギーの導入など、グリーン成長戦略や2050年カーボンニュートラルに向けた施策により、地域や産業の活性化につなげる取組を検討してまいります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（東 千春議員） 木村教育部長。

○教育部長（木村 睦君） 私からは大項目2、高校の魅力化推進に関わる地域構想の現状について、小項目1、魅力化推進委員会と統合推進委員会の議論状況について申し上げます。

名寄高校と名寄産業高校が再編統合する新設校は、設置者が北海道教育委員会であるため、再編統合に向けた様々な事項については、名寄高校と名寄産業高校の先生方で構成される統合推進委員会で検討を行い、その結果を踏まえて道教委が新設校の設置を行うこととなっております。本市においては、この間市内高校の今後の在り方について在り方検討会議の中で十分に協議、検討いただき、現在は名寄市内高等学校魅力化推進委員会にて市内高校のより一層の魅力化向上を目指す取組を行ってきているところです。

こうした本市の取組や新設校づくりを進めていく上で、学校と地域の連携、協働が必要であるため、統合推進委員会において両高校の生徒及び魅力化推進委員会との合同拡大会議が企画されました。8月4日に開催された第1回目の合同拡大会議では、名寄市唯一の高校となる新設校のコンセプトについてグループごとにキーワードを出し合うなどの意見交換を行い、次の合同会議でこのキーワードについて掘り下げていく予定となっております。

合同拡大会議は、この後年内に数回開催予定であり、その検討結果や内容を統合推進委員会でまとめ、道教委へ報告することになりますが、道教委においても統合推進委員会のみならず、地域や高校生の意見も反映された検討結果であることを十分に踏まえ、新設校の設置に向け取り組んでいただけるものと考えております。

また、新設校の学科は、普通科4学級、情報技術科1学級とすること及び生徒の多様な興味、関心や進路希望等に応じた主体的な学習が可能となるよう両学科に単位制を導入することについては確定事項であり、総合学科や普通科フィールド制の選択肢はないものとなります。

次に、小項目2、既存周辺施設を生かした環境整備について申し上げます。再編統合される新設校においては、名寄高校駅の整備による利便性の向上や現名寄高校に施設が集約されることでキャンパス間の移動がなくなり、教職員や生徒間の一体感が増すこと、さらには開校後になりますが、実習棟が現名寄高校敷地内に整備されることから、こうした施設や周辺環境の充実の魅力はアピールできる要因の一つとして考えられます。一方で名寄産業高校酪農科学科が活用されている名農キャンパスや圃場については、酪農科学科の廃止に伴い、新設校においては活用の見込みがないものと想定されます。また、豊栄川上流遊水地につきましては、施設管理者は北海道であること、また本遊水地は市街地の浸水被害防止を目的とすること

から、教育部はもとより庁内の他部においても現状活用する見込みはございませんので、御理解願います。

次に、小項目3、名寄高校キャンパスの今後の増改築計画について申し上げます。新設校に関わる今後の増改築計画については、本年度から来年度にかけて実習棟増築などの設計業務を行い、令和4年度に地盤調査の実施、そして令和5年度から実習棟増築工事や外構工事を実施する予定であると道教委のほうから伺っております。

以上私からの答弁とさせていただきます。

○議長（東 千春議員） 佐久間議員。

○4番（佐久間 誠議員） それぞれ御答弁いただきましたから、順を追ってそれぞれ再質問をしたいと思っております。

まず、総合計画の関係であります。先ほどお答えいただいたわけですが、達成した44事業の事業費の関係について再度お伺いしたいわけですが、先ほどの御答弁の中では新規事業を含めて36億円の増加だという御報告だったと思っております。また、新規事業については、それぞれ国や道の補助金など圧縮をし、適正な進捗管理状態にあるという御答弁だったと思うのですが、特に私心配しているのは、達成した44事業費の中で特に原材料費等については、これは現下の状況の中で発注控えなどもあり、それほど高騰は見られていないわけですが、ただ人件費等について調べてみますと、労務単価、計画当初の平成29年比ですけれども、これは国交省調査で全国平均で9.8%高騰していると、こういう状態になっております。それとまた、原油価格も近年値上がりしております。こうした中で達成した事業費について今後ますます予算の範疇で収まらなくなっていく気はないか、懸念はないのかということであります。

それで、残り100事業ほど今後計画がされているわけですが、先ほどの御報告の中の36億円の中の内訳でありますけれども、オ

ーバーしたものの内訳、新規事業に係る部分だとかそういうのは余分にかかるというのは分かりますけれども、そのほかの増加要因について少し分かりやすく御説明いただければ大変ありがたいと思うのですが、それで今後の100の事業について計画どおり進捗できるかどうか、この見直しについてどのように検討されているかお伺いしたいと思います。

○議長（東 千春議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） まず、労務単価とか、それから燃料単価とか、変動性のある固定的な経費ではない部分の変動についての対応ですけれども、御指摘のとおり、それは例えばこれから値上がりしたりとかと、季節的なものもあろうかと思っておりますけれども、そういった部分で年間を通して御承認いただいた予算の中でどうしても用意できないような、その予算に収まらない場合にはその都度補正予算という形でお諮りさせていただくという形になりますので、総合計画のローリングの中での事業費への大きな影響というのは、毎年度の見直しの中で、そのタイミングで必要があれば増額して今後の見直しを立てていくということになりますので、そこについてはそのような動きでこれまでもきているのかなというふうに考えております。

それから、ローリングのないような今回の新規の増加分ということでお問合せですけれども、これも今終えたばかりで、これから精査をさせていただいて、例年どおり4定前に、去年は11月30日に議員協議会の中で資料を整理させていただいて、お示しをさせていただいておりますので、いま一度ちょっとお時間をいただきたいということになっておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（東 千春議員） 佐久間議員。

○4番（佐久間 誠議員） 増加分については、今後の精査ということでは理解しました。また随時

出していただければと思っております。

名寄市は、本市はこれまで一定額の基金を残して積み立てて、特に老朽化の高い施設について予算計上して備えてきたというふうに思っておりますから、この辺りの基金として残してきたお金は一定程度準備をしていますが、それぞれ原材料費の高騰だとか労務単価の高騰だとか、当初予算の中で果たしてそれが実現できていくのかどうかという、それぞれ総合計画も財政予算つけておりますから、その辺りの心配事も少しあったものですから、改めてお聞きをした話であります。

それで、今回KPI指標についてそれぞれやられた中で総括されていると思うのですが、特にコロナの影響を受けているKPI事業について40事業ということで、結構の大きな影響を受けているわけではありますが、かいつまんでこの影響の傾向についてお知らせいただきたいと思っております。それとあわせて、考えられている代替事業などについて、対策などについてそれぞれお話しされているところがありましたらお聞きをしたい、お知らせいただきたいと思っております。

○議長（東 千春議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） まず、KPIに関するコロナの影響を受けている事業ということですが、おおむねイベント系、それから入り込みの数とか観光系にまつわるもの、それからスポーツ合宿受入れ人数であるとか、あと地域の皆様方の活動によって支援させていただいているまちづくり推進の補助金の交付件数であるとか、それからセミナー系、やはりイベント系がなかなか開催できずにいたといったことで、ここについては数字が達成の域まではいかなかったといったようなものの積み上げが主なものとなっております。

その対策ということで何かというお話でしたが、現状やはり今このような状況ですっきりと感染の予防というか、この対策期間の中でしっかりとここは我慢するときということで、この後

元の活動を皆さん方にしっかりと提供していき、そしてイベントもできるように体制を整えられるようになりまして、また元の生活に戻していければというふうに考えておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（東 千春議員） 佐久間議員。

○4番（佐久間 誠議員） 今部長のほうからもありましたけれども、特にイベント系での入り込み数だとかそれが減っているだとか、あるいは観光におけるところの影響、様々お話をあります。今我慢のときであるということもあったわけですけれども、次の再質問に移りたいと思うのですけれども、それぞれ影響の出ているところというのはお知らせいただきました。それで、コロナの影響等による総合計画の見直しの方向性ということで先ほどお伺いしたわけですが、いつもの我慢であれば、これは我慢も例えば市民のあたりも通用すると思うのですけれども、特に今公共施設なんかも緊急事態宣言を受けて屋内施設については出入りを閉じているということで、かなり市民のところでは鬱屈とした不満が蓄積されていると。やっぱり外に出て体を動かさないといえども、もちろん屋外の施設については開放しているわけですが、

それで、コロナの影響等による総合計画見直しの方向性ということで私お尋ねしたのは、北海道の中でもコロナの影響における見直しについて着手しているところがありますので、本市としても総合計画について先ほど述べましたようにそれぞれコロナが顕在化する以前のところの計画で、もちろん部長のおっしゃるようなローリングだとか、毎年毎年の見直しというところは分かるのです。しかしながら、特にこれだけの危機事案の発生で、様々な事業に影響が及んでいること、課題の顕在化、あるいは世界的な人的な、あるいは物流などに対する抑制ということで、コロナが我慢してすぐ終わるものだったら別なのですが、私もワクチン2回打って少し安心しましたけれども、しかし

ながら次々と心配事があると。新たなデルタ株だとか、そういったものの発生などもあって、終息の見通しがやっぱり今のところ立たないみたいな形、もちろん重症化リスクは少しずつなくなっているわけですが、そこら辺の心配事もあるものですから、それとあわせて別にコロナで改めて発見された地方のよさみたいなものもまた出てきていると思うのです。例えば過密、密は駄目だということで強く言われておりますけれども、過疎過ぎるのは駄目ですけれども、まばらなのはよいことだと、過疎の疎はいいことだということ。それから、寒さなども、今年の熱波と言われるような猛暑の中で、改めて寒いということもこれまた貴重なところもありますよねということで、その地方の優位性なども改めて見直されているところなどもありますから、こんなところも追加、あるいは補正、追加、補強、修正ここら辺について盛り込んでみてはどうかなというふうに思っているわけですが、特に災害対応の課題なんかもまた一方で出ておりますし、そこら辺についてもう一度御答弁をお願いしたいと思います。

○議長（東 千春議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） まず、総合計画の見直しのお話をもう一度私なりに整理をしてお答えさせていただければと思います。

実は、総合計画を修正していないわけではなくて、総合計画というのは、冒頭御説明したとおり、3層構造によって構成されております。その中で、10年間の基本構想、4年間の基本計画、これは重点プロジェクトも含めて基本計画ですけれども、ここまでは御議決をいただく内容になっています。3層目の実施計画、この部分がいわゆる個別事業、それからローリング等の対象案件になってくる事業の積み上げですけれども、ここまでのいわゆる総合計画で、御議決いただくのは、1層目、2層目までは御議決いただいて、長期的な本市が目指す方向性というのを皆さんで共有しているといった構成になっておりまして、この3層目について

は毎年見直しを行い、今回については感染症の関係については国からも臨時的に地方創生交付金で支援されております。こういった急遽対応しなければならない部分については、その都度補正予算という形で御説明をさせていただきながら進めさせていただいておりますし、毎年のローリング、それから行政評価を経て市民の皆さん方からの、委員の皆様方から評価をいただきながら、PDCAを回しながら進めているということです。この3層目の中で対応をさせていただきたいということで、改めてもう一度御説明をさせていただきました。

それから、現状のこの感染症の中でも地方ならではの強みといいますか、密のなさであったり、その寒さ、暑くないといった強さという部分について御提案いただきましたけれども、議員おっしゃるとおり、それはある意味我々のこの地域の強みであったり、今見直されているところなのかなと思っておりますので、これはしっかりといろいろな施策、例えば移住であったり、プロモーションであったり、いろいろな強みとしてしっかりと伝えていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（東 千春議員） 佐久間議員。

○4番（佐久間 誠議員） ただいまの部長の答弁で、いわゆる3層構造の中の3層目、実施計画の中で随時それらの見直しを図っていくということでもありますから理解しました。ぜひ新たな課題に対する対策なども十分加味して盛り込んで、市民に広く周知をしながら、計画を進めていただければというふうに思います。

それでは次に、高校の魅力化推進に関わる地域構想の現状についてお伺いいたします。先ほどの部長の答弁であらかた理解をしたわけですが、これまでの御答弁の中で、今回でなくてもっとさきの答弁の中で、高校の在り方というのはこれは道教委の専権事項であるということ、しかしながら進学については特進コースや、就職では農

業、工業の専門基礎知識を学べるコースを選択できる環境を道教委に要望するという答弁をいただいております。それで、総合学科や普通科フィールド制などの選択肢はないのかどうか、これを伺ったのはこれまでの一連の答弁の中でそのようにお答えをいただいていたからであります。そこで、先ほど来御報告ありました統合推進委員会、それから名寄市魅力化推進委員会の第1回拡大会議の御報告もございました。それで、この統合推進委員会の意見というのは、今後どこまで尊重されるのか、意見反映されるのか。道から示された提示内容、例えば全日制普通科単位制、これは確定ですよ。それから、4間口、情報技術科単位制、これは1間口を持ちますよ。校舎は名寄高校を使用して、工業棟は増築予定ですよという、これらの提示内容、ここに要望が入り込める隙間はあるのかどうか。あるいは、現地高校のいわゆる裁量範囲について、こういうことだったら盛り込まれますよと、采配可能ですよということがありましたらお知らせいただきたいと思っております。

○議長（東 千春議員） 木村教育部長。

○教育部長（木村 睦君） まず、お尋ねいただきました先ほどもお話しさせていただきました普通科4、情報技術1、それから単位制になること、名寄高校にキャンパスが集約されること、これにつきましては確定事項でございまして、ここに入る隙間といいましょうか、意見は申し上げることはもうできないのだと認識しているところでございますし、そのように理解していただければと思っております。ここはもう確定事項なので、意見が反映されることはないかなというふうに思っているところでございます。

それから、合同拡大会議の議論でございますけれども、合同拡大会議の趣旨でございますが、ここは地域と連携して歩む魅力ある高校づくりを今目指しているということから、統合推進委員会のほうで両高校の生徒と魅力化推進委員会が一丸となって新設校の理念や在り方を検討している最中

でございます。まずは8月4日に第1回目開催いたしましたまして、本当であれば今月やる予定だったのですけれども、コロナの影響でちょっと延期ということでまだされてはおりませんが、そうした議論を通じて新設校のコンセプトを固めていきたいというところでございます。ここについては、地域の意見や高校生の意見、さらには両先生方の意見等々が反映されて新たな高校づくりを目指していくものですから、そういったところにつきましては北海道教育委員会のほうもそういった意見を十分考慮していただきながら、新設校の設置に向けては御努力いただけるものなのかなというふうには今認識しているところでございます。我々もそういった議論を通じながら、魅力化のほうでも支援について検討すべきことがあれば支援のほうを名寄市としても考えていきたい、いければなというふうに思っているところでございますので、御理解のほうよろしく申し上げます。

○議長（東 千春議員） 佐久間議員。

○4番（佐久間 誠議員） 今の御答弁で改めて確定されたことだとか、それからどの辺りのところが今後の議論の中で生かせることなのかということについてあらかた分かりました。

先ほど御答弁の中で、名寄高校の新設校の工事の関係について触れられておりましたけれども、少し書き取れなかったところもあるのですけれども、今年から来年にかけて設計などがやられて、令和4年度に地盤調査、5年度で外構工事とかというような形で伺ったのですが、これでよろしいでしょうか。

○議長（東 千春議員） 木村教育部長。

○教育部長（木村 睦君） そのとおりでございます。

○議長（東 千春議員） 佐久間議員。

○4番（佐久間 誠議員） 分かりました。少しずつ高校の環境も統合に向けて準備がされるということでもありますから、学生たちが有意義な、よい環境の中で学習できることを期待するものであ

ります。

それで、先ほど遊水地の関係、これは道所管でありますけれども、特に市がこれは遊水地というのは利用を希望しない限り、道の管理でもありまして、何らかの活用を考えないと、これは平常時というのは草が生い茂って、大変景観も悪くなるのではないかと、環境も悪くなるのではないかとということで考えております。今18線のところの道路も整備されて、ほぼ完成と。歩道をどういうふうにするかということについては現地見させていただきましたけれども、特に計画されております名寄高校駅、名寄の冠がつくわけでありまして、JRの乗降場。そこを過ぎてすぐに雑草が広がると、遊水地が1線区間にわたってありますから、目に飛び込んでくるのは草が生い茂ったような、遊水地が生い茂っているものが目に飛び込んでくるというのはいかがなものか。それと、野生動物の侵入経路になってしまうことも考えられるわけでありまして。そこで、市民の集える、軽い運動ができるような健康公園、グリーンパーク、私帯広にも過去に行ってまいりましたけれども、すばらしい緑の芝生の中で、あの当時は日本一長いベンチが設備されておりました、ただそれだけなのですが、大変市民の皆さんも、それから子供たちも伸びやかにその中で過ごしている。こういうのいいな、このまちにあったら非常に映えるのではないかとというようなことなどもありますから、特にお年寄りもパークゴルフ元気な人はやるのですけれども、そうでない方は散歩したり、あるいは体を少し動かせるような軽い運動をするというようなこともありますから、ぜひ憩いの場となるような活用法について考えていただいて、あわせて道のほうに、何でもかんでも要望ということにもならぬのかもしれませんが、しかしこの環境をよくするということが要望いただければありがたいなと思っておりますけれども、ぜひその辺りについてもう一度お答えいただきたいと思っております。

○議長（東 千春議員） 木村教育部長。

○教育部長（木村 睦君） いろいろなアイデアをいただいたかというふうに思っております。しかしながら、さきの答弁でもお答えさせていただきましたとおり、豊栄川の遊水地につきましてはこの間の市街地の浸水状況を含めて考えていくと、やはり遊水地という目的から今のところ名寄市においては市内の中でも活用の見込みがないというようなことで今きていますので、北海道についてもこの辺については今のところは要望はしていく段階ではないのかなというふうに思っております。

先ほど公園の整備等々についてもお話いただきました。私のほうから答弁するということとはなかなかできないのですけれども、遊水地の近くには街区公園の徳田ふれあい公園というのもございますし、パークゴルフでありますと名寄公園というところもございますので、そちらのほうを市民の皆さんにも御活用いただければというふうに思っております。

また、北海道のほうからも今のところ遊水地以外の活用ということも計画はされていないというふうにも伺っていますし、早急な許可もなかなか難しいというようなお話も伺っているところでございます。さらには、維持管理につきましても草刈りをしっかり予定しているというような話も伺っておりますので、そういった面からいきまして、我々の段階ではあそこの遊水地については活用の見込みがないということで考えておりますので、御理解のほうよろしく願いいたします。

○議長（東 千春議員） 佐久間議員。

○4番（佐久間 誠議員） 道のほうももちろん財政の状態もありますから、無理なことばかりは言えないと思っております。しかしながら、一方で市民がどういうふうに健康な状態で、そして子供たちも伸びやかに過ごせるか、生徒も近くにそういった施設があれば、また新たな価値も生み出すというふうに思っておりますから、何かの機会がありましたらそんなことも頭に入れていただきたいというふうに思っております。

それで、次の質問に移りますが、地元高校について、特にこの間市民の皆さんからいただくのは地域を牽引していく若い力、地域が求める人材がどのように育成されて、地域に残って活躍してもらえるか。このことが非常に市民の皆さんの関心事になっております。それで、今まで2つの高校で機能分担していたものが1校の中で担っていくことになるわけで、何もかにも詰め込むというのは無理であるということは十分理解するわけであり、しかしながら、短い期間の中ではありますけれども、しっかり生徒や市民の声を聞いていただいて、新設校の中に取り込めるものは取り込んでいただけるように、引き続き様々なルートから意見反映に努めていただきたいというふうに思います。

時間の関係もありますから、教育の関係について以上にしたいと思います。

それで、脱炭素社会を目指す本市の姿勢について再質問したいと思います。それで、本市では実績として去年の11月ですか、天文台によりまして夜光雲の観測による大気と温暖化の関係性などについて、これは明治大学の鈴木教授などをお願いしまして、オンラインの講習会ということで取り組まれております。それから、あとはクールビズ、ウォームビズ、消費燃料の節約など努力もされておりますが、しかしながら全体的に事業主体の責務の取組の範疇で終わっていないか。一事業として、名寄の市役所も一事業主だということで、その範疇で終わっているようにも映るということでもあります。

それで、ちょっと過去のをひもといて調べてみたわけですが、2012年、9年前の議会の答弁では新エネルギーや再生可能エネルギーの推進を含めて中長期的なビジョンの作成を進めて、市独自の方針や導入対策のため庁内に横断的な組織を立ち上げて、一体的な制度の創設に向け協議を進めるという大変力強い前向きな答弁が記録されておりました。しかしながら、その後立ち止ま

っているように見えるのですけれども、この辺りの御見解を伺いたいと思います。

○議長（東 千春議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） 今過去の発言からの進捗という内容だったと思います。当時のお話は、予測でしかありませんけれども、エネルギーとしては注目を集めていたのだと思われま。そして、今何が起きているかということ、世界的な課題としてパリ協定というところで、国としての責務をここは世界的に約束をしてきたということですから、これは今現在日本、国を挙げてカーボンニュートラルに取り組むといったことで、国策としてこれから大きく動こうとしているということで、議員の最初の御質問の中でも新たなワード、水素であったりとか、いろいろな今展開がされているところなのだと思います。現状我々も後ろ盾というか、国、それから法律も含めてこのタイミングで改正をされて、これから新たな仕切りの中で、ルールの中で、法律の中でこの事業、この考え方が大きく国内で動こうとしているタイミングですので、しっかりとその動きについていくというように対応していかなければならないというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（東 千春議員） 佐久間議員。

○4番（佐久間 誠議員） 残り時間もなくなったので、ここで市長に伺いたいと思います。政府で出している環境白書によりますと、2050年に温室効果ガス、またはCO₂の排出量実質ゼロをすることを旨とするということを表明した地方自治体ゼロカーボンシティと、そういう位置づけをしておりまして、2021年4月1日時点で全国356の地方自治体がこのゼロカーボンシティ宣言をし、人口総計で1億957万人に至っております。道内ちょっと見てみましたら、札幌市をはじめ釧路市、石狩市、稚内市、あとその他の町村のところで7つぐらいですか。直近のところではまだ増えてきているのでないかなと思うのです

が、それでエネルギー源の転換は、これは国や企業にだけ求められている取組ではないと思っております。温暖化による環境への影響をじかに受けるのは、地方、地域であるという認識は不可欠ではないかと。とりわけ基幹産業を農業としているこの名寄のことを心配、影響を心配しているわけでありまして、それで先ほど部長のほうからもちよっとあったのですが、今環境省のほうではゼロカーボンシティを目指す地方公共団体に対して、情報基盤整備計画等策定支援、設備等導入を一体的に支援するというようなことになっております。この支援があるからやるということではなくて、何よりも次世代を担っていく子供たちの未来を閉ざさないためにも本市もゼロカーボンシティを目指し、取組を進めていくということで考えているわけですが、市長の御見解をお伺いして、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（東 千春議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 石橋部長のほうからも答弁させていただきましたが、昨年、日本でも2050年にゼロカーボンを目指していくという大きな指針が示されまして、今年度に入ってもその具体的な戦略について、あるいは法律の改正等も行われているということでありまして、名寄市においても王子さんの跡地に3つの柱の一つとして再生可能エネルギーを推進していく事業を展開してほしいというような要望もさせていただいているところでありまして、我々としてもこの契機の一つのまちづくりの大きな指針として、環境に優しい、あるいは環境を生かした、さらには再生可能エネルギーを推進していくということをぜひ推し進めていかなければならないというふうに考えているところであります。

今事務事業の計画を策定しているということでもありますけれども、再生可能エネルギー等の方向性がより具体的になってきた段階においてゼロカーボンシティの宣言、さらには具体的な行動計画をもう少し地域でどうしたら進めていけるのか、

さらには具体的な再生可能エネルギーのこの地域としての、市としてのポテンシャル等も調査をしていく、そのことによって具体的な計画をつくっていくということも近いうちにやらなければならないというふうに考えているところでありまして、市としてもこうしたところを積極的に推し進めていくことで環境に優しいまちづくりへの推進、さらには地域の環境を生かしたさらなる地域の成長を促していくような政策を推進していきたいというふうに考えています。

○議長（東 千春議員） 以上で佐久間誠議員の質問を終わります。

持続的なまちづくりに向けて外1件を、東川孝義議員。

○15番（東川孝義議員） 議長より指名をいただきましたので、通告に従い、大項目2点について順次質問をさせていただきます。

大項目の1番目、持続的なまちづくりについて伺います。少子高齢化や価値観の多様性により、行政への住民のニーズは多様化、高度化しております。一方、生産年齢人口は減少傾向にあり、行政だけでは対応できない課題が増えてきているのが現状ではないでしょうか。それに加え、コロナ禍以降の人々の暮らしは非対面、非接触の生活様式に一変しており、住民コミュニティの希薄化はさらに進行する心配があります。また、日本の高齢化率は確実な上昇を続けており、2013年には4人に1人を上回る程度であったのが2050年には4割に達すると予測されております。高齢化社会に対応したまちづくりを含めて、持続的なまちづくりが急務であると考えます。

そこで、小項目の1番目、市民主体のまちづくりに向けて伺います。名寄市の総合計画をはじめとした各種施策の計画策定から具体的な推進に向けては、市民一人一人がその施策に参画し、幸せを実感し、住み続けたいと思えるまちづくりを進めることが重要であると思えます。その基本となるのは、地域コミュニティ活動であると考えま

す。名寄市総合計画（第2次）中期計画では、全ての主要施策に成果指標を定めておりますが、町内会ネットワーク事業参加数が56町内会から2022年度には72町内会への目標を定めております。現在の参加数においてお伺いをいたします。

また、市内の小学校区域を基本として、校区エリアの町内会を中心に組織をされております地域連絡協議会の具体的な活動状況についてもお伺いをいたします。

次に、小項目の2番目、市民と行政のパートナーシップ構築に向けて伺います。地方分権が進む中、地域の実情に合ったまちづくりを進めていくためには、地域や身の回りの問題解決に向けて、地域住民の自己決定権を拡充していくことが必要であります。そのためには行政への市民参加を拡大して、市民と行政のパートナーシップの下で協働のまちづくりを進めていかななくてはなりません。総合計画の基本目標Iに、市民と行政との協働によるまちづくりが掲げられており、市政に関する情報を市民と行政が共有し、行政への市民参加を積極的に推進していくことが重要であると思っておりますが、市政に関する市民との情報の共有化の具体的な対応についてお伺いをいたします。

次に、小項目の3番目、自主的な市民活動の拡充に向けて伺います。名寄市自治基本条例は、平成22年4月より施行され、10年後の令和元年に条例が市民の意識や社会状況に適合しているかどうかの検討が行われました。その結果、現行の条文は適切に表現されており、不備は見当たらないという結論でありました。しかし、市民アンケート調査結果などから、名寄市自治基本条例の認知度が低いとの指摘があり、その中で市民の権利、役割、市民の責務についての市民周知の具体的な手法についてお伺いをいたします。

次に、大項目の2番目、王子マテリア株式会社名寄工場跡地活用について伺います。小項目の1番目、名寄工場生産品集約による地域への影響について伺います。2019年10月4日に段ボー

ル原紙生産体制再構築に伴う名寄工場生産品集約に関する内容が発表されたときは、生産停止は2年後でありました。早いもので今月の10日午前8時に2号マシンが停機し、苫小牧工場への移設作業が進められており、12月には3号マシンが停機となります。2年前に発表されて以降、名寄市としては存続を求める要望活動をはじめとして、名寄工場生産品集約の再考を求める署名活動を行うも要望はかなわず、12月には名寄工場の生産停止を迎える状況となっております。生産品集約発表当初は、名寄市はもとより上川管内で関連する企業の影響額について調査をされておりましたが、その当時と現状ではどのようになっているのかお伺いをいたします。

次に、小項目の2番目、関連会社を含めた従業員の動向について伺います。名寄工場生産品集約に伴う従業員は、原則として国内の工場へ配置転換されるということで、具体的な面接を含めて対応されたと聞いております。しかし、面接における自分の希望との食い違い、またいろいろな事情でどうしても名寄を離れることができない従業員の方もいると聞いております。このような方への対応として、今年5月より名寄市における相談窓口を設置されておりますが、関連会社の従業員を含めた動向を併せてどのように把握をされているのかお伺いをいたします。

次に、小項目の3番目、跡地利用に関する考え方についてお伺いをいたします。名寄工場の敷地は22万1,000平米、東西約510メートル、南北約435メートルであり、名寄市内への南玄関口に広大な敷地があります。跡地利用については、大きく3つの考え方が示されております。1点目に、木質バイオマス発電を軸とした再生可能エネルギー、2点目として防災、物流拠点整備、3点目はIoTデータセンター整備事業の検討がされていると認識をしております。工場操業中は、なかなか具体的な議論は難しいと思っておりますが、マシン停機を間近に控え、建屋等の解体を含めて、

どのような進捗になっているのかお伺いをいたします。

以上、壇上からの質問とさせていただきます。

○議長（東 千春議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） 東川議員から大項目で2点にわたり御質問いただきました。大項目1及び大項目2の小項目3については私から、大項目2の小項目1及び2につきましては産業振興室長からの答弁となりますので、よろしく願いいたします。

まず初めに、大項目1、持続的なまちづくりに向けて、小項目1、市民主体のまちづくりに向けて申し上げます。本市におきましては、市民主体のまちづくりを推進するため、まちづくりの基本ルール明記した名寄市自治基本条例を制定し、市民と行政との情報共有や市民参加などを通じた協働のまちづくりを進めるとともに、市政運営の最上位計画であります名寄市総合計画及び分野ごとの各種計画に基づき、まちに誇りや愛着を持ち、住み続けたいと思える持続可能なまちづくりに向けた取組を進めているところです。名寄市総合計画（第2次）中期基本計画におきましては、計画の実効性を高めるため成果指標を定めておりますが、町内会ネットワーク事業につきましては社会福祉協議会が実施主体となり、訪問、声かけ活動を基本活動に、生きがいづくり活動や除雪ボランティア活動、世代間交流事業、地域支え合い事業などの取組が町内会ごとに進められております。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響もありましたが、52町内会で取組を進めていただいているところです。

また、小学校区を基本に組織され、町内会の枠を超えた活動や地域課題の解決に向けた取組を行っている地域連絡協議会につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、令和元年度の14件と比較すると事業実施数は10件となり、4件減少しているところです。しかしながら、コロナ禍におきましても知恵を出し合い、工夫しな

から環境整備活動や学校の花壇整備活動、防災訓練、タイムカプセル事業など、地域住民が安心して暮らせる住みよいまちづくりに資する活動に取り組まれているところです。

次に、小項目2、市民と行政のパートナーシップ構築に向けて申し上げます。本市における情報共有につきましては、自治基本条例第7条において、まちづくりに関する様々な情報などは市民に対して十分に提供され、説明されていなければならない、また市民が知る権利及び学ぶ権利を有すること、市はその権利を尊重しなければならないと規定されております。市民が主体的にまちづくりに参加するためには、市政に関する情報を市民と行政が共有することが重要であることから、本市ではこの規定に基づき、広報紙やホームページ、SNS等による情報提供や市長室開放事業、出前トーク、市民説明会、さらには名寄市町内会連合会主催の町内会長と行政との懇談会やまちづくり懇談会などの場を通じた情報共有など、様々な方法による情報の提供と共有に努めているところです。

また、市民からの要望に応じて、市職員が暮らしの情報などをお届けする出前トークやまちづくり懇談会については、市民参加と情報共有が図れる機会となっておりまして、市民と行政のパートナーシップの構築がさらに醸成されるよう取り組むとともに、協働のまちづくりの理念の下、今後とも努力してまいります。

次に、小項目3、自主的な市民活動の拡充に向けて申し上げます。自治基本条例につきましては、第35条の規定に基づき、平成22年4月1日の施行から10年目を迎えた令和元年度に施行後2回目となる見直しを検討を行いました。見直し検討に当たって、学識経験者や市内団体、公募の委員から成る名寄市自治基本条例検討委員会を設置し、市民アンケート調査や広報紙への連載企画による市民周知を図りながら、市民の意識や社会状況の変化などを考慮して見直し検討を行ったとこ

ろです。

検討結果がまとめられた名寄市自治基本条例に関する意見書においては、条例の見直しは必要ないとされたものの、市民アンケート調査の結果などから条例の認知度が低いこと、また市民参加が少ない現状から条例の市民周知と市民参加の機会創出が求められました。本市におきましては、意見書の提出を受け、広報紙やホームページなどによる条例の市民周知や自治基本条例の理念を知るとともに、市民主体のまちづくりの機運を高めることを目的としたセミナーなどの開催を検討しているところであります。このことに加えて、市民が主体的にまちづくりに参加する際の基本的な考え方である市民の権利と役割なども周知を図り、自治基本条例の理念を浸透させ、市民主体のまちづくりを推進してまいりたいと考えております。

次に、大項目2、王子マテリア株式会社名寄工場跡地活用について、小項目3、跡地利用に関する考え方について申し上げます。跡地利用につきましては、王子マテリア名寄工場の停機が公表され、対応策として初めに打ち出しました3本柱、再生可能エネルギー、物流、防災拠点化、データセンターを中心にこれまで具現化へ向けて努力してまいりました。この間、具現化へ向け王子側にも御尽力いただき、再生可能エネルギー事業については事業化へ向けて検討いただいているというところであります。そのほかの事業につきましては、物流の拠点化を中心に取組を進めているところでありまして、北海道開発局が主催する生産空間維持の取組である名寄周辺モデル地域圏域検討会における物流ワーキングチームでの取組や、名寄商工会議所が設立した道北圏域ロジスティクス総合研究協議会と併せて各関係機関や企業の御協力もいただきながら、成果につなげるべく取組を進めているところであります。

名寄工場建屋等の解体につきましては、解体する意向を確認しており、着手時期については来年度に入ってからと想定しているところであります。

名寄工場の稼働状況は、12月に完全停機となりますが、機械移設に伴い生産ができない期間に対応するため倉庫には在庫を抱えており、事務作業や出荷調整など対応する職員が残り、整理がつき次第異動するというようになっております。今後も地方創生に資する取組などを模索し、工場敷地について有効な活用を提案できるよう、引き続き努力してまいります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（東 千春議員） 田畑産業振興室長。

○産業振興室長（田畑次郎君） 私から大項目の2、王子マテリア株式会社名寄工場跡地活用について、小項目1、名寄工場生産品集約による地域への影響について申し上げます。

令和元年10月、王子マテリア株式会社が生産品集約を発表した直後に実施した調査では、王子マテリア名寄工場との直接取引、関連会社等との取引などを含め、上川管内で約27億円、名寄市内で約18億円と推計したところでございます。その後、名寄商工会議所、風連商工会、ハローワーク名寄、名寄労働基準監督署、北海道と本市で構成する対策本部では、工場従業員や取引企業に関する様々な情報収集をする中で、工場の稼働が続いている状況においては、総額として引き続き同規模の取引があることが推計されております。しかし、工場稼働停止後の影響につきましては、売上高に占める割合が大きい企業ほどその後の対応に苦慮している状況などを把握しており、地域経済への影響を最小限にとどめるために何が必要か検討を進めているところでございます。

次に、小項目の2、関連会社を含めた従業員の動向について申し上げます。対策本部では、本年5月に市役所産業振興課、名寄商工会議所、風連商工会の3か所に総合相談窓口を設置し、工場稼働停止に伴い、工場従業員のほか取引企業など関係する市民の皆様から様々な御相談をお受けし、相談内容に応じた適切な相談先を紹介するなどの対応をすることとしております。その後、本年7

月には対策本部で連携した取組として、ハローワーク名寄において工場稼働停止後に地元に残るため転職を希望する工場従業員の皆さんへの支援として、求人確保等の取組を始めたところでございます。ハローワーク名寄のこうした取組に加え、対策本部で連携した工場従業員や取引企業に関する様々な情報収集を通して、地元に残るため転職を希望する工場従業員の皆さんの人数などの把握に努めているところであり、そうした方々に実際に地元に残っていただくために何が必要か検討を進めているところでございます。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（東 千春議員） 東川議員。

○15番（東川孝義議員） 確認も含めて、改めて再質問させていただきたいというふうに思います。

項目の1番目、持続的なまちづくりに向けてということで町内会ネットワーク事業、ちょっと答弁の数値が、たしか2016年のスタートが56町内会というふうに資料で私確認したのですが、先ほど部長から2020年度で52というふうな答弁をいただいたと思うのですが、この辺私の聞き違いかもしれませんので、改めて確認をさせていただきたいというふうに思います。

2022年度は72、全町内会というふうな目標を立てられております。実際先ほど御答弁でもありましたように、これは基本的には社会福祉協議会でそれぞれの個々の取組を進めておられるというふうにはこれは理解をしております。いずれにしても、全町内会をまとめていくというのは非常に大切なことですし、容易なことでもないのかなというふうな考えも持っております。この取組に関して、これはどちらかというところ所管部署として今後どういうふうに進めていかれようかとされているのか、あるいはアドバイスだとかという、今現状考えている範囲でお答えをいただければなというふうに思います。

それからあと、地域連絡協議会、市内の小学校

区域を基本に校区エリア、それぞれの町内会の会長を中心に組織をされて、先ほど当然コロナ禍の中では防災訓練、花壇作りなどやれるところは進めていますよというふうなお話も伺いました。恐らく今名寄市の場合は7つの地域連絡協議会というふうに理解をしているのですが、これは名寄地区が5、智恵文地区1、風連地区1というふうに思っておりますけれども、平成29年の基準値が11件、目標数値が14件、先ほども御説明ありましたように当然昨年からのコロナ禍の中で地域連絡協議会の活動も非常に厳しいというふうなものは一方では理解もしながら、令和2年度どういうふうな実績になっているのか、分かればこれもお聞きをしたいというふうに思います。

○議長（東 千春議員） 小川健康福祉部長。

○健康福祉部長（小川勇人君） まず、私のほうから地域ネットワーク事業の関係だと思っておりますけれども、町内会の件数につきましては、再度確認をしてお知らせさせてもらいたいというふうに思っております。

各町内会がその地域において町内会会員なり、町内会入っていない方も含めて、地域がそれぞれ生きがいを持って生活できる、そういったことに関しまして様々な活動をしてもらう、そういった事業を支援することです。そういった意味では各町内会で様々な事業を展開していただいて、コロナ禍の中ではなかなかそういった活動ができない状況があるという話も聞いております。昨年もいろいろ苦慮してやっていただいて、最低限その地域で例えば独り暮らしだったり、高齢者世帯のところの見守りだったり、安否確認、そういったことを最低限やるようなことで、どういったことをやろうかということで苦慮して、今年も各町内会で試行錯誤で取組を進めているところであります。町内会活動がなかなか加入率が低下したり、役員が高齢化ということで、いろんな課題が出されている中で、こういった町内会ネットワーク事業を通じ、地域がもう一回一体となってといいま

すか、いろんな方が気軽に参加して、その地域を盛り上げていくということが大変重要だというふうに思っています。これまでの活動もきちんと評価しながら、あるいは改善しながら、そういったことにつながるような活動をいかに進めていくかというのは今後も常に検証しながら、行政評価の中でもしっかりそれぞれの各部署からも御意見をいただきながら、改善に努めながら、有効な事業として推進してまいりたいというふうに考えておりますので、御理解をお願いいたします。

○議長（東 千春議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） 具体的な取組、令和2年度のというお問合せですけれども、申し訳ありません。詳しい細かいデータ今持ち合わせておりませんので、後ほどお届けさせていただければと思います。

○議長（東 千春議員） 東川議員。

○15番（東川孝義議員） 今小川部長のほうから御答弁もありました。非常にこういうコロナ禍の厳しい状況の中で社協は社協なりに、例えば昨年のたしか12月からだと思えるのですけれども、本当は今年の3月いっぱいということだったことにちはレターだとかマスクの配布だとか、各町内会でかなり多くの方も利用されているというふうなお話も伺って、実際自分も町内でも利用させていただいております。ぜひ目標年度全部は難しいのかもしれない。できるだけこれに近い目標の中でネットワーク事業に参加できるような、また後ろから、側面からの応援もお願いをしたいというふうに思います。

今小川部長のほうからもちよとお話がございました。中期計画の市民主体のまちづくり推進、主な成果指標の一つに町内会の加入率、これが成果指標が定められております。72町内会の加入率、2017年は77.97%、目標値の2022年度78.5、5年間で0.52%、令和2年度どういふふうな実態になっているのか確認をしたいのと名寄市職員の町内会加入率、これはどの

ような数字になっているのか併せてお伺いをしたいというふうに思います。

（何事か呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 暫時休憩します。

休憩 午前11時30分

再開 午前11時31分

○議長（東 千春議員） 再開いたします。

石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） お尋ねがありました令和2年度の加入率ですけれども、74.65%という数字になっております。

○議長（東 千春議員） 渡辺総務部長。

○総務部長（渡辺博史君） 職員の町内会加入率のお尋ねあったと思いますが、平成25年の数字で申し訳ございませんが、そのときの数字で81.8%の加入率となっております。

以上です。

○議長（東 千春議員） 東川議員。

○15番（東川孝義議員） 今の数字なのですけれども、令和2年度74.65、2017年の基準値が77.98ということは、むしろ下がってきているのかなというふうに受け止めます。改めて再度まだこの後じっくり確認をさせていただきたいと。

職員の加入率が平成25年ということで非常に古いデータだと思うのですけれども、81.8%ということで今御答弁をいただきました。先般の議員協議会において第2次名寄市行財政改革推進基本計画の令和2年度版の報告をいただきました。その中で、市民参加によるまちづくりの推進項目の主な事業の取組において、転入者に向けた町内会加入の働きかけを実施するとともに、職員に対しても町内会活動の積極的な参加を呼びかけたとありますけれども、具体的な職員に呼びかけた内容についてお聞きしたいというふうに思います。

○議長（東 千春議員） 渡辺総務部長。

○総務部長（渡辺博史君） 行革の実施計画の評

価の部分で、町内会活動の積極的な参加を呼びかけたという部分でございます。町内会活動につきましては、強制はできないところでございますけれども、名寄市の自治基本条例の中で市民自らの意思によりまして、主体的にまちづくりに参画するということがされております。当然職員につきましても一市民として町内会活動に積極的に参加すべきという部分については考えるところでございまして、庁議ですとか課長会議ですとか、あと新規採用職員の研修会、そういう様々な場所において町内会への加入ですとか、あと町内会活動への参加について呼びかけたというところでございます。

以上です。

○議長（東 千春議員） 小川健康福祉部長。

○健康福祉部長（小川勇人君） 申し訳ありません。先ほどの町内会ネットワーク事業の町内会の実施している数ですけれども、平成28年度が56町内会で、令和2年度が52町内会ということで、答弁では最近の数字を言わせてもらいました。コロナ禍でちょっと減少していますが、一方KPIでは今後も伸ばしていこうというふうに思っていますので、議員おっしゃられるとおり、今後これを利用する町内会を増やすように担当としても努力してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（東 千春議員） 東川議員。

○15番（東川孝義議員） 今の小川部長の部分は理解をさせていただきました。

町内会の加入率、総務部長のほうから強制はできない、一市民としてそれは積極的にと。庁議だとか課長会議、あるいは新人の研修会等でお話しているというふうに御答弁がございました。先ほど壇上でもちょっと私お話をさせていただいたように、やはりまちづくりの原点というのは町内会、いわゆる地域コミュニティ活動ではないのかなというふうに思います。まずは、その町内会に加入をして、町内会会員との意見交換により正

式な聞き取り、先ほどいろんな出前トークだとかまちづくり懇談会、それは十分にやっていただいているのは理解をします。そうはいいながら、改めてそこでお話をするのではなくて、町内会に加入をして、いろんな事業に参加をして、その中で自然にお話ができる、あるいはその町内会の役員としてそこに入ることによって情報も入れる、あるいは情報も伝えることができるというふうな、常に肌で、身近な感覚でお話ができるというのが必要でないのかなと。先ほど答弁ありました名寄市職員の町内会加入率81.8でしたっけ、平成25年。それで、これの基本計画、成果指標を出す前に冒頭にPDCAでそれぞれ検証しているというふうな形になっておりますけれども、改めてこの町内会加入率について、チェックとアクションを踏まえてどのような積極的な参加を呼びかけたのか、もう一度伺いをしたいというふうに思います。

○議長（東 千春議員） 渡辺総務部長。

○総務部長（渡辺博史君） 職員についてでございますけれども、先ほども申し上げましたが、様々な会議を通して参加を呼びかけた。あと、加入も併せて呼びかけ、基本的には加入がまず大前提ということでもありますので、加入について呼びかけておりますし、例えば新規採用職員ですとかこの町内会か分からないだとか、そういう部分がありましたら担当の総合政策課の担当のほうに声かけをすればその場所も分かるだとか、そういうふうな形で参加を、加入を促しているというところでございます。

以上です。

○議長（東 千春議員） 東川議員。

○15番（東川孝義議員） 冒頭でもあったように、この町内会の加入、強制はできない、一市民として関わっていくというふうなその部分は十分理解をしながらも、やはり行政に関わっているという意味合いの中ではもうちょっと具体的なチェックだとかアクションが必要なのかなという気が

いたしますので、その辺は今後のいろんな課題の中でまた取組を進めていただきたいというふうに思います。

あと、地域連絡協議会、非常にコロナ禍の中で厳しいというのは十分理解をしています、活動についても。ただ、それぞれの各町内会非常に役員の成り手不足だとか、あるいは高齢化だとかというふうなことによって、単位町内会だけで運営していくのも一方では厳しいというふうなお話を聞いている町内会もごさいます。ぜひ地域連絡協議会、この活動が活発に進められていくように、これは基本的には連合町内会というふうな形にもなるかと思うのですけれども、この辺の活動推進に向けて適切な指導だとか助言、これをお願いをしておきたいというふうに思います。

次に、市民と行政のパートナーシップ構築に向けて改めてお伺いをしたいというふうに思います。市民と行政のパートナーシップ、先ほど答弁にもありました。いろんな形での情報提供をしているというふうなことで、その内容については十分理解をさせていただいております。当然いろんな主要な施策については、専門委員会あるいはパブリックコメント等、意思決定を反映をしているというふうにも理解をしております。そこで、パートナーシップ構築を含めて市民参加の拡大という視点で、市民だけではなくて、あるいは市民と企業の活力、この辺を生かしたまちづくりも一方では必要でないのかなというふうに思いますけれども、この点についての考え方について改めてお伺いをいたします。

○議長（東 千春議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） 市民はもとより企業等も含めての活力というお話ですけれども、議員おっしゃるとおり、企業の活力をうまく活用させていただきながら、いろいろなエネルギーに変えていくといったことは非常に重要でありまして、そんなことも含めて現状今包括連携協定など結ばさせていただきながら、いろいろな方面での

御協力をいただきながら進んでいる現状にごさいます。

以上です。

○議長（東 千春議員） 東川議員。

○15番（東川孝義議員） 民間の企業も含めてそうだけれども、大学や何か企業という位置づけで見るとどうかは別としても、いろんな形で今進められているというふうに思いますので、その辺のさらに強化を進めていただければなというふうに思います。

先ほど壇上でもお話をさせていただいたように、名寄市も高齢化だとか核家族化だとか、一方では個人の価値観が非常に多様化しているというふうな、その中であって町内会を含めて地域を支える人材が不足をしているというふうな厳しい状況になっていて、どうかすると住民同士のつながりが希薄になってきているというふうなものも見るところもあります。地域コミュニティの機能が弱まるということは、その地域にとっては様々な問題が出てくるのではないかとこのように思います。

いずれにしても、名寄市も高齢者をはじめとする保健だとか医療、福祉、生涯学習、あるいは多様で質の高いサービスが求められていることは、行政だけではなくて、各種の公益法人だとかNPOだとか、あるいはボランティア、いろんな民間企業など、これまでも十分進められていると思いますけれども、さらに多様な主体の協働によるサービス、ネットワークの形成に向けて、さらなる要望をしておきたいというふうに思います。

次に、小項目3番目、自主的な市民活動の拡充に向けてお聞きをいたします。先ほどこの内容については、セミナーの開催だとかというふうなこと、いろんな形で自治基本条例浸透をさせていただいているというふうな御答弁をいただきました。自治基本条例の見直しに向けて、先ほども言いました平成31年4月から令和5年5月まで実施された自治基本条例アンケート調査で、内容まで知

っているというのが0.9%、ある程度知っているというのは21.5%、名前は聞いたことがあるというのが37.3%、全く知らない40.3%の結果であります。この結果だけを見ると、7割強の市民の方がよく理解をされていないということになります。やっぱり市民周知については、繰り返しの対応が一方では必要なのかなというふうにも思います。以前に広報でお知らせを行っていたというふうに思いますけれども、市内全戸に配布される広報を使って定期的な情報発信、これも一方では必要なのかなというふうに思いますが、改めてこの辺の考え方についてお聞きをいたします。

○議長（東 千春議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） 自治基本条例の市民への浸透ということですが、議員から御指摘いただいたとおり、今までの同じ方策を繰り返していてもなかなか大きな効果という手応えという部分は感じられていない現状にありましたので、今現状担当には広報等もう一度活用させていただきながら、ただ文字一辺倒のこういう条例がありますという周知ではなくて、小学生でもぱっと見たときに引きつけられるような、そんな現行の周知方法をいま一度検討してほしいということで今指示を出しているところでありますので、今後しっかりとそういった我々名寄市の強みである広報、これをしっかり活用しながら、いま一度市民の皆様方に周知徹底をさせていただきたいというふうに考えておりますので、よろしくお聞きいたします。

○議長（東 千春議員） 東川議員。

○15番（東川孝義議員） 今部長から御答弁あったように、見せる側と見る側の立場というのは非常に大切だと思いますので、その辺情報の周知の方法をまた改めて検討をお願いをしたいというふうに思います。

先ほどのアンケートの結果の中で、市民の方が情報をどういうふうな形で入手をしているのかと

いうふうな結果も出ております。その中で、広報なよろが47%、町内会の回覧が20.4%、新聞15.7、ホームページ10.1というふうな広報なよろでの情報の入手の方がまだ非常に高いというふうな数字もあります。加えてホームページも10%と。今回コロナの接種申込みで名寄市のラインの友達追加をされた方もかなり多くいると思うのです。ぜひ今部長のお話にあったこと、それも含めていろんなネットワークを使って情報の周知、これを粘り強くお願いをしたいというふうに思います。

持続的なまちづくりということでいろいろやり取りをさせていただきました。最後に、この件について加藤市長にお伺いをしたいというふうに思います。自分は、先ほどよりお話をさせていただいているとおり、まちづくりの原点、これは地域コミュニティー、いわゆる町内活動にあるのかなというふうに思っております。名寄市総合計画（第2次）中期基本計画の市民主体のまちづくりの推進において、これからの行政サービスは行政だけでは地域の課題にきめ細かく対応することが難しくなってきていることから、市民と行政がそれぞれの役割と責任を分担しつつ、共に手を携えてまちづくりを担っていくことが必要ですというふうに明示がされております。この観点でいろいろ今までもやり取りをさせていただいて、進められているというふうに思いますけれども、今まで進めてきた成果と今後さらに推し進めていく事柄についてお聞きをしたいというふうに思います。

○議長（東 千春議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議員お話しのとおり、町内会というのは、名寄市におけるコミュニティー組織で最も重要かつ地域に密着した組織であり、名寄市と行政を進めていく上での重要なパートナーというか、協働のまちづくりにとって大事な存在でありますし、今もなお様々な活動を共にやらせていただいているということでもあります。その中でも、今回のコロナ禍においてもさきのマスク

の活動もありましたけれども、民生委員さんを中心に地域の皆さんがしっかりと地域に目を配っていただいて、孤立することのないような、あるいは様々な見守りも展開していただいている。そうした地域の力も大きく感じているところであります。一方で先ほどから御指摘のとおり、町内会の中でもなかなか活動が厳しくなっている町内会もあるというふうにも承知をしております、先般アンケート調査をさせていただく中で、そうした現状も踏まえて、より町内会の皆さんがこれからも活動しやすいように少し町内会の負担を軽減していくようなことも検討し、一部実行もしているところでありますけれども、そうした協議も進めていく中で、より町内会がしっかりと活動しやすいようなバックアップを今後とも積極的に行っていきたいというふうに考えております。

役所庁内の職員の加入につきましても、私としても協働のまちづくりのパートナーであるがゆえにいろんなことを町内会にもお願いしているという観点からすると、我々も間違いなくこれは町内会に入っていかなければならないのだということ、を常日頃あるいは市職員に向けても必ず私の言葉でお話をするようにしております、今後ともさらにそうしたことを進めていくように強力にお話をしていきたいというふうに思います。加えて先ほどお話あったとおり地域連絡協議会や、あるいは今コミュニティ・スクール地域学校協働活動というような、こうした動きも出てきているところであります、そうした町内会がなかなか担えない部分で、よりまた地域に密着した活動をどう整理をして、その組織を発展させていくのかということもこれは横断的に検討していかなければならないと思いますし、先ほどお話のあったとおり、企業や様々なステークホルダーが地域におりますので、こうしたみんながこの地域のまちづくりを主体的に考えて行動していく、そうしたうねりをぜひ広げていけるように、行政としてもしっかりとそうした活動をバックアップをし、サポートし、

また情報発信もしていくことで活力あるまちづくりにつなげていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（東 千春議員） 東川議員。

○15番（東川孝義議員） 職員の町内会の加入などへの情報発信、あるいは活動しやすい環境づくり、さらに強化を図っていただきたいというふうに思います。

次に、大項目2番目、王子マテリアの名寄工場跡地活用について再度質問をさせていただきます。地域への影響ということで、先ほど対策本部で情報収集したところ、2019年10月以降に調査をした上川管内27億円、名寄市内18億円ということで、大きく数字は変わっていないというふうなことでこれは理解をさせていただきました。

先月8月16日ですか、日本製紙の釧路工場、ここが100年余り続いた紙生産の歴史に終止符を打って、釧路市では市内の総生産額の約6%に影響するという報道がされておりました。王子マテリア名寄工場の生産停止に伴って名寄市内の総生産に対する影響額何%ぐらいなのか、もし試算をすればお聞きをしたいというふうに思います。

○議長（東 千春議員） 田畑産業振興室長。

○産業振興室長（田畑次郎君） 市内の総生産というところでございますが、まず製造業というところでいきますと、昨年にも先ほどの調査と同じように公表させていただきましたが、約180億円程度、あるいは近いところでいくと200億円程度の工場出荷額というのがございますが、統計によりますと名寄市内全産業の、これは国の統計によりますと、先ほど言った180億円、200億円という数字が名寄市全産業の1割を超える状況になっておりました。この製造品出荷額に占める紙パルプ工業のウエートというのが8割程度を占めておりますので、相当程度の大きいいわゆる出荷額の占める割合になっていると認識しております。

○議長（東 千春議員） 東川議員。

○15番（東川孝義議員） 本当に大きな金額の生産量が減っていくというのがもう間近に控えていると。製造業の中では180億円から200億円、全産業の中では1割強というふうな御説明をいただきました。まだ今は稼働しているのですけれども、いずれにしても今後停止の後にそれぞれのいろんなここに参加をしている、あるいはそこに携わっている企業の方への影響も非常に出てくるのかなというふうに思っております。

その辺はまた最後にちょっとお聞きをしようと思うのですが、従業員の動向についてお話をお聞きをしたいというふうに思います。名寄工場の生産が終了するのは、今聞いている範囲内では3号マシンが12月1日というふうなことで伺っております。異動に関する内示、これはほぼ終了していると。先ほどもちょっとお話をさせていただいたように、家庭の事情だとかという中から関連会社を含めてどうしても名寄を離れることができないということで退職をされ、名寄市に残るという道を選択された従業員も相当数いるというふうに聞いております。いずれにしても、今までの生活基盤を失うということは、非常に厳しい状況にあるというふうに考えております。

先ほど石橋部長のほうからありましたように、工場停止後も一度に退職するのではなくて、残務整理を含めて一定程度の期間業務に携わるという方もいるというふうに聞いております。先ほど相談窓口等について御答弁ありました。5月に市役所産業振興課、名寄商工会議所、風連商工会の3か所で総合相談窓口の設置をされて、7月に対策本部でハローワークも含めて求人情報の取組をとるというふうな御答弁をいただきました。そこで、実際に退職されるというか、せざるを得ない従業員の具体的な支援策、この辺がもし検討がされて、今の段階、内容の具体的なものは別としても、雇用のようなことが検討がされているのかどうか、今の時点で考えていることがあればお伺いをした

いというふうに思います。

○議長（東 千春議員） 白田経済部長。

○経済部長（白田 進君） 今現在の取組につきましては、先ほど室長が述べたように対策本部の中で検討しながら、5月から相談窓口を設け、様々な相談に応じているということと併せて我々も情報収集をさせていただいているというような状況であります。

実際に稼働停止のスケジュールも示されたということですので、私どもとしても地域に残る意向を持っている方については、一人でも多く地域に残っていただきたいという考え方をしておりますので、現在相談窓口に加えてどのような方法が取れるのかということについて検討させていただいているということで御理解いただければと思います。

○議長（東 千春議員） 東川議員。

○15番（東川孝義議員） その部分については理解をさせていただきます。

たしか25年か6年前だというふうに思うのですが、市内の大型店舗の倒産に伴って、市内経済に非常に大きな影響を与える、あるいは関連倒産を防止をするだとか関係企業の支援、あるいはその従業員の生活支援というふうな施策が取られた経過があるというふうに以前ちょっと資料で確認をさせていただきました。王子マテリアについては、生産品集約ということで2年前に発表されて、異動ができない方、あるいはある程度今具体化をしているというふうなことも実際現実の問題としてありますけれども、同じような施策は難しいとは思いますが、以前のときに取り組まれた施策を含めて考え方ができないのかどうか、改めてこの辺お伺いをしたいというふうに思います。

○議長（東 千春議員） 白田経済部長。

○経済部長（白田 進君） 我々もこの検討に当たっては、当然に過去の事例なども含めて調査研究をさせていただいているところであります。今

例に挙げられたところについては、平成7年の年末の倒産に伴って、多くの方が職を失ったということになっております。当時の状況を考えますと、バブルの崩壊後、景気的にはかなり停滞していた状況だというふうに思いますし、それに伴って当然有効求人倍率等も低かったと。なかなか次の職を見つけづらかったということで、当時私まだその職員ではなかったのですが、明確には断言はできないかもしれません。一部推測あるかもしれませんが、そういった背景を踏まえて、まずは職を失った方の生活を守るということもあったでしょうし、その規模感を考えたときにやはり地域に対する影響も非常に大きいという、そういう判断がされ、それがまさに地域の課題、行政課題として対策を打たれたのだというふうに私のほうでは理解をさせていただいているところであります。

今回の王子の関係についてであります。職を失うというところでは同じでありますので、当然不安を抱えている方は多いのだろうというふうに思いますが、私がここで行政がもし支援をするとする場合、この政策課題は何なのかということがあるのだと思いますけれども、そこ大きなポイントは2つあるのかなというふうに思っています。1つは、人口が減少している中で、今総合戦略の中で施策を総動員しながら人口の減少に歯止めをかけようとしている中であります。その中で、200名とも言われる従業員の方が場合によっては名寄から離れるかもしれないという危惧があるわけですが。200人というのは決して200人ではなくて、200世帯ということになるでしょうし、関連を含めるともっと膨らむ可能性があると思います。それと、もう一つは、市内の状況、有効求人倍率が7月現在だったと思いますけれども、1.6ぐらいいたしかあつたはずですが。つまり人が極めていないと、働く方がいないということです。そういう中で、まさに働き盛りの生産年齢人口の方が市外に流出をする、その人口が喪失されるということは、地域にとっては非常に大きな痛手になるだろ

うというふうに思っています。当然経済ということだけでなく、それを取り囲むコミュニティーも、先ほど質問いただいたコミュニティーもそうだと思いますし、子供がいれば学校への影響もあり、様々な地域への影響があると思いますので、こういった視点からやはり行政課題としてしっかり捉える必要があるのではないかと今思いを、これは私的な部分もあるということを含めて受け止めていただきたいと思います。そういった視点から行政課題として、行政として何ができるのか。先ほど室長の答弁にありましたけれども、地元に残っていただくために何が必要なのかあるいは検討を進めているところですよという答弁をさせていただきましたが、行政としてできることをしっかりと対策本部、あるいは関係の人たちからもしっかり声を聞いた上で検討させていただきたいと思っておりますので、ぜひ御理解をいただければと思います。

○議長(東 千春議員) 東川議員。

○15番(東川孝義議員) 今、今後のことを含めて御答弁をいただきました。一企業ということになると、またいろんなことも出てくるのか、行政課題として全体の枠組みの中で取組を進めていただくよう改めてお願いをしておきたいというふうに思います。

時間がなく、跡地利用について最後お伺いをしたいというふうに思います。先ほど当初掲げた3点の方針の中でそれぞれ御説明はあって、王子ホールディングス、ここが再生可能エネルギーについて事業化に向けて検討がなされている、意向を確認しているというふうな御答弁をいただきました。建屋等の解体も来年以降というふうな御答弁もいただきました。この広大な敷地の中で今大きな3本の目標を立てて、全体のランドデザイン、これを描くというのは、相手もあって今の段階では非常に厳しいのかなというふうに思いますけれども、いずれにしても12月1日に生産停止ということの中で跡地利用の3つの柱を基本に進めて

こられて、もう少しこの3本の中で具体的にお話をいただける部分があれば、改めてお伺いをしたいというふうに思います。

○議長（東 千春議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） 大きく3つの柱を立ててこの間取り組んでまいりましたけれども、お話した以上の具体的なお話というのは今はなかなか持ち合わせていない現状ではあります。エネルギーに関しては、新聞報道でもありましたとおり、王子ホールディングス側から具体的に検討していただいているといったところで、今後しっかりとそこが情報として、確約した情報として皆さん方にお届けできるようになるように我々もしっかり努力してまいりますし、答弁でもお話ししましたけれども、物流に関してもこの名寄という地理的優位性がかなり再認識できたと、この間の取組で再認識できたということで、これから民間の動きの中でもここが一つの道北の中継地点になってくるような動きがこれからどんどん出てくるのだろうということで、2024年の労働基準法改正に向けてドライバーの規制が厳しくなるそのタイミングを見て、ここが物流の拠点地域になっていくといったことが何となく全体感からも見えてきておりますので、この部分についてもしっかりと、これは王子跡地に限らず、名寄市のこれからの可能性としてしっかりと取り組んでまいりたいなというふうに考えております。

○議長（東 千春議員） 東川議員。

○15番（東川孝義議員） なかなか今の時点では厳しいというふうな、それも十分理解をいたします。ただ、王子で再生可能エネルギー、これをある程度進めていかれるという意向を確認したということで、ほかの2つの方針にも非常に大きなプラスの影響があるのかなというふうに思っております。これを具体化をしていくことによって、王子マテリアが生産拠点なくなったという後でも市内経済への影響、これを少しでも緩和もできるのだというふうにも思いますし、また雇用確保に

もつながっていくのかなというふうにも考えております。この跡地の立地を生かしたさらなる取組をお願い申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（東 千春議員） 以上で東川孝義議員の質問を終わります。

13時まで休憩いたします。

休憩 午後 0時04分

再開 午後 1時00分

○議長（東 千春議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

安全安心なまちづくりについて外1件を、遠藤隆男議員。

○8番（遠藤隆男議員） 議長より御指名をいただきましたので、通告順に従い、順次質問をさせていただきます。

まず、大項目の1、安全安心なまちづくりについて3点、最初に小項目の1、防災対策の充実についてお伺いいたします。近年気候変動の影響により、気象災害は激甚化、頻発化し、いつどこで自然災害が発生してもおかしくない状況にあり、本市においても想定される豪雨、暴風雨による洪水をはじめ、地震、土砂災害、豪雪、暴風雪など様々な自然災害リスクが存在しており、自然災害リスクへの対応力を高めていくことは重要であると考えます。本市においては、各種自然災害を想定した各種訓練等が実施されており、特にコロナ禍においても昨年度は新型コロナウイルス感染症を考慮した避難所運営訓練、今年度は上川北部8市町村が参加する広域防災訓練及び昨年度の新型コロナウイルス感染症を考慮した避難所運営訓練を生かした避難訓練、また防災情報システムの導入、まるごとまちごとハザードマップ事業、防災担当職員による出前講座等、市民の防災意識向上、官民連携を含め、地域防災力向上に向けた取組をされているところですが、地域防災力向上に向けた将来的な防災対策の充実について本市のお考え

をお伺いいたします。

次に、小項目の2、名寄市防災マップの改定についてお伺いいたします。現在本市には、平成27年に発行された防災マップと平成30年発行の洪水ハザードマップの2つがあり、防災マップは100年に1度の大雨を想定した浸水想定で作成され、水害だけでなく土砂災害、地震や火災、雪害などの情報が掲載されており、洪水ハザードマップは1,000年に1度の大雨による浸水想定をした洪水に特化したものであり、浸水想定は異なっております。本年5月20日からは、災害対策法の改正により避難勧告、避難指示が一本化され、新たな避難情報に変わりました。また、コロナ禍においては、非常持ち出し品についても変わってきています。本市においては、豪雨、暴風雨による洪水をはじめ、地震、土砂災害、豪雪、暴風雪など様々な自然災害リスクが存在しており、早い時期に各種災害に対応した名寄市防災マップの見直しを行い、最新の情報が掲載されたものに改定すべきと考えますが、本市のお考えをお伺いいたします。

次に、小項目の3、介護老人福祉施設等における災害対策についてお伺いいたします。近年全国的に風水害などの自然災害が多発し、台風や豪雨による浸水被害等により、介護保険施設等において多くの高齢者が犠牲になっています。立地的に浸水被害の想定外、また建物の耐震基準が満たされているとしても、災害はいつどこで発生するか予測できないものであり、本市においても豪雨、暴風雨をはじめ様々な自然災害リスクが存在しており、安定した生活を続けてもらうためにも介護老人福祉施設等における利用者の安全確保、あらゆる非常災害時の体制整備については日頃から整えることが重要であると考えますが、本市の介護老人福祉施設等における災害発生時の対策、備蓄品、避難体制等についてお伺いいたします。

最後に、大項目の2、高齢者福祉の充実について、小項目の1、在宅生活を継続するための支援、

サービスについてお伺いいたします。本市においても高齢化率は増加傾向にあり、高齢独居世帯、高齢夫婦世帯や認知症、老老介護、介護ニーズが高い後期高齢者の増加も見込まれており、住み慣れた地域で安心して生活を続けるための様々な取組が行われていますが、今後はさらに一人でも多くの後期高齢者の方が介護認定を受けることなく、在宅生活を継続することができる支援サービスを強化していくことが重要であると考えます。

市内の中心部にあり、地域住民の交流の場として長い間親しまれてきた銭湯、日の出湯が2019年8月31日に58年の歴史に幕を下ろしてから2年が過ぎ、名寄市の温浴施設もなよろ温泉サンピラーのみとなり、私有車を保有していない高齢者からは、バス料金が無料でも遠くて時間もかかり、あまり行こうとは思わないという声を聞きます。また、高齢になると、自宅の風呂は近年の浴槽とは違い浴槽が深いため、清掃にも危険があるといえます。特に後期高齢者で独居世帯の方は、一人で入浴し、万が一入浴中に何かあった場合、誰にも助けてもらえないのではないかと思います。怖くて入浴できないというお話も聞きます。温浴施設を新たに整備するには多くの課題があり、現実的ではありませんが、既存の施設を活用できれば、それほど難しいことではないと考えます。

そこで、名寄市総合福祉センター内に障がい者及びその介護者が休館日を除く火曜日、木曜日、土曜日に午前11時から午後3時まで1回210円で利用できる浴室がありますが、使用のできる基準を変え、障害者手帳等がなくても申請することにより75歳以上の独居世帯、夫婦世帯の方が利用できないかと考えるところですが、本市の御見解をお伺いいたします。

また、コロナ禍において高齢者の方々には町内会等の活動をはじめ行動に制限を受けており、これからは季節的に2か月ほどで雪も降り、冬期間に入り、さらに外へ出る機会が減少してくると思えます。人との触れ合い、行動することは、介護

予防につながる一つの策であり、今後はさらに通いの場を充実させ、健康維持につなげていく取組が必要であると考えます。総合福祉センター内にあるこども発達支援センターこどもらんどは、現在整備中の南保育所に併設されることにより、現在使用しているスペースも空き、通いの場として活用できるのではと考えるところですが、本市の御見解をお伺いいたします。

また、こども発達支援センターこどもらんどのスペースを今後どのように活用されるのか、予定があればお聞かせください。

以上この場からの質問とさせていただきます。

○議長（東 千春議員） 渡辺総務部長。

○総務部長（渡辺博史君） 遠藤議員からは大項目2点にわたり御質問をいただきました。大項目1の小項目1と2は私から、小項目3と大項目2はこども・高齢者支援室長からの答弁となりますので、よろしく申し上げます。

初めに、大項目1、安全安心なまちづくりについて、小項目1、防災対策の充実についてお答えいたします。自然災害が激化する中、防災対策については減災の考え方を基本に、自助及び地域の共助力の向上を中心とし、地震、風水害、雪害など様々な災害に備えて、防災、減災の取組を進めてまいりたいと考えております。これまでも住民の防災意識の向上や避難についての理解を深めることなどを目的に防災訓練や防災セミナーを実施しておりますし、ハザードマップのさらなる普及、浸透のため、まるごとまちごとハザードマップにも取り組み、危機意識の醸成と避難場所などの認知度の向上を図っております。また、防災の専門的な知識、経験等を有する外部人材として、平成21年には非常勤職員として、平成29年度からは地域防災マネージャーの要件を満たした正職員として退職された自衛官を採用し、防災担当部署に配置して防災対策の充実を図ってきております。

将来的な防災対策の充実についての考え方が、様々な自然災害に対応できるように防災、減

災の取組を推進してまいりたいと考えているところであり、特に本市におきましては水害のリスクが高いと考えておりますので、天塩川上流減災対策協議会での取組方針などにに基づき、防災訓練や防災セミナーなどの継続した取組から防災対策の充実を図ってまいりたいと考えております。

次に、小項目2、名寄市防災マップの改定についてお答えします。本市では、平成27年に各自然災害の情報を掲載するマップとして作成した防災マップと、その後最大想定規模の浸水想定が公表されたことに伴い、洪水に特化したマップとして平成30年に作成した洪水ハザードマップの2つの防災マップを活用しております。御指摘のとおり、本年5月に災害対策基本法が改正され、避難情報の見直しが行われたことに対する修正や、新型コロナウイルス感染症対策を考慮した非常持ち出し品の新たな記載なども必要となっております。さらに、昨年には土砂災害警戒区域等の新たな指定やサンルダムの完成により浸水想定も変更されております。また、豊栄川上流遊水地の運用開始に伴い、豊栄川の浸水想定の変更も今後予想されますので、これら最新の情報を掲載した新しい防災マップについて令和4年度に作成する方向で検討を進めているところであります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（東 千春議員） 廣嶋こども・高齢者支援室長。

○こども・高齢者支援室長（廣嶋淳一君） 私からは大項目1、安全安心なまちづくりについて、小項目3、介護老人福祉施設等における災害対策について申し上げます。

介護老人福祉施設等につきましては、自力避難が困難な方も多く利用されており、災害時には避難に時間を要することから、利用者の安全を確保するためには豪雨、地震、洪水、土砂災害等の各種災害に備えた十分な対策を講じる必要があります。本市におきましては、令和3年3月に策定をいたしました第8期高齢者保健医療福祉計画・介

護保険事業計画において、高齢者福祉施策の推進項目に新たに災害対策を設け、災害の発生に備えて介護事業所、防災担当部局等が連携し、災害リスクや物資の備蓄等の確認を行うこととしております。

現在洪水等の浸水想定区域内、または土砂災害計画区域に立地している介護保険施設等につきましては、社会福祉施設等における非常災害対策計画の作成及び避難訓練の実施について義務づけられております。本市が設置しております特別養護老人ホーム清峰園においては、洪水時の避難確保計画を策定し、防災体制、情報収集、伝達、避難行動、食料などの備蓄品、防災教育及び訓練について定めております。計画に基づく具体的な取組につきましては、毎年新採用職員向け研修、災害発生を想定した災害避難訓練や通報伝達訓練などを実施し、食料の備蓄につきましては最低3日分の備蓄と更新管理を行っております。避難場所の確保では、居室からホールへの移動やベッドの最高位設定を行うこと、吸水性土のう設置により施設内への浸水を防ぐといった対応を取ることとしており、災害が発生した場合の人命の保護及び円滑かつ迅速な避難の確保を図ることができるよう計画に基づいた取組を進めております。

市内の他施設の状況につきましても非常災害対策計画の策定や避難訓練の実施がされており、市が定期的に行います事業所への集団指導や実地指導において非常災害対策計画の更新や避難訓練の実施状況等について確認を行っております。

今後においても防災担当と連携しながら、介護事業所に対して避難に関する内容やその実効性について把握、点検を行い、利用者等の安全の確保に努めていただくよう助言、周知をしております。

次に、大項目2、高齢者福祉の充実について、小項目1、在宅生活を継続するための支援、サービスについて申し上げます。総合福祉センターの浴室につきましては、開設当初より毎週月、水、

金曜日を障がい者のデイサービス事業で使用し、事業実施のない毎週火、木、土曜日を名寄市総合福祉センター条例に基づき障がいのある方が利用しているところでございます。浴室にはデイサービス事業の実施のため昇降機が設置されており、湯舟が狭いことや浴室が大きくないことからろ過装置が低能力であること、また保健所へは限定的な使用目的として申請をしております、公衆浴場登録をしております。なお、平成8年の開設以降、大規模な改修を行っておりませんので、浴室全体も当時のままとっております。このような状況から、デイサービス事業の継続や障がいのある方が安心して安全に入浴できる環境を確保するため、現行の障がいのある方を対象とした利用を継続していくことに御理解をお願いいたします。

次に、こどもらんどが移動した後のスペース活用について申し上げます。現在新南保育所に併設予定のこどもらんどは、令和6年4月の開所に併せ、令和6年3月までに引っ越しをする予定です。現在使用しております総合福祉センターには、防音を施した個別観察指導室や多人数で療育を行うプレールーム、保護者との面談ができる相談室、就学前児童が利用するトイレ設備など、各種の療育場面に合わせた部屋が配置されております。

空きスペースの今後の利用方法につきましては、現段階では決まっておりませんが、現在の特色ある各部屋をそのまま活用していくのか、ある程度まとまった大きさの部屋へ改修を行うことができるのかなど、総合福祉センターの設置目的も踏まえて検討していきますので、今後も有効活用に向けた御意見をお願いいたします。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（東 千春議員） 遠藤議員。

○8番（遠藤隆男議員） ただいま大変御丁寧に、大変詳しく御答弁をいただきましたけれども、確認等を含め、何点かお聞きをしたいというふうに思います。

まず初めに、防災対策の充実についてですが、

地域防災力向上に向けた将来的な防災対策の充実における考え方については、将来的に防災、減災というところの部分でしっかりと理解をさせていただきました。本市は、古くから交通の要衝地ということもあり、都市機能を備え、旭川以北唯一の救急高度先端医療を担う第三次地方センター病院や日本最北の陸上自衛隊が駐屯しており、また北海道縦貫自動車道の延伸に向けた士別剣淵名寄間の整備も進められていくなど、災害時の救助、支援、物資の輸送まで広域防災、物流拠点に適した条件が整っているということもあり、特に先般行われた広域防災訓練は、広域防災、物流拠点化に向けた第一歩になったのではないかなというふうに思っております。

御答弁の中に地域防災マネージャーの採用という内容がありましたが、たしか地域防災マネージャー制度は平成27年度から開始されたと思いますが、令和3年3月31日現在で全国の地方公共団体の防災関係部局に575名ですか、が在職をしているという状況で、道内においては令和3年9月1日、64市町村に75名とお聞きしましたが、まだまだ少ない状況であります。本市においては早い時期から退職自衛官の地域防災マネージャーを採用していただいております、自衛官OBとしてもまずはお礼を申し上げます。私自身自衛官OBの現役として、地域防災マネージャーの重要性、必要性、そういった部分についてはしっかりとPRし、多くの方に知ってもらおうという役割もあると思っております。そこで、お聞きしたいのですけれども、本市が地域防災マネージャーを採用されてからこれまでの業務、活動等について、どのようなことをされてきたのかお聞かせください。

○議長（東 千春議員） 渡辺総務部長。

○総務部長（渡辺博史君） 地域防災マネージャーにつきましては、先ほども申し上げましたとおり、平成29年度から正職員として1名の方採用させていただきまして、防災担当業務のほか、総

合政策課の業務も兼務しているという状況でございます。具体的に申し上げますと、災害時等での災害対策本部の対応ですとか、平常時におきましては防災訓練の企画、運営、各団体ですとか町内会への出前講座の実施など防災業務全般に携わっていただいております、これまで培ってきた災害対応ですとか被災地支援派遣などの経験を生かせるような配置になっているのではと考えるところでございます。特に平成29年度から3年間取り組んでおりましたFIG-aなよろ課題を見つける避難訓練というのがありますが、これにつきましては総務省の防災まちづくり大賞を受賞しているところでありますし、滋賀県で行われた全国の自治体職員を対象とした研修会ありましたが、そこにも講師として派遣しているというところでもございます。また、今年度の広域防災訓練、WIT-aなよろ課題を見つける物資輸送訓練ですとか、それにおいても自衛隊さんなども連絡調整していただきながら、上川北部管内における大規模な訓練を行っているというところでございます。そのほか兼務であります総合政策課の業務では、防衛施設周辺の整備事業ですとか、陸上自衛隊名寄駐屯地の増強促進期成会の事務局にもなっております、防衛省や自衛隊などと連携しながら、要望活動なども行っているところでございます。本市といたしましては、今後も引き続き地域防災マネージャーの任用を行いながら、地域防災力の向上につなげてまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（東 千春議員） 遠藤議員。

○8番（遠藤隆男議員） 初めから専門の防災職員を育成するにはかなりの時間を要します。しかし、本市の地域防災マネージャーは、長年の自衛隊勤務で培った防災、危機管理に関する優れた経験、知識、技能というものを有しており、実際に大規模災害現場での指揮、活動等の経験もあり、御答弁の内容からも即戦力となって活躍されてき

たことが分かります。

一般実施された広域防災訓練に北海道上川総合振興局から危機対策推進委員会に参加をいただきましたけれども、その方も自衛官OBで、真駒内で連隊長もされた方ですが、お話をする機会があり、当時の総監、私も総監部勤務時にお仕えた方ですが、その方からの勧めがあって現在の職に就かれたというお話を聞き、北部方面隊としても地域防災マネージャー制度については、北海道全体の防災力の向上と連携強化の面からも全道各市町村への配置を目指していたということをお話しします。地域防災マネージャーは、自衛官を含めた誰もがなれるわけではなく、定められた様々な要件をクリアして、内閣府の証明を受けた方であればなりません。自衛官OBの場合、防災訓練時や発災時に自衛隊との連携を図ることができることはもちろん、危機管理における首長の判断を的確に補佐をすることができ、また専門的な知識、経験を持っていますので、先ほど答弁にもありました防災計画の作成、防災訓練の計画及び実施ができ、採用された時点から即戦力となっていくと思います。特に自衛隊が駐屯する自治体においては、様々な面において日頃からの自衛隊との連携調整等は重要であり、御答弁の内容からも地域防災マネージャーの役割は重要であるというふうに思っております。

道内における地域防災マネージャー等の採用の現状ですけれども、自衛隊が駐屯する自治体では防災担当とそのほかに自衛隊担当として退職自衛官を採用している自治体がほとんどであります。今後は、本市においても防災と自衛隊に関する担当者を分け、さらなる自衛隊との連携強化を図るべきではないかと考えるところですが、また今後のさらなる地域防災力の向上、広域防災、物流拠点化を形成していくためにも地域防災マネージャーは必要不可欠であり、経年等により欠員とならないような措置対策というものは早めに行っていく必要があるというふうに考えております。そこ

で、加藤市長にお伺いいたしますけれども、本市におけるこれまでの、また今後の地域防災マネージャーの重要性、必要性といった観点からの市長のお考えをお伺いいたします。

○議長（東 千春議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 災害に強いまちづくりというのは、非常に重要かつ基本的な行政の責務であるというふうにも考えておまして、これをしっかりと推し進め、また進化させていくということは大変重要であり、また地域防災マネージャーが防災力の向上に絶大な力をこれまでも発揮をいただいているというのは、今議員もお話をいただいたとおりであります。命に関わる、あるいは喫緊の事案のときに支援をいただく最も信頼できる組織は自衛隊ということであります。今の災害対策基本法の中では、市町村は基本的に自衛隊の派遣は北海道、都道府県を經由して依頼をするということになっておりますけれども、実際には現場でしっかりと今何が起こっているのかというのを連携をしながら、いざというときに遅滞なく、あるいはそごなくしっかりと派遣をしていただくという、そうした連携というのが大変重要であるというふうに考えております。ゆえに、地域防災マネージャーを今後とも継続して防災力のために市としても採用していく、さらにはできれば名寄駐屯地の組織をよく存じた自衛隊OBの方が望ましいのではないかと考えているところでございます。加えて、今お話があったとおり、名寄の現在の防災担当の地域防災マネージャーについては、名寄駐屯地の様々な業務を兼務をいただいている、この間も自衛隊の官舎の問題や、今水道の接続の問題もありますし、部隊再編の関係でも任務をいただいていると、こういうことでありまして、ほかの自治体と比べてかなり防災以外の業務が過大になっているということも承知をしているところでありまして、これはしっかりと課題として受け止めて、今後の人事配置もそうしたことも含めて検討してまいりた

いというふうに考えております。

○議長（東 千春議員） 遠藤議員。

○8番（遠藤隆男議員） ありがとうございます。今市長の御答弁からも本市における地域防災マネージャーの重要性、必要性という部分については十分感じさせていただきました。本市にとってよりよい形となるようぜひよろしくお願いをいたします。

次に、防災マップの改定の部分ですが、様々な見直しの部分はあると思いますが、令和4年度から作成されるということで、非常にいい御答弁をいただきました。ぜひ小中学校の防災教育にも活用ができ、また高齢者にも見やすく、分かりやすい防災マップが作成されることを期待しておりますので、よろしくをお願いをいたします。

次に、介護老人福祉施設等における災害対策についてですが、先ほどの御答弁で各施設への指導、確認であったり、備蓄品の部分、避難体制、毎年の研修であったり、訓練であったり、しっかりと準備対策が取られているというところで理解をさせていただきますが、最悪の状況を想定した避難行動についての部分ですが、先ほどその施設内だけの避難の部分の御答弁だったと思いますが、垂直避難でも危険を回避できない場合の利用者さんに応じた避難場所、例えば病院とか福祉避難所とか御家族のいる自宅等々があると思うのですが、そのときの状況にもよりますけれども、平時から最悪の状況を想定した避難場所についてはある程度決められているのかお聞かせください。

○議長（東 千春議員） 廣嶋こども・高齢者支援室長。

○こども・高齢者支援室長（廣嶋淳一君） 避難確保計画の中での避難先の指定ということで、計画の策定の中には避難訓練の実施時期であるとか回数、それから避難先の指定と、それから避難先までの避難経路ということで、それも定めておまして、それぞれの施設で公共施設であったり、グループであればグループ内の病院であったりだ

とか、そういう避難先については全て指定をしておまして、実際に二階建ての施設であれば垂直避難、もしくは避難先の確保ということで2つらせておりますので、そこについては日頃から計画の中で定めておまして、避難訓練においても避難先への避難ということも含めて行っているところでございます。

○議長（東 千春議員） 遠藤議員。

○8番（遠藤隆男議員） 安心しました。本市に近年大きな災害というのは発生していませんけれども、災害はいつどこで発生するか分からないというところで、御答弁の中にもありましたけれども、介護老人福祉施設等においては自力避難困難な方が多く利用されているということを十分に考慮していただきたいというふうに思います。

また、厚生労働省の防災リーダーとなる職員の部分については後押しをされているというふうに思いますが、そういったところを含め、御家族にも安心していただけるような対策を引き続き利用者の安全確保を含め、勤務する職員の方々を含めた安心できる対策、体制の構築をお願いをいたします。

次に、在宅生活を継続するための支援サービスについて伺いをいたします。まず、入浴の使用基準の部分なのですけれども、なかなかスペースの問題であったり、ろ過装置の問題であったり、様々な課題があつて厳しいというような御答弁をいただいたというふうに思いますけれども、しかし本市も高齢化率の増加に伴って高齢の独居世帯、夫婦世帯も増加して、生活、また入浴等において不安を抱える方が増えてくるというふうに思っております。今の名寄市があるのは、現在高齢者となられた方々の御尽力のたまものであり、そういった方々に恩返しするというのは当たり前のことであり、いつやるのかと言われれば今であると私は思っております。高齢者の方が住み慣れた地域で在宅での生活を継続したくても、日常での生活や交通手段といった足の確保をはじめ、除雪等様

々な課題に対する不安要素が重なれば、住み慣れた地を離れるという選択肢も出てきてしまうというふうに思っております。入浴に関しては、介護認定を受ければデイサービス等により支援を受けることができますが、これからはそうではなく、やはり後期高齢者となっても一人でも多くの方が介護認定を受けることなく、健康で在宅生活が継続できることが重要であり、それらを支援するためにも少しずつ改善していくことが必要ではないのかというふうに考えます。

総合福祉センターの設置目的の中には、高齢者の健康保持と生きがいを求める施設ということもあります。確かに総合福祉センターができてから築20年以上ですか、が経過しているわけですから、ボイラー等の耐用年数超えをはじめ、浴室内、そういったろ過装置とか不具合があるのは当然のことだと思います。しかし、新たに温浴施設を整備するわけではありませんから、既存の施設を整備することによって少しでも対応が可能というふうになるのであれば、措置するべきではないかなと思うところであります。

そこで、確認を含めお伺いいたしますけれども、今現在の使用人数、福祉サービス事業の実績の一番最後のページにあるのですけれども、このお風呂の部分で収容人数が20名というのは1日のことを指しているのか。また、現在の入浴設備、ボイラー等を含め、ろ過装置とか含めて整備すれば、そういった人数と違って増やすことが可能なのか、その辺をお聞かせください。

○議長（東 千春議員） 小川健康福祉部長。

○健康福祉部長（小川勇人君） 今の福祉センターの浴室の性能というか、そういった御質問でございます。ろ過機能につきましては、1時間当たり10名程度の入浴、お湯のろ過の能力があるということで、総体的には1日24名程度の入浴は可能でないかということであります。ただ、現在年間通して使われているのは、女性でいけば大体月200名ぐらい、男性浴室でいけば約160名

ぐらいということで、大体そういった能力の限界に近い人数が利用されている状況にあります。それと、先ほども申し上げましたが、スペースがそんなに広いスペースではないということで、障がいの方が安心して安全に入るためには今の人数が大体確保できるところかなというふうに考えていますので、あそこの施設を改修すれば、例えば浴室を広げたり、ろ過装置の機能を高めるということでは抜本的な改修が必要となるということで、今の現状ではなかなか高齢者の方までの受入れをするのは厳しい状況にあるというふうに考えて答弁をさせていただきます。

以上です。

○議長（東 千春議員） 遠藤議員。

○8番（遠藤隆男議員） なかなか厳しいという御答弁をいただきましたけれども、実際そういった75歳以上の単身世帯の方、また夫婦世帯の方、申請して何名おられるかなというところもあると思います。実際先ほど言いましたけれども、月でいったら男性浴室で160名ぐらいですか、女性浴室で200名程度ですか。1日平均にしたら何人になるのですか。この20名をオーバーしているかどうかということなのですけれども、ちょっとしたろ過装置、多分二十数年たっているわけですから、1時間に10名程度しか入れないような、多分そういったろ過装置ではないのかなというふうに思っているのですけれども、そういうのを最新の状態すればもっともっと稼働できるのではないかなというふうにも思うのです。75歳以上の方が全員というわけではないと思います。75歳以上の後期高齢者といったら何千人もいますので、しかし申請をしてという、本当に不安を感じているという方というのはやはり不安を感じているわけです。そういうところもう少し考えていただいて、ろ過装置整備したらもう少し増やせるのではないかなと私考えているのですけれども、どうでしょうか。

○議長（東 千春議員） 小川健康福祉部長。

○健康福祉部長（小川勇人君） 先ほどの繰り返しになりますけれども、ろ過措置もさることながらスペース的な部分もあるということで、いろんな障がいのある方がいますので、その方がある程度の空間で安心して入れる環境が必要かなというふうに思っております。

それと、自立デイサービスもあそこで受け入れていますので、この方は要介護認定とか受けていない方でやっぱり不安のある方とか、そういった方も受入れしております、月約30名程度の方は受入れしているということでもありますので、ちょっと心身に不安があるとかそういった部分については、地域包括支援センターのほうに御相談をいただいて、その人の状態によってそういった自立のデイサービス事業も活用できるということでもありますので、そういった方がいましたら市のほうに相談をいただければというふうに思っております。

以上です。

○議長（東 千春議員） 遠藤議員。

○8番（遠藤隆男議員） ありがとうございます。部長から今介護認定を受けていなくても、そういった不安があれば利用できるということで理解をさせていただきます。ぜひそういう相談があれば、そういうふうに対応していただきたいなというふうに思います。

次に、通いの場の充実の部分についてですが、まだまだこどもらんどスペースの部分については先の話だと思いますけれども、あのスペース、結構私も次男がお世話になりましたので、その中は大体覚えております。高齢者の方の通いの場として使うのだったらまたいいような内容の施設かなというふうにも感じておりますので、まだまだ先の話だと思いますけれども、その辺は考慮していただいて、検討をお願いいたします。

次に、保育所の併設後の活用についてはまだ何も決まっていないということでありましたけれども、総合福祉センターというのは災害発生時福祉

避難所としても指定がされていますので、ぜひその辺も考慮されて、平時いろんな使い方があると思いますので、有効に活用されることを期待しておりますので、それについてはよろしくお願いをいたします。

最後になりますけれども、本市のコロナ対策においては、ワクチン接種もスムーズに進んでおり、またスピード感を持った経済対策も行われ、一日も早い新型コロナウイルスの終息を願うところであります。今後の名寄市の経済及び市民生活の安定に向けた新たな対策に期待するとともに、日々の新型コロナウイルス対応に御尽力されている皆様に感謝を申し上げて質問を終わります。

○議長（東 千春議員） 以上で遠藤隆男議員の質問を終わります。

防災についてを、清水一夫議員。

○9番（清水一夫議員） 議長から御指名をいただきました。大項目1点、防災について質問させていただきます。

本年7月3日、熱海市は1日からの大雨で大規模な土石流が発生、128棟の住宅が被害を受け、これまでに26人の死者と行方不明者1人の犠牲者を出しました。翌月の8月11日からは、停滞した前線の影響で日本各地広範囲に大雨が続き、11日から18日の全国の総雨量は暫定値で28万8,698ミリとなり、平成30年7月豪雨を8万ミリ以上を上回る歴史的、記録的な雨量となりました。特に14日の夕から線状降水帯が次から次へと発生し、長野県から長崎県にまたがる7県に、翌15日は千葉県から佐賀県の6県に緊急安全確保が発令され、死者12人、重症者2人、軽症者14人の人的被害が発生、温暖化の影響が毎年のように大雨による被害が発生しています。

そのような中、今年の本市は雨も少なく、降水量は3月から8月中旬まで平年に比して102ミリ少なく、積算降水量は219ミリで平年の68%にとどまっており、大雨による災害は無縁と感ずるところではありますが、災害は忘れたところ

にやってくるとも言います。だからこそ平時に物心両面の備えをしておかなければなりません。ここで小項目2点にわたり質問します。

小項目1、令和3年度名寄市防災訓練について。7月21日、WIT-aなよろ課題を見つける物資輸送訓練と名寄市防災訓練避難行動を同日に並行して開催されました。両訓練の成果と課題を改めてお聞きします。

小項目2、無名川の改修について。平成22年7月29日から30日の未明にかけて降水量117ミミを記録、豊栄川、真狩川及び無名川が溢水し、床下41件、床上5件の内水被害がありました。真狩川の溢水箇所には大型土のうを設置し、改善されていますが、町中を走る無名川は21線手前で直角に曲がり、タヨロマ川の樋門に、タヨロマ川が増水した際は樋門を閉め、樋門近くの排水機でタヨロマ川に排水しています。排水が追いつかず増水し、町中の無名川近辺住宅が床下浸水となった要因と思われます。そこで、21線から曲がることなく直進させ、共和のタヨロマ川に水を流す改修工事をすれば、増水による内水被害はないものと思われます。御見解のほどをお聞きします。

以上で壇上からの質問を終わります。

○議長（東 千春議員） 渡辺総務部長。

○総務部長（渡辺博史君） 清水議員からは大項目1点について御質問をいただきました。小項目1は私から、小項目2は建設水道部長からの答弁となりますので、よろしくお願います。

初めに、大項目1、防災について、小項目1、令和3年度名寄市防災訓練についてお答えいたします。本年度の名寄市防災訓練につきましては、7月21日に名寄市広域防災訓練、WIT-aなよろ課題を見つける物資輸送訓練と市民参加型の名寄市防災訓練を同日に並行して実施しました。初めに、WIT-aなよろ課題を見つける物資輸送訓練についてですが、上川北部の8自治体と陸上自衛隊、ヤマト運輸株式会社などの協力により

訓練を実施しました。目的としては、近隣の自治体と協力して、官民が連携した物資輸送訓練を実施する中で、それぞれの立場で物資輸送における課題の発見と支援物資の配送要領等について理解を深めるとともに、物流網の効率化の推進に寄与することとしております。

内容については、訓練の前段に参加自治体の首長と上川総合振興局、ヤマト運輸によるリモート会議を実施し、ヤマト運輸から平成30年北海道胆振東部地震での経験の総括などをお話いただき、物資輸送における課題などの共通認識を深めております。想定状況としては、8自治体で水害が発生し、多くの住民が避難した想定で避難者への物資支援を行っており、名寄市の物流拠点から自衛隊車両で各自治体の一次集積所に輸送し、引き続きヤマト運輸の車両にてそれぞれの避難所に物資を配送しました。成果としては、各自治体で保有している物資の共有化の必要性や共有した物資の保管拠点について理解が深まったものと考えております。また、物資を効率的に管理するため、物流拠点及び集積所における支援物資のデータ化並びに仕分けの重要性を再認識したものとなりました。本訓練では、物資の輸送体制を重点として実施しましたが、災害発生時には物資の要請依頼や配送完了報告などの連絡体制も必要となりますので、次回の訓練機会があれば、より実践的な仮定での訓練が必要になってくるものと考えております。

2つ目の住民参加型の避難訓練についてですが、今年度は風連地域の3つの町内会に参加いただき、名寄河川事務所、自衛隊、名寄消防署などの協力により実施しております。この避難訓練では、実際に避難行動を行う中から避難における課題の発見や避難のタイミングなどについて理解を深めるとともに、参加者の気づきによる住民の避難能力の向上を図ることを目的としております。

内容については、物資輸送訓練と連動したコロナ禍における避難訓練とし、緊急速報メールを活

用して、警戒レベル3をきっかけに各町内会ごとに避難行動を実施しました。避難後にはコロナ禍における避難所運営を体験していただき、名寄河川事務所からマイタイムラインについて講演いただいております。その後、自衛隊の炊き出しの試食や名寄消防署の装備品展示の見学などを行いました。成果としては、参加者から訓練の必要性和避難の重要性についての建設的な意見が多く出され、避難行動に対する認識を深められたことと併せて防災に対する意識が高まったものと考えております。また、緊急速報メールの活用や避難所運営訓練などにより職員の能力向上にもつながっております。

今後の課題についてですが、本年5月に改正された避難情報の内容を理解されていない方も複数いたことが明らかになりましたので、今後の訓練やセミナー、出前講座などの機会を通じて、避難情報などについての理解を深めていく必要があると考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（東 千春議員） 東建設水道部長。

○建設水道部長（東 聡男君） それでは、私からは大項目1、防災について、小項目2、無名川の改修についてお答えいたします。

平成22年7月に本市は記録的な大雨により豊栄川、真狩川及び無名川があふれ、名寄地区や風連市街地を中心とした住宅浸水とともに、郊外においても農地への冠水被害が発生いたしました。このときに無名川があふれた原因につきましては、無名川上流の別ルートを流れている真狩川が当時の大雨により排水処理能力を超え、その処理し切れなかった排水が無名川へ流入したことが風連市街地での主な被害の要因と認識しています。その後災害発生から対応策を検討し、真狩川においては、議員御指摘のとおり、大型土のうを設置をし、そのほかにも河川管理道路のかさ上げと鋼矢板設置工事を実施し、あふれ水の流出を抑制しており、平成28年度の同規模の大雨時には真狩川から無

名川へ流入するような状況にはならず、被害は軽減できたものと思っています。現在真狩川においては、国営かんがい排水事業により真狩川の改修に向けた地区調査を実施しており、事業が実施されれば真狩川流域ではより被害の軽減が図られることを期待しているところです。

無名川での被害につきましては、無名川の最下流になるタヨロマ川の合流部で農地の浸水被害が発生していますが、下流であるタヨロマ川の水位が上昇し、流入している無名川の流水をのみ切れないことから、無名川の水位が上昇してしまうことによるものと考えています。この合流地点付近での現在の大雨対策については、水位の上昇により速やかな初動動作が可能となるよう水位警報装置を設置するとともに、タヨロマ川との合流地点に設置している既設の排水ポンプ施設に加え、仮設の排水ポンプを増設し、タヨロマ川への排水を行い、完全に冠水を防ぐには至りませんが、農地に冠水している時間の短縮に努めているところです。また、河道内の堆積物により流れが阻害されていけば撤去や床ざらいを実施し、排水処理能力を確保してまいりました。また、開発局においてもタヨロマ川の伐木、さらには本川下流である天塩川の河道掘削を実施し、治水安全度の向上を図る予定と聞き及んでいます。

議員御提案の21線手前から曲がることなく直進させ、共和地区のタヨロマ川に流下させる案につきましても、タヨロマ川が増水している間は排水処理に時間を要することになるため、浸水被害が下流側へ拡大していくことも危惧されることから、今後も市の維持管理体制を継続いたしまして、大雨災害による被害を最小限に抑制することに努めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（東 千春議員） 清水議員。

○9番（清水一夫議員） 答弁ありがとうございます。これから再質問として防災全般にわたり再質問をさせていただきます。

まず、1つ目、物資輸送訓練についてお聞きします。これは、第一次集積所についてお伺いします。水害時における一次集積所をどこに設置するかお伺いします。私は、市内高台にある人材開発センターがよいと思っております。また、道との調整後、名農キャンパスも候補に挙がると思っております。そこで、人材開発センターを市の一次集積所に指定し、人材開発センターを旧豊西小学校に移転したらどうかと思いますが、お考えをお伺いします。

○議長（東 千春議員） 渡辺総務部長。

○総務部長（渡辺博史君） 水害時における一次集積所につきまして御提言をいただいたというところがございます。現在の考えといたしましては、そのときの浸水状況ですとか、輸送する道路の状況などを踏まえて設置するということとしておまして、現時点において施設を特定しているというのではないということがございます。ただ、候補地としましては、御提言にありましたように人材開発センターも想定しているところがございますし、名農キャンパスにつきましては今現状では道の施設でありまして、なかなかコメントしづらいところがございますけれども、将来的に市で活用するということになれば、それは議員おっしゃるとおり候補に挙がるのかなというところがございます。

なお、旧豊西小学校の校舎につきましては、未耐震であるという部分もありまして、施設を使用するためには多額の整備費必要としますので、今後の当該施設を使用する予定はないということでお理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（東 千春議員） 清水議員。

○9番（清水一夫議員） 旧豊西小学校は、未耐震という問題があるということで御理解いたしました。

続きまして、無名川について再質問させていただきます。先ほどの答弁で私との認識の違いがあ

り、要因は真狩川の水位ということでありました。どうか真狩川のほうをしっかりと整備していただきたいと思いますが、御答弁をお願いします。

○議長（東 千春議員） 東建設水道部長。

○建設水道部長（東 聡男君） 先ほど答弁申し上げましたけれども、真狩川は現在は土のうを積んだりとか、農道を兼ねた管理道路をかさ上げをしたりということで対応しているところなのですが、そもそも真狩川につきましては国の農業のほうで整備をした排水を今河川として維持管理しているわけですが、やはりこの間被害も続いていたことから、国のほうに相談申し上げまして、現在国のほうで、先ほども申し上げましたけれども、国営かんがい排水事業ということで、今調査計画段階なのですが、具体的にどのような形でというのはまだ全然できていませんけれども、下調査入っていただいているので、このまま事業についても継続して要望していきながら、事業の早期着手に努めてまいりたいというふうには考えているところがございます。

○議長（東 千春議員） 清水議員。

○9番（清水一夫議員） よろしく願いいたします。

続きまして、避難訓練について再質問させていただきます。市の防災訓練の参加者から訓練の必要性和避難の重要性について建設的な意見が多かったとお聞きしました。問題は、今まで市の防災訓練に参加した町内会が次年度以降その町内会が独自で避難訓練をすることが大事であります。なかなかやりません。そこで、私は1つ提案したいのですが、防災担当職員が直接町内会の中に入って、防災訓練の計画の策定、それから実施に向けての助言とか、そういうのも一案かなと私は思うのでありますが、いかがでしょうか。

○議長（東 千春議員） 渡辺総務部長。

○総務部長（渡辺博史君） これまでも町内会の方からそういうような防災訓練をしたいという形

でお話があった場合には、うちの防災担当のほうで支援だとか御協力させていただきながら、そういう訓練に実際に例えば講師で行ったり、そういう形で関わってきたこともありますし、また出前講座なんかも何回もやっていますので、そういう場合につきましてうちの担当職員協力させていただいているというところでありますので、議員の皆様方を通じてでも構いませんので、何かあればお話しいただければと思います。

以上です。

○議長（東 千春議員） 清水議員。

○9番（清水一夫議員） まずは実行動、逃げるが勝ち、この避難訓練をぜひともやっていただきたい、押し進めていただきたいと思います。

ここで豊栄川についてお聞きします。豊栄川は、徳田しらかば橋南側に遊水地工事が令和4年に完成と聞いておりますが、豊栄橋、あそこに行きますと下流は国の河川、上流は道河川であり、明らかに上流河川の川床、内のり面に草等が生い茂っており、大雨時に増水の要因となりますので、草の除去整備が必要と思いますが、お考えは。

○議長（東 千春議員） 東建設水道部長。

○建設水道部長（東 聡男君） 豊栄川は、議員御承知のとおり、名寄市街地を通ります1級河川でございます。道道西風連名寄線に架かる豊栄橋を境に下流側を国、上流側を北海道が管理をしているという河川でございます。この豊栄川につきましては、国の管轄、北海道さんの管轄ともに定期的なパトロールの実施や河川の自然環境の保持のため、水際の草木の植生環境は残しながらではありますけれども、年1回以上の草刈りにより維持管理をしております。また、豊栄橋上流の北海道管理区間におきましては、御存じのとおり、平成14年度から河川改修事業に着手をしているところでございます。

御指摘の河床ですとか内側面の草木が生い茂る状況につきましては、私どもも認識をしております。これまでも北海道へ社会資本整備推進会議

をはじめ、状況に応じまして伐木や堆積土砂しゅんせつの要望をしてくれております。近年では、平成28年度から伐木としゅんせつに着手をし、現在全体延長約3.3キロメートルのうち2.7キロが管理をしていると伺っております。残りの区間につきましても後々着手予定と聞き及んでございます。今後も市民が安心して生活できるよう、引き続き北海道のほうには要望してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（東 千春議員） 清水議員。

○9番（清水一夫議員） 避難訓練の後、避難所の設営についてお伺いします。

3密、飛沫感染を防ぐには、段ボール製のベッドを備えた2メートル四方の個室の設置が必要と思われるが、昨年8月19日には避難所におけるレイアウト配置及び運営能力向上に向けて職員研修を行っております。今後のコロナを考えますと、避難所におけるレイアウト配置及び運営能力向上に向けた職員研修を毎年行う必要があると思いますが、お考えをお伺いします。

○議長（東 千春議員） 渡辺総務部長。

○総務部長（渡辺博史君） 避難所絡みの職員研修につきましては、昨年度このコロナ禍においてなかなか全体的な訓練ができないということも踏まえまして、昨年実施したということでありまして、今年度につきましては大がかりな防災訓練させていただきました。様々な場面を通じまして、避難所の在り方なんかも含めまして、訓練とまではいかなくても職員に周知してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（東 千春議員） 清水議員。

○9番（清水一夫議員） コロナの終息後には、今のレイアウトの話でありますけれども、町内会長と行政との懇談会がある前段に避難所の設営等における研修も企画していただきたいなと思っておりますが、お考えを伺います。

○議長（東 千春議員） 渡辺総務部長。

○総務部長（渡辺博史君） 今また御提言をいただいたところであります。行政との懇談会ということでありますが、なかなかあれも時間も結構タイトなスケジュールでやっている部分もありまして、そこに限らず何かある機会を通じてやっていければと思います。

以上です。

○議長（東 千春議員） 清水議員。

○9番（清水一夫議員） 避難所の対策用の備品の購入についてでありますけれども、昨年度避難所のトイレ一式10台、避難所間仕切り一式28セット購入しておりますが、主要装備品の年度ごとの備蓄計画はあるのかお聞きします。

○議長（東 千春議員） 渡辺総務部長。

○総務部長（渡辺博史君） 災害時の備蓄計画についてでございます。食料と飲料水につきましては、年次計画を立てて購入を予定しているというところでありまして、数量につきましては地域防災計画で目標としている3日間の備蓄として2,000人分ということを用意して、毎年購入しているというところでございます。

以上です。

○議長（東 千春議員） 清水議員。

○9番（清水一夫議員） よろしくお願ひいたします。備蓄のほうお願ひします。

今は避難所の開設の話でしたが、避難所の感染対策についてお聞きします。避難所開設後に衛生環境を整えていては、逆に感染が早く広がるおそれがあります。マスクなどの衛生用品は持参を基本とし、またタオルの共用を避けるためにキッチンペーパーを代用品とする避難者向けの対策の提示が必要と思われそうですが、このことについての市民周知につきましてもお聞きします。

○議長（東 千春議員） 渡辺総務部長。

○総務部長（渡辺博史君） 議員おっしゃるとおり、市民周知大変大切なことだろうと考えております。避難所開設時には感染症対策として必要物

品をこちら側でも用意しようと、そういうことは考えておりますが、議員のお話のとおり、マスクなどの衛生用品のほか、食料ですとか飲料水なども含めまして持参していただくことが基本になるものかなと考えております。

市民周知につきましては、昨年度広報掲載もしておりますし、ホームページでもお知らせしているところであります。また、本年7月号の広報におきましても、非常持ち出し品について掲載しているというところでありまして、タイミングよく広報ですとかホームページですとか、あと出前講座ですとか、そういうこちらから行く機会も含めまして、感染症対策について継続して周知していきたいと考えております。

以上です。

○議長（東 千春議員） 清水議員。

○9番（清水一夫議員） 市民周知のほうよろしくお願ひいたします。

これ以降防災関連で少し質問させていただきまます。災害時の作戦室についてお伺いします。発災前から総務部長、防災担当者が最善な対策を練るためには、今の執務室ではなく、喧騒のない別室が必要と思います。そのためには、別室には電話回線、LANの配線も必要と思いますが、お考えのほどをお聞きします。

○議長（東 千春議員） 渡辺総務部長。

○総務部長（渡辺博史君） 災害時、災害前も含めまして、議員御存じだと思いますが、そのときの執務室につきましては、電話の問合せですとか情報提供なども含めまして騒然となるというところでありまして、議員おっしゃるとおり、別室に本部が設置されて、そういうところで総務部長なり、担当が業務をするということが望ましいのではないかと、それは考えております。ただ、国や道の例を見ましても、作戦室みたいのところにつきましてはパソコンですとかプリンターが常時設置してあって、災害時以外は活用していないようなスペースだと認識しておりまして、現状におい

て同様の個室を設置することは、なかなか物理的に難しいのかなと思っております。ただ、現在の災害時の対応につきましても、防災担当の執務室にはＬアラートですとか無線ＬＡＮ、パソコン、テレビなども設置してありまして、一応設備は整えているということと、また状況に応じて災害対策本部は会議室を使用することも可能でありまして、会議室なら無線ＬＡＮ設備ですとかも複数の会議室で今整備しているところでもありますし、ＬＡＮ配線する場合も迅速に対応することが可能ということになっておりますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長（東 千春議員） 清水議員。

○9番（清水一夫議員） 災害が発生したら、本当に電話等が常時かかってきて、作戦を練る総務部長は大変でありました。私の経験上でありますけれども、今の対応のほどよろしく願います。

あわせて、水害時初動対応について、第4非常配備についてお伺いします。総務部長にお聞きします。水害時初動対応で部の職員一人一人に当初の任務について明示しているかお聞きします。あわせて、総務課長の当初の任務は何でありますか。よろしく願います。

○議長（東 千春議員） 渡辺総務部長。

○総務部長（渡辺博史君） 災害時の初動態勢につきましては、総務部だけではなくて各部署において初動態勢一覧、こういうものでございます、作成して、それぞれ職員の任務分担をしているところがございます。また、初動態勢作成するには各部署で、部局において各職員とちゃんと話しながら調整しておりますので、職員一人一人に認識しているということと想っています。また、サイボウズですか、市の情報の部分でこのデータについては格納してありまして、いつでも職員は見られるという形にしているところがございますので、一人一人の職員、自分の初動時の任務については理解しているということと認識しております。

あと最後に、総務課長の初動の任務についての御質問であります。ここにも記載しているのですが、各部の応援要請の調整、災害対策本部の総務班の班長として、各部の応援要請の調整として他部局との連絡調整を担っているというところあります。

以上です。

○議長（東 千春議員） 清水議員。

○9番（清水一夫議員） 今の質問で再確認で、救護部避難所対策班の担当部及び課は、職員一人一人に当初の任務について明示しているかお聞きします。担当の部課よろしく願います。

○議長（東 千春議員） 小川健康福祉部長。

○健康福祉部長（小川勇人君） それぞれの担当部の所管がどうしているかということなのですが、健康福祉部におきましては避難所関係の総括であるということで、それぞれこども未来課、高齢者支援課、地域包括支援センターが避難の対策班として施設を所管する担当課と連携をしながら対応しております。保健班保健センターということで対応して、それぞれ4月には人事異動ありますので、先ほど総務部長申し上げましたとおり、4月には個人名も入れたその担当をきちんと整理して、それぞれ個々には周知をしながら、そしてまた水害等につきましては事前に把握できるものありますので、その都度周知をして、徹底をしながら速やかに対応できるような体制を取っているというところあります。

以上です。

○議長（東 千春議員） 清水議員。

○9番（清水一夫議員） 職員には人事異動がございますので、特に新たに配属された職員にはしっかりと当初の任務について明示し、また上司の方はその確認のほどよろしく願います。

あと2点お願います。市の防災訓練で指揮所訓練についてお聞きします。ここ数年、市の防災訓練で指揮所訓練を行っていません。発災前、発災直後、発災後、各結成時の情報の共有とそのと

き各部は何をしなければいけないかを考え、対策本部長に具申する訓練が必要と考えますが、次年度行うかどうかについてお伺いします。

○議長（東 千春議員） 渡辺総務部長。

○総務部長（渡辺博史君） 指揮所訓練ということで、対策本部の訓練ですとかそういう部分のことだろうと思います。指揮所訓練については、令和元年から本部訓練は行ってないというところでは、私もまだ総務課長時代、清水議員の指示の下、参加したことがございます。重要性は認識しているところでございますけれども、申し訳ございません。次年度の防災訓練の内容につきましては、今後想定する災害ですとか目的などを設定の上、内容を検討したいと思っておりますので、御理解いただければと思います。

○議長（東 千春議員） 清水議員。

○9番（清水一夫議員） 検討していただきたいと思えます。

最後に、簡易トイレの購入希望者に市から補助についてお聞きします。私は、東地区連絡協議会で防災訓練の訓練主管町内会長として取り組みました。災害想定は水害で、訓練終了後町内にある北海道防災マスターから高齢者等避難開始が発令され、速やかに町内の緊急連絡網を活用した後、役員はまず命を守る行動を最優先した後、行動に余裕がある場合には安否確認を含めて高齢者宅に赴き、避難を確認する。その際、何らかの理由でどうしても避難できない人には、命を守る行動を取ってくださいをお願いします。最悪垂直避難のことも含まれております。そこで私は感じました。そこで簡易トイレがあればよいと、そう感じたのであります。これには条件があります。2階まで水がつかない条件がございます。また、本市がコロナの前、または緊急事態宣言が発令されたときに水害があったときに垂直避難もありかなと、こう思いました。そこで、簡易トイレの購入を希望する希望者に市から補助を検討していただけないかなと、そう思いました。お考えのほどお伺い

いたします。

○議長（東 千春議員） 渡辺総務部長。

○総務部長（渡辺博史君） 連絡協議会の防災訓練の内容につきましては、新聞報道等で清水会長の活躍は認識しているところでございます。承知しているところでございます。その中でのお話だったと思います。今現状としましては市からの補助としましては、いろんな場所でもお伝えしているのですが、自主防災組織の支援事業補助金がございますが、これは補助の割合ですとか限度額もございますが、町内会として御活用いただく部分は可能だと思っておりますので、その部分で制度を活用していただければと思いますので、御理解よろしくお願ひします。

○議長（東 千春議員） 清水議員。

○9番（清水一夫議員） 制度の件について承知、たしか6万5,000円が限度でなかったでしょうか。そしたら、10台、10個セットしか、うちの町内会だったら10年以上かかります。再検討をよろしくお願ひ申し上げ、私の質問を終わります。

○議長（東 千春議員） 以上で清水一夫議員の質問を終わります。

14時35分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時21分

再開 午後 2時35分

○議長（東 千春議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

空き家対策について外1件を、三浦勝秀議員。

○5番（三浦勝秀議員） 議長より御指名いただきましたので、通告順に従い、順次質問させていただきます。

大項目1、空き家対策について、小項目1、名寄市における空き家の現状と課題についてお伺いいたします。近年少子高齢化や地方における人口減少などの理由により、空き家の増加が社会問題となっています。管理が行き届いていない空き家

は、地域に防災上、衛生上、景観上などの観点から様々な悪影響を及ぼします。具体的に地域への悪影響という側面から見ると、老朽化した家屋が倒壊したり、雑草が伸びるなどして景観が悪化したり、不衛生な環境から悪臭や害虫の発生といった問題が発生する可能性があります。これらのことは、空き家の近隣住民のみならず、市民の一定数にとっても精神的に大きな不安や苦痛を与えていると考えます。また、一方で建物が残っているが解体もされず、利用もされていないことで、その場にある土地と建物が有効に活用されないという機会損失が発生し、空き家の存続による税収の減少や立地適正化計画など、様々な施策の非効率化という問題にもつながると考えます。今後予想されるさらなる空き家増加に向けて、有効的な対策が求められます。

そこで、小項目1、本市における空き家の現状と課題について市としての御見解をお伺いいたします。

次に、小項目2、特定空家への対応についてお伺いいたします。特定空家とは、2015年に施行された空家対策特別措置法で定められたもので、継続的に放置すれば倒壊の危険が高く、保安上危険となる可能性や著しく衛生上有害となる可能性がある状態、また適切な管理が行われていないため景観を損なっている状態に置かれている空き家を対象としています。空き家が社会問題となっている理由の一つとして、建物の老朽化による倒壊など近隣への危険性が高まることが挙げられます。築年数が経過し、適切な維持管理がなされていない空き家を再利用するには費用負担の大きい修繕が必要となり、現在のままでの活用が難しいのが現状です。国土交通省の試算によると、活用可能な空き家は約15%にとどまるとのことです。そこで、市内の特定空家と認識している件数についてお知らせください。また、現状の特定空家の対策と進捗状況について併せてお伺いいたします。

次に、小項目3、市営住宅の空き家についてお

伺いいたします。公営住宅は、住宅弱者等の支援に資する目的で活用されているところですが、人口減少の影響により、今後公営住宅においても空室の増加が予想されます。今後の取扱いや在り方についてお考えをお伺いいたします。

次に、大項目2、コロナ禍における地域経済対策について、小項目1、名寄市内の経済状況についてお伺いいたします。新型コロナウイルス感染症の影響を鑑み、国や道、市において様々な支援策を講じていただいておりますが、市内事業者の皆様からはそれでもなお経営が深刻な状況であると訴える声をいただいております。本市におきましても、医療関係者をはじめとした多くの関係各位の御尽力によりワクチン接種が進められているところであり、感染対策を徹底した上で、社会経済活動の再開との両立を推進する必要があると考えます。そこで、市として市内経済状況をどのように把握しているのかお伺いいたします。

また、業種別の影響について実態調査とその結果をどのように捉えているのか併せてお聞かせください。

また、緊急事態宣言とまん延防止等重点措置が繰り返し発令されている中、今回8月27日から9月30日まで北海道に発令されました緊急事態宣言の市内事業者に対する影響をどのように考えているのかお伺いいたします。

次に、小項目2、ウィズコロナ時代を見据えた地域経済について。今年になってから当初のウイルスよりはるかに感染力が強いデルタ株が世界中に広がり、感染拡大の終息をさらに困難にしているところでもあります。このような状況が長引くと、ウィズコロナという言葉どおり、終息を目指すよりも共存を図るという選択肢の一つとして考えていくことも必要になってくると思います。今回の緊急事態宣言では、地域差はありますが、昨年4月から5月の初回のように遊園地やカラオケ、スポーツジムなどの遊技施設は営業を休止しておらず、食料品以外の多くの店も開いている。実質的

なウィズコロナ政策にシフトし、様々な分野で感染を防ぐ新しい生活様式が生まれているところでもあります。このような中、市としてウィズコロナ時代に向けてどのような支援が望ましいと考えるかお伺いいたします。また、コロナ対策支援メニューについて拡充等の考え方があれば併せてお聞かせください。

行政と民間事業者が創意と工夫により安心、安全な経済活動の推進をするため、様々な感染防止を講じられているところでもあります。このような事業者を支援するためにも、双方協力して消費者等に周知をすることが必要であると考えます。そこで、最後に安心、安全な経済活動の推進についてお考えをお伺いいたします。

以上、壇上からの質問とさせていただきます。

○議長(東 千春議員) 宮本市民部長。

○市民部長(宮本和代君) 三浦議員からは大項目で2点にわたり御質問をいただきました。大項目1の小項目1と2は私から、小項目3は建設水道部長から、大項目2は産業振興室長からの答弁となりますので、よろしくお伺いいたします。

それでは初めに、大項目1、空き家対策について、小項目1、名寄市における空き家の現状と課題について、小項目2、特定空家等への対応について、関連がございますので、一括して申し上げます。本市においては、平成29年度と30年度に空き家等のデータコンテンツを基に、事業所、工場、集合住宅などを除いた市内全域448戸の現地調査を2年間かけて実施した結果、空き家と思われる家屋は249戸でした。一方で調査している間に居住となったり、除却が行われていたものが調査家屋全体の約44%となりました。調査結果については、データ化し、空き家対策の参考としているところですが、結果からは全市的に活用や除却が活発に進んでいることが分かりました。一方で市内には250戸ほどの空き家があり、大部分は周辺に影響を及ぼすような状況ではありませんでしたが、一部では適正に管理されず、老朽

化などにより周辺環境に影響を及ぼす可能性のある空き家もありました。空き家は個人の財産であり、所有者等が自由に使う権利があることから、適正に管理されていれば問題はありますが、危険等を及ぼす空き家が生じていることは安全、安心なまちづくりを行う上での課題であると認識しております。

特定空家に関しましては、市内で特定空家等に認定した事案は令和2年度の1件となっており、当該家屋は同年に相続関係者が危険家屋等除却補助金を活用し、除去を行いました。現時点でほかに特定空家等と認定している空き家はございません。

現状の対策と進捗状況、また具体的な取組としましては、広報等を通じた啓発を行うとともに、市民から苦情をいただいたり、市で危険な状況を把握した物件を中心に個別の状況に応じた対策を講じているところです。市民からの苦情などに基き連絡を行っている案件のうち、約半数では何らかの対策を講じていただいているところですが、相続放棄物件や相続関係者の中に行方不明者がいるケースなど、売買や解体などの対応が進みづらい案件があり、建物の老朽化が進んでいることが大きな課題となっております。

今後におきましても個別の状況に応じた対応を行うとともに、相続放棄をしても法的に空き家等の管理責任から免れない場合があるなどの周知や広報活動にも引き続き力を入れてまいりたいと考えております。あわせて、個別の状況によっては、本定例会で議決をいただきました名寄市空家等の適正管理に関する条例に基づく立入調査や緊急安全措置の適用などについても検討してまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長(東 千春議員) 東建設水道部長。

○建設水道部長(東 聡男君) それでは、私から大項目1、空き家対策について、小項目3、市営住宅の空き家についてお答えいたします。

市営住宅は、公営住宅法の目的に基づいた健康で文化的な生活を営むに足る住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸するもので、本市においてもこの目的ののっとり、市営住宅の供給管理をしております。現在の市営住宅の状況であります。令和3年8月末時点の管理戸数は811戸あり、551戸に入居されておりますので、空き家総数としては260戸になっているところです。

議員からは、今後の取扱いや在り方について御質問をいただきましたので、現状の考え方についてお答えいたします。市営住宅の方針は、名寄市公営住宅等長寿命化計画で定めております。計画では、令和8年度には管理戸数を現在の811戸から760戸程度とする目標に即して長寿命化事業や建て替え事業を実施する中で、空き家も含めて管理戸数の縮減に取り組んでいるところであります。具体的なところでは260戸の空き家の対応ですが、政策空き家としている住宅として29戸と建て替え計画で事業を進めている瑞生団地の既存棟100戸を合わせて129戸あり、これらは耐用年数を経過し、老朽化が顕著である住宅であるため新たな活用はせず、解体予定としております。

次に、現在施工中の栄町55団地改修工事の事業では、入居されている方々に住み替えの御協力をいただきながら、5棟に点在し居住していた入居者を3棟に集約し居住することで、入居者のいない住棟が2棟36戸と改修棟の3階の一部12戸が今後空き家となります。こちらについては、市営住宅としての役目を終了し、現時点では将来的には公営住宅としての用途を廃止する予定としているところです。なお、残りの空き家83戸につきましては修繕などを進め、今後も引き続き市営住宅として貸与してまいります。

このように市営住宅の空き家の今後の取扱いについては、解体や用途廃止により使用しないと決めている住宅があります。このうち、用途廃止の

方針としている栄町55団地の2棟は、別な公共施設としての可能性について活用方法を探るなどして、最終的な在り方を決めていきたいというふうに考えています。

私からは以上です。

○議長（東 千春議員） 田畑産業振興室長。

○産業振興室長（田畑次郎君） 私から大項目の2、コロナ禍における地域経済対策についてお答えいたします。

初めに、小項目1、名寄市内の経済状況について申し上げます。本市では、新型コロナウイルス感染症の影響に対する経済対策として、中小企業の資金繰りを支援する融資制度の創設、市内経済の回復を図るための消費喚起を目的としたプレミアム付き商品券事業への2度にわたる支援を行いました。給付事業では、事業継続支援給付金、がんばる中小企業応援給付金、経営維持支援給付金、売上減少事業者支援給付金、そして本年8月まで実施した地元企業サポート給付金と、これまで5度にわたる給付事業を行ってまいりました。

市内経済状況について本年8月に名寄商工会議所が公表した景気景況調査報告によりますと、令和3年4月から6月期の実績は、全業種平均でマイナス8.1%と前回調査と比べ5.7ポイント好転しましたが、令和3年7月から9月期の見通しはマイナス14.5%と前回調査と比べ6.4ポイント悪化と、依然としてコロナからの回復が見込まれない結果となりました。また、同月に北星信用金庫が発行した景況レポートによると、新型コロナウイルス感染症による自社の業績の影響について既にマイナスの影響がある、今後マイナスの影響があると答えた企業が全体の50%と令和3年1月の前回調査よりも12ポイント改善したものの、依然厳しい結果となっております。

事業者の実態調査については、本年5月に実施した本市の給付金受給事業者に対するアンケート調査によりますと、本市で実施した給付金の有用性に関する設問では、94%の事業者が給付金の

有用性を感じ、経営の維持、感染防止対策の強化、安心につながったと好意的な意見が多く見られました。一方、今後3か月の売上げの予測では、53%の事業者が売上げは減少すると回答し、この調査直後の5月16日から北海道に対して2回目の緊急事態宣言が発出されました。新型コロナウイルス感染症の感染拡大、国の緊急事態宣言及び北海道の営業時間短縮等の要請を受け、売上げが減少した中小企業の支援策として、北海道の時短要請に応じた店舗が受け取る協力支援金の給付金額を考慮して、飲食業、バス、タクシー業、宿泊業、それ以外の事業者と4つに区分を設けた地元企業サポート給付金を創設し、340事業者に1億332万円を給付いたしました。

8月27日から始まった北海道に対する3回目の緊急事態宣言での市内経済への影響につきましては、産官金連携なよろ経済サポートネットワークにおいて金融機関と情報交換をするほか、名寄商工会議所、風連商工会、市の3者協議を実施し、状況の把握に努めているところでございます。

次に、小項目の2、ウィズコロナ時代を見据えた地域経済について申し上げます。ウィズコロナにおける経済活動については、感染防止対策を徹底した上で、地域経済を回すために必要な施策に取り組むことが重要と考えております。本市では、これまでコロナ経済対策に係る給付金や補助金の対象要件に新北海道スタイルの実践を求めているほか、名寄地区、風連地区の飲食店が実施した新北海道スタイルの徹底や消毒液の設置などの感染予防対策への取組や、風連地区飲食店の新規開発メニューなどをタクシーで自宅や職場に届ける実証的事業、風連出前館など、地域自らの創意工夫で感染予防対策やコロナ禍を乗り越えようとする取組に支援をしてきております。

また、今年度は、新型コロナウイルス感染防止対策と経済活動の両立のため、中小企業者等が感染防止対策事業の導入に係る費用の一部を支援し、地域経済の持続及び活性化を図ることを目的とし

た感染防止対策IT化支援事業補助金を創設いたしました。昨日現在、交付決定件数は1件で、1事業者が申請をしたほか、複数の相談を受けております。また、新型コロナウイルスの感染状況を注視しながら地域経済を回すための対策として、市内の消費喚起のためのプレミアム付き商品券事業につきまして、昨日の経済建設常任委員会で御説明をさせていただきましたが、今定例会会期中に提案させていただきたいと考えているところでございます。中小企業振興条例に基づく補助事業の支援メニューにつきましても、ウィズコロナ、アフターコロナを見据えた事業所ニーズに沿った使い勝手のよい制度となるよう、中小企業審議会で御審議いただいているところでございます。

感染防止対策と経済活動を両立し、安全、安心な経済活動を推進するためには、本市の取組に加えて市内経済団体、料飲店や旅館業をはじめとする業界団体、金融機関など、市内経済活動に関わる全ての主体が連携して取り組むことが重要であると考えております。

以上、壇上からの答弁とさせていただきます。

○議長（東 千春議員） 三浦議員。

○5番（三浦勝秀議員） 御答弁いただきました。それでは、順番に再質問させていただきます。

まず、大項目1、空き家対策について、1番と2番関連ありますので、こちらは一括してお話しさせていただきたいと思っております。まず、1点目の空き家はすごく民間の活用が進んでいるということ、いい傾向かなというふうに捉えられているということでした。また、一部で管理が行き届いていない空き家もあるのですよというお話だったかと思っております。こちらちょっと確認させていただきたいのですが、現在特定空家等認識されている件数は、令和2年の1件のものがもう除却されて、ゼロ件ということではよろしかったのかお聞かせください。

○議長（東 千春議員） 宮本市民部長。

○市民部長（宮本和代君） 特定空家の認定につ

きましては、まずは空家等対策協議会にお諮りしまして、それを受けて特定空家と認定する形になりますので、現状では認定している空き家はないということになります。

○議長（東 千春議員） 三浦議員。

○5番（三浦勝秀議員） 分かりました。

今は個人の所有物ですので、どうこう言うところではないと思うのですが、市内でも一部規制線やコーンやポールなどで区切られている空き家といますか、そういったところが見受けられて、もちろん天井といますか、そういったところも落ちていたところが、また玄関が倒れている、そういった建物もある中で、そういった建物がこの特定空家にされていない理由をお伺いできれば教えていただきたいなと思います。

○議長（東 千春議員） 宮本市民部長。

○市民部長（宮本和代君） 名寄市内におきましては、毎年100件前後の空き家が所有者によって解体されている状況となっております。空き家の維持管理ですとか解体に係る部分というのは、所有者が行うというのが基本であると考えております。また、空家特措法に基づいて先ほど申し上げましたように対策協議会で特定空家の認定を行った場合には、その後、助言、指導、勧告、命令、最後は代執行という形で進んでいくことになるのですが、全国的にも代執行を行ってもそのほとんどが費用回収が困難だという部分ですとか、あとモラルハザードを予防するという観点からも特定空家の認定については慎重に対応していく必要があると考えています。ただ、一方で歩行者ですとか交通量の多い通りに面した空き家が先ほど議員おっしゃったような倒壊の危険にあるような場合については、特定空家の認定も含め個別に検討していく必要があると考えております。

○議長（東 千春議員） 三浦議員。

○5番（三浦勝秀議員） 特定空家にするにはちょっと慎重な体制で、時間がかかりますというか、何か慎重に審査しなければいけないということだ

ったのだと思います。そういった今、逆に特定空家になり得るといえるのか、その調査段階の物件といえますか、建物というのはどれだけあるか分かれば教えてください。

○議長（東 千春議員） 宮本市民部長。

○市民部長（宮本和代君） 現在事務方のほうで危険家屋という部分で認識している家屋は3件となっております。

○議長（東 千春議員） 三浦議員。

○5番（三浦勝秀議員） 分かりました。それ多分私の思っている3件かなというふうにも思いますので、そういったところで、今まで部長とも何度も議論させていただいている中で御対応いただいているのは、私はもう理解しているつもりだったのですが、その空き家の近隣に住んでいる住民の方から、ではあそこどうなっているのという、こういった声いただくのです。それで、何が原因かなと思ったら、ここの空き家は今どういう対策をしているのですよという進捗状況が伝わっていないのかなというふうに思いました。個人の所有物であるところで、対応についてホームページで公開するのが正しいかどうかという、広報に入れるのが正しいかどうかという側面もありますが、こういった何か情報共有とか情報提供についてどのようにお考えか教えていただきたいです。

○議長（東 千春議員） 宮本市民部長。

○市民部長（宮本和代君） こちらのほうで危険な状況だと判断した空き家につきましては、まず所有者に連絡をして、適正な管理をお願いしている状況となっております。ただ、所有者になかなか連絡が取れなかったり、お返事をいただけないような場合で、危険な状況にある場合にはトラロープを張ったりですとか、緊急安全措置ということで応急的な対応を行っておりますが、その1件1件についてどこまで進捗しているかという部分については、現状では周知は図っておりません。

○議長（東 千春議員） 三浦議員。

○5番（三浦勝秀議員） 私もほかの自治体のホ

ームページとか空き家とかで検索させていただいたところ、ほかの自治体も載っていないのです、やっぱり。個人の所有物に対しての情報提供というのは市からどの程度できるのかといたら、個人情報ですか、そういった課題もあるのかなというふうに思うのですが、またそれも理解させていただく一方で、やっぱり近隣の住民の皆様はどうなっているか知りたい。こういったところに対して直接お電話するのが一番解決策として、そういった不安のある方々に直接説明していただけるのか、こちら教えていただきたいです。

○議長(東 千春議員) 宮本市民部長。

○市民部長(宮本和代君) お問合せなどをいただいた際には、個人情報に差し障りのない範囲でお答えさせていただくことは可能だと思っています。また、応急措置で作業を行っている最中も近隣住民の方が大体出てきて、どういう感じなのかというお問合せをいただいたり、見に行った段階でも御近所の方が集まって、お話をさせていただくような状況もございますので、そういった機会ですとか、電話のお問合せなどに対しても対応してまいりたいと思っております。

○議長(東 千春議員) 三浦議員。

○5番(三浦勝秀議員) 理解させていただきました。やっぱり空き家が近くにあるというのは気持ちいいものではないと思いますので、慎重にそういった近隣の住民の方々には対応していただきたいなというふうにお願ひしたいところです。

先ほど建物の除却費用、こういったところでも何かちょっと課題、壁がありますよということでも御答弁をいただいたかなというふうに思うのですが、一部の金融機関でそういった空き家解体のためのローンというのも取り組まれているところもありまして、解体業者の方って分割払いというのは多分受け付けているところってすごく少ないと思うのですが、そういった金融機関と連携して空き家解体に対する取組、こういったものについては連携今後どんなふう考えているかあれば教え

ていただきたいと思ひます。

○議長(東 千春議員) 宮本市民部長。

○市民部長(宮本和代君) 現状では連携というところまでは考えておりませんが、大体の銀行のほうでは空き家の解体費用の低金利での貸付けというのは行っておりまして、市民の方から御相談を受けた際にはそういったお話も含めさせていただいている状況となっております。

○議長(東 千春議員) 三浦議員。

○5番(三浦勝秀議員) そのようなお話ししていただけているということであれば安心しました。ありがとうございます。

次、小項目3、市営住宅の空き家について移らせていただきます。空き家の管理については、使わなくなったら壊して、政策空き家があったり、適正に管理されているということで今の御答弁あったかなと思います。最後のほうに今後どうなるかといったところに対して民間活力の活用も検討して、今後様々な利用方法があれば柔軟に対応していただきたいのですけれども、これはお願いになると思ひますので、よろしくお願ひいたします。

次に、大項目2に参ります。コロナ禍における経済対策について様々調査していただいた結果、どこの調査でもやっぱり厳しい結果が出ているというふうな答弁だったと思ひます。こちらのアンケートを行っていただいた結果94%の事業者の皆様が有効だったというふうに答えられていると思ひます。私もそう思ひて、なぜかといひますと国や道や市の支援で、特に飲食業に視点を当ててみますと大きい店舗、どこから線引きで大きい、小さいというのかは分からないのですが、様々な多店舗経営でしたり、そういった大きい店舗を経営されている方が苦勞している。これってやっぱり5%ぐらいかなというふうに感じたので、私もこの結果を見て納得したところでありまして。そういった方も融資制度を活用されて、今は助かっているというふうな声を聞いているところではありますが、でもやっぱり借金残ってしまっている

のだよねと、こういったお話になっているのです。融資制度、いろんな支援策、もちろんありがたいのも感じている上で、でもやっぱり借金が残ってしまって、今後に不安があるといった声は聞いているところでありまして、そういった多店舗展開されている方であったり、大きな店舗、すみません、ちょっと何て言ってもいいかわからないのですけれども、そういった事業者に対していま一步踏み込んだ支援等を考えられているかどうかお考えを聞かせください。

○議長（東 千春議員） 田畑産業振興室長。

○産業振興室長（田畑次郎君） 先ほども答弁させていただきましたが、様々な支援をさせていただいております。また、給付金につきましても公平性という観点といたしましうか、全ての規模ですとかの皆様に、その皆様の希望に沿う支援というのはなかなか難しいと我々も考えているところでございます。融資につきましても、先ほど産官金連携の意見交換のお話もさせていただきましたが、そこでも金融機関の皆様も、我々今金利ゼロで保証料も全額支援させていただいているものが国と道は終わってしまったので、私ども市のものしか残っていない状況にある中で、やはり融資に頼っていらっしゃる事業者さんもいらっしゃるのですが、それでもそのまま限度額までいってしまったりとかという苦しい状況もあるよということも聞いているところです。

そんな状況がありますが、今その状況に対して新たにどういふところはありませんけれども、例えば最も近くでやっていた地元企業サポート支援給付金でありますと、それまでとまた一つ工夫をして、北海道からの休業支援、これが相当程度大きくいただけるというところも考えて、その対象事業者さんに対しては少し抑えさせていただく一方で、それ以外の事業者さんには給付金の額を大きくさせていただいたりということで、何とか苦しい事業者の皆様にも事業規模などにも応じながら、今回は売上げ減少の規模にも応じての支援

金にさせていただいたので、そこに対応すべく努力してきたところでございます。

○議長（東 千春議員） 三浦議員。

○5番（三浦勝秀議員） 今のところ考えていないというところですから、北海道の休業補償のお話あったと思うのですが、私がお伝えしている名寄市の事業展開されている中で、下限の売上げを超える飲食業者さんってほとんどないのです。そういったところで6%の方、こういった方々はやっぱりちょっと差を設けてといたしますか、売上げや固定費に即した形での支援が欲しいというふうに訴えられているところであるのですが、いま一度ちょっともう一度お考えをお聞かせいただいてもよろしいですか。

○議長（東 千春議員） 白田経済部長。

○経済部長（白田 進君） これまでも様々な対策を講じさせていただいたと。先ほど室長から申し上げたように、94%の方については市の事業に対して好意的な回答をいただいたということがあります。アンケート結果の中でも事業者の皆さんもなかなか先行きが見通せないというお話ありますけれども、これ我々も産官金の中でお話をしてもなかなか先が、出口はどの時期なのだというのが明確には見えないという状況があります。そういった中で、これまでもそのとき、そのときに応じて必要なものを講じてきたということでありまして、これも先ほど室長のほうからありましたけれども、1回やっているよりは2回目のほうが内容を充実させる、あるいは実態に合った形で取組をさせていただいているということでもありますので、今後についてもそういった視点を大切にしながら、その時点、その時点で見渡せる範囲で必要な政策について、対応については検討してまいりたいと思いますので、三浦議員の言われたことについてはその中でまた検討させていただきたいと思っております。ぜひ御理解いただければと思います。

○議長（東 千春議員） 三浦議員。

○5番（三浦勝秀議員） ありがとうございます。

そのように理解させていただきます。

最後になりますが、感染症が広がって、市内飲食店のみならず様々な業種の皆様、感染対策を徹底しながら、いろんなアイデアを出しながら、経営形態などもちょっと変化させながら、いろんなふうに努力されているところ皆さんも御承知だと思います。そういったせっかく雇用であったり、いろんなものを創出していただいている方々を少しでも取り残さないような政策をお願いしたいと思います。

最後に、プレミアム商品券もありますといったところで、こちらにはもうすごく期待をしておりますので、ぜひよろしく願いいたします。

以上、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（東 千春議員） 以上で三浦勝秀議員の質問を終わります。

○議長（東 千春議員） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれをもちまして散会といたします。

お疲れさまでした。

散会 午後 3時12分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名議員とともに署名する。

議 長 東 千 春

署名議員 川 村 幸 栄

令和3年第3回名寄市議会定例会会議録
開議 令和3年9月16日（木曜日）午前10時00分

1. 議事日程

日程第1 会議録署名議員指名
日程第2 一般質問

書 記 石 橋 恵 美
書 記 加 藤 諒

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員指名
日程第2 一般質問

1. 説明員

市 長 加 藤 剛 士 君
副 市 長 橋 本 正 道 君
教 育 長 小 野 浩 一 君
総 務 部 長 渡 辺 博 史 君
総合政策部長 石 橋 毅 君
市 民 部 長 宮 本 和 代 君
健康福祉部長 小 川 勇 人 君
経 済 部 長 白 田 進 君
建設水道部長 東 聡 男 君
教 育 部 長 木 村 睦 君
市立総合病院 岡 村 弘 重 君
事 務 部 長
市 立 大 学 局 水 間 剛 君
こども・高齢者 廣 嶋 淳 一 君
支 援 室 長
産 業 振 興 室 長 田 畑 次 郎 君
上 下 水 道 室 長 佐 藤 美 香 君
会 計 室 長 鈴 木 康 寛 君
監 査 委 員 鹿 野 裕 二 君

1. 出席議員（18名）

議 長 18番 東 千 春 議員
副議長 11番 佐 藤 靖 議員
1番 富 岡 達 彦 議員
2番 倉 澤 宏 議員
3番 山 崎 真 由 美 議員
4番 佐 久 間 誠 議員
5番 三 浦 勝 秀 議員
6番 今 村 芳 彦 議員
7番 五 十 嵐 千 絵 議員
8番 遠 藤 隆 男 議員
9番 清 水 一 夫 議員
10番 川 村 幸 栄 議員
12番 高 野 美 枝 子 議員
13番 高 橋 伸 典 議員
14番 塩 田 昌 彦 議員
15番 東 川 孝 義 議員
16番 山 田 典 幸 議員
17番 黒 井 徹 議員

1. 欠席議員（0名）

1. 事務局出席職員

事 務 局 長 伊 藤 慈 生
書 記 開 発 恵 美

○議長（東 千春議員） ただいまの出席議員数は18名であります。定足数に達しております。直ちに本日の会議を開きます。

○議長（東 千春議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第87条の規定により、

1番 富岡達彦議員

14番 塩田昌彦議員

を指名いたします。

○議長（東 千春議員） 日程第2 これより一般質問を行います。

通告順に従い順次発言を許します。

中小企業の振興について外2件を、塩田昌彦議員。

○14番（塩田昌彦議員） おはようございます。議長より御指名をいただきましたので、通告順に従い、質問してまいります。

ここで、通告しておりました大項目の1、中小企業の振興については、今定例会において名寄市中小企業振興条例の見直しについて議案の提案が準備されているため、この場での質問を取りやめることにいたしました。

それでは、大項目の2、新型コロナウイルス感染症予防対策についてお聞きをいたします。政府は、8月25日、新型コロナウイルス感染症対策本部会議において北海道など8道県を緊急事態宣言の地域に追加決定をし、8月27日、北海道に3回目となる緊急事態宣言が発令され、期間を8月27日から9月12日までといたしました。また、新型コロナウイルスの感染は、全国ほぼ全ての地域でこれまでに経験のない感染が継続していると指摘をしています。知事は、緊急事態宣言の発令を受け、札幌圏、旭川での対策が極めて重要とし、全道的な感染抑制には感染の中心となっている地域の対策強化が不可欠であると強調してい

ました。特に特定措置区域に指定している旭川市は、ふだんから往来する経済圏であり、速やかな対策強化を打ち出し、市民に対し危機意識を醸成させる必要があったと思っています。

そこで、小項目の1、緊急事態宣言の発出に伴う名寄市の対応についてお聞きをいたします。当市の感染予防対策では、北海道の感染対策に基づいて決定するとしており、不要不急の外出や移動を控えてほしいと注意喚起するとともに、市内公共施設の利用については8月30日から9月12日まで屋内施設を臨時休館するなど制限することを決定をし、市民周知しましたが、週末を避け、利用制限を8月30日からと決定することに至ったことについてお知らせをいただきたいというふうに思います。

小項目の2、学校に携わる教職員及び12歳から15歳の小中学生のワクチン接種について。若い世代での感染拡大が深刻な状況にあり、道内でも感染力の強い変異株、デルタ株の影響が懸念をされています。2学期も始まり、8月24日から小中学生へのワクチン接種が始まっています。専門家は、学校に携わる教職員と子供のワクチン接種を急ぐべきと指摘をしております。ワクチン接種は、一定の予防効果や重症化リスクを防ぐための有効な手段と考えておりますけれども、現在の接種状況についてお知らせをいただきたいというふうに思います。

小項目の3、学校における感染対策について。道教育長は、学校にウイルス持ち込ませない取組を徹底をし、子供たちの命と学びを守りたいとし、対策を強化しています。児童生徒に感染させない対策や万が一感染した場合の対策についてお知らせをいただきたいというふうに思います。また、部活動における活動制限とその対応についてもお知らせいただきたいというふうに思います。

続きまして、大項目の3、名寄公園の維持管理について。名寄公園は、桜、しだれ柳、ハルニレの木やミズナラの原生林に囲まれた森として、春

は桜のお花見、秋にはドングリ拾いなど、そして森の散策や森林浴を楽しむ場所として、多くの市民や子供たちに親しまれています。しかし、公園内にはたくさんのアリが生息しており、これから秋も深まり、幼稚園や保育所の子供たちがドングリ拾いを楽しむ場所でもあります。小さな子供を遊ばせる家族や森林浴を楽しむ姿が散見され、公園で楽しむ人たちからアリが多くてねという声が聞かれています。

小項目の1、公園内の森の保護を目的としたアリに関する実態調査についてお聞きをしたいと思えます。特に名寄公園は、ミズナラの群生地であり、桜の木も多く、春の桜の花が満開の時期には多くの市民が花見をする光景が多く見られるなど、観光の名所でもあります。そのためにも公園内に生息するアリから原生林に囲まれた森を守る必要があるというふうに思いますが、お考えをお聞かせいただきたいというふうに思えます。

以上、この場からの質問とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（東 千春議員） 小川健康福祉部長。

○健康福祉部長（小川勇人君） おはようございます。ただいま塩田議員からは大項目で2点にわたり御質問をいただきました。大項目2のうち小項目1及び2は私から、小項目3は教育部長から、大項目3は建設水道部長からの答弁となりますので、よろしくお願いいたします。

初めに、大項目2、新型コロナウイルス感染症予防対策について、小項目1の緊急事態宣言の発出に伴う名寄市の対応についてお答えいたします。北海道では、緊急事態宣言の発出を受けて、8月26日午後4時から北海道新型コロナウイルス感染症対策本部会議が開催され、北海道における緊急事態措置を決定し、対策することとしております。本市におきましては、8月27日午前9時から新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催し、北海道の対策で市町村立施設は感染状況や施設の目的を踏まえて、順次休館等を検討するとな

っていることを踏まえて、公共の屋内施設は臨時休館、屋外施設は市民利用のみなどの利用制限を設定することといたしました。臨時休館などにつきましては、市民への周知期間が必要であるため8月30日からとしておりますので、御理解をお願いいたします。

次に、小項目2の学校に携わる教職員及び12歳から15歳の小中学生へのワクチン接種についてお答えいたします。小中学生へのワクチン接種につきましては、ワクチン接種による副反応などのデータが少ないことや保護者からのワクチン接種に関する問合せが寄せられていたことを踏まえ、名寄市立総合病院と事前協議を行い、小児科のワクチン外来において接種することといたしました。ワクチン接種につきましては、8月24日から開始し、9月14日時点で343人の児童生徒が1回目の接種を終了し、順次2回目の接種を実施しています。さらに、10月上旬までに150人の予約を受け付けており、現在のところ67.3%の児童生徒が接種する予定であります。

教職員につきましては、先行接種で7月上旬から8月上旬に希望される方へ2回のワクチン接種を終了しております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（東 千春議員） 木村教育部長。

○教育部長（木村 睦君） 私からは大項目2、小項目3、学校における感染症対策について申し上げます。

本市の小中学校につきましては、地域の感染状況を鑑みて、文部科学省から示されている学校の新しい生活様式におけるレベルスリーの行動基準に即して、3密の回避やマスクの適切な着用、手洗いなど、児童生徒に感染させない対策を講じながら教育活動を推進しております。具体的には教室の小まめな換気や可能な限り間隔を空けた座席配置、昼食時の黙食の徹底などを行っております。また、飛沫を飛ばさないよう児童生徒及び教職員は基本的には常時マスクを着用していますが、熱

中症などの健康被害が発生する可能性が高いと判断した場合にはマスクを外して換気したり、児童生徒の間に十分な距離を保つなどの配慮をしております。児童生徒の毎日の健康観察については、登校前に自宅で検温し、保護者が健康状況をメール等で学校に報告したりするなど、一人一人の健康状況の把握に努めております。

次に、万が一学校において児童生徒から感染者が確認された場合や濃厚接触者と判定された場合は、当該児童生徒について出席停止の措置を取ります。その後、同一の学級において複数の児童生徒等の感染が判明した場合や複数の濃厚接触者が存在する場合には学級閉鎖を検討します。また、学年内や学校内で感染が広がっている可能性が高い場合は、学年閉鎖や学校全体の臨時休業を検討することになります。あわせて、感染者や濃厚接触者等とその家族に対する誤解や偏見などによる差別や誹謗中傷を行われないよう、児童生徒への指導や保護者への啓発を行っております。

次に、中学校の部活動についてであります。学校での練習においては、近距離で組み合わせることが主体となる活動や身体接触を伴う活動、大きな発声や激しい呼気を伴う活動などを一時的に制限しております。また、不必要に用具等を使い回しをしないようにしたり、活動の前後で手指消毒を徹底するなど、学校の新しい生活様式や各団体のガイドラインに基づき感染症対策を徹底しながら、部活動を実施しております。感染が拡大している地域の学校との練習試合など移動を伴う活動については、学校長が慎重に判断することとしております。

なお、緊急事態宣言中の部活動については、中体連等の全道、全国につながる大会などに出場する部活動に限り、感染症対策を徹底し、練習を行っております。

今後も教育委員会といたしましては、学習や各種行事の計画、部活動の活動内容等を工夫しながら、可能な限り教育活動を継続し、児童生徒の健

やかな学びを保障してまいります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（東 千春議員） 東建設水道部長。

○建設水道部長（東 聡男君） 私からは大項目3、名寄公園の維持管理について、小項目1、公園内の森の保護を目的としたアリに関する実態調査についてお答えいたします。

名寄公園は、多くの木々や池があり、四季折々の自然を感じることができる歴史ある総合公園として、多くの市民の憩いの場として御利用いただき、親しんでいただいております。議員の御指摘にありますように、名寄公園でのアリの発生状況については、市民から子どもへもアリが多くて気持ち悪いとの御連絡をいただき、現地の確認もしてきております。伐採した木の切り株のほか、随所にアリが巣を作っていることは従来から確認をしてくれており、様々な手法を試みましたが、なかなか有効な手だてがない状況です。このアリを駆除するためには、殺虫剤を散布することが有効であると考えますが、小さなお子様からお年寄り、ペットの散歩に至るまでの利用がある公園内において広範囲に殺虫剤を散布することは、その危険性から実施しておらず、現時点では特に巣が密集し、アリ塚のような状況になっている箇所において名寄公園の維持管理委託業者によりピンポイントで駆除等の対応を行っております。

アリが樹木に及ぼす影響としては、公園内のアリの多くはいわゆるクロアリであり、シロアリのように木を食べることはなく、木を食べるなどして直接樹木を枯らすことはありません。また、アブラムシなど餌を求めて木に登ることで毛虫などの一部の害虫を追い払う効果があると言われていたほか、人の手を加えることで自然林の生態系を崩してしまうことも心配されるため、樹木に殺虫剤を散布するなどの対策の必要はないと考えているところです。しかし、木の幹や根周りが弱って腐食をし、柔らかくなった場所に巣を作ることから、木が地中の栄養や水分を十分に吸収できなく

なり、間接的に弱らせることがないように、引き続き状況を確認し、心配になるような状況が散見されれば造園業者等の専門家の御意見をいただきながら対応方法を調査研究し、市の文化財であるミズナラの保存を含めまして、公園内の樹木の管理に努めてまいります。

また、アリの大量にいる状況での不快感を拭き切るまでの駆除を行うことは難しいですが、引き続き必要最低限の対応は行い、今後も市民はもとより多くの方に御利用いただけるような公園の維持管理に努めてまいりたいと思います。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（東 千春議員） 塩田議員。

○14番（塩田昌彦議員） それぞれ御答弁をいただきました。確認を含めて、再度質問をしてまいりたいというふうに思います。

先ほどの御答弁で、対策本部会議で実際8月25日には政府がおおむね決定をする旨の報道がありました。26日に北海道が対策本部を開催をして、そして今後の対策について協議をされて、それが各市町村、自治体に通知をするというような形で各自治体でこれは対策を講じていくというふうな形になっているということは理解しています。今回名寄市においては、27日の対策本部会議だったということで、周知のことを含めて、月曜日の30日からそれらの自粛といたしまししょうか、いろんな公共施設の室内、室外に関わってそれなりの措置ということが実際に行われているということでもあります。私の中では、27日に名寄市の対策本部会議を開かれて、そこの中で御議論されて決定をしたのだというふうに思っておりまして、そうであれば翌日の28日土曜日からこの対策を講ずるべきではなかったのかなというふうに思っています。

そこで、お聞きをしたいのですが、この27日の週に関して言えば名寄市の新規感染者は7名でした。その前の週も7名ということで、その前の週はたしか4名だったというふうに思いま

す。この部分について、質問の通告をしておりますけれども、市立総合病院の入院、コロナ感染に関わる入院治療を行っているということだと思いますが、この時点での、何日に何名入院していたかということではなくて、大まかで結構ですので、どの程度入院治療をされていたのかお知らせいただきたいなというふうに思いますが、できますか。

○議長（東 千春議員） 小川健康福祉部長。

○健康福祉部長（小川勇人君） 今回の病院の入院という部分の御質問でありますけれども、これまで何度も説明しているとおり、コロナの感染者数であったり、病院については国、北海道が指定している状況で、市独自として公表は差し控えているということでもありますので、御理解をお願いいたします。

○議長（東 千春議員） 塩田議員。

○14番（塩田昌彦議員） そういう事情があったと公表はできないということで、そのことについては理解します。ただ、この本部会議において今後の緊急事態宣言に対する対策を講ずるわけですから、名寄市の状況がどうであるのか、この部分については当然データのものは把握をした中で進めていらっしゃるのではないかなというふうに思います。数が分からないので、何とも言えませんが、ただ事実としてこの27日の週には、先ほどもお話をしましたけれども、新規感染者が7名いらっしゃった。その前にも7名いたという状況で、今の現状は、この直近の週においては一人もいらっしゃらない、ゼロ人。その前の30日から対策を講じた部分でいうと、データ的には3人というふうなことで、新聞でも報道がなされているところでもありますから、こういうふうな部分で考えると、名寄市の中でこういう状況にあったということはこれは事実でありますから、それらをどのように受け止めて、この30日からの対策に至ったのか、このことについて再度御答弁をいただきたいと思います。

○議長（東 千春議員） 小川健康福祉部長。

○健康福祉部長（小川勇人君） 今御質問で緊急事態宣言が8月27日からで、臨時休館等の措置が30日になった要因はということでありませけれども、5月のときの緊急事態のときも5月15日から緊急事態宣言が発令されて、実際臨時休館等を行ったのは5月18日からです。このときも市民周知期間等も設けてということで、そういった同じような設定をしております。5月のときにおいても、御承知のとおり、市の関係施設も含めて感染者が名寄市内で出ている状況であります。詳細の情報というのは、基本的には市にも保健所からは入ってきません。ただ、市の関係施設とかがそういった感染者が発生した場合については、いろんな情報というのは担当から入ってきますので状況が分かります。あと、もう一つは、保健所のほうにそういった出た場合には市内の状況をすぐ確認をしております。それが市中感染が広まった感染なのか、それともポイント、ポイントの感染で止まっているのかという状況の情報を収集しながら、それも含めて本部会議の中でいつからそういった措置を講ずるかという判断をしてきております。いずれの場合においても感染者は7名とか出ていますけれども、それが家族内でまとまっている状況で、それが市中に広まっているという状況が確認されていませないので、即刻施設を臨時休館するとか、そういった措置しなくても感染は広がらないだろうという状況の中から、それよりも市民に混乱をさせないよう周知期間をしっかりと設けながら対応するという判断をしてきております。ただ、議員がおっしゃるとおり、これは市内の感染状況によっては、場合によっては緊急事態宣言が出る前に即刻臨時休館するという、それは当然の判断の中で今後も対応していきたいというふうに考えておりますので、その時々々の状況を情報得れる部分をできるだけ集約しながら対応してきているということで御理解をお願いします

○議長（東 千春議員） 塩田議員。

○14番（塩田昌彦議員） 実際にケース・バイ・ケースといいたいまいしょうか、それで対策は、対応といいたいまいしょうか、変わるのだということで、それは理解します。今お話をいただいた中で、同じ7人でも、その状況が細かいところまでお話しはいたしていませんけれども、あるのだというふうなことであります。確かにそういうふうなことはあるのかもしれませんが、私どもにも結構市民の方からお問合せといいたいまいしょうか、あります。実際には私たちは分からないわけですから、あくまでも道のほうから発表されたもの、それから名寄市から出されたもの、そういう情報しか持ち合わせておりませから、そういうふうなことで御理解をいただくようお願いをさせていただいているというところではあります。

しかしながら、緊急事態宣言という形で出ております。この中に日中も含めた不要不急の外出控えてくださいというふうな形で出ています。その中でもこの要請内容の中に、加えて特に週末の外出を控えるというふうなことで、やはり週末には人流といいたいまいしょうか、人が動くわけです。そのことによって広まりが、もったりといういろんなことが起きるのかなというふうに思います。したがって、週末の28、9を今回の適用の部分については、その後に発出をしたというふうなことで私の中では理解もできませんし、それから実際にお問合せいただいた方でも、市民の方にいろんな自粛をお願いをしているという状況からすると、ちょっと緊張感といいたいまいしょうか、この緊急事態宣言を出すのだと、出すことはどうして出すのかというふうなことの緊張感といいたいまいしょうか、この部分についてちょっと欠けているのではないかなという御意見もあることも事実です。その他いろんな考え方をお持ちの方もいます。特に今回土日を該当しなかったことに伴ってよかったと言われている方もいます。確かにそうなのです。しかしながら、やはり緊急事態宣言ということで、こ

の重みです。このことを考えると、やはり私は25日に国でも動きが出て、道では26日に対策本部会議が開かれ、名寄は27日、何回もすみませんけれども、であればその前段としてこういうふうな形になってくるだろうということについては、道のほうからも事前に情報はあったのではないかなというふうに思われるわけですが、そのことを考えると周知にさほど時間を要するようなことではないのではないかなというふうに思います。実際に第4波が発生したときの対応がこうだったというふうにお話をいただきました。しかしながら、第4波と第5波では相当状況が変わっていました。そのことも含めて、名寄市がどうのと言っているわけではなくて北海道においてですけれども、そういうふうなことを総合的に判断をするならば、これは事前に各施設の担当者に、出たらすぐこういうふうな形でいきましょうとかいうふうなことで対策を講ずることができたのではないかなというふうに思うわけですが、そのことについて、もう一度御答弁をいただきたいと思えます。

○議長（東 千春議員） 小川健康福祉部長。

○健康福祉部長（小川勇人君） 議員おっしゃられるとおり、事前に北海道から対策について会議前にこういった素案でいくから意見はということで問合せは来ます。5月のときにはそれが北海道の対策本部やられた後に変更になったのです。5月のときには、最初は臨時休館というのは求めないはずだったのが対策本部会議が終わってから次の日に来た資料でいうと、夜に報道されたのかな、休館というふうになるという状況があるので、事前の資料から対策本部会議の中で専門家の意見も聞きながら、北海道の対策が変わるという状況がありますので、そこは対策本部終了後にしっかりと正式な通知をもってうちも対応すべきというふうに考えているところです。それで、いつ入ってくるかという状況もありますので、次の日ということに待っています。当然新聞等にも報道

されていますので、土曜日の27日の午前中に速やかに行いながら、報道機関にもお願いしているという状況でしております。北海道においても確かに緊急事態宣言が全道に発出されております。これまでもいろんな対策の中で、北海道、広いエリアの中で全て同じ対策が必要かどうかというのはすごく議論されておりますし、全てストップするというところでいくと、これは市民生活なり、市民の健康、経済も含めて、北海道、道内が全てストップしてしまうという状況になります。そういった中では、リスクはありながらもどこを動かし、どこまで制限するかというのは、これまでも悩んできていますし、これからもその判断というのはかなり難しい状況があるかというふうに思っています。そういった面では、近隣の状況も確認しながら進めていますけれども、近隣の感染状況であったり、できるだけ感染の情報を、この前も言ったように詳細が市にも入ってこないのです。そういった面では、市の関係部署では情報はある程度入ってくるのですが、そういった限られた情報をきちんと分析しながら、対応を本会議の中でしっかり検討しながら進めて、市民も混乱しないような形で進めていきたいというふうに思っております。

先ほど申し上げましたとおり、市内の感染状況であったり、近隣も含めたそういった状況を踏まえていけば、緊急事態が出なくてももっと厳しい独自の判断をして、例えば休館とかという対応もする場面も出るかというふうに思っていますので、そこについてはいろいろ議論していきたいというふうに思っていますし、議員の皆さんにおかれましてもそれぞれの地域の方からいろんな御意見、市のほうにも何ですすぐやらないのか、またちよつと空いて土日できたらよかったとか、議員がおっしゃったとおり、同じような両方の御意見をいただいております。そういった意見もきちんと参考にしながら、議員からのそういった地域の状況も今後御指摘いただきながら、トータル的な判断の

中で進めていきたいというふうに思っています。本当にある程度リスクは覚悟しながらもやらなければならないときもあると思いますし、全面的にストップするという状況も含めて、今後も慎重な対応をしていきたいというふうに考えておりますので、御理解をお願いいたします。

以上です。

○議長（東 千春議員） 塩田議員。

○14番（塩田昌彦議員） ありがとうございます。その時々で強い対応ということを考えていらっしゃるということで安心をさせていただきました。

実際には今もう第5波が少し終息とは言いませんけれども、感染者が減少してきているという状況であります。これから年末を迎えるということからすれば、第6波も起こり得るのではないかなというふうに懸念される部分あります。確かに名寄市としても市民生活といいましょうか、経済を回していかなければならないというふうな側面もあるわけですから、大変だなというふうにそれは思います。しかしながら、市民の命と健康を守りということが一義的に大事な部分だというふうに思いますから、それらも含めて今後の方が起きたときの対応についてよろしく願いをしたいというふうに思います。

続いて、学校現場の部分でありますけれども、先ほども教職員の部分についてのこれは職域接種の関係で進んだと。それから、12歳から15歳の部分については、8月24日から接種が第1回目始まって、その部分でいうと343人の1回目の接種が終わっているというふうに御答弁をいただきました。この数そのものが全体的にどれぐらいなのかというのはちょっと分かりませんが、67.3%というお話をしたのはそれかなというふうに思いますが、これは一概に、100%が一番いいのでしょうかけれども、いろんな状況があるので、それはなかなか難しいところというのは承知しております。その部分でいうと、教職

員、実際に学校、生徒を預かる側のほうとして、職域接種が始まってきているわけですけれども、この部分について、新聞報道によると北海道においては接種している率といいたいでしょうか、接種率、これについては調べていないというように報道がありました。名寄の状況でいうと、仮にお調べになっていて、どれぐらいの割合で接種が行われたのか、そこら辺もし分かればお教えいただきたいと思っております。

（何事か呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 教職員ですよ。

○14番（塩田昌彦議員） 12歳から15歳の関係については、これはいろいろ実際御家族の方と御本人と相談をされて、そして申込みをされて、そして院内ワクチン接種というふうな形で進んでいると思っておりますので、この部分については今進んでいるという現在進行形でありますから、これについて理解しています。教職員の関係についての部分で、もしお答えがいただけるのであればお答えいただきたいと思っております。

○議長（東 千春議員） 小川健康福祉部長。

○健康福祉部長（小川勇人君） 教職員の接種率ということでもありますけれども、今本市では年代別の接種率についての公表をさせていただいております。ワクチン接種については、あくまでもこれは任意であって強制するものではありませんので、教職員とかそういった個別の接種率を出しますと、それはまたいろんな問題が起きることも懸念されますので、それについては差し控えさせていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（東 千春議員） 塩田議員。

○14番（塩田昌彦議員） 北海道全体でも、これは報道の部分でありますけれども、調べていらっしゃるというふうなこともあります。これは、実際に子供たちの学校内での安全、安心を守る立場からいうと、そういうふうにすると接種によって重症化リスクが下がるというようなこともありますし、本当に子供たち、若い世代への感染

が広まっているということですので、非常に危惧するところでありますけれども、そのことについては理解しました。

次に、学校における対策という部分でいうと、熱中症対策も含めた中で3密を避ける、マスクの着用、そして手洗いの励行というふうな部分で、こういうふうな部分がしっかり徹底をされているというふうな部分でありますし、万が一の感染者が出た場合の対策についてもしっかりと取っていらっしゃるというふうなことで、この部分については理解しました。

部活動における対応でありますけれども、これは各学校でいうと校長先生が全体の責任者ということで担っていらっしゃるというふうに思いますけれども、これは名寄市内の学校統一というふうな考え方でいいのかどうなのか、その辺についてお知らせいただきたいと思います。

○議長（東 千春議員） 木村教育部長。

○教育部長（木村 睦君） 部活動について御質問をいただいたところです。先ほどお話しさせてもらいました部活動の一部一時的な制限につきましても、文科省なり、道からの通知に基づいて行わせていただいておりますので、これについては名寄市内全ての中学校において統一して今そういった状況であるということですので、御理解いただきたいと思います。

○議長（東 千春議員） 塩田議員。

○14番（塩田昌彦議員） 加えてお聞きをしますけれども、緊急事態宣言が12日から30日まで延長されたというふうなことでありますから、子供たちの部活動ができないという、いろんな状況を踏まえて活動できる部分もあるというふうにはお答えをいただいておりますけれども、実際多くの子供たちがやはり学校を使えないというふうなことで、部活動ができないという状況があるのかなというふうに思います。当然生活リズムが狂うというか、そういうふうな状況もあるのかなというふうには思うのですけれども、この辺につい

て、これは部活の担当指導者といえましょうか、の対応になるのか、学校としての対応になるのかちょっと分かりませんが、そういう部分でいうと教諭の精神的なサポートといえましょうか、ケアというふうなことで、どのようにされているのか最後にお聞きをしたいと思います。

○議長（東 千春議員） 木村教育部長。

○教育部長（木村 睦君） 緊急事態宣言が今回延びてしまったということで、先ほども御答弁させていただいておりますけれども、今部活動ができるのが全道大会や全国大会につながる部活のみが参加できるということで、今議員おっしゃられたように、そういったところでない大半の部活動に参加されている、所属されている生徒につきましては、残念ながら今部活動ができない状況になっているということですのでございます。そういったことから、恐らく残念がっている生徒も多くいらっしゃるのかなというふうに思っています。学校におきましてそういった部活動ができないことによって生活のリズムといえましょうか、そういったことが崩れたり、さらには不安だとか、またできないということで無気力になってしまったり、いろんな精神的にも悩みがある場合につきましては、学校においてもすぐに相談してほしいというようなお便りといえましょうか、通信といえましょうか、そういうものを学校から家庭のほうに出していただいておりますのでございますし、これまでもそうですけれども、そういったことから先生方これまで以上に一人一人に寄り添った形で、何かあれば小さなことでも、そういった小さな気づきにもしっかりと対応してくれるように学校のほうも考えていただいているということですので、御理解のほうよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（東 千春議員） 塩田議員。

○14番（塩田昌彦議員） そういうふうな対応を取っていらっしゃるというふうなことから安心をしましたがけれども、やはりこれは精神的な

ものというふうなことになるれば、表に見てとれるような状況もないのかも分かりませんから、そこから辺しっかり見守っていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと申します。

続きまして、名寄公園の維持管理に関する部分として、お答えいただいた中では十分状況を理解をしていただいて、一部それらの対応もこれまでも図ってきたというふうなことで御答弁をいただいたかなというふうに申します。私もどういうアリアがいて、そのアリアがどういう性質と申しましうか、その部分がどうなのかというのはちょっと分かりかねる部分ではありますけれども、やはり実際原生林が密集して群生しているこの名寄公園であっても、実際に名寄公園でありますから、観光というふうなことも、名所であるということも事実ですし、本当に何度も申し上げますけれども、春には花見、結構桜の木がたくさんあって、満開のときには本当にきれいだなと。そこに訪れる市民の方たちの憩いの場になっているというのも事実だなというふうに申します。その中で、この中を散策してみると申した以上に利用されているのかなというふうに申しています。老夫婦が散策をしたり、それから子供連れの家族が遊んだり、そして森林浴を楽しんだりというふうな部分で実際に使われているというふうな部分でありますから、やはりその中でアリアがねというのはよく聞きます。したがって、何とかならないものかなというところではあります。

実際には維持管理をしているところとひどいところと申しましうか、どういうふうに表現したらいいのかわかりませんが、そこら辺の部分については何らかの対応を申してもらおうというように進めていますというふうな御答弁をいただいたかなというふうに申しますが、この部分について一度専門の業者、最後のお答えでもちょっといただきましたが、造園業者と申しましうか、専門的な知見を有した方にこの辺の実態を見ていただいて、どういうふうな対応、方策が考えられ

るのか、殺虫剤というふうなことには当然ならぬと思ひます。殺虫剤を使うことによって別なことが起きますから、それはできないものというふうに申しますが、この辺のことについて再度お聞きをしたいと思ひますけれども、造園業者、専門的な業者に一度調査をして申しただいて、そしてどういうふうな対応が望ましいのか把握をする必要があるのではないかなというふうに申しますが、その部分についてお答えをいただきたいというふうに申します。

○議長（東 千春議員） 東建設水道部長。

○建設水道部長（東 聡男君） 再度御質問いただきました。私どもも正直アリアに対してはさほど知見があるわけでもなく、従来これまでも歴史的にもミズナラもアリアの被害を受けたという実績もなかったものですから、またほかの樹木につきましてもアリアで木が枯れるようなことはなかったものですが、ただ市民の皆様からは、議員からもおっしゃられるように、アリア気持ち悪くて何とかしてほしいのですというような要望というか、苦情も私ども正直申しただいてござい申しますので、その部分含めて、葉でない対応とかができるのかどうかにつきましては、一度専門業者さんというか、造園業者さんのほうには確認というか、相談のほうはして、何かいい手だてがあれば採用するような形で今後も進めてまいりたいと思ひますので、御理解願ひたいと思ひます。

○議長（東 千春議員） 塩田議員。

○14番（塩田昌彦議員） 実際に現場行くと、大きなアリア塚もあります。そういう状況を見て、私もアリアの生息と申しましうか、ネットでちょっと見たりしてはみましたけれども、やはり専門的な知見を有した方にその辺の部分についてはお願ひをするということは必要なかなというふうに申しますので、その辺の部分について要望して、質問を終わりたいと思ひます。ありがとうございます。

○議長（東 千春議員） 以上で塩田雅彦議員の

質問を終わります。

企業版ふるさと納税のさらなる活用について外2件を、高橋伸典議員。

○13番（高橋伸典議員） 議長の御指名をいただきましたので、通告順に従いまして、質問をさせていただきます。

企業版ふるさと納税のさらなる活用について。地域活性化に貢献した企業に税負担を軽くする企業版ふるさと納税の制度を使い、企業から寄附を集めようという自治体が増えております。寄附集めには国の認定が必要で、認定自治体の数は今年9日時点で1,194市町村に上りました。実際に約1年間で2.8倍と急激に増加しました。昨年の春からは税の軽減割合を引き上げ、手続も大幅に簡素化され、効果が出たように思われます。メリットとしては、寄附額を損金算入でき、法人住民税、法人税、法人事業税の一部から控除ができ、企業として社会貢献ができるためイメージアップとPR効果につながると言われております。また、実証実験の候補地となり得る地域資源を生かした新事業の展開ができる、本社機能の移転設置の可能性という声も聞かれております。また、節税効果もあり、企業活動にもプラスになる要素が多い、寄附額の最高9割まで損金算入や税制控除を受けられ、実質の寄附額の額面は1割となっております。地方創生応援税制は、当初2019年までの時限措置でしたが、2020年4月に大幅改正され、2024年度、令和6年までの5年間延長が決定されました。自治体側は、厳しい財政運営の一助にと期待し、企業としてはメリットが大きく、これから寄附企業も増加し、地域の活性化を促すことになると思われます。企業版ふるさと納税への考え方と取組について、理事者の御見解をお願いいたします。

大きい項目2つ目、移住促進対策についてであります。地方創生推進交付金2022年の予算概要が発表となりました。地方へ移住する世帯に最大100万円の支給をする移住支援金は、18歳

未満の子供がいる場合一定額を上乗せされるなど、上乗せ制度が拡充される予定であります。21年度210億円を上回る1,263億円が要求額になっております。移住支援は、東京23区に在住、通勤する人が地元の中小企業に就職し、子供がいる場合数十万円が加算されるそうであります。2019年、123人、2020年は563人と利用が伸びましたが、制度拡充に伴い、子育て世帯の利用増を目指しております。地方のデジタル化推進では、IT専門家チームを自治体に派遣する事業に1億円、地域の脱炭素化推進事業にも1億円見ているそうであります。人口減少対策に取り組む自治体向け地方創生推進交付金は、21年度より200億円多い1,200億円が予定されているそうであります。来年度予算であります。あと7か月もありますが、しかし7か月しかないとも言えます。そのようなことで3点についてお尋ねをいたします。

名寄市移住促進協議会の現状と課題と今後の取組について。

2つ目に、関係人口の創出に向けた今後の取組の状況について。

3つ目に、名寄市移住支援金の利用促進について理事者の御見解をお願いいたします。

大きい項目3つ目、自立と社会参加を妨げる物理的障壁の除去についてであります。障がいを持つ人が住み慣れた地域において安全に、また快適に自立生活を送っていく上で重大な妨げになるものの一つが市が管理する施設、道路等であります。障がい者の立場で整備推進することはもちろんですが、公共施設に障がい者等が自由に外出し、積極的に社会参加できるように道路の危険箇所の点検と改善及び適切な道路勾配の確保を進め、視覚障がい者の誘導用ブロックの整備等について障がい者の意見を取り入れながら、安全で快適な歩行環境の整備を図ることが必要と思われます。福祉のまちづくりを進めるには、心のバリアフリーとまちのバリアフリー、ユニバーサルデザインに取

り組むことが障がい者に優しいまちづくりであります。第2期名寄市地域福祉計画の視覚障がい者に対してのユニバーサルデザインの考え方と取組の状況について理事者の御見解をお願い申し上げ、壇上での質問を終わらせていただきます。

○議長（東 千春議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） 高橋議員からは大項目で3点にわたり御質問いただきました。大項目1及び大項目2については私から、大項目3については健康福祉部長からの答弁となりますので、よろしく願いいたします。

初めに、大項目1、企業版ふるさと納税のさらなる活用について、小項目1、考え方と取組について申し上げます。企業版ふるさと納税は、国が認定した地域再生計画に記載される地方公共団体の地方創生プロジェクトに対して企業が寄附を行った場合に、法人関係税から税額控除をする仕組みであります。令和2年度から地方創生のさらなる充実、強化に向けて、地方への資金の流れを飛躍的に高める観点から制度が大幅に見直され、税額控除が最大で寄附額の6割から約9割へ拡大となり、実質的な企業の負担が約1割まで圧縮されるなど、企業にとってはより使いやすい仕組みとなりました。また、地域再生計画の認定手続が個別事業ごとから地方版総合戦略を網羅する包括的な認定を可能とする簡素化が図られるなど、大幅な事務の効率化により制度を活用する自治体が増加しております。

本市におきましても企業と連携した地方創生の取組を推進するため、総合戦略に基づく地域再生計画の認定申請を行い、令和2年3月31日に認定を受けており、市ホームページ及び内閣府、北海道のポータルサイトに企業版ふるさと納税活用に向けた情報を掲載しております。これまで信金中央金庫様から物流で利活用されている充電式輸送用保冷機のエネルギーを再生可能エネルギーに転換する実証実験を行うための寄附をいただくとともに、芸者東京株式会社様からジュニア世代の

育成強化を目的に実施しているNスポーツコミッションによるジュニアアカデミーの取組に対して寄附をいただいております。

制度改正以降国においては、企業等に対して制度や事例などの周知に取り組んでおり、企業版ふるさと納税の関心、認知度が一層高まることが想定されることから、企業に対するさらなるトップセールスを行うとともに、寄附活用事業における企業の関連性やメリット、寄附を活用した事業成果などをホームページやSNSなどで情報発信するなど、企業版ふるさと納税のさらなる活用を目指して取組を進めてまいります。

次に、大項目2、移住促進対策について、小項目1、名寄市移住促進協議会の現状の課題と今後の取組について、小項目2、関係人口の創出に向けた取組状況について、関連がありますので、一括してお答えいたします。名寄市移住促進協議会は、名寄市への移住促進及び関係人口創出を官民連携で推進するため、現在名寄市を含め13団体、企業の会員により事業を推進しております。現状の課題としては、行政主導で進めてきたことにより会員である団体、企業と一体となった取組や地域住民を巻き込んだ事業展開となっていなかったことが挙げられ、会員を含む地域住民と移住検討者との交流機会の創出や昨年度から実施しております移住体験ツアーのコンテンツに関わっていただけるよう内容を構築し、協議会全体及び地域住民にも関わっていただけるよう見直しを図ってきております。

今後の取組については、感染症の影響から予定していた市内外でのイベントも含め、対面での接点がない状況ではありますが、移住者を含む地域住民の御協力もいただきながら、オンラインを活用した情報発信や移住促進に係るPR動画の制作を進めていることから、今後の移住施策及び名寄市の魅力発信につながるよう事業を推進してまいります。

次に、関係人口の創出に向けた今後の取組状況

については、今年度は北海道と連携した北海道型ワーケーションへの参加や個別での受入れを予定しておりますが、感染症の影響により現在まで受入れには至っていない状況にあります。こうした状況下ではありますが、ライフスタイルの多様化を捉え、働く場所にとらわれず仕事ができる層に対し、本市での自然環境を生かした地域の魅力発信から足を運んでもらえるようなきっかけづくりなど、関係人口の創出に向けて取り組んでまいります。

次に、小項目3、名寄市移住支援金の利用促進についてお答えいたします。国、道と連携して実施している名寄市移住支援金につきましては、今年度新たにテレワーク移住が対象要件に追加となり、広報紙やホームページでの周知のほか、移住相談時に情報提供をしております。あわせて、支援金の就業要件の一つとして、道が運営するマッチングサイトに登録されている企業への就職となっていることから、市内法人企業への登録促進に向け、広報紙などへの掲載や関係機関と連携した周知を図ってきております。事業開始となった令和元年度より現在までの問合せは4件あり、そのうち1件については、昨年度市内企業への就業により支援金を支給いたしました。その他については、対象要件を満たしていないケースや今後移住を検討している方についてはテレワーク移住について相談が寄せられているなどの状況となっております。

利用促進について、制度についての周知が重要と認識しておりますが、市内企業による道のマッチングサイトへの登録数が現在3社という状況から、就業先の選択肢を広げられるよう登録件数の増加も必要と考えております。今後においても移住者及び移住検討者への制度周知や市内企業に対してのマッチングサイトへの登録促進となるよう関係機関と連携した周知を図り、利用促進となるよう努めてまいります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（東 千春議員） 小川健康福祉部長。

○健康福祉部長（小川勇人君） 私からは大項目3、自立と社会参加を妨げる障壁の除去について、小項目1のユニバーサルデザインの考え方と取組についてお答えいたします。

名寄市地域福祉計画では、障がいがあるなしにかかわらず、全ての市民が安心して快適に生活できるよう建物や道路、移動手段、情報提供などのバリアフリー化などを図るとともに、不自由なく利便性を感じられるようユニバーサルデザインの普及啓発を図ることを目標に掲げ、計画を推進してきております。これまでの取組として、視覚障がいのある方に対しましては、市ホームページでの音声ガイドや市広報におけるUDフォント採用によるユニバーサル化と点訳による情報提供、本を朗読したデータを貸し出すサービス、サピエなど情報保障を進めてきております。聴覚障がいのある方に対しましても手話通訳者や要約筆記者を養成するための講座の開設や市窓口到手話ができる職員を配置し、利用者の利便性向上を図っております。また、全ての方が利用しやすいよう新築する公共施設は段差の少ない構造とし、手すりや多目的トイレ等の設置、既存施設につきましてもトイレ改修やスロープ設置など、施設改善を順次進めてきているところであります。

道路整備についても平成24年度に名寄市高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る道路の構造に関する基準を定める条例を制定し、道路の段差や勾配についてバリアフリー新法に即した新基準で整備を進めてきたところであります。また、歩道空間のバリアフリー化として、平成20年度から北海道開発局と北海道及び本市の3者で協議を行い、名寄駅前から商業施設の多い国道40号と名寄市総合福祉センターを結ぶエリアを重点地区として設定し、整備を進めてきております。国道40号においては、歩道整備と併せて視覚障がい者誘導用ブロックを設置し、道道旭名寄線においては歩道整備と併せて交差点部とバス停留所

に視覚障がい者誘導用ブロックが設置されました。本市においても総合福祉センター前の市道南11丁目東通の道路整備を実施、駅、商業施設、福祉施設を結ぶバリアフリー化された歩道網の整備を進めてまいりました。

名寄市障害者自立支援協議会においては、平成30年度に市内の公共施設における多目的トイレに関する実態調査を行い、多目的トイレに備わっている機能を紹介する名寄市バリアフリーマップを市ホームページに掲載し、障がいのある方が利用しやすい取組としているところです。今後におきましてもバリアフリー化やユニバーサルデザインの推進を念頭に置きながら、各事業や施設整備を取り組んでまいります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（東 千春議員） 高橋議員。

○13番（高橋伸典議員） ありがとうございます。再度質問をさせていただきます。

まず、企業版ふるさと納税の推進ということで今回質問させていただいております。先ほど部長が言われたように、損金算入と税制で9割、企業負担が1割ということで、企業としては本当に素晴らしい取組の部分だと思います。それで、この部分で内容が先ほど変わったということでは、地域再生計画、内容も基本目標も基本的な方向性を適合できる、確認できる程度の記載でよくなりましたし、事業の記載も不要になったと。そして、認定手続も簡素化されたということで、本当に役所としてもやりやすいかなというふうに思います。そこで、この補助金自体、交付金自体の内容も若干変わったのです。今まで同時に利用できた地方創生関係交付金だとか地方財政措置以外にも今回自然環境整備交付金などの併用可能な補助金が67件になりましたし、社会資本整備交付金などのインセンティブ付与の可能な補助金が9件増えたということなのですから、このことはお知りでしょうか。

○議長（東 千春議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） 私のほうでは今ちょっと存じ上げていなかったのですけれども。

○議長（東 千春議員） 高橋議員。

○13番（高橋伸典議員） そのようなことで項目が増えたというふうになっているみたいですので、ぜひ御確認いただいて、この企業版ふるさと納税しっかりと進めていただきたいなど。

ふるさと納税やるのですけれども、物は返さなくていい、10万円以上という流れでやっていますので、そしてよそのところではいろんな方法をやられています。山梨県の南陽市では、コロナ禍で生活が大変な学生にこのファンドを使いまして、企業版ふるさと納税を活用した食の支援ということで、南陽産の米、ラーメン、そばセット、南陽スイーツ、故郷の南陽食を送ることによりこの若い世代とのつながりをつけておいて、将来南陽市に戻ってきていただけるような取組をやられているそうです。南陽市に保護者が在住していて、専門学校に行っている子、短大に行っている子、大学に行っている子にこの食材をこのファンドを使って送っているそうでもあります。地元の食材ですから、地域の活性化にもなりますし、そういうような取組をやられているそうです。茨城県の境町では、河岸のまちさかい復興プロジェクトということで、中心市街地の空き家だとか空き店舗再生活用事業ということで、この空き家、空き店舗のリフォーム事業の部分のファンドをして、そして募ったお金で空き家をリフォームした後に移住、定住の方々にそこに入らせていただいているという部分だそうです。群馬県の下仁田町は、ねぎとこんにゃく下仁田奨学金事業ということで、このファンドを集めたお金で奨学金のほうに、卒業後下仁田町に戻ってきて、定着した子に対してこの元金と金利分をそこからお支払いしているという取組をやられているみたいなのです。逆に私は、先ほど言った王子の後に物流をつけて、そういうエネルギーの部分やるのも重要です。そして、Nスポーツの支援も必要と思いますけれども、やは

り名寄にそのような子供たちがいて、そして名寄に戻ってきていただく。これから王子の問題で何百人もの人が名寄からいなくなる可能性も出ている中であり、人口を増やす部分も必要な、取組も必要なと思うのですけれども、この部分の支援の考え方というか、こういう部分だったら何とか可能性を感じるのではないかという部分というのは部長としてはどうでしょうか。

○議長（東 千春議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） 今いろいろ全国の事例紹介いただきました。我々も取組については、優良事例等公表されていますので、情報収集には努めているところです。今お話しいただいた部分なのですけれども、地域再生計画、ここがあくまでもベースにあるということですので、イコール名寄市で作成している総合戦略、ここの抜粋版がこの地域再生計画になっていますので、我々も幅広く構えながら策定していますので、しっかりと活用できるような事業については参考にさせていただきながら、選定しながらチャレンジしていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（東 千春議員） 高橋議員。

○13番（高橋伸典議員） よろしく願いします。本当に地域再生計画、内容、基本目標、そして基本方針の適合を確認するという部分がある程度、大ざっぱと言ったらおかしいのですけれども、記載がしなくていいような形になりましたので、ある程度の部分で使っていけるのではないかなというふうに思いますので、しっかりとそういう部分取組をお願いしたいなど。本当にこの企業版は、有効な手段かなというふうに考えます。大変な尽力を使うというふうに思いますが、石橋部長ならしっかりできると思いますので、ぜひ推進していただきたいというふうに思いますので、よろしく願いします。

次に、名寄市の移住促進の部分で再質問させていただきます。先ほど部長が言われたように、地

域住民等の参加がなかなかできなくて、推進が難しかったという部分がありまして、今年度どれぐらいの方がこの移住関係で名寄市に連絡があって、どういう状況なのかというのがあれば教えていただきたいなど。何件ぐらいの方が名寄に興味を持って移住のお話、または話しに来たのかどうか、名寄にはこちらにちょっと来れるようなちょこっと移住のあれもありますので、そういう関係も含めてちょっとお話をいただきたいというふうに思います。今年度。今年度ゼロですか、コロナ禍で。

○議長（東 千春議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） 一応電話等での問合せについては、申し訳ありません、そこまでの件数については私今押さえておりませんけれども、正式なうちが用意しているメニューで、今年度移住体験ツアーのほうを活用していただいて、お子さん小さい方なのですけれども、一家で風連地区の農業体験ということでお越しいただいた世帯があります。ここについては、農務課と、それからJAと連携しながら、その事業承継も視野に入れて、その後新規就農を考えていると、確度の高い方をお迎え入れして来ていただいたということで、その方の意向としては、道内数か所回られたようだけれども、どうやら名寄が気に入っていただいたようで、今後家族と話し合って地域おこし協力隊からというような考え方もお持ちいただいているような、そんな状況で今進んでいるケースもあるということでございます。

（何事か呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） すみません。数字ということで、今お話しした分プラスPR事業ということで1件いただいているのと、オンラインでのやり取りをさせていただいた部分については、令和3年度は8件あったということでございます。

以上です。

○議長（東 千春議員） 高橋議員。

○13番（高橋伸典議員） ありがとうございます。

PR事業1件、オンライン事業8件ですけれども、非常に可能性を感じるお話ができたのかどうか、ちょっとお聞かせをいただきたいなというふうに思います。

○議長（東 千春議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） 私も見ていた感じでは、数ある中で名寄市にフォーカスしたということの方が直接オンラインで対面しているということですから、可能性はあるのだろうと。あとは、やはり生活する仕事であったりする環境であったり、どのタイミングで決断をされて来られるようなところまで持っていけるのかというのが一番の鍵になるのかなと思っています。

○議長（東 千春議員） 高橋議員。

○13番（高橋伸典議員） ぜひよろしく願いいたします。

先ほどワーケーション参加がこの事業に入ったという、可能性をすごく感じるのですけれども、このワーケーション事業で今年1社の方が来られるという去年お話をされていたのですけれども、この状況というのはどうなのでしょう。

○議長（東 千春議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） この間春先の緊急事態宣言終えて、秋口に調整をしていました。その秋に緊急事態宣言に入ってしまったということで、今実現に向けてまだすり合わせをしている最中ですので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（東 千春議員） 高橋議員。

○13番（高橋伸典議員） よろしくお願ひします。

この移住支援金、また名寄は入って今進めているということで、1件あったという部分なのですが、先ほど名寄の企業がマッチングサイトに入れているのが3件という、ちょっと少ないか

なという部分なのですけれども、こういった部分で商工会議所だとか、あとまたハローワークを含めてのお話合いというのはしているのか。このマッチングサイトに載っからない限り引っ張ってこれないと思うのです。そういう部分の対策というのはどうされているかちょっと教えていただきたいなというふうに思います。

○議長（東 千春議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） 議員おっしゃるように、我々の力だけではなかなか事業者の皆様方への協力は浸透し切れないという部分があって、ここについては会議所、それから商工会の皆さんの力をお借りしながら、この間取組を進めてきた結果がまだこのような状況だったということですので、実際に1件受け入れることができましたので、そういった成果も含めて、さらにまたみんなと連携しながら進めていきたいというふうに考えております。

○議長（東 千春議員） 高橋議員。

○13番（高橋伸典議員） この事業、きっと企業の方もあまり知らないと思うのです、3者しかないということは。もうちょっとPRかけて、昨日の同僚議員のお話では名寄は求人倍率1.6倍というふうに言っていましたので、本当にそういう人材が欲しいという企業が多いと思うのです。その中で、企業にこの移住支援金をいただいて、人材を呼び込めることができるというふうにしつかりとPRしたほうがいいのかなと。よそは移住するためにいろんな施策、移住するために家を建てるのなら土地をあげますよだとか、移住してきたら、家を建てたら固定資産税を5年間免除しますよだとか、医療費無料にしますよだとか、幼稚園ただですよだとかとってどんどん、どんどん移住する方を増やしていますけれども、名寄としてのメリットを考えると、こういう補助金を最大限に利用して、そして人材を呼びよせるというのが施策かなというふうに思っています。このマッチングサイトの企業を増やすための施策というの

が必要かなと思うのですけれども、どのようなものでしょうか。

○議長（東 千春議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） 実際にマッチングサイトへの掲載企業の数だけは報告させていただきましたけれども、実は道への登録申請はされているのですけれども、まだそのマッチングサイトまでの掲載には至っていない企業というのが6社ございます。こういったところが最後の1つの作業に踏み切っていただけるように後押ししていきたいということもありますし、あとは新しく制度で認められたというリモートワークによる移住、これはこのマッチングサイト関係ない状況で、実際に1件今お問合せもいただいている方もおられますので、こういったさらにハードルの低い制度についてしっかりと周知しながら、移住者、興味のある方を一人でも多く取り入れていきたいなというふうに考えております。

○議長（東 千春議員） 高橋議員。

○13番（高橋伸典議員） よろしくお願ひします。このマッチングサイトでぜひ人材を引き寄せていただきたいなというふうに思います。いろいろな部分の政策に使えるのかなというふうに思いますので、よろしくお願ひします。

では次に、最後の部分の自立と社会参加を妨げる障壁の除去についてということで再度質問させていただきます。名寄市地域福祉計画の部分の全ての市民が安心して快適に生活できるように建物だとか道路の整備を行っていくという部分は分かります。その中で今回この質問をさせていただいたのは、1人の視覚障がい者の方に呼ばれて行きました。家は横断歩道の角にあって、近いのです。できれば横断歩道を渡るときに音が出ない、これは警察行かなければ駄目なのですけれども、そして国道で取付け道路のところに大きな穴があって落ちましたと。そして、できれば横断歩道に点字ブロックをつけてほしいのですという要望が出されました。そして、開発の取付け道路の穴のもの

は、開発の士別の所長とお話しさせていただいて、現場一緒に見て、改善していただくようにはしたのですけれども、問題は横断歩道だと思うのです。でも、利用するのはきっとその視覚障がいの御婦人1人かな、横断歩道は誰でも利用するのですけれども、町中ではないものですから、その方が主に利用するのかなというふうに思います。病院の近くですから、病院関係の方も。そして、その視覚障がい者用の点字ブロックを設置できないですかねというお話をいただきました。建設水道部長、その点字ブロックつける部分で、何か規定だとかいろいろな部分というのはあるのでしょうか。開発の所長は、バス停があって、バス停まで行く部分の横断歩道であれば設置は可能なのですけれども、今のところではバス停は逆にあって、そしてバス停も遠いのです。だから、開発のほうはちょっとつけられないのかなと思うのですけれども、名寄市の道路のほうは病院に行く道路ですから可能なのかなという部分はあるのですけれども、点字ブロックをつける部分の規定というのがあるのかどうか教えていただきたいなというふうに思います。

○議長（東 千春議員） 東建設水道部長。

○建設水道部長（東 聡男君） 今高橋議員のほうから点字ブロックの設置の規定ということで御質問を再度いただきました。点字ブロックにつきましては、視覚障がい者用誘導ブロックということで、先ほどお話もありましたとおり、本市も国の省令と同じように、ちょっと長いのですけれども、名寄市高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る道路の構造に関する基準を定める条例ということで、視覚障がい者の円滑な移動のために必要であると認められる箇所に視覚障がい者用誘導ブロックを設置するものとするという目標がございます。

現在国の方針といたしましては、道路のユニバーサルデザイン、バリアフリーを含めたユニバーサルデザイン化を促進するために、多くの高齢者や障がい者が通常徒歩で移動する道路を特定道路

ということで国土交通大臣が指定をし、歩道上の視覚障がい者誘導ブロックを設置することを義務づけるというような形になってございます。この特定道路はどういうものかということになってくると思いますが、この特定道路につきましては、まず特定旅客施設、駅です、こちら1日平均利用が当初5,000人だったのですけれども、今は3,000人以上の利用があって、特定旅客施設と特定路外駐車場、自動車の駐車場なのですけれども、500平米以上で、かつ駐車料金を徴収する駐車場、また主な福祉施設ということで、特定建築物、これは不特定かつ多数の者が利用をし、また主として高齢者、障がい者が利用する特定建築物であって、移動円滑化が特に必要なものとして政令で認めるものというふうになってございます。ちょっと分かりにくいのですけれども、要はまず国のほうでは全国的に利用の多い部分、利用者の大変多い部分を優先的にやっというふうにやっというふうにやっというふうにして進んでいることになってございます。これらのことから、先ほどお話ししましたけれども、名寄市においてはこの大臣承認を受けている道路、特定道路につきましては、国道40号の南6丁目から南11丁目までの0.6キロがそこに当たってございます。このほかにも開発、北海道と名寄市とで重点整備地区ということで先ほどもエリアを設定して、一部誘導ブロックだけではなくて歩道の設置を含めて整備をしましたということではございました。ということになってくると、いつまでたっても名寄市のほうではまだ誘導ブロックを整備しないのかということにもなってきますので、私どものほうでもこのバリアフリー新法できる前から視覚障がい者用誘導ブロックの配置計画というのは実は持っていてございまして、これにつきましては、御存じのとおり、名寄駅から例えば南6丁目、市立総合病院までは整備終わってございますし、そのほか7路線、また中央通や西2条通などは各交差点の辺りのところに止めの誘導用ブロックを設置をして

いるという状況になってございます。まだまだそもそも歩道等の未整備の路線も多く、そちらも改修してということも併せてというふうになってきますけれども、この部分につきましては今後も高齢者、障がい者を含めた全ての皆さんのユニバーサルデザインの社会の実現を目指したような形で整備のほうを進めていきたいというふうを考えているところでございます。

○議長（東 千春議員） 高橋議員。

○13番（高橋伸典議員） 分かりました。特定道路でなければ、また駅、駐車場、そして店舗等でないとなかなか難しいというのが分かりました。分かるのですけれども、全ての市民が快適に生活できるというこの福祉計画の下では、一人でもやっぱり必要ではないかというふうに私は考えています。ぜひそういう部分で障がい者が安心して、一般市民と同じくこの名寄市で暮らせる体制を整えるのが行政の役割かなというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

その部分で、部長の先ほど駅から市立総合病院までというふうに、あそこは入っています。見受けるのですけれども、大変凹凸が激しいというふうに私は感じます。市立総合病院側は新しいからいいです。商店街側の歩道の部分というのは、視覚障がい者には大変危ないのかなという部分、この視覚障がいの組合のあれを見ると点字ブロックの上には物を置くなまで言っている状況ですから、やはり障がい者がほとんどの方が目が見えませんが、点字ブロックを目指して歩いている中でやはり凹凸や何かがあるというのは厳しいのかなというふうに思いますし、豊栄通もあそこも点字ブロック入っています。横断歩道等に入っているのですけれども、あそこの歩道の点字ブロックももう10センチぐらい下がっているだとかというところが何か所かあります。ぜひ一度この点字ブロック点検していただいたほうがいいのかと思うのですけれども、どんなものでしょうか。

○議長（東 千春議員） 東建設水道部長。

○建設水道部長（東 聡男君） まず、先ほどの特定道路の部分で基準がちょっと高いような話しさせていただきましたけれども、そうはいつでも私どももだからといってその基準に達していないので、やらないというふうには思っておりませんし、いずれにしてもなかなかピンポイントで施設整備というふうにもならないものですから、あくまでもバリアフリー化された道路であるとか、誘導ブロックについてもある程度ネットワークと申しますか、もしくは施設と施設を結ぶというようなことの中では今も検討している部分もございますし、例えば本来であれば今でいうところの名寄駅から市役所までの大通にも実は誘導ブロック設置されていけませんので、早くこの部分も道路の改修将来的にあったときに併せてやっていきたいというようなもくろみでもございますので、その部分については御理解いただきたいと思っております。

また、今ありました6丁目のそもそも誘導ブロックというよりも歩道がたがただよというお話につきましても、実は数年前に1度6丁目舗装歩道ではなくてブロック、点字ブロックではなくて歩道自体がブロックの歩道でございまして、手をかけたことはあるのですけれども、やはり経年でまたそういうようなことが進んできている部分も含めまして、また郊外の豊栄通などのブロックや何かの部分、点字ブロックが下がっているのではなくて、そもそも歩道がもう下がっているということもあろうかと思っておりますので、その部分につきましても間違いなく私どものほうで一斉点検かけまして、ひどいところから順次補修はしていくという対応をしてみたいと思っておりますので、御理解願いたいと思っております。

○議長（東 千春議員） 高橋議員。

○13番（高橋伸典議員） よろしくお願ひします。目の見えない方には、この点字ブロック本当に命の絆、命の道なのです。ぜひ一度名寄市内の点字ブロック点検していただきまして、障がい者

に支障のない体制を整えていただくようお願いいたします。

また、全ての市民が、全ての障がい者が安心して住める名寄市を目指していただくことをお願い申し上げます、質問を終わらせていただきます。

○議長（東 千春議員） 以上で高橋伸典議員の質問を終わります。

13時まで休憩いたします。

休憩 午前11時39分

再開 午後1時00分

○議長（東 千春議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

新型コロナワクチン接種に関わって外2件を、富岡達彦議員。

○1番（富岡達彦議員） 議長より御指名をいただきましたので、大項目3点について質問いたします。

大項目1、新型コロナワクチン接種に関わって。9月14日現在、市のホームページにて記録住民の74%が2回目の接種を完了していると承知をしております。厚生労働省のホームページによりますと、全国で2回の接種を終えた方がおよそ6,300万人、全国民の50%、過半数を超えたと言われております。そこで、以下小項目4点について伺います。

小項目1、これまでのワクチン接種の進捗状況と副反応について。8月30日の市長の定例記者会見では、本市におけるワクチン接種は9月上旬をもって接種希望者への接種予約はおおむね完了するとのことでございます。現時点でのワクチンの供給体制と進捗状況が計画に沿って順調に推移しているのかについて伺います。

また、9月10日に開催されました第68回厚生科学審議会予防接種ワクチン分科会副反応検討部会の報告によりますと、ワクチン接種医療機関から報告をされているワクチン接種後の死亡者数が1,155名に上っております。主立った大きな

副反応者は2万3,456人で、そのうち重篤者数は4,201人と報告をされています。それらを踏まえて、本市、名寄保健所管内の副反応に関わる報告数と主立った症例について、今日までの状況についてお知らせください。

小項目2、12歳から15歳、16歳以上の若者世代へのワクチン接種の考え方について。大人のワクチン接種率が順調に推移している状況下で、変異したデルタ株が世界中で感染を拡大しています。若年者の感染増加も報道され始めておりますが、若年者の重症化率、死亡率は極めて低い状況であります。その中で、国内で若年者へのワクチン接種後の副反応による重篤症例や死亡例などが複数報告されている現状にあります。若年者へのワクチン接種の在り方について、どういった科学的根拠を提示して接種券を案内されているのかについて伺います。また、若年者接種における副反応などの有害事象と接種することの効果についての御見解を伺います。

小項目3、3回目接種と異種ワクチン交差接種の考え方について。2回の接種から一定期間が過ぎれば、本来であれば十分な免疫獲得が期待されると言われていましたが、今ブレークスルー、接種後感染が世界各地で広がりを見せています。また、2回目のワクチン接種から半年余りでそのベネフィット、効果が薄れてくるとの査読済み論文も発表されています。日本政府も9月10日に3回目ブースターショット、異なる種類のワクチンを用いる交差接種について議論に入るといった報道がありました。年内にも実施することを視野に入れているとのこと。本市において3回目接種並びに異種ワクチン交差接種についてどのように捉えているのか、現時点での御見解を伺います。

小項目4、ワクチンハラスメントやワクチン接種差別の防止について。名寄市広報9月号の4ページに「STOP「ワクチン差別」」が掲載されました。新型コロナワクチンを接種する、しないは任意であり、個人個人それぞれの判断に委ねら

れていることは予防接種法でもうたわれています。接種に関わる強要や差別的な扱いが起こらないように厚労省のホームページ、あるいは法務省人権擁護委員連合会からも発せられているところです。ただ、現在のように国を挙げてワクチン接種を促進している状況下では、接種について慎重な人たち、あるいは様々な諸事情によって接種ができない人たちに暗黙の同調圧力が重くのしかかっているのも現実であります。ワクチン接種に慎重な人たち、接種ができない人たちに対して不利益な行動制限など、権利侵害あるいは人権侵害が起こらないようにするためにどのような対策を講じているのかについて伺います。

大項目2、学校教育のICT化、GIGAスクール構想に関わって。国は、Society5.0を提唱して、サイバー空間とフィジカル空間を高度に融合させた未来社会を創造していく方針を打ち出しています。誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化をされた創造性を育む教育を全国の学校で持続的に実現を図っていくGIGAスクール構想を推進しています。国は、コロナ禍による補正予算を駆使して計画の前倒しを図っています。本市においても、教育行政執行方針あるいは「教育なよろ」にも学校教育ICT化とGIGAスクール構想実現に向けた整備を進めると記されています。今年度当初予算にも学校教育情報化推進事業において教育用端末に856万円、ICT支援員配置に950万円、合計1,806万円が計上されています。以下、3点についてお伺いします。

小項目1、GIGAスクール構想実現に向けた環境整備と端末整備状況について。予算に関わるロードマップの実施状況と通信ネットワークの環境整備状況並びに1人1台端末の配備の進捗状況について伺います。また、ICT支援員の配置状況、学校教育情報化推進委員会の協議内容について伺います。

小項目2、GIGAスクール構想に適したソフト面としての教材やカリキュラムについて。IC

T機器の整備を下に情報活用能力を高める教育には、GIGAスクール構想に適した教材とそれらに使うためのカリキュラム、教職員と保護者のITリテラシーが必要不可欠になります。指導教材やデジタル教科書、AIドリルなど、本市ではどのようなソフトを整備していくのかについて考え方を教えてください。また、カリキュラム構築とITリテラシーとモラルの指導の取組についてどのように進めていくのか御見解をお伺いいたします。

小項目3、ICT環境整備による児童生徒への心身に与える影響について。学校内の大容量無線通信ネットワークの整備は、多くの電磁波を発生させます。学習では1人1台端末タブレットの使用が進められています。学校内で児童生徒が無線周波数電磁波に被曝することによる心身の健康に及ぼす影響についてどのような対策を講じているのかについて伺います。

大項目3、地域公共交通網形成計画と物流拠点化に関わって。地域公共交通網の維持と改善は、交通分野の課題解決のみならず、まちづくりビジョンである総合計画をはじめ、各種計画ともリンクするまちづくりの総合的なランドデザインを描いていく上で重要な血管となる部分です。さらには、保健、福祉、教育、生活環境などにも大きく関わり、庁内の部署を横断した取組が求められるといった市政運営にとって重要な柱に位置づけられます。また、道北の中核都市として、モデルシフトを包含した物流の拠点化事業は、ロジスティクス物流システムの最適化、適正化に向けて経済効果を内包した可能性のある取組でもあります。以下、小項目3点について伺います。

名寄市地域公共交通網形成計画中間年に当たって。5か年計画の地域公共交通網形成計画の中間年を迎えて、これまでの振興計画に沿った取組の評価、考察と今後の計画改善の見直し、必要性についてどのように進めているのか伺います。

小項目2、名寄版Maasの導入に向けた可能

性について。昨年の12月定例会において質問させていただきましたMaas、モビリティ・アズ・ア・サービスの可能性について、名寄市公共交通活性化協議会において次期計画を見据えて情報共有を進めるという御答弁でした。名寄市の目指す公共交通網の全体像に関わる基本方針をブラッシュアップしていく上で、基本方針を見直しつつ、総合計画をはじめ各種計画と整合性を取りながら名寄版のMaasを創出させていく可能性について御見解を伺います。

小項目3、物流拠点化の機能構築とモデルシフトについて。道北圏域ロジスティクス総合研究協議会をはじめ、官民を挙げた連携による物流拠点化機能構築に向け、どのような実証実験を重ね、どのような可能性を見出しているのかについて伺います。

以上、この場からの質問とさせていただきます。

○議長（東 千春議員） 小川健康福祉部長。

○健康福祉部長（小川勇人君） ただいま富岡議員から大項目で3点にわたり御質問をいただきました。大項目1は私から、大項目2は教育部長から、大項目3は総合政策部長からの答弁となりますので、よろしく願いいたします。

大項目1、新型コロナワクチン接種に関わってお答えいたします。初めに、小項目1、これまでのワクチン接種の進捗状況と副反応についてですが、本市におけるワクチン接種の進捗状況については、9月14日現在、記録住民2万4,340人中1回目の接種を終えた方が2万561人で84.5%の接種率となっております。現在予約されている方が540人おり、86.7%の接種率になる予定で、接種を希望される方はおおむね終了いたします。今後も接種を希望される方が接種できるよう予約を受付し、3週間ごとに接種を実施してまいります。

次に、ワクチン接種後の副反応報告につきましては、議員御承知のとおり、ワクチンの接種後に生じる副反応を疑う症例については、国が医療機

関に報告を求め、厚生労働省の厚生科学審議会において専門家による評価が行われております。その評価結果は、厚生労働省のホームページにおいて速やかに情報開示がされておりますが、都道府県や市町村別には情報開示がされておられませんので、御理解願います。

次に、小項目2の12歳から15歳、16歳以上の若い世代へのワクチン接種の考え方についてですが、ワクチン接種につきましては、ワクチン接種におけるリスクとベネフィットを理解した上で、あくまでも希望される方が接種をするものとされております。そのため、接種券を個別に送付する際には厚生労働省から情報提供がされている直近の新型コロナワクチン予約接種についての説明書を同封し、科学的根拠に基づく最新の情報提供に努めてきております。特に12歳から15歳の方には、4月13日付でお子様と保護者の方向けのリーフレットが新たに作成されたため、併せて送付をしております。

次に、若年者接種における副反応などに対してのリスクとベネフィットにつきましては、新型コロナワクチンがほかのワクチンと比べ安全性等に関するデータが格段に少ない上に、新型コロナウイルスの感染力が強いとされる変異株や免疫が働きにくくなるとされている変異株の報告がされるなど、日々情報が変化しております。そのため若年者でも症状が重くなる例や嗅覚、味覚障がい、疲労感などの症状が長期にわたって続く例も報告されており、本市といたしましては国から提示される科学的根拠に基づく正しい情報を分かりやすく提供できるよう、引き続き努力してまいります。

次に、小項目3の3回接種と異種ワクチン交差接種の考え方についてですが、新型コロナワクチンの接種は、予防接種法の第6条第1項の臨時接種とみなして実施するものとなっております。実施に当たっては国から示される予防接種実施要綱や新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引に基づき、遺漏のないよう適切に対応

することとされております。そのため、本市においても国から配分されるワクチンを用いて、接種対象者や接種の量、間隔等の規定に従い接種を進めてまいりました。今後においても国から3回目の接種や異種ワクチン接種の交差接種について正式な通知が示された場合には、これまで同様接種を希望される方ができるだけ早期に円滑な接種ができるよう全力で取り組んでまいります。

最後に、小項目4のワクチンハラスメントやワクチン接種差別の防止についてですが、今までもお答えしているとおり、ワクチン接種は強制ではなく、様々な事情で接種を受けることができない方もおります。いわゆるワクチン差別というような差別や偏見、接種の強要や嫌がらせなどは絶対に許されるものではないとの思いから、広報での周知を行ったところですが、先月から接種を開始した12歳から15歳の対象者とその保護者向けのパンフレットには、守ってほしいこととしてワクチンを受けた、受けていないという理由で周りの人を悪く言ったり、いじめたりすることは絶対にあってはなりませんという記載がされ、周知啓発がされております。このパンフレットにつきましては接種券に同封し、個別に送付をしています。今後もワクチン接種を受けていない方に対し、差別的な扱いがされることのないよう様々な機会を通じて周知啓発に努めてまいります。

また、ワクチン接種を受けた後もマスク着用、手洗い、手指消毒といった感染予防対策は必要となりますので、市民の皆様の理解と協力を得られるよう情報発信を続けてまいります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（東 千春議員） 木村教育部長。

○教育部長（木村 睦君） 私からは大項目2、学校教育のICT化、GIGAスクール構想に関わってについて申し上げます。

初めに、小項目1、GIGAスクール構想の実現に向けた環境整備と端末配備の状況についてですが、国はSociety5.0時代を生きる子供たちにと

って、令和時代のスタンダードな学校像として全国一律のICT環境整備が急務とされ、学校教育の情報化に関する法律が施行し、GIGAスクール構想の実現に向けた方針が示されました。さらに、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、学校の臨時休業等の緊急時においてもICT機器の活用により子供たちの学びの保障ができる環境を早急に実現するため計画期間を前倒しし、令和2年度に情報通信機器等の整備が進められました。

本市小中学校においても令和2年度に児童生徒1人1台端末としてクロームブック1,883台の導入や大型提示装置など必要な備品の整備を行うとともに、学校内の高速大容量通信ネットワーク整備を進め、現在は改築が予定されている智恵文小学校を除く全ての小中学校で校内ネットワーク環境の整備が終了しております。なお、智恵文地区は、光回線未開通のため、開通までの間モバイルWi-Fiに対応しております。本年度については、教師が授業等で使用する教育用端末171台を8月下旬に各学校に配備するとともに、学校でのICT機器の活用に対するサポートやICT機器の点検、通信障害や故障等の対応などを目的に、2学期からICT支援員5名を配置しております。

また、学校教育情報化推進委員会では、1人1台端末や高速大容量通信ネットワークの整備に向け導入する機器や学習用ソフト、その他必要となる備品などの選定や小中学校、教育情報セキュリティガイドラインの改定について協議を行ってきたところです。今後は、名寄市教育改善プロジェクト委員会と連携し、教育の質の向上を図るICT機器の効果的な活用に向け、検討を進めてまいります。

次に、小項目2、GIGAスクール構想に適したソフト面としての教材やカリキュラムについて申し上げます。あらゆる活動においてコンピューター等を活用することが求められるこれからの社会を生きていくためには、全ての児童生徒がコン

ピューターを理解し、上手に活用していく力を身につけることは極めて重要なこととあります。新学習指導要領では、情報や情報手段を主体的に選択し、活用するために必要となる情報活用能力が児童生徒の学習の基盤となる資質、能力として位置づけられました。このため本市では、さきにも述べたとおり、全ての児童生徒にクロームブックを整備し、各教科等の学習内容と関連づけながら、計画的に活用しているところであります。

ICT端末を活用したカリキュラムにつきましては、各学校で既に編成している教育課程の中で、ICT端末を活用することによって学びが効果的、効率的となる学習場面を指導計画に位置づけたり、指導方法や教材を工夫したりするなど、ICT端末を活用したカリキュラムの編成、実施、改善に努めております。現在ICT端末を活用した教材については、全小中学校のICT端末に共通して導入した学習支援クラウド、ロイロノートという教材を使っております。こうしたICT端末を活用する指導教材は、現在大変多く存在し、本市に十分適したソフトやアプリを選択することがGIGAスクール構想を進める上で重要と考えております。デジタル教科書やAIドリルをはじめ、これから多くのデジタル媒体による指導教材が開発されることと思われませんが、名寄市教育改善プロジェクト委員会や学校教育情報化推進委員会などが中心となり、教材の選択や必要な備品の整備、教員に対する研修等に努めてまいりたいと考えております。

また、現在インターネット上での誹謗中傷などが深刻な問題となっていることから、学校と家庭、地域が連携して、児童生徒に情報モラルを育むことが重要であります。具体的には家庭や地域との連携を図るため、保護者や地域住民の方々に対しインターネット活用のルール等への理解を深めていただくよう、道教委から配信されているパンフレットなどを活用した啓発や名寄警察署や名寄市消費生活センター、民間企業等と連携を図り、情

報モラルに係る講習会などを実施しております。

教職員のITリテラシーにつきましては、学校ごとに学校セキュリティーガイドラインを作成し、電子情報及び電子情報を扱うシステムや個人情報の保護、校内ネットワークやインターネットの適正利用等に係る必要事項、使用基準を定め、全教職員が同じルールの下で情報の管理やICT端末の運営を行っております。

今後教育委員会といたしましては、名寄市教育改善プロジェクト委員会の教育指導の充実に関する研究グループにおいて、教員のICT活用指導力の向上に資する研修会を通じて、主体的、対話的で深い学びの実現に資する授業改善等を図り、児童生徒の情報活用能力の育成に努めてまいります。

次に、小項目3、ICT環境整備による児童生徒の心身に与える影響について申し上げます。GIGAスクール構想の実現に向け、各小中学校においては、1人1台端末の導入と高速大容量通信ネットワーク環境の整備を行いました。お尋ねの電磁波の影響についてであります。国においてはより安全に、より安心して電波を利用するために電波防護指針を制度化しており、こうしたネットワーク環境についても安全を考慮した基準であるものと考えております。そのため、引き続きGIGAスクール構想や学校教育のICT化に努めてまいります。ICT機器の活用による児童生徒への健康上への配慮には文部科学省の児童生徒の健康に留意してICTを活用するためのガイドブックを参考に十分に注意しながら進めていくとともに、電磁波に対する総務省や文部科学省などからの新たな情報や見解についてしっかりと注意しながら取組を進めてまいりますので、御理解願います。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（東 千春議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） 私からは大項目3、地域公共交通網形成計画と物流拠点化に関わ

って申し上げます。

初めに、小項目1、名寄市地域公共交通網形成計画中間年に当たってについてですが、名寄市地域公共交通網形成計画については、令和元年度から令和5年度までの5か年を計画期間としており、今後の人口減少、高齢化社会の進行を見据え、恒久的な地域の足を守るため策定されました。本計画では、利用者ニーズを踏まえた持続可能なサービスの提供、ICT等の活用による公共交通サービスの拡充と情報の高度化、交通空白地における地域の足の確保、過度な自動車利用脱却に向けた安全、安心な移動の実現の4つの基本方針を設定し、それぞれ対応する施策について本市やバス事業者などそれぞれの立場で取組を進めているところです。

これまでの振興計画に沿った取組の評価、考察については、令和元年度は振興計画に基づき、主な取組としては出前講座の実施や高齢者向け冊子の作成、人口が多い地区における停留所の見直し議論、バスロケーションシステム導入の検討など順調に進んでおりましたが、令和2年度以降は新型コロナウイルス感染症の影響を受ける中においても取組を進めてきたところであります。今後の計画の改善見直しにつきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う不要不急の外出自粛やイベントの中止などに伴う外出機会の喪失により移動需要が大幅に減少しており、今後も移動需要が戻るには相当の時間がかかるものと思われ。そのため、次期計画の策定の際には、少なくなってしまう移動需要に応じた移動手段について改善や見直しの必要があると考えております。

また、国においては、地方の移動手段をめぐる現状と今後に向けた基本的考え方の下に法改正をしておりますので、引き続き国の動向について情報収集を進めてまいります。

次に、小項目2、名寄版Maasの導入に向けた可能性について申し上げます。Maasについては様々な種類があり、ドイツにて行われている

鉄道や地下鉄、バスや地下鉄などの経路探索、予約、決済を行うM a a Sのほか、フィンランドでは様々な交通サービスの予約、決済機能にとどまらず、月定額で様々な交通サービスが乗り放題となるエリア内交通サービスの統合サブスクリプションを行うM a a Sが行われております。また、国土交通省が提唱している日本版M a a Sでは、手元のスマートフォンから経路検索、予約、支払いまでを一度に行い、利用者の利便性向上やシームレスな移動を実現しようとするものであり、北海道内では十勝地域における公共交通を用いた旅行を便利にするため、目的地提案型の北海道十勝M a a Sとして実証実験が行われたところです。このように国内外において人、物、サービスと移動が一体的かつ効率的な仕組みがM a a Sとして展開されているところです。

議員御質問の名寄版M a a Sの創出の可能性につきましては、まず地域がどのようなM a a Sが望まれており、またどのようなM a a Sがこの地域で導入可能なかを考慮する必要があると考えております。さらに、M a a Sを展開するに当たっては、スマートフォン等の利用が前提となるなど、本市におけるバス利用者の年齢層などを考慮すると、現状名寄版M a a S創出は今後も議論を深めていかなければならない課題と認識しておりますし、国、道の動きも注視してまいりたいと考えております。

次に、小項目3、物流拠点化機能構築とモデルシフトについて申し上げます。物流に関する取組は、平成29年に名寄市と物流事業者で構成する名寄地域物流研究の開催から始まり、国においては同年、北海道開発局が主体となり、北海道総合開発計画に関する取組として北海道型地域構造生産空間の保持、形成がスタートしました。国では道内3か所をモデル地区と定め、その一つに名寄周辺モデル地域が指定され、圏域自治体と共に現在まで議論を深めてきているところです。

市内では、昨年7月に道北圏域ロジスティック

ス総合研究協議会が設立され、北海道開発局の取組と連携しながら、道北圏域の物流に関する課題調査を実施してきております。実証実験では、北海道開発局の事業として昨年10月と11月に道の駅を活用した共同輸送の試行が行われ、名寄以北を中心に農家や特産品の販売業者の方などを対象にするとともに、サイクリング用の自転車の輸送も行われ、荷主のコストメリットが確認されたところです。

今後の方向性についてですが、道北地域を見たときに南からの荷物の流れ、道北地域から南へ向かう荷物の流れがそれぞれの地域へダイレクト輸送されているものもあり、積載率の低さから輸送コストへ跳ね返っている状況であります。拠点に集約することで共同輸送の構築を進め、積載率の向上により輸送コストを下げる取組が有効であるとともに、ドライバー不足の課題解決にもつながる取組でありますので、北海道の玄関口である苫小牧市から日帰りが可能とされる北限の名寄市の強みを生かし、持続可能な道北圏域の生活基盤維持のため官民連携し、取組をさらに進めてまいります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（東 千春議員） 富岡議員。

○1番（富岡達彦議員） それぞれ御答弁をいただきました。時間の許す限り再質問をさせていただきたいと思っております。

ワクチンの関係についてでございますけれども、感染症の対策本部をはじめ、市民が一丸となってこれまで感染予防対策のたゆまぬ努力と市役所、保健、医療、介護現場、そしてワクチン接種現場で日々奮闘されている方々に対しまして改めて敬意と感謝を申し上げるところでございます。それを含めて、慎重かつ客観的に幾つか質問をさせていただきたいというふうに思っております。

全世界がこれまで一斉にこれだけの数のワクチンを接種したことというのは今までに過去に例を見ないという状況でありまして、我が国において

も政府、厚生労働省が緊急特例承認としてこのワクチン接種が始まった。メッセンジャーRNAワクチンという初めての処方であったわけですが、もちろん、本市のホームページには感染予防対策、あるいは接種の予約、接種の状況についてということは、割と事細かに記されているのですが、残念ながらワクチンの安全性と有効性についての記述、あるいはそれに対する科学的根拠を示す公文書、そして副反応リスクに関するデータというのはなかなか上がっていません。先ほど御答弁ありましたとおり、市町村別の副反応に関しての発表はないというのは承知をしているところですが、その辺も含めてバランスの取れた表記というものをホームページ上でも行うべきなのではないかなというふうに私は考えているのですが、その辺に関していかがお考えでしょうか。

○議長（東 千春議員） 小川健康福祉部長。

○健康福祉部長（小川勇人君） 今ありましたホームページ上での公開の部分でありますけれども、これまでも接種券の送付だったり、機会を見つけてそういった情報を提供してきておりますけれども、議員おっしゃられるとおり、感染予防対策であったり、そういったものが主になっているのは事実かというふうに思っております。市として、先ほど申し上げましたように、国においていろんな情報提供されている部分でありますので、市独自で提供するものがないという状況でありますので、そういったところにリンクすることになるかというふうに思いますけれども、その辺についてはホームページをもう一回見直して、そういうところは見やすく簡易にいけるような状況になっているかどうか確認して、必要であれば対応していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（東 千春議員） 富岡議員。

○1番（富岡達彦議員） （9月27日 富岡議員発言により削除）

未知の世界、ウイルスの正体すらもいまだに判明していないという状況の中で、今回のワクチンの特例承認という形での接種というのは、まだまだ分からないことがたくさんあるのだろうなというのは理解をするところなのですが、何回も申し上げてくごいようなのですけれども、やっぱりその辺はホームページあるいは接種券の説明書の中にも両方のことをきちんとたわねる必要があるのではないかなというふうに思っておりまして、その辺に関して調べている自治体とかなないのかなと、そういう発表されている自治体ないのかなと調べておりましたら、大阪府の泉大津市、こちらの南出市長が政府機関がちゃんと公表している確実な情報に基づいた中で、リスクとベネフィットを分かりやすく提示をした中で市民にワクチン接種のための判断について独自のメッセージを動画でも配信をされているところです。政府機関から公表されたデータに鑑みても、接種による子供たち、あるいは若年者、あまり重篤化しない、死亡例も少ないという子供たち、若い人たちに対して、ワクチンが高い効果を生み出すとは言えないのではないかなというような問題提起もされているところです。そういったもろもろを提示した上で当事者が納得できる、きちんと判断ができるような情報を提供するという責任が行政側にもあるのではないかなというふうには私に考えるのですけれども、リスク情報の不提示といったバランスを欠いた情報発信の状況では、

市民の中には一層不安を覚える方もいらっしゃると思います。本当にこのワクチンが打っていいものなのか、悪いものなのかと分からない状況にあるような方々に対してきちんとした情報を提示するというのは、ある意味納得した判断をそれぞれの意思に任せるということに対して大きな責任があるのだろうなというふうに思うわけですが、この辺に関しては、加藤市長、どのようにお考えですか。

○議長（東 千春議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） なかなか難しい問題というか、あくまでもこの健康に対する知見は国が責任を持って情報開示をしていくべきだというふうに思いますし、まだまだその中でも分からない中で進んでいるというところもありながらの北海道あるいは市町村もそれに準じてやるべきことをやっているというようなことでありますので、今後ともこうした国や、あるいは北海道のそうしたデータ、あるいは知見を注視しながら、自治体としてもすべき判断をしていく、やるべきことをやっていくということに尽きるのではないかなというふうに考えます。

○議長（東 千春議員） 富岡議員。

○1番（富岡達彦議員） なかなかこの一自治体の中で、いろんな動きをしていくというのは非常に今は難しい状況なのかなというのは大変理解をするところでもありますけれども、とりわけ子供、若年者への接種に関しては慎重になる必要があるのではないかなと。というのも中長期的なこれからどんな有害事象が起きるかが分からないという状況にあるものを子供に接種をしていくというのが果たして将来的に有効なのかどうなのかというようなことをやっぱり考える必要があるのかなと。

イギリスの公衆衛生庁は、9月3日、ワクチン予防接種合同委員会の見解の下に12歳から15歳の子供へのワクチン接種を一部のケースを除いて一律に推奨することはしないという発表をしているところです。これはイギリスの話ですので、

日本がどう考えていくかというのはそれぞれのだろうなというふうには思うところでありますけれども、ぜひともその辺に関しては慎重に判断をしていただきたいというふうに思います。

ファイザーのワクチンの説明書、非常に字が細かくて読みづらいねという話も市民の方から伺っております。一応副反応とか予防接種被害の救済制度とかもろもろ書かれておりますし、これは初めて打つもので、どんなことになるか分かりませんよという話も書かれていますが、その辺も含めてきちんとホームページのほうにもアップをしていただきたいなというふうに思います。

また、差別の問題に関しては、こんなコロナいじめゼロ宣言という子供たちがいじめ防止サミットの中で採択をしたものというのがあります。そして、分科会の尾身会長も人権擁護の部分で不安を差別につなげてはいけないということも発信をされております。そういった流れの中で、接種に対して慎重な方々、あるいはいろいろな諸事情があって接種できない方々、そういった方々に不利益が生じないような形を取るべきだろうというふうに考えるのですけれども、その辺についてもう一度御答弁をいただけたらありがたいと思います。

○議長（東 千春議員） 小川健康福祉部長。

○健康福祉部長（小川勇人君） ワクチン接種に関して差別、誹謗中傷、強要、いじめといった点でございしますが、先ほどの答弁で申したとおりでありますけれども、基本的には強制ではなくて、それぞれの様々な事情、状況も踏まえて、打つ、打たないというのは自己判断ということになっております。それによって差別や誹謗中傷、いじめ等を受けるということは、これは絶対に許すことはできない状況というふうに思っていますので、それにつきましては今後引き続き、特に子供たちもそうですので、教育委員会とも連携を取りながら、全市民がきちんと認識を持って対応していくような情報発信、取組については進めてい

きたいというふうに考えておりますので、御理解をお願いします。

○議長（東 千春議員） 富岡議員。

○1番（富岡達彦議員） ぜひそのようにお願いをしていきたいなというふうに思います。

続きまして、G I G Aスクール構想のほうに関してまた再質問をさせていただきたいと思っておりますけれども、文部科学省は来年度の政府予算の概算要求に5兆9,000億円を計上しております。小学校の教科担任制で2,000人に及ぶ教員を新たに配置する、加配するということとG I G Aスクール運営センターを各自治体に整備するということですが、G I G Aスクール運営センターのことに関して本市ではどのようにこれから進めていくのかについてお伺いしたいと思います。

○議長（東 千春議員） 木村教育部長。

○教育部長（木村 睦君） 今富岡議員おっしゃられたように、令和4年度の文科省の概算要求の中にG I G Aスクールの運営センターというものが入っているかと思っております。私も非常に気になりまして、上川教育局、そちらのほうに少し問い合わせしてみたところ、申し訳ございませんが、まだその全容が分かりかねているということもございまして、これからどのように進めていくかについてもこれからそういった情報を注視しながら、検討させていただきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（東 千春議員） 富岡議員。

○1番（富岡達彦議員） 承知いたしました。本市においてもぜひともこの辺情報をきちんと取る中で、来年度の予算の中に組み込んでいけるような方向に持っていただきたいなというふうに思っているところです。

G I G Aスクール構想を推進していく上では、恐らく様々なお話しさき御答弁でありましたけれども、理念がなくて、スキルだけを優先してしまっても、訓練してもこれはあまり意味がないものなのかなと思います。というのも、国が示

しているSociety5.0の基本理念にのっとってもスキルの部分だけの訓練ではなくて、これから必要になってくるのは恐らく自ら情報を取りに行き、その情報を自分たちで精査をしながらデータを作って発表するというところまでを含めて、これがICTの情報教育の一番の柱になってくる部分なのだろうなというふうに思っているのですが、Society5.0が目指す教育のICT化はそういうことを目指すためだと思います。GIGAスクール構想にそれが当てはまってくるのではないかなというふうに思うのですが、教育委員会としてどのようなビジョンを今後描いていくのかについて、教育長、御答弁いただけたらありがたいと思います。

○議長（東 千春議員） 小野教育長。

○教育長（小野浩一君） 今後のICTの本市の活用に対する方向性というか、ビジョンについてということでありますが、新型コロナウイルスの感染症による学校の臨時休業など緊急時においてICTを効果的に活用するということは、極めて重要なことだと思います。それは、子供たちと先生方が円滑にコミュニケーションを取ることができて、子供たちの学びの保障につながっていくという押さえであるからであります。

先般、御承知のように、名寄南小学校におきましてロイロノートの活用ということで授業公開されました。議員も今度一度各学校で公開しますので、見に来ていただければと思うのですが、ただその中で子供たちの操作技術がそれぞれでまちまちなので、時間的にかなり全員が統一して同じ方向に進むには時間がかかるというような課題も出ております。また、コロナ感染に関わって風連中学校の1年生で実は遠隔学習を行ったのです。先生が学校にいて、子供たちは家にいてという、いわゆる遠隔学習を行ったのですが、ここでも例えば家庭の通信環境が十分でないでありますとか、あと途中で機器が中断されたとか様々な課題、これが浮き彫りになったところでもあります。

一応ICTに関わる教育については、逐次進めているのですが、私は基本的に私どもの管轄は公立学校でございますので、対面指導、これを基本にしていきたいと考えておまして、主体的、対話的で深い学びを実現するためにはやはり基本は対面指導であると。このことを基本にして、それにGIGAスクール構想で整備された1人1台端末を学習に効果的に活用していくというような位置づけ、あくまでも基本は対面指導だという形で今後名寄市のICT教育を進めてまいりたいと、そんなふうに思っております。

○議長（東 千春議員） 富岡議員。

○1番（富岡達彦議員） ありがとうございます。小学校で公開授業をやっているということなので、ぜひともそこに勉強させていただきたいなというふうに思っているところです。

休校時に関して、一斉休校になったときとかオンラインの授業とかで活用していくということは今後ともあり得るのかなということも思っておりますし、あるいは不登校児童の学校に行くきっかけを求めるための一つの入り口にもなるのかなというふうな期待も持っているところです。ただ、国のほうは安全基準を持ってやっているという話ですが、高速での大容量通信ネットワークの整備ということは、私たちの細胞というのは無線周波数帯の電磁波というのに振動して暴露していくということがありますので、とりわけ成長期の子供たちに対する健康配慮というのは大変大切なことになるのかなというふうに思っています。今後デジタル教科書が導入されるなど、一層電磁波の被曝による健康被害というのが起こり得る、あるいは電磁波過敏症という方々もいらっしゃいますので、その辺の対策も十分に練っていただきたいなというふうに思っているところです。GIGAスクール構想を前倒しで整備を進めていかななくてはならないという状況で、多分すごく大変な御苦勞をされているのかなというふうに思っておりますけれども、ぜひとも子供たちの学習に

支障のないような、教職員に対しても過度な負担のないような形で、ぜひともこれを前向きに進めていっていただきたいなというふうをお願いをしたいというふうに思います。

そして、次は公共交通の再質問に入らせていただきますけれども、これ1点だけ提案を含めて申し上げたいなというふうに思っているのが名寄版のM a a Sというのはなかなか一朝一夕には簡単には仕組みとしてつくりだせないのだろうなというふうに思いますし、全国で展開されているM a a S、世界的にやられているM a a Sというのは、割とI C Tを絡めた形での高度なレベルのものになっているのだろうなと思うのですけれども、ただこのM a a Sを研究されている公共交通に詳しい学者さんたちというのは、最初の実現できるのは実は都市部ではなくて、公共交通機関がなくなりつつある過疎地域であるというふうな発信もされているということもあります。というのは、一足飛びにデジタル化をさせるのではなくて、アナログ的なところから入り口を見つけていくというやり方もあるのだろうなというふうに考えると、それはいいのですが、名寄版のM a a Sも様々な施策、計画等々がある状況を鑑みますと、生活版のM a a Sと観光版のM a a Sという2本立てで考えていくということもあり得るのかなというふうに思っています。移動がなかなかできない周辺部に住まわれている方々が外へ出ていくきっかけづくりになるような、どちらかというとなアナログ的な形で、例えば最近いろいろ考えていたところだと思います、「よろーなのろーな定期券」みたいな、紙媒体でこれはいいと思うのです。紙の定期券として全部の公共交通機関を一律の定額で乗ることができるようなシステムで、それに対して市のほうである程度の補助を出しながら地域の公共交通網を支えていくのと、あるいは新たな形での公共交通網というものをきちんと策定していく上での一つのヒントになるのではないかなというふうに思っ

ております。恐らく今の高齢者の方々に関しては、いきなりデジタル化だとかI C T化という話をすると戸惑うと思いますので、そういった紙券での定期券とする形で、アナログ版のM a a Sというのをちょっと検討してみるのもいいのではないかなというふうに思っています。

昨日のJ R北海道のプレス発表では、名寄高校に全列車が停車すると、特急以外は。これは快挙だなと私は思っています。上下24本の列車が全部止まるということになれば、名寄高校駅を活性化させるためにもそれを絡めない手はないだろうなというふうにも思っておりますので、そういった形で名寄版のM a a Sというのを検討していくために来年度予算に検討予算というものを入れ込んでいくという、本腰を入れて検討に入るということを御提案したいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（東 千春議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） 今提案含めて、それからJ R北海道のプレス発表の件もお話しいただきました。公共交通、M a a Sについては、昨年総務部長のほうからも答弁させていただいた当時運輸連合というワードが北海道のほうから出ていて、内容的にいうと今おっしゃっていただいたような支払い等を共通化したいいわゆるシームレスな乗り物に変えていこうではないかという動きのお話だったと思います。それから、今その部分と併せてサブスク的なサービス、定期で、定額でその部分でいろんな乗り物が乗れるようなM a a Sをつくったらどうだろうという提案だったと思います。今総務文教常任委員会のほうでも大変ありがたいことに研究課題として取り組んでいただいておりますし、大変私ども担当としても心強く思っておりますし、1度意見交換する機会をいただきまして、その中でぎっくばらんにお話をさせていただいたところ、やはり課題としては現状の青天井となっているそれぞれ毎年度の事業費、これをどう整理していくのかということと併せて、

やはり利便性が下がると使われなくなるというこの相反するところのバランス、ここの取り方が非常に難しいなというところで、現場としても非常に悩んでいるところでもあります。そういった議会の皆様方の取組からいろいろなアイデアいただきながら、しっかりと市民生活、環境を維持していくために今いただいたお話も含めて、やはり活性化協議会の中でしっかりと議論を深めて、次期の網計画改定に向けてそこはしっかり取り組んでまいりたいと思いますし、提案いただいたことについては担当としてもしっかりすぐもませていただきながら可能性について、これは運輸局も含めていろいろと情報交換、上部機関を含めて進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（東 千春議員） 富岡議員。

○1番（富岡達彦議員） ありがとうございます。ぜひとも前向きに進めていっていただく中で、総務文教常任委員会の中でも取り組まれていることも私も承知しておりますので、その辺も含めて、今後この地域の公共交通網空白区域をなくしていく上でも、ぜひとも前向きな取組をしていっていただきたいなというふうに思っております。

最後に一言申し上げたいなと思っているのが国家的な施策が日々大きく発動していく中で、このワクチン接種というのを推進されている状況であります。そういったときだからこそ私は思うのですけれども、冷静かつ客観的に、慎重に物事を見ていく必要があるのではないかなというふうに考えています。発動されていることが科学的に、論理的に正しいかどうか、合理的根拠はあるのかどうかということをきちんと精査をしながら前へ進めていくというのが私たちに与えられた責任なのではないかなというふうに思っています。必ずしも今の多数趨勢が論理的整合性があるとは言えないというふうに感じている部分であります。今後ブースターショットやワクチンパスポートの発行というのが入ってくるかもしれませんけれども、

医学的にも疫学的にも正当なエビデンスはないものであるわけですから、私たちは健全な社会倫理と秩序を保つ上でも一層慎重であるべきだということをお願いして質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（東 千春議員） 以上で富岡達彦議員の質問を終わります。

コロナ禍における教育環境に関わって外1件を、川村幸栄議員。

○10番（川村幸栄議員） 通告順に従いまして、質問をさせていただきます。

まず、大項目1、コロナ禍における教育環境に関わってお尋ねいたします。夏休みが明けて2学期が始まっています。これまでの新型コロナウイルスとレベルの違うデルタ株は、子供の感染をめぐむ状況も大きく変えています。これまで感染しにくいとされていた子供への感染が顕著に増えています。2学期の始まりは、コロナでないときでも子供たちの心のケアがとても大切な時期と言われています。児童生徒の教育環境についての取組について伺います。

小項目1、新型コロナウイルス感染拡大への対応について伺います。登校について登校見合わせや分散登校、オンライン授業など柔軟に行われることが求められると思いますが、お考えをお聞かせください。

教室での感染防止対策、児童生徒のマスク着用についてもお考えをお聞かせください。

濃厚接触者を狭めず、実態に応じ学級、学年、全校など広めのPCR検査を行政検査として行うことについてお考えを伺います。

災害時にふさわしい柔軟な教育を願います。例年どおりの授業時間の確保を基本とすれば詰め込みとなり、子供たちがストレスをためるのではないかと危惧をしています。お考えをお聞かせいただきたいと思っております。

小項目2、GIGAスクール構想の対応について伺います。子供たちの心と体へ深刻な影響が懸

念されます。中教審答申では、児童生徒の健康面への影響にも留意する必要があるとするだけで、その実態把握の手だてや対策は示されていないといえます。ネットゲーム依存などの関連なども含め、子供の生活や健康に対する全体的な影響を明らかにし、具体的な対策を検討する必要があるのではないのでしょうか、お考えをお聞かせください。

また、教育格差を一層拡大されるのではありませんか。家庭の通信環境などは様々で、パソコンなどを使い慣れている子とそうでない子の格差が生まれるのではないのでしょうか。お考えをお聞かせください。

次に、教職員の負担増についても伺います。来年度の国の概算要求では、教員の業務をサポートする支援員らの派遣に280億円、またはデジタル化では学校への情報通信技術支援員の派遣、故障時対応などを行う支援センターを各地に整備するといえます。前の富岡議員への答弁でもありましたけれども、まだ具体的ではないというお話もありましたが、今の時点での教職員の負担増についてのお考えをお聞かせをいただきたいと思います。

小項目3つ目、高校受験への支援について伺います。現中学3年生は、昨年と今年の2年間コロナの中で過ごしています。また、新しい高校のスタート時に受験することになる現中学2年生も中学入学と同時にコロナ禍で過ごしながらかで勉強し、高校受験を目指し頑張っていることと思います。心の負担は非常に大きいものがあると思います。さらに、進学を目指す高校の一つである地元の高校の統廃合があり、進学先の選択に苦慮しているのではないかと心を痛めます。そこで、受験支援についてどのように取り組まれているのか。また、統合推進委員会とも十分に連携し、市内の高校の未来を考える取組を進めるとしているが、具体的にはどのように進めているのかお聞かせください。

魅力化検討委員会が行われたようですけれども、どのようなことが話し合われているのか。中学生

やその保護者にはいつ頃どのようにして伝わるのか。そして、新しい学校の全容はいつになったら明らかになるのかお知らせください。

中学生の思いを正確につかむことが大切なのではないでしょうか。中学生がどんな不安を抱えているのかなどを把握することが一番大切だと考えます。この間どのように取り組まれてきたのか伺います。

大項目2番目、国民健康保険税の負担軽減に関わって伺います。自営業者や非正規で働く方々などが多く加入している国保です。コロナ禍の中で収入が減少した世帯も多いのではないのでしょうか。軽減の基準が緩和されてきていますけれども、さらなる軽減を求める声が多く寄せられているところでもあります。東川町、美瑛町、東神楽町の3町が加盟している大雪地区広域連合は、2021年度の国保料を1世帯当たり年間1万6,380円引き下げます。さらに、18歳以下の子供の均等割を国の制度開始に先駆けて2分の1に減額します。国の軽減策の実施を前に、独自の軽減策の実施であります。そこで、伺います。

小項目1、子供の均等割の軽減について伺います。国では、2022年度から未就学児までが対象の子供の均等割の軽減策を実施予定ですが、名寄市の軽減策についてお考えをお聞かせください。

小項目2、新型コロナウイルス等対策減免について伺います。大雪地区広域連合は、国の基準では該当しない世帯を独自の基準に該当する世帯に拡大して減免を実施しようというものです。名寄市の軽減策についてお考えをお聞かせください。

以上、この場からの質問とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（東 千春議員） 木村教育部長。

○教育部長（木村 睦君） 川村議員からは大項目2点にわたり御質問いただきました。大項目1については私から、大項目2については市民部長からの答弁となりますので、よろしくお願いいたします。

まず初めに、大項目1、コロナ禍における教育環境に関わって、小項目1、新型コロナウイルス感染拡大への対応について申し上げます。本市の小中学校は、学校の新しい生活様式におけるレベルスリーの行動基準に即して、3密の回避やマスクの適切な着用、手洗いなど児童生徒に感染させない対策を講じながら、教育活動を推進しております。具体的には教室の入り口を開けておいたり、2方向の窓を同時に開けたりするなど小まめな換気を行っております。また、児童生徒の間隔については、最低1メートル、可能な限り2メートル程度空けた座席配置となるようにしております。児童生徒及び教職員は、基本的には常時マスクを着用しておりますが、熱中症などの健康被害が発生する可能性が高いと判断した場合などは、マスクを外して換気したり、児童生徒の間に十分な距離を保つなどの配慮をしております。

児童生徒の登校については、現在分散登校や時差登校などの対応は行っておりません。学校の新しい生活様式を踏まえた登校時における感染症対策を講じながら、全児童生徒が通常どおりの登校を行っております。

感染不安等を理由に登校を見合わせた児童生徒については、本年4月から7月末までに小中学校合わせて66名となっており、登校を見合わせた期間はいずれの児童生徒も1日から2日でした。学校では、担任等が登校を見合わせた児童生徒の家庭に電話連絡などを行い、心の不安等の状況を把握したり、心配していることについて相談を行うなど、一人一人に応じたきめ細かな心のケアに努めております。

次に、学校の状況に応じた行政検査としてのPCR検査の実施についてであります。令和3年6月17日付文科省の事務連絡において、感染拡大地域では保健所の業務が逼迫しているため積極的疫学調査を行うことが困難であるとき、陽性者が確認された事業者が濃厚接触者等の候補者リストを保健所に提示し、保健所が適切と認定した場

合、行政検査として必要な検査を実施することも可能とされております。したがって、万が一学校において感染者が発生し、感染拡大の可能性が高い場合には保健所とよく連携、相談しながら、適切な対応に努めてまいりたいと考えております。

学校における柔軟な教育活動の実施につきましては、現在本市の各学校ではコロナ禍においても学習活動を工夫しながら、可能な限り学校行事等を含めた全ての教育活動を継続し、児童生徒に負担をかけることなく授業時間を確保できている状況であります。

なお、学習活動の工夫の一環として、休業中に風連中学校において1人1台端末を各家庭に持ち帰り、学校と家庭をオンラインでつないだ学習支援の取組を試行的に実施したところですが、本市の学校では初めての試みであったことから、今後教育改善プロジェクト委員会が中心となって今回の取組の成果や課題等を各校で共有しながら、学習活動の一層の工夫、改善を図っていきたいと考えているところです。

教育委員会といたしましては、今後も感染症対策を徹底するとともに、学習や各種行事の計画、指導方法等を工夫しながら可能な限り教育活動を継続し、児童生徒の健やかな学びを保障してまいります。

次に、小項目2、GIGAスクールの対応について申し上げます。令和2年度から小学校、令和3年度から中学校で全面実施となっている新学習指導要領では、情報や情報手段を主体的に選択し、活用するために必要となる情報活用能力が児童生徒の学習の基盤となる資質、能力として位置づけられました。こうした中、本年1月の中教審の答申、令和の日本型学校教育の構築を目指してでは、児童生徒がICTを日常的に活用することにより、自らの学習を調整しながら学んでいくことができるようにするとしながらも、児童生徒の健康面への影響にも留意する必要があると示されています。

このため学校では、ICT活用に伴う児童生徒

の健康面や生活習慣等への影響が出ないように、児童生徒への指導や配慮について家庭と連携を図りながら取組を進めております。具体的には本市の学校では、端末を使用する際により姿勢を保つこと、目と端末の画面との距離を30センチ以上離すこと、画面の角度や明るさを調整することなどを児童生徒に指導しております。また、睡眠前に強い光を浴びると寝つきが悪くなることなどについて保健だよりや特別活動を通して指導しております。さらに、心身への影響が生じないように担任や養護教諭等が中心となって、日常の健康観察や学校健診等を通して学校医と連携の上、児童生徒の健康状況の把握にしっかりと努めております。

家庭に対しては、参観日や学校だより等を通じて、ゲームやインターネットを含むICT機器の利用や個人情報の扱い等について家庭でルールを決めるようお願いしたり、道教委が作成したパンフレットやリーフレットなどを活用して、端末を使うときの健康面への配慮について保護者への啓発に努めているところです。

次に、教育格差の拡大に対する御質問ですが、各学校では教育格差が生じないように家庭におけるコンピューター所有の有無にかかわらず、常に一人一人のコンピューターに対する知識や操作技術等の状況を的確に把握し、理解の状況に応じた指導を行いながら、コンピューターを活用した学習活動を進めております。

教職員の負担増については、令和2年度から道教委では小中学校などを対象に補習等のための指導員等派遣事業に取り組んでおります。市内小中学校ではこの事業を活用し、学習指導員は小学校4校に4名、教員業務支援員、スクールサポートスタッフでございますけれども、こちらは小学校5校に5名、中学校3校に3名が配置されてきております。このほかにも市では、1人1台端末や校内大容量通信ネットワークを活用した学習活動をサポートするため、ICT支援員5名を配置しております。今後におきましてもGIGAスクー

ル構想を推進するため、学校と十分に連携しながら、こうした事業を積極的に活用し、取組を進めてまいりたいと考えております。

次に、小項目3、高校受験への支援について申し上げます。中学校段階の生徒は、心身両面にわたる発達が著しく、自己の生き方について関心が高まる時期であります。このような発達段階にある生徒が学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的、職業的自立に向けて必要な基盤となる資質、能力を身につけることが重要であります。このため学校では、学校の教育活動全体を通じて、進路指導主事等を中心に組織的かつ計画的な進路指導を行っております。具体的には学級活動の時間において高等学校などの進路に関する情報や職業に関する情報を基に、自分の将来設計や生き方を考える学習や地域の職場で職場体験を行い、働きがいについて体験する活動を行っております。また、生徒が夢や希望を持って主体的に中学校卒業後の進路選択ができるよう個別的教育相談や進路説明会、当該生徒及びその保護者と教員による3者懇談、高等学校の教職員を学校に招いて、高等学校の特色等の講話を聞く高校説明会などを行っております。高校受験に関わる学習の支援につきましては、放課後に生徒が自主的に学習する学習会を計画的に実施したり、長期休業中に教員が生徒に教科の学習内容をもう一度教える講習会などを実施しており、志望校合格に向けた支援も行っております。

次に、名寄市高等学校魅力化推進委員会についてであります。魅力化推進委員会は現在統合推進委員会との合同拡大会議に参加し、スクールポリシーにもつながる新設校のコンセプトづくりなど、意見交換を行っているところです。合同拡大会議は、この後年内に数回開催予定であり、その検討結果や内容を統合委員会でまとめ、道教委へ報告することになりますが、今後の新設校に関する内容など周知できる情報については、中学生や保護者にも速やかにお知らせいただけるよう道教

委にもお願いしております。

また、魅力化推進委員会では、市内中学生や高校生、保護者などに対し、高校教育に関するアンケート調査を行うこととしており、その内容について協議を行っております。中学生や保護者が望んでいる高校や必要な支援などについても広く意見を伺いたいと考えております。

以上、私からの答弁させていただきます。

○議長（東 千春議員） 宮本市民部長。

○市民部長（宮本和代君） 私からは大項目2、国民健康保険税の負担軽減に関わって、小項目1、子供の均等割の軽減について申し上げます。

子供の均等割の軽減につきましては、令和4年4月より未就学児に係る均等割の5割を公費により軽減する予定となっております。本市といたしましても国の方針に合わせて実施する方向で考えておりますが、市独自の軽減を実施するに当たっては、その財源の確保のために他の国保加入者に対しまして一定の御負担をお願いすることとなるほか、基金からの財源補填につきましても現在その活用が難しい状況となっており、今後の財政運営における影響は少なくないものと考えております。つきましては、市独自の軽減策は難しいものと考えているところではございますが、今後子育て世帯へのさらなる負担軽減につながるよう、対象年齢や軽減割合の拡充などにつきまして国へ要望を行ってまいります。

次に、小項目2、新型コロナウイルス等対策減免について申し上げます。新型コロナウイルス感染症による保険税減免についてですが、国の緊急経済対策によりまして、感染症の影響で一定程度の収入が下がった世帯に対しまして国保税の減免等を行うことが決定されたことから、本市におきましても令和2年度より実施しております。減免内容につきましては、主たる生計維持者が新型コロナウイルス感染症により死亡、または重篤な傷病を負った世帯につきましては全額免除となり、また主たる生計維持者の事業収入等の額が前年の

収入から3割以上減額が見込まれる世帯につきましては、前年の所得に応じて減額するものとなっております。令和2年度の実績につきましては、申請件数が11件、減免金額は約200万円で、全て収入減での申請となっております。本年度につきましても引き続き実施しております。これまで5件の申請状況となっております。

独自の軽減策につきましては、子供の均等割軽減と同様、財政状況や負担の公平性などを鑑みまずと難しいものと考えておりますが、今後におきまして感染症の影響における加入者への財政支援が万全に行われますよう国へ要望してまいります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（東 千春議員） 川村議員。

○10番（川村幸栄議員） それぞれ御答弁いただきました。引き続き、質問をさせていただきたいと思っております。

まず、コロナ禍における教育環境に関わってであります。新型コロナウイルス感染拡大、これが毎日のようにニュースで流れている現状にあります。9月7日、道教委は、道議会文教委員会で4月以降9月3日まで道内の小中高生、高校生も入っているのですけれども、が新型コロナウイルスに感染した数が3,070人というふうに報告されておりました。感染力が強いデルタ株の流行を背景に学齢期の感染が増加傾向にある実態であると。学校での対策も引き続き必要だとの認識を示されたところであります。先ほど御答弁いただいた中身お聞きする中で、本当に細かく対応していただいているなというふうに感じさせていただきました。そこで、ちょっと気になる点が幾つかあります。再度お伺いしたいと思います。

登校について伺ったところでありますけれども、通常登校になっていて、しかし中にはコロナ感染が不安で登校ができない、1日から2日間という短い期間ではありますけれども、66名がこういった状況にあるということでした。それで、こういったお子さんたちが例えば普通の出席数として

カウントされるのか、欠席としてしまうのか、このところの確認をさせていただきます。

○議長（東 千春議員） 木村教育部長。

○教育部長（木村 睦君） いわゆる出席停止扱いになりますので、出席数にはカウントされます。よろしいでしょうか。

（何事か呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 小野教育長。

○教育長（小野浩一君） コロナに関係する場合、いわゆる出席停止ということであります。出席停止というのは忌引等と同じでありますので、休みにはならないのです。停止であって、だから欠席にはならないと。出席停止しただけなのです。だから、そういうことで御理解いただけたらと。

○議長（東 千春議員） 川村議員。

○10番（川村幸栄議員） 分かりました。この辺のところも国の通知では、同居家族に高齢者や基礎疾患があるものは欠席扱いにしないというふうな、そういうことになっているようですけれども、今お聞きをして少し安心をしました。

あと、登校を見合わせる子供たちへ学び、成長への支援というところ辺は途絶えさせるわけにはいきませんので、これほかのまちの教員の経験談だったのですけれども、家族に濃厚接触者が出たということで生徒は登校できなくなりました。そのときに毎日のように先生がプリントを持ってお届けして、会うことはできませんから、玄関先に大きな声で声をかけて、何々ちゃん、ここに置いておくよというふうにして置いてきたと。先ほどの報告にも電話などでというふうなお話も報告されていましたが、やっぱりそういう先生方もみんなが応援しているよと、そういった部分で子供たちの心も体も成長していく、そういった助けをしていきたいなというふうに思っていますが、この点についてもう一度お考えをお聞かせいただければと思います。

○議長（東 千春議員） 木村教育部長。

○教育部長（木村 睦君） 先ほどお話しさせて

いただきましたとおり、コロナ感染の不安のために66名という児童生徒の皆さんが登校を見合わせたという状況でもあります。確かに先ほどの答弁でも1日、2日と短い期間ではありましたが、やはり不安があって休まれたというのが事実でございますので、そういった心のケアというものを各学校の先生方についても一人一人適切に見ていただきながら、対応していただいているかというふうに思っています。

また、今議員のほうからも他の自治体の状況なんかもお話しいただきましたけれども、私どもにおきましてもそれぞれ子供たちが学びが遅れるというか、同じように学習が進んでいけるようにいろいろな対応をさせていただいておりますので、御理解のほうをよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（東 千春議員） 川村議員。

○10番（川村幸栄議員） 名寄市では通常登校ということでしたので、分散登校する場合、保護者の御事情によってはずっとおうちで一人でいられなくて、やっぱり学校に行かなければならない、そういった方々への対応も考えていただきたいなというふうに思っていたのですけれども、今のところ通常登校ということで、少し安心をしているところであります。

あと、検査の状況です。濃厚接触者ということで、やはり私は学校ばかりではなくて、職場で感染者が発症したそうした場合に、その職場にいた方々全員がPCR検査してほしいなというふうに思うのです。市民の方々とお話ししていてもやっぱりそう思っているらっしゃる。その方に直接に触れた、またお話をした方だけが濃厚接触者として検査をしているわけなのですが、そうではなくて範囲を広めていただく。さっきもお話ししたように、例えば児童生徒さんが発症したその学級であったり、学年であったりというようなことで、広く検査を行う。そういったことを求めたいというふうに思うのですが、その検査体制も含めてどのようにお考え、先ほどは保健所とということとし

たけれども、そこだけでは私はやはり不十分かなというふうに思っているのですが、いかがでしょうか。

○議長（東 千春議員） 小川健康福祉部長。

○健康福祉部長（小川勇人君） 新型コロナウイルスの検査体制ということなので、事務局担当している私のほうから答弁をさせていただきたいと思います。

北海道、それぞれ保健所が感染者出た場合においては調査をして、濃厚接触者の範囲を決めて検査を行っております。4月段階までは、正直言って濃厚接触者の範囲もちょっと狭い感じは受けていました。4月から5月にかけて北海道が感染者が増加した部分もあったろうし、また感染拡大を防ぐための感染範囲を検証した結果だと思えますけれども、5月段階ではかなり範囲を広げて対応することになりました。濃厚接触者の範囲も広がりましたし、低リスク接触者という位置づけもして、その方は検査だけで終わりですが、そういった方も増やして対応してきております。先ほど教育部長から答弁したとおり、学校においては学校のクラスの状況であったり、授業等の状況なりもしっかり保健所に報告して、その中で広い範囲で検査対象者を今特定して検査をしてくれるというふうになっておりますので、今現在は一定程度十分な検査体制になっているかと思えます。今後また範囲を広げるような状況が見受けられれば、また保健所との相談しながら対応してまいりたいというふうに考えておりますので、御理解をお願いします。

○議長（東 千春議員） 川村議員。

○10番（川村幸栄議員） 非常に安心しました。やはり無症状というか、症状のない方々の陽性者がどうしても広めてしまうということが非常に春先には大きな問題になっていたかなというふうに思います。そういった部分で、この広い範囲での検査といったところではぜひ進めていただきたいなというふうに思います。

ちょっと抜けていたかと思うのですが、これを行政検査として行っていただきたいということなのです。それで、あともう一つは、網走市では新型コロナウイルス感染症検査事業というのを実施をしまして、高齢者施設、それと児童施設の従業者は無料、市民は、大体検査費用9,000円かかるのですけれども、半額と。市民以外は全額負担なのですけれども、その他市民は半額で4,500円で検査できますよということになっています。この辺についてのお考え聞かせください。

○議長（東 千春議員） 小川健康福祉部長。

○健康福祉部長（小川勇人君） 検査体制の関係ですが、これまでもずっと答弁をしてきましたけれども、なかなかこの市内においてPCR検査の体制ができないという状況があって、市立総合病院においては抗原検査実施しておりますけれども、それについては発熱とかそういった症状の方の対応で、そういった一般の方までいきますと検査キットなどの確保も含めて十分に対応できない状況もなり得るということで、一般の方のそういった検査体制ができていないという状況もあります。施設等については、前年度ですけれども、補助金を出しながら、検査キットの購入だったり、検査機器の購入の補助金を出して対応していています。今後もコロナウイルスが長引くようであれば、施設等の部分については状況を見ながら、そういったことがさらに必要かどうかを検証していきたいというふうに考えておりますし、感染者が発生した場合においては、先ほども申し上げましたけれども、保健所と連携の中で、これは全て行政検査でありますので、そういった対応も含めて今後進めてまいりたいというふうに考えておりますので、御理解をお願いいたします。

○議長（東 千春議員） 川村議員。

○10番（川村幸栄議員） 今抗原検査のキットの話が出ました。これ学校に配付してもらうというのも必要なというふうに思っているのですが、例えば小学校あたりだと先生方が主にしなければ

ならないかと思うのですけれども、中学生や高校生になると自分でもできるかなというふうに思うのですけれども、これに対するお考えはどうでしょうか。お聞きかせください。

○議長（東 千春議員） 木村教育部長。

○教育部長（木村 睦君） キットについては、ちょっと数字持ち合わせていないのですが、国から何個か来ているのです。それを各学校に配付するような形を今取るようになっていきます。ちょっとその個数まで今覚えていないのですけれども、そういったことで今それぞれ各学校に少なからずキットは配付されるということになっていきますので、御理解のほうよろしくお願いします。

○議長（東 千春議員） 川村議員。

○10番（川村幸栄議員） あと、もう一点です、コロナ対策で。換気のこと先ほどお話がありました。二酸化炭素濃度もこれも機械を使って検査している状況がありますけれども、これから冬になって、窓を閉めることも増えてきますので、こういうのも必要なというふうに思うのですが、この辺についてのお考えをお聞きかせください。

○議長（東 千春議員） 木村教育部長。

○教育部長（木村 睦君） これからやっぱり季節も変わりまして、窓を開けようと思ってもなかなか開かない状況とかにも当然なってくるわけですから、そういったところはこのコロナの感染対策含めて、環境整備については学校とも十分協議しながら進めていきたいというふうに思っております。

○議長（東 千春議員） 川村議員。

○10番（川村幸栄議員） それでは、引き続き子供たちのコロナ感染に対する対応をぜひお願いをして、GIGAスクールに移りたいと思います。

GIGAスクールなのですが、必要なものだというふうにも私も思っています。全く要らないというふうには思っていないのですが、ただあるこれはお父さんでした。うちではまだまだパソコン、タブレットは早いかなと思っていただけども、そ

れが、これお父さんの言葉です、あっさり学校で与えることになってしまったと。休み時間はゲームをしていると言っているし、すごく心配なのです。ゲーム依存とかがすごく心配だと。先ほど保護者の皆さんへもいろいろと丁寧な説明というふうなお話がありました。そういった部分で、さらに保護者の皆さんへの対応といたしますか、お考えをお聞かせいただければというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（東 千春議員） 木村教育部長。

○教育部長（木村 睦君） 先ほどの答弁でもこれからの情報社会の中において、これから児童生徒の皆さんがそういった社会の中を生き抜いていくことに対しましてICT機器を上手に活用して、そしてその力を身につけていくという教育ということは非常に重要であるということは御理解いただけるものかなというふうに思っています。そういった国の施策もございまして、令和2年度に1人1台端末ということで、名寄市のほうにおきましてもそれぞれ児童生徒の皆さんには1台ずつ導入してきたところでございます。確かに児童生徒によりましては、今恐らく大半の方がスマートフォンを持って、いろいろとSNSとかそれぞれゲーム等々を行われている状況であるかと思えますけれども、そういった中において当然ながら今議員、さらにはそのお父さんも心配されるように健康的な問題ですとか、いろんな問題というのは確かに抱えている問題もあるかというふうに思っています。繰り返しになりますけれども、ここはやっぱり学校のみならず地域とも連携しながら、こういったことに対してはしっかり進めていく必要があると思っておりますので、学校からは通信なり、参観日だとかそういったところを通しながら、そういったモラルの教育、さらにはリテラシー含めた活動についてはしっかりしていかなければならないなというふうに思っておりますので、御理解をお願いいたします。

○議長（東 千春議員） 川村議員。

○10番（川村幸栄議員） 先日8月31日に全国学力テストの結果が報道されました。その中で、ICT機器について使用頻度についても尋ねていらっしゃるって、その中に道内は教員の目が届きやすい地方の小規模校での利用が高いとされていたというような報道がされていました。この点について、私はやっぱり使用頻度、名寄市内だとここに全部大体がはまるかなというふうに思うのですが、各学校ごとに格差が生じてくるかなと、ここにも格差が生じてくるかなというふうに感じながら読んでいたのですが、この点についていかがお考えでしょうか。

○議長（東 千春議員） 木村教育部長。

○教育部長（木村 睦君） ごめんなさい。ちょっとその道内学テの結果について、申し訳ないですが、承知していないものですから、明確な回答というものがちょっとできませんけれども、現在それぞれ児童生徒がスマートフォンですとか、そういったものをどれぐらい各自が所有しているかというところは、私どものほうでは調べておりませんので、その辺について格差が出ているかどうかについては、ここでは答弁を控えさせていただきますと思います。

○議長（東 千春議員） 川村議員。

○10番（川村幸栄議員） あと、もう一つお聞きしたいのですが、自宅への持ち帰りです。先ほど風連中学校でのことが報告されていたところでもありますけれども、道教委が8月下旬にも小中学校に持ち帰りを認めるよう通知を出し、環境整備を急いでいるとの報道がありました。そこで、風連中学校でそういう実際にオンライン授業をやられたということでしたけれども、今後引き続きこの自宅への持ち帰りが進んでいくのかどうか確認をさせてください。それに関してある保護者からは、やはりいろんな形で使われていくので、そうした中でチャットでいじめの問題がありました。持ち帰ってくることで、そういうことになるのではないかという不安もあるようです。そのことに

ついて併せてお考えをお聞かせください。

○議長（東 千春議員） 木村教育部長。

○教育部長（木村 睦君） 現在は、名寄市の校内無線LAN及び1人1台端末等運用ガイドラインにおきましては、基本的には児童生徒に持ち帰りをさせないことの原則とさせていただいているところなのです。ただ、今全国的にも、全道的にもこうしたオンライン学習というところを実施しているところがすごくフォーカスされていて、注目されているのかなというふうに思います。コロナ禍の中で、なかなか対面で授業ができないということもあって、そういったところに注目がされていると思うのですが、基本的には先ほど教育長のほうからもありましたとおり、授業の質ですとか内容というところが非常にここは重要になってくるというふうに思っています。文科から持ち帰りの促進ということが呼びかけられていることは重々承知しているのですが、私どもにおいてはやはり持ち帰ることということになってくると、これ学校から持ち帰るので、教育用のツールとして持ち帰ります。そうなってくると、様々な課題というのが今生まれてきていると思うのです。そういったところを少しずつでも解決していかないと、簡単には持ち帰らせることができないものかなというふうには考えています。ただ、少しずつ段階的にはやはりこういった緊急時のためのためにもやっておかないとならないということで、今回風連中学校でそういった土俵というか、土台が少しできていましたので、先に先行させてオンライン学習のほうをやらせていただきました。そういった効果を見ながら、一步一步進めさせていただきたいなというふうに思っておりますので、御理解のほどよろしく願いいたします。

○議長（東 千春議員） 川村議員。

○10番（川村幸栄議員） 今いろいろな持ち帰った中でのという話の中で、ある保護者の方がもう少しで壊してしまったらどうしようか、この不安が大きいです。安くないですから。そういう意

味では、やっぱりいろいろ検討しながら、急ぎではなくて、じっくりと子供たちの様子も見ながら進めていただくことを強く求めたいと思います。

私もいろいろこのタブレットの優位性のところで調べさせていただきました。例えば今、字がうまく書けない子供たちがいますよね、発達の段階で。そういった子供たちにタブレットで文字を打つ。それからあと、不登校の子が先生と対話はできないけれども、メールではやり取りできるのだよというのがありました。それから、聾啞の子供たちも写真を撮って、口の動きをネットで伝えて、それで発声の練習をさせるとか、いろんな形で使うことができるのだ、だから子供の実態と発達段階踏まえながら活用していく、ここが非常に重要なのだなというふうに思いながら、私も改めて勉強させていただきました。そうした中で、先生方も大変な状況であります。先ほどの補助員の話が出されていましたが、ぜひ積極的にこういった制度を活用していただいて、先生方に負担がかからないように、それが子供たちにも反映します。そういった部分で子供の成長、発達をじっくりと見守っていき、そういう教育を進めていただきたいなというふうに思っていますので、このことを求めて、次に行かせていただきます。

高校受験への支援についてであります。新しい学校の全容がいつになったら明らかになるのか、なかなか見えてきません。昨日の質問の中でもありましたけれども、今の名農キャンパスの施設は使わないというのだけははっきり分かりました。しかし、もう1年と半もありません。先ほどありました魅力化検討委員会、統合推進委員会、8月に行われて、年内数回開催して道教委に報告をする。そして、その後生徒や保護者に説明がされるのだと思うのですが、本当にこの短い時間の中で生徒たちが不安なく受験に取り組むことができるのかどうか。本当に心が痛いです。この辺について再度お考えをお聞かせください。

○議長（東 千春議員） 木村教育部長。

○教育部長（木村 睦君） 確かに前回の議会の中でもお話しさせていただいておりますとおり、統合されて、新設校ができるまでの時間というのは限りある時間で非常に短いものなのかもしれませんが、先ほどから答弁の中でもお話しさせていただいておりますとおり、両高校の先生方で組織されている統合推進委員会のほうが中心となって、新しい高校に向けてのそれぞれの本当にたくさん決めなければならないことを少しずつ、かつ急ぎ、急ぎというか、丁寧にしながら、それぞれ進めていただいていると思います。ただ、その新しい学校をこれからつくっていく上で、やはりどのことに関してもコンセプトというのが一貫していなければならないというところもございまして、そのコンセプトづくりに対して統合委員会と、さらには魅力化委員会と、さらにその高校生が交わりながら、今話をスタートさせているところでございまして。中学生や保護者の方々が御心配されているというのは十分理解していますし、できる限り分かり得る情報については、早急に分かった段階でお知らせしてほしいということで北海道教育委員会のほうにもお願いしておりますので、御理解のほどをよろしくお願いしたいというふうに思います。

○議長（東 千春議員） 川村議員。

○10番（川村幸栄議員） この問題で冒頭に御答弁いただいたように、中学生という年齢、自己の発達に関心がある時期であり、進路の問題、また生き方を考える時期であり、大人になる一歩を踏み出す時期でもある。こういったときの子供たちにこんな不安な思いをさせていいのかというふうに私は思っています。3年、5年後にこんなふうになるのであれば、それまでにいろんなことを情報を集めて取り組んでいくことができるかもしれませんが、本当に短い時間です。この時間に将来を決めていかなければならないというところに私は怒りを感じるぐらいであります。短期間でもありますし、そしてコロナ禍でもあります。

いろんなことが今大きく受験生、これから受験を控える子供たちには大きなものが覆いかぶさっている状況であります。

地元新聞によると、先日14日に名寄高校でオープンスクールが開かれたというふうにありましたけれども、名寄高校のところですから、どういふふうな説明をされて、授業の在り方など新聞報道では出されてはいたけれども、今後学校の様子はどのように変わるのかというのが御説明があったのかどうかちょっと詳しく分かりませんが、もし分かればお知らせをいただきたいと思うのですが、どうでしょうか。

○議長(東 千春議員) 木村教育部長。

○教育部長(木村 睦君) 大変申し訳ございません。名寄高校でやっている事業のオープンキャンパスでございますので、私どもはその内容については承知しておりませんので、よろしく願いいたします。

○議長(東 千春議員) 川村議員。

○10番(川村幸栄議員) 先ほどもお話がありましたように、アンケート調査も行ったということでありました。しっかり見ていただいて、そのこととそういった情報をいち早くやはり受験生なり、生徒なり、また保護者の皆さん方に詳しい情報をいち早く届けられるように、道教委に確認というふうにお話ししてはいたけれども、強く求めていただきたいということをお願いして終わりたいと思います。

次に、国保に行きたいと思えます。よろしく願います。国保ですけれども、大雪地区広域連合、3町が加わった広域連合なのですが、今回のこの引下げ、3町の町長から要望があつて、それで実施がかなったというふうに言われています。広域連合の議会で提案されて、条例の改正案が全会一致で可決されたというふうにお聞きをしています。いろんな条件があつて、私たちとはちょっと違うのかなというふうには理解しながらも、やはりこのコロナ禍で困っている、大変だ、そ

うた方々にどうやって支援の手を届けたらいいのかということを検討されたのだというふうには私は受け止めているところであります。

そこで、ちょっと通告していないのですが、名寄市の状況として、コロナ禍で全国的には医療費が減ったというふうな報道もされてはいました。名寄市の状況ではどうなのか。また、国保の加入者が増えているのかどうか、この辺分かればお知らせいただきたいと思えますが、どうでしょうか。

○議長(東 千春議員) 宮本市民部長。

○市民部長(宮本和代君) 名寄市の国保の医療費につきましては、数字のほうは今手持ちはございませんけれども、コロナ禍の影響を受けておまして、減っている状況となっております。

また、すみません、もう一点が……

○議長(東 千春議員) 加入者。

○市民部長(宮本和代君) 申し訳ありません。加入者の数につきましては、毎年高齢化などで後期高齢者医療のほうに移行しているということで、200人近く減少している状況となっております。

○議長(東 千春議員) 川村議員。

○10番(川村幸栄議員) 国保の加入者のところは、その後期高齢者に移行ではなくて、コロナ禍で例えば仕事がなくなって国保に移行したというような方がいたのかどうかお聞きをしたかったのですが、どうでしょうか。

○議長(東 千春議員) 宮本市民部長。

○市民部長(宮本和代君) 毎年国民健康保険と社会保険、出たり入ったりという状況がございますけれども、例年の状況と比較しますと、社会保険から国保に入った方、また国保から社会保険に入った方というのはほぼ同じ動きをしておまして、コロナ禍の影響で特に社会保険から国保に加入された方が増えたといった状況はございません。

○議長(東 千春議員) 川村議員。

○10番(川村幸栄議員) 先ほどの御答弁で、子供の均等割の軽減のところなのですが、国が来年度から未就学児までの均等割の軽減策を実施予

定ということで、先ほど部長の御答弁の中では年齢を、先ほど言った広域連合は18歳以下ですから、未就学児ではなくて、もう少し年齢を上げるだとか、それから割合等についても国へ要望したいというふうにおっしゃったかなというふうに思っているのですか、私はこれを聞いてすごくうれしく思ったところでありました。ぜひ強く求めていただきたいなというふうに思っているところでもあります。

また、コロナでいろいろ仕事が少なくなって大変だという方々への申請も、今年もこれまで5件があったというふうな御報告でした。やはりいろんな形で、たくさんではないにしても影響が出ているということを感じているところです。広域連合の方々の財源については、基金があそこはたくさんあって、この基金を使ったということだとか、また北海道への納付金が減ったということもあったというふうに聞いています。こういったことをしながら、また新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金もこれも使ったというふうなことで引き下げたというふうに聞いています。基金の活用ですから、1年ごとに実施を判断するのだというふうなお話でありました。本当は毎年してもらいたいだけでも、やっぱりこのコロナの中で、経済的な影響が大きい中で実施してきたのだといった中では住民の皆さん大変喜ばれていらっしゃるところであります。こういったことが住民の皆さんへその思いが伝わっていくのかなというふうに思っているのですが、この点についてのお考えお聞かせください。

○議長（東 千春議員） 宮本市民部長。

○市民部長（宮本和代君） 都道府県単位化後におきましては、先ほど議員のほうからもお話がございましたように、自治体ごとの国保の財政状況という部分につきましては資金が潤沢にあるかどうかですとか、今までの税率と納付金の支払いの額がどのようになっているかという部分ですとか、名寄市があります前期高齢者交付金の精算金の支

払いがあるかないかですとか、そういった部分でかなり自治体ごとに財政状況の差が出てきていると考えております。そういった意味では、個々の財政状況が比較的安定しているところでは独自の軽減措置という部分は可能だと考えておりますけれども、現状の名寄市でいきますと納付金を納めるために必要な税金が不足しておりますして、その部分については基金を毎年繰り入れて、何とか財政運営を行っている状況となっておりますので、独自の軽減を行うとなった場合にはその部分についてはほかの加入者が賄っていくという、今の国保の仕組みではどうしてもそういうふうな形になってしまいます。私どものほうとしては、今都道府県単位化の流れの中で、減免基準につきましても北海道全体で標準化していくという動きがございまして、本市としましてもその動きに合わせて、先ほど申しあげました国ですとかに要望を上げてまいりたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長（東 千春議員） 川村議員。

○10番（川村幸栄議員） 先ほど御紹介した新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、これも国保の中で減免実施した場合は地方負担分に使えるのだよというようなことが分かりました。私ここを見ていて、住民の皆さんに周知の問題だとか、それから申請受付のことだとか、すごく細かに丁寧にこのQ&Aが出ていて、書かれていました。それで、ふっと思い出しました。広報の中で、国保のこと、後期高齢者、介護保険料のことが詳しく9月号には書かれていたかなというふうに思います。それで、分かりにくいです。本当に非常に国保の問題でも、分かりにくいのですが、以前には滞納することはということがどっとう出ていて、どうなのでしょうかと聞いた記憶があるのですが、今年のもそうですし、昨年のもそうなのですが、非常に分かりやすく、そして納期内の納税に御協力をくださいと、早めに御相談くださいというふうに優しく分かりやすく説明していただ

いているなというふうに思いながら広報を見させていただきました。やっぱりそういった部分でのことも、一方的に滞納はしては、もちろん滞納はしてはいけないのですけれども、強制するようなことではなくて、何とか頑張っただけというふうになるような書き方というのは大事だなと思いながら広報を見せていただきました。そのことを申し上げて終わります。ありがとうございます。

○議長（東 千春議員） 以上で川村幸栄議員の質問を終わります。

15時15分まで休憩いたします。

休憩 午後 3時02分

再開 午後 3時15分

○議長（東 千春議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

農業に関わってを、今村芳彦議員。

○6番（今村芳彦議員） 議長より御指名をいただきましたので、通告に従い、発言をさせていただきます。

大項目1、農業に関わって、小項目3点にわたり農業への話を集中してお伺いをいたします。本市農業を振り返りますと、3月に気温が上昇したことで雪解けが進み、順調な開墾となりましたが、植付け時期である5月には降雨が続き、6月からは記録的な高温とともに強い干ばつにさらされました。播種作業の遅れと干ばつの影響を受け、大豆や小麦、ビートといった畑作物の異常な成長亢進やスイートコーンの受粉不良、牧草、デントコーンの乾物重量の低下など被害が発生しているほか、水稻においても豊作基調ではありますが、8月中から下旬にかけての取水制限が実施をされたことにより圃場の乾燥が強くなり進んだことで玄米品質の低下が懸念をされております。ありとあらゆる農作物が影響を受けた年であったと考えております。

従来より一層の強固な経営基盤を求めて、本市農業の在り方についてお話をさせていただいてお

りますし、本市の手厚い施策を受けながらも改めて自然相手の産業である厳しさを実感しているところでもあります。しかしながら、本年においても成功事例は幾つか存在しており、大豆畦間播種での秋小麦栽培ですとか、遅霜の可能性を考慮しながらも意図的な早期播種を行った大豆、いち早くイリゲーションを敢行したタマネギあるいはスイートコーンなど、従来の常識にとらわれない柔軟な技術感覚を持った農業者も少なくありません。本年がまだ全ての農作業が終了し、考察や反省が済んだわけではありませんが、十分に来年以降の経営あるいは栽培体系に参考となる事例がこういう厳しい年だからこそ多く存在すると考えております。本年こそ本市農業の推進に資する名寄市農業振興センターの役割は非常に大きく、過去の経験から反省を踏まえ、本年度以降の営農技術指導を行う中核機関としてその機能をさらに強化し、本市農業の経営基盤へさらに厚みを持たせるべく質問を行うものであります。

小項目1、本市農業の課題解決に向けた取組についてお伺いをいたします。さきに述べたとおり、本年は過去経験のない状況となっております。影響を最小限に抑え、本市農業が永続的に安定する強固な基盤を確保するためには、栽培体系や経営形態を常に見直す必要があると考えております。具体的には大きく2種類、既存の作物栽培方法を根本的に見直すこと、そして全く新たな作物の栽培に挑戦することの2点が考えられると思っております。名寄市農業・農村振興計画における名寄市農業振興センター事業では、新たな栽培技術や農作物の導入に向けた試験研究により、さらなる農業所得の向上、作業効率化に向けた技術普及に取り組むとありますが、特に新たな農産物の導入に向けた試験研究の取組状況についてお知らせください。

続いて、小項目2点目、新規就農者への対応についてお伺いをいたします。名寄市農業・農村振興計画では、主な経営形態を想定した試算が行われ

ており、新規参入の場合や就農年齢延長タイプの就農者が取り組む経営形態として、自己資金の調達が難しいことなどの側面から、小面積での高収益作物の栽培を推奨すべきとしており、施設園芸作物としてトマトが推奨されております。しかし、消費動向の変化や選果施設利用料の増大などを受け、既存の生産者が撤退や縮小するなどの動向が見受けられます。推奨すべき作物との位置づけは検証が必要かと考えますが、今後のお考えをお知らせください。

最後、小項目3、名寄市農業・農村振興計画の中間的な総括についてお伺いをいたします。本計画は、名寄市農業・農村振興条例を根拠として、平成28年度に策定をされた名寄市農業と農村の発展に寄与する重要な計画であります。策定後、国による水稲生産目標への数量配分がなくなったことや農業共済制度から収入保険制度への移行、コロナ禍による外国人研修生の受入れ中止と消費動向の変化、急速なICT技術の普及など、この5年間で農業を取り巻く環境は非常に大きく変化をいたしました。このことを踏まえると、中間的な総括あるいは見直しを行うことは必要不可欠であろうかと思っておりますが、スケジュールやその手法についてお考えをお伺いいたします。

前段で述べたとおり、昨今の農業情勢は大きく変化をしております。過去の経験はもとより、柔軟な対応が求められる場面も多く、より一層の技術革新が、今後の安定的な農業経営に求められると考えております。今年の反省を踏まえ、来年、再来年と未来に続く農業、農村地域の在り方を前向きに捉えられるよう期待をして、この場からの質問とさせていただきます。

○議長（東 千春議員） 白田経済部長。

○経済部長（白田 進君） ただいま今村議員からは大項目、農業に関わって、小項目で3点にわたり御質問いただきました。私のほうから順に答弁をさせていただきます。よろしくお願いたします。

初めに、小項目の1、名寄市農業の課題解決に向けた取組について申し上げます。農業振興センターは、本市農業の特色である多様な作物作りを支えるため、JAと共同で栽培技術や営農技術などを提供する拠点施設として位置づけ、運営しており、実証展示圃における試験栽培、土壌診断と施肥設計及びそれに基づく指導のほか、組織培養設備を活用した優良種苗の提供などに取り組んでございます。このうち試験栽培につきましては、JAや各生産部会などから聞き取った要望や課題を基に関係機関、団体、生産者から成る運営委員会におきまして試験品目や内容を決定してございます。

御質問のありました新たな農産物の導入に向けた試験研究につきましては、振興作物でありますアスパラガスの新品種や栽培法の試験、国内需要が高まるカノコソウなど薬用作物の栽培法試験や冬期間の収入確保を目指す寒締めハウレンソウなど、冬季野菜の品目や栽培法の試験に取り組んでおります。また、その試験結果につきましては、生産部会などを通じた情報提供や農業者への技術指導に生かしているところでございます。新たな農産物の導入に向けましては、今後も本市の自然特性やJAにおける販売戦略、農業労働力の確保など、地域の実情や将来性を考慮しながら、地域農業の持続的な発展と収益性の向上につながる品目の選定や栽培方法の確立に向けまして、試験研究に取り組んでまいります。

次に、小項目の2、新規就農者の対応について申し上げます。第2次名寄市農業・農村振興計画では、御質問をいただきましたとおり、新規参入者が経営を開始するに当たり初期投資を抑え、早期の経営安定を図るため、小面積で高収益が出るトマトを中心とした施設園芸を主な経営モデルとして掲げてございます。実際にこれまでも反収が高く、技術的にも取り組みやすいという観点から、ミニトマトを栽培している新規参入者の事例が多くございます。新規就農希望者は、研修の受入れ

農家から技術や経営を学び、また農業振興センターや農業改良普及センターにおいても指導を受けながら、希望する作物や所得目標など自分が目指す経営に向け研修を行っていただいております。トマトはあくまでもモデルケースであり、経営を開始する際には本人が希望する作物が技術、資金、労働力など営農計画として成り立つかなど受入れ農家や関係機関、団体などが必要な相談や助言を行っているところでございます。

今後におきましては、新規参入者の就農形態も多様化すると想定されますことから、個人が目指す経営を尊重しつつ、関係機関、団体との情報共有や連携を図り、早期安定に向けた経営支援に取り組んでまいります。

次に、小項目の3、第2次名寄市農業・農村振興計画の中間的な総括について申し上げます。第2次名寄市農業・農村振興計画につきましては、本市における農業、農村の現状や役割を踏まえ、情勢の変化や課題に対応し、持続的な発展に向けて振興施策を計画的に進めるため策定しております。計画の概要は、将来の方向性や考え方を示す基本計画と基本計画に基づき具体的な事業などを示す実施計画で構成しており、基本計画は平成29年度から令和8年度までの10年間、実施計画につきましては令和4年までの6年間で前期、令和5年度からの4年間で後期とし、総合計画の計画期間と整合を図っております。

これまでの取組や現時点での課題といたしまして、収益性の高い農業経営の確立では、国や道の補助事業を活用した圃場整備や哺育育成センターなどの設置によりまして、生産基盤の強化が図られているところでございます。

多様で持続可能な農業経営の促進では、労働力不足が課題となる中で短期的な雇用労働力確保対策やICTを活用したスマート農業の導入が進んでおりますが、課題解消とまでは言えず、引き続き対策の検討が必要と考えているところでございます。

農業の担い手の育成と確保に向けては、地域おこし協力隊制度を活用し、就農希望者の確保に努めておりますが、実績としては少ない状況となっております。しかしながら、一方で農家子弟の就農は好調であるほか、人・農地プランにおける地域協議を通じた第三者への経営移譲希望者の掘り起こし、農業体験実習を通じた名寄の農業に関心を持つ方とのマッチングや法人への雇用就農など新たな取組にも着手しており、さらに進めてまいりたいと考えてございます。

人と自然に優しい農業の推進では、安全、安心な農畜産物の生産に取り組むとともに、国からみどりの食料システム戦略として、農業生産における環境負荷の軽減に向けた将来目標が示されるなど新たな動きもありますことから、生産性との両立を図りながら進めていく必要があると考えてございます。

計画の見直しにつきましては、現在の実施計画の期限が令和4年度でありますことから、次年度に検討を行い、令和5年度を初年度とする後期計画の策定を予定してございます。また、検討に当たりましては、関係機関、団体や大学、農業者、消費者などによる検討委員会を組織し、基本計画の中間総括を行うとともに、国が示す食料・農業・農村基本計画や北海道の第6期北海道農業・農村振興推進計画において示される方針、さらには地域農業の課題や農業者の要望などを踏まえ、検討を進めていく必要があると考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（東 千春議員） 今村議員。

○6番（今村芳彦議員） それでは、それぞれ再質問させていただきます。

まず、農業の課題解決に向けた取組ということで、ちょっと幅は広いのですが、まず振興センターの中で新規の作物に向けた取組ということで、アスパラ、カノコソウ、冬季のハウレンソウということで研究をされたということでありませう。これは、それぞれこの名寄市を代表する作物

の一角として十分言っているのではないかなというように実績があるものと私は考えております。ですが、なかなかこのカノコソウですとか冬季のハウレンソウというのは、一般の農業者もすぐに参加できるかといえばそうではないと思います。ある程度専門的な技術、装置が必要になる部分でもありますので、今後特にこの水田地域では麦と大豆の作付というのが非常に多くされております。これについての研究等、またその位置づけについてのお考え等あればお伺いをいたしたいと思いません。

○議長（東 千春議員） 白田経済部長。

○経済部長（白田 進君） 議員が言われますように、水田地帯においては転作作物として古くから麦や大豆が栽培をされていて、その面積についてもかなりの面積があるということでもあります。振興センターにおいても、これは北海道の委託事業になりますけれども、麦の優良品種の決定等についての協力をさせていただいたり、あるいは施肥方法の比較試験をさせていただいたりしておりますし、また大豆等につきましてもこの地域により適した品種の選定等についても今農業振興センターにおいて試験をさせていただいている状況でございますので、いずれにしてもこの2品目については、今後ともある意味では転作作物、それ以外の畑作物としても主力となっていく品目ではないかというふうに考えているところでございます。

○議長（東 千春議員） 今村議員。

○6番（今村芳彦議員） 主力ということで、確かに現状の面積を考えると主力と十分言えるとは思いますが、なかなか麦、大豆といった作物で水田と同じ規模の単位当たりの収入を確保できるかということ、ちょっとそうではないという事情があります。計算の仕方ですとか状況について様々に差がありますので、ここで今一概に言うことではありませんけれども、麦、大豆を作るとなかなか水田よりもうかるということができない、水田よりは収入が減ってしまうという状況必

ず見受けられます。見受けられるのに作らなければならぬのは、やっぱり水田を続けるのに必要な管理を麦を作った後にやると。また、大豆を作るというのもその後が秋小麦の播種が水田地帯では非常に難しいということですので、その前作という扱いで作るというパターンが最近増えてきているのかなと考えております。この中で、麦、大豆がもうからないのに作らなければならないというところは、非常に大きな問題であると思しますので、これは現在試験をされているということではありますが、増収に向けてある程度の具体的な目標といたしまししょうか、収入ベースである程度の位置を、例えば反で6万円以上を確保したいとか、そういうような目標というものはあるのでしょうか。

○議長（東 千春議員） 白田経済部長。

○経済部長（白田 進君） 水田における麦、大豆、転作のところ、今村議員が言われるように水稲と比べるとどうなのかと言われると、これはどうしても価格が、手取りがというのでしょうか、所得が下がるのはこれはやむを得ないのだと思えますけれども、ここは今は国のほうも生産する目標の掲示ということで、ある意味地域が生産調整を自らしているということだというふうに思いますが、これに対して国が一定のメリット措置をしているということもありますので、そういった意味では安定して所得を上げられる作物であることは間違いのないかなというふうに思っています。具体的にでは大豆、麦の中でどの程度の所得というところまではまだいっておりませんが、より生産コストあるいは労働時間がかからない栽培方法はどうかということであったり、あるいは品種によって当然この地域により適したもので、かつ多収であるものなどを含めて、そういった観点からよりいい品種、あるいは栽培方法について今試験を重ねているということで御理解をいただければと思います。

○議長（東 千春議員） 今村議員。

○6番（今村芳彦議員） そのとおりのかなと

私も考えておりました。

ただ、風連、名寄含めてですけれども、水田農家の麦、大豆であっても非常に優秀な生産をされる方という実績が過去見られております。そういう方の例えば情報、あるいは栽培技術といった情報を共有できるような仕組みについて構築されるのかお考えがあればお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（東 千春議員） 白田経済部長。

○経済部長（白田 進君） まさに言われるとおり、優れた農業者の技術を広く生産者に広げるといことは、これは非常に有効な方法だと思います。さきに農業振興センターのほうでも非常に作物の出来が悪いというのを踏まえて、その中でも優良な事例があったということで、それらの取組の優良事例を紹介したところもありますし、作物は限定されてはいたけれども、今現在の土壌に含まれる、堆積される例えば窒素がどうなっているのだとかという土壌の診断結果などについても生産者皆さんのほうに提供させていただいておりますので、振興センターで蓄積されたデータについては、できるだけ速やかに生産者の皆さんに周知をさせていただき、よりよい農産物を作ってくださいよう提供してまいりたいと考えてございます。

○議長（東 千春議員） 今村議員。

○6番（今村芳彦議員） 特に振興センターは、JAとの共同の運営という部分もありますので、例えばその収穫量のデータ、品質のデータというのは恐らく融通がつく部分なのかなと思います。そういうデータしっかりと使いながら、そういう経営上の収益が望みづらい作物というのをどんどん昇格させていって、一つの柱に今度迎えていくというのはまたさらに必要になると思っておりますので、そこは気を緩めないで続けていただきたいと思っております。

次の再質問であります。新規な栽培技術、農作物、新規な農作物といいますが、先ほどあった

ようにカノコソウですとかアスパラという点があるのかと思います。過去、風連町の時代で申し訳ないのですけれども、サンダーソニアという花ですとか、あるいはトルコキキョウといった花に対してかなり意欲的に取り組んでいたという時期もあります。現状農業者それぞれが面積かなり広がっておりますので、今から取り組むということにはちょっとハードルも高い部分あるかもしれませんが、そういう完全に新しい品目という部分についてのお考えについても一度お聞かせいただきたいと思っております。

○議長（東 千春議員） 白田経済部長。

○経済部長（白田 進君） これまでも、先ほど申し上げたように、例えば寒締めホウレンソウなどもやらせてもらっていますし、先ほど申し上げておりませんでしたけれども、冬野菜としてはコマツナですとかチンゲンサイの栽培についても試験などをさせていただいて、栽培そのものは可能だということもありましたけれども、天候等によって収穫時期が前倒しになってしまうと。すると、有利な販売時期とうまく合致しない部分もあるので、そこでなかなか今のところまだ普及が進んでいないというところがありますけれども、そういった研究はさせていただいているということでもあります。

ただし、小面積で取り組むものについては、比較的そういう形で臨機応変に、柔軟に対応していくことができるのですけれども、どうしても地域として、先ほど申し上げた主力として進めるに当たっては、様々な条件、リスク回避が必要なのだろうというふうに思っています。例えば1つは、当然でありますけれども、この地域の自然条件に合うのかというのがあります。いわゆる生産面、技術の面で、この地域に合うのかというのがあります。もう一点は、その作物の需給の関係があったり、販売の関係がありますので、そこがしっかりと確保できるのかという、いわゆる販売面というのでしょうか、そこがあると思っております。3つ目

については、当然所得を上げなければいけませんから、今、今村議員が気にされているように売上げをしっかりと確保できるのかと、それに対するコストがどうなるのか、いわゆる経営面であります。それと、それぞれの農家において複数の作物を作っておりますので、労働力がしっかりとその中で回っていくのかと、確保できるのかなど、さらには集荷体制が取れているのかということも含めて、様々な要件があると思います。今すぐということでは恐らく今村議員もないのかなというふうに思いますので、今後将来に備えてというところで、ここはJAともしっかりと協議をしてまいりたいと思っております。

○議長（東 千春議員） 今村議員。

○6番（今村芳彦議員） JAとしっかりと協議をするという点で、非常に重要な部分だと思っております。確かに新しい作物を作ってみたはいいのだけれども、売れなかった、結局廃棄をしてしまったというパターンが実は多々ありまして、その同じ轍を踏んでしまうと非常に問題があると思っております。

ですが、最近子実トウモロコシ、子実コーンといたしまして、トウモロコシの乾燥した実を使うという作物が全道各地で今、試験栽培の段階ですけれども、広がっているという状況が見受けられます。まだ名寄市内では取り組まれている方はいないのかなと思っておりますが、現状士別市ぐらいまでは試験で取り組まれている方がいるというふうに聞いております。そのトウモロコシについては、作物的に幅の広い需要が見込まれる。例えば牛の餌ですとか飼料になるよ、あるいはすり潰してでん粉の原料でしょうか、そういうものに見えるよといったある意味需要のほうから押し迫った作物であると思いますが、特にこの名寄市では、先ほど壇上でも申し上げましたが、現在乾物重が少なくなった、この干ばつにおいて牛の餌がちょっと少なくなってきたという現状もあったことから、水田地帯をメインとした飼料作物の研究

について取り組んではいかがかと考えておりますが、その点のお考えについてお伺いしたいと思います。

○議長（東 千春議員） 白田経済部長。

○経済部長（白田 進君） 今国のほうでも粗飼料の国産化というところを非常に目指しているところでありまして、今、今村議員が言われたように、1つはコーンを使って自給率、国内産の率を高めようというのがありますし、もう一つは飼料用米、お米を使ってというところもあります。今国が進めているところでありまして、地域の中でも水田、畑作、そして酪農、畜産もあるわけですから、非常に興味のあるところというふうに思っておりますが、ただ導入するに当たってはやっぱり様々なリスクもあるというふうに思っています。それらがクリアできるかどうかというのが検証がされなければ、なかなか機関として推奨するのは難しいのかなと思っております。すぐ実証ということはどうなのかはちょっと別として、少しデータ収集などをして、この地域に適性があるのか、ないのかについてまず調査をさせていただきたいと思っておりますので、御理解いただければと思います。

○議長（東 千春議員） 今村議員。

○6番（今村芳彦議員） まず、この地域の有効な作物としてどうなのかという点の研究するというのは、これは非常に重要なことであると考えております。例えば北海道ではあまり作られておりませんが、菜種ですとか、菜種、油を搾るための菜の花といいましようか、そういうものがあったり、もちろんひまわり、大豆についても油を取るという目標の専用品種があります。また、暖かい地域にいけば、といっても北海道内ですけれども、ビートやタマネギといった作物の直播、苗を立てないで直接畑に種をまくという手法についても研究されている地域多々ありますし、もう生産ベースで取り組んでいる産地というのもあるわけです。そういうところがこの名寄で取り組めるのかどうかというのは、誰もやったことがない

から今は分からないと思うのです。ただ、それを我々農業者が取り組むには非常にリスクがありますので、そういうリスクを加味しながらも取り組みたいものがあるというのは、やはりこの振興センターの役割の一つなのではないかなというふうに考えているのですけれども、そういうほかの自治体、あるいは地域の実例を模したと言ってしまったら変な言い方ですけれども、参考としながら今後取り組むようなお考えといたしましょうか、その意気込みというのを聞かせていただければありがたいと思います。

○議長(東 千春議員) 白田経済部長。

○経済部長(白田 進君) 今の今村議員が言われたように、生産者がリスクを冒さずに技術を構築できる、まさに振興センターがそういう役割を担っていくべきなのだと思います。そのことによって、農業者はリスクを冒さずにある程度確立された、あるいは有効性のある程度実証されたものを栽培することができるということだと思いますので、そういったものにも取り組んでいきたいというふうに思いますが、先ほど言ったように様々なリスクがあるわけですから、振興センターでいきなり実証となりませんし、御存じのとおり、振興センターの圃場も限られておりますので、あの中でなかなか土地利用型の作物を広く実証するというのも限界がありますので、まずは先ほど申し上げたようにデータ等を集めながら調査研究をしてみたいと思いますし、当然農作物については販売という面が伴うわけでありまして、ここはまさにJAの役割かなというふうに思いますので、先ほど申し上げましたけれども、JAと協議しながら、さらには先ほど申し上げたように振興センター運営委員会の中で試験内容を決定させていただいていますので、そこには生産者の皆さん、あるいは生産都会の皆さんもおられますので、そういった皆さんの声を聞きながら、試験する内容について決定していきたいと思いますので、御理解いただければと思います。

○議長(東 千春議員) 今村議員。

○6番(今村芳彦議員) ぜひそのように取り組んでいただきたいと思います。

今のお話にもありましたが、なかなか限られた圃場の中で栽培試験に取り組むのは難しいということ、これは十分承知であります、ぜひ今の名農キャンパス、農地も備えておりますし、農業関係の研究に資する施設、設備十分にまだ残っているのかなと考えております。もしも今後、北海道からのお話になりますので、すぐお答えできないかも分かりませんが、例えばそのような名農キャンパスのような施設を利用して、振興センターの機能をさらに補完するようなお考えがあればお聞かせをいただきたいと思います。

○議長(東 千春議員) 白田経済部長。

○経済部長(白田 進君) ここはまだ道の所管の敷地でありますし、我々も今のところ総合計画にそういったものも網羅しておりませんので、あえてコメントについては控えさせていただきたいというふうに思いますが、先ほど振興センターの圃場が限られているというお話もしましたけれども、試験圃場を外に委託するというのもこれはできないわけではありませんし、あるいは実際にそういった作付を試験的に試みている農業者さんもおられるというのは私どもも存じておりますので、そういった方からデータを頂くということも方法としてはあると思いますので、様々な方法で柔軟に研究してみたいと思いますので、御理解いただければと思います。

○議長(東 千春議員) 今村議員。

○6番(今村芳彦議員) 分かりました。ぜひ前向きに考えていただきたいと思います。

今のお答えにもありましたが、各農業者が個人で取り組んでいる先進的な事例について、現在協力をしているといたしましょうか、無償でそのデータを例えば供与しますよとか、圃場一部ここポール立てておきますので、自由に生育調査してくださいよといったようなやり取りかと思えますけれ

ども、ぜひそれは進めていただきたいと思います。各農業者が嫌だなと思わないで、いいですよ、分かりますよと言ってくれるような取組進めてほしいなと思いますので、これは要望させていただきたいと思います。

続いて、新規就農者の対応ということですが、現状トマトが推奨されているということで、これについてはあくまで一例であり、モデルケースであるというお話でありました。壇上で申し上げたとおり、かなり面積少ない状態で自立ができるというのは、非常に珍しいケースしかないのかなと逆に思っております。その成功の事例といえましょうか、新規就農者が今成功している事例と言ったらちょっとおかしいのですけれども、ある程度その想定されているケースというのが第三者経営継承を併用した新規就農というパターンのほうが将来的な安定も含めて有利ではないかなと考えているのですが、その点お答えあればよろしくをお願いします。

○議長（東 千春議員） 白田経済部長。

○経済部長（白田 進君） 新規就農者、これまでに複数の方を迎え入れているわけでありまして。それぞれにやはり思いがあったり、あるいはそれぞれの皆さんが手に入れた環境などによって、皆さんそれぞれ営農形態は温度差がある、温度差というか、形に違いはあるということでありましてけれども、新規就農者の中で多くの方はミニトマトを最初から作りたいという意向を持って来られるということです。やはり食卓や何かにもトマトはよく並びますし、直接口に入ると言ったら変ですけども、形のまま食卓に上がって食べられるものあたりにやはり身近に感じて来られているのかなという気はしますけれども、それも取り入れながら、単作ということでは当然ありませんけれども、ミニトマトあるいは生食用トマトを取り入れながら頑張っている新規就農者もおられますし、あるいはそれと併せて土地利用型にも手を伸ばそうとしている方もおられます。経営が安定し、資

金力がついてくれば、そういった方向にも向くのだろうというふうに思っています。

また、第三者経営継承の関係ですけれども、市内でも酪農で1件、成功事例というか、ございませし、今後新規就農者を受け一つの形として優位性があるのではないかと我々思っています。

○議長（東 千春議員） 今村議員。

○6番（今村芳彦議員） 確かに新規就農を希望する者がどういう農業をやりたいのかというのは非常に重要な問題であります、その経営形態をずっと続けていて本当に生活ができるのかと考えたと、別な問題なのかなというふうに考えております。例えばサラリーマン等を定年された後に余生を過ごしたいというような感じの農業を営みたいと考えている方をこの新規就農として迎えるのがいいのかというのは、またそれは考え方が違うとは思いますが、私はこの新規就農者というのはなるべく若い方に来ていただきたいという気持ちが強いほうでありますから、ここは今たまたまトマトがという話でありましたけれども、面積をある程度最初から作れるような環境であれば、トマトも作れますよ、面積が必要な作物も同時に作れますよといった状況をちゃんと取ってあげることがその地に定着する農業者が今度増えていくのではないかなというふうに考えております。現在風連の日進地区にある農家さんでそういうとても近い取組をされている方がいらっしゃいますし、その方は地域の青年活動についても非常に積極的に参加をされている方で、その人的な面からもどういう方であるのかというのももちろん大切になってくるわけなのですけれども、この第三者経営継承をまず私はこれから押していくべきではないかと。現状の新規参入として、少ない面積で高収益作物を取り組むという考えはもちろん大事ではありますが、もっとこの地域、人口が減ってくる、農業者が減ってくる地域の中で必要とされているのは、即戦力になるような農業者ではないのかなと。そのためには第三者経営継承

を行い、もう最初から経営基盤、あるいは経営技術というのをその地域に即したものをしっかりと引き継げるような方のほうが5年後経営補助金が終了した後も自立ができるというふうを考えております。その点何かお答えあればお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（東 千春議員） 臼田経済部長。

○経済部長（臼田 進君） それぞれ新規就農者の皆さんは、夢あるいは目標を持ってこの地に来て、就農いただくわけでありますから、その人たちの気持ちは尊重していかなければいけないと思っております。我々とすると、決して一つの形で受け入れるのがベストだというふうには思っておりません。これまでの形の地域おこし協力隊を活用しながら就農していく方も当然おられていいと思っておりますし、今、今村議員が言われたように第三者経営継承という形で地域に定着してもらうのも方法だと思っておりますし、幅広い形で受入れ態勢を取っていきたくと思っておりますし、若い方が長い間この地でしっかりと農業に汗していただく、これ大切なことでもありますけれども、ある意味では第二の人生として、この地で農業を楽しみながら名寄で暮らしていただくのもこれもまたいいことだと思っておりますので、様々な形で柔軟に受入れを進めていきたくと思っております。御理解いただければと思っております。

○議長（東 千春議員） 今村議員。

○6番（今村芳彦議員） ぜひそういう誰でも農業に参入することができる、農業と言っていいのか、あるいは余生と言っていいのかというところはあるかもしれませんが、そういうような環境というのはぜひこれからもつくっていただけるようお願いしたいと思います。

先日行われました人・農地プランの意見聴取といたしまして、各地域での話合いが行われて、その報告というのが常任委員会であったわけですが、これについても離農を希望するといいたまいますか、今後経営を続ける意思がないと判断された農業者も多数おられるわけですが、その中

にはこの第三者経営継承を望みたいという方々も非常に多くいるように私は感じておりますし、実際経営継承したいのだけれども、どうしたらいいのだろうかというような要望でしょうか、そういうのも聞いております。この第三者経営継承を行うのに当たって現状の問題点というのがあれば教えていただきたいと思います。

○議長（東 千春議員） 臼田経済部長。

○経済部長（臼田 進君） 人・農地プランをまとめたときに1つ大きな成果だと思ったのは、これまで農地の流動は、受け手の方があの方はそろそろリタイアされるかなという何となく個人的な思いはあったと思っておりますけれども、プランとして5年以内の中で離農するという意思を明確に表明し、プランの中のものにのってきたということは、私は大きな前進ではないのかなと思っております。そのことによって、新たに農地を集積しようとする方が計画を立てられると、資金調達も含めてできるということですので、あるいは地域全体でもっと土地を集積できないのかという、そういうところにも貢献ができるというふうには思っておりますので、そういった意味では人・農地プラン大きな成果があったのではないかなというところであり

ます。第三者経営継承についてということでもありますので、そういった方が明らかになったということ、第三者経営継承についても一歩進めやすくなったというか、一歩踏み込めるなというふうには思っております。我々もそういった方を対象に、向こう何年間の間に離農を考えているのだという方を対象にそういった第三者経営継承という手法がありますよということについてお知らせをさせていただいているところでありますし、そこに応じていただけた方についてはリストアップをさせていただいております。

それと、もう一つは、北海道農業公社がありま

すけれども、こちらのほうが新規就農者などの北海道の大きな窓口となつてございます。そこでも

ホームページで第三者経営継承の受皿として土地を提供しますよというのを載せるようなホームページのサイトがあります。今現在そこには1件ということでありましてけれども、今相談中も複数ございます。実際に登録した1件については、複数の方から相談が寄せられておりますので、こういった手法を通じながら、第三者経営継承を進めさせていただければと思いますので、御理解いただければと思います。

○議長（東 千春議員） 今村議員。

○6番（今村芳彦議員） 第三者経営継承といましようか、農業を始めたいという希望される方がそれなりにいるという状況と、先ほどの一般質問でもありましたけれども、名寄市に向かって移住をしたいというような方々もいらっしゃるということでありまして、ここは恐らくですけども、土地を出し手とする農業者についてもしっかりと意識をこの第三者経営継承に向けて進めていかなければならないと思います。その地域の中に全くの新人がぽんとしてくると周りを見てしまうかもしれませんが、そこは例えば娘さんが嫁いでいた先の旦那さんが帰ってきたのだみたいな感じで、恐らく温かく受け入れてくださるような気もしますので、そこは第三種経営継承については住民の理解も含めて、これからどんどん進めていっていただきたいというようにお願いをしたいと思います。

次の小項目3点目、名寄市農業・農村振興計画の中間的な総括ということで、令和5年度からの計画をスタートしたいというふうなお話だったかなというふうに思っております。ちょうどと言ってしまえばおかしいのですが、当市にあるJA道北なよろ農協が計画をしております第5次中期経営計画の開始も実はこの令和5年度になるのかなと考えておりますので、そことの連携ですとか関わりということについて教えていただきたいと思います。

○議長（東 千春議員） 白田経済部長。

○経済部長（白田 進君） 今、今村議員が言われるように、名寄市の農業・農村振興計画とJAの中期経営計画、ちょうど年を同じにして次期計画がスタートするということでもあります。検討も来年、次年度において一緒に並行しながら進めるということでもあります。御存じのとおり、一市一JAの強みがありますので、しっかりと役割分担しながら、連携するところはしっかりと連携しながら、同じ方向をしっかりと向いて、農業、農村の発展に資する計画にしていきたいと、そのように考えてございます。

○議長（東 千春議員） 今村議員。

○6番（今村芳彦議員） 先ほどの農業振興センターの関係でもお話をしましたが、このJAとの共同というのは、本当に一市一JAという形は非常にこれは理想的な形の基盤であると。ほかにはなかなかない状況がこの名寄市に実はあったのだよということは広く認識をしていかなければならないなというふうに考えております。これについては、JAとのしっかりと経営計画を反映しながら進めていっていただきたいと思っています。

この中間的な総括ということでありまして、先ほど前段で御説明をいただきました。振興計画の中の実施計画でありますけれども、例えば農業振興地域整備計画ですとか、酪農・肉用牛生産近代化計画といった計画があるわけなのですけれども、これについても同時に見直しがされるのかどうかちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（東 千春議員） 白田経済部長。

○経済部長（白田 進君） 今2つの計画の見直しのところについての御質問でした。1つは、農業地域振興計画の関係について、これは農地の面からしっかりと優良農地を守っていこうという、そういう計画であります。平成23年からおおむね10年前後を見通した計画となっております。実を言うと北海道の協議ですとか計画期間もありまして、本年度中に見直し作業をさせていただきたいというふうに考えているところであります。

もう一つの計画の酪肉近計画と通称言わせてもらっていますけれども、この計画については酪農及び肉用牛の近代化を目指す計画ということで、飼養頭数ですとか、酪農でいえば生乳の生産量などを目標を立てて進めていく部分であります。これについても既に北海道の計画が見直されているということがありますので、農業・農村振興計画よりは先行しての見直しを進めざるを得ないというところでもありますけれども、いずれにいたしましても次年度計画の見直しをしますので、しっかりとその計画を意識しながら、農業・農村振興計画への反映も含めて考えていきたいというふうに思っていますので、御理解いただければと思います。

○議長（東 千春議員） 今村議員。

○6番（今村芳彦議員） 分かりました。

私もちょっと下がってみれば一人の農業者ではありますけれども、正直営農を行う中で例えば名寄市農業・農村振興計画の中ではこうだからこうしようということの考え方って実はないのです。正直あまり気にしないまま農業を営んでいたというのが実情であります。今回この中間的な総括を行って、令和5年度からこの計画をスタートさせたいということでありましたので、これは提案であります。地産地消をはじめとした市民との関係を強化していただきたいというふうに考えております。これについては、この計画の中で行うのではなく、もっと包括して行うべきだろうと思っておりますので、ぜひ同じく名寄市農業・農村振興条例、条例についてある程度検討してはいかがかなどいうふうに考えておりますが、この点をお考えあればお聞かせいただきたいと思います。

○議長（東 千春議員） 白田経済部長。

○経済部長（白田 進君） 今現在条例あるいは農業・農村振興計画の根拠というのでしょうか、立てつけについて申し上げますと、農業・農村振興条例があって、それを具現化する計画として農業・農村振興計画があるということになります。

どのような体系がいいのかについての御意見だと思っておりますけれども、次年度農業・農村振興計画の見直しの検討を行いますので、その中で今言われたところも含めて検討させていただければと思います。

○議長（東 千春議員） 今村議員。

○6番（今村芳彦議員） 今期定例会で提案をされております中小企業の関係の条例もありますので、ぜひ市民と農業との関わりといったような点についてまたどこかで検討していただきたいというようにお願いをしたいと思います。お願いをするのですけれども、せつくなので、振興条例を見直す場合の具体的な流れといいたいまいしょうか、そういうのがあれば教えていただいで、質問を終わりたいと思います。

○議長（東 千春議員） 白田経済部長。

○経済部長（白田 進君） 流れということですが、まだ条例化に向かってということではありませんので、ちょっと申し上げづらい部分もありますけれども、いずれにしても次年度の中で農業・農村振興計画を検討することになりますので、その中でどういった立てつけがいいのかも含めて検討させていただきたいと思っております。その結果によってどういうスケジュールになるかについては、その先にまた改めて検討させていただくということで御理解いただければと思います。

○議長（東 千春議員） 以上で今村芳彦議員の質問を終わります。

○議長（東 千春議員） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれもちまして散会といたします。

お疲れさまでした。

散会 午後 4時06分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名議員とともに署名す

る。

議 長 東 千 春

署名議員 富 岡 達 彦

署名議員 塩 田 昌 彦

令和3年第3回名寄市議会定例会会議録
開議 令和3年9月17日（金曜日）午前10時00分

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員指名
日程第2 一般質問
日程第3 報告第1号 令和2年度決算に基づく健全化判断比率の報告について
報告第2号 令和2年度決算に基づく資金不足比率の報告について

16番 山田典幸 議員
17番 黒井徹 議員

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員指名
日程第2 一般質問
日程第3 報告第1号 令和2年度決算に基づく健全化判断比率の報告について
報告第2号 令和2年度決算に基づく資金不足比率の報告について

1. 欠席議員（0名）

1. 事務局出席職員

事務局 長 伊藤 慈 生
書記 開 発 恵 美
書記 石 橋 恵 美
書記 加 藤 諒

1. 説明員

市長 加藤 剛 士 君
副市長 橋本 正 道 君
教育長 小野 浩 一 君
総務部長 渡辺 博 史 君
総合政策部長 石橋 毅 君
市民部長 宮本 和 代 君
健康福祉部長 小川 勇 人 君
経済部長 白田 進 君
建設水道部長 東 聡 男 君
教育部長 木村 睦 君
市立総合病院 岡村 弘 重 君
事務部長
市立大学 水間 剛 君
事務局 長
こども・高齢者 廣 嶋 淳 一 君
支援室 長
産業振興室長 田畑 次 郎 君
上下水道室長 佐藤 美 香 君
会計室 長 鈴木 康 寛 君
監査委員 鹿野 裕 二 君

1. 出席議員（18名）

議長 18番 東 千 春 議員
副議長 11番 佐藤 靖 議員
1番 富岡 達 彦 議員
2番 倉澤 宏 議員
3番 山崎 真由美 議員
4番 佐久間 誠 議員
5番 三浦 勝 秀 議員
6番 今村 芳 彦 議員
7番 五十嵐 千 絵 議員
8番 遠藤 隆 男 議員
9番 清水 一 夫 議員
10番 川村 幸 栄 議員
12番 高野 美 枝 子 議員
13番 高橋 伸 典 議員
14番 塩田 昌 彦 議員
15番 東川 孝 義 議員

○議長（東 千春議員） ただいまの出席議員数は18名であります。定足数に達しております。直ちに本日の会議を開きます。

○議長（東 千春議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第87条の規定により、

2番 倉澤 宏 議員

5番 三浦 勝 秀 議員

を指名いたします。

○議長（東 千春議員） 日程第2 これより一般質問を行います。

通告順に従い順次発言を許します。

教育宣言都市名寄の目指す後期中等教育について外1件を、山崎真由美議員。

○3番（山崎真由美議員） おはようございます。通告順に従い、大項目で2点にわたり質問させていただきます。

最初に、大項目1、教育宣言都市名寄の目指す後期中等教育についてお伺いいたします。前期中等教育に当たる中学校教育と後期中等教育に当たる高等学校教育は、名寄市と北海道がそれぞれの設置者としてその特質に応じた教育を適切に進めてきています。その上で、一人の人間の自己実現を推し進めるためにさらなる連携が必要不可欠であると考えているところです。本市においては、市内2高等学校が令和5年4月、新設校1校として再スタートをすることが決まっており、後期中等教育のさらなる充実に期待されているところであります。

そこで、小項目1、魅力ある高校創造を目指した取組についてお伺いいたします。昨日までの一般質問でもやり取りがありましたが、魅力化推進委員会や統合推進委員会が設置され、進んでいる取組について、市の教育行政との連携による現況と目指すべき姿について改めてお伺いいたします。

次に、小項目2、学校運営協議会とコミュニティ・スクールについてお伺いいたします。新設校に描かれるコミュニティ・スクールはどのような姿でしょうか。また、いつ頃どのような形で見える化が実現し、必要な情報を必要とする生徒や保護者にお届けできるのでしょうか。お伺いいたします。

小項目3は、新設校を地域全体で応援する取組についてお伺いいたします。道教委により示された再編統合計画では、普通科4学級、情報技術科1学級の合計5学級とされており、さらに両学科に単位制が導入されていることも示されています。生徒の多様な興味、関心や進路希望に対して地域全体での応援体制をどのように構築していくのかお伺いいたします。

小項目4、現有の職業科がなくなることへの対応についてお伺いいたします。現名寄産業高校の各科がなくなることについての受け止めと今後受皿としての何らかの対応策が講じられていくのかについてお伺いいたします。

次に、大項目2、安全で安心できる環境整備についてお伺いいたします。安全・安心都市宣言にある安全、安心のまち名寄を日常生活の中で市民一人一人が実感できるように次の点についてお伺いいたします。

小項目1、熱中症予防に対応した公共施設の整備についてお伺いいたします。全国的に猛暑が続いた今年の夏でしたが、本市においても7月から8月にかけて最高気温が30度を超えた日が連続で17日間続き、7月28日には最高の36.4度を記録しました。特に昨年から続くコロナウイルス感染症予防のためマスク着用が日常化する中では、熱中症予防への対応も必要となり、公共施設利用者からは暑さ対策を求める声が多く聞かれた夏でもありました。そこで、市内各公共施設のエアコン設置状況についてお伺いいたします。また、来年以降も暑い夏が予想されることから、今後の導入計画についてもお伺いいたします。

小項目2、有害鳥獣対策についてお伺いいたします。本年、札幌市東区にヒグマが出現したニュースには大きな衝撃が走りました。本市においても今年度に入ってからヒグマ目撃等の情報が現在までに63件と不安が大きいことから、パトロール等の強化対策が求められているところです。対応についてお伺いいたします。また、望湖台自然公園は、ヒグマの目撃情報により本年度中の閉鎖措置が取られています。しかし、これは今年に限ったことではないため、市民共有の財産としての安全で安心な施設利用については抜本的な改革が必要であると考えます。今後の対応についてお伺いいたします。

以上、壇上からの質問といたします。

○議長（東 千春議員） 木村教育部長。

○教育部長（木村 睦君） おはようございます。山崎議員からは、大項目2点にわたり御質問いただきました。大項目1については私から、大項目2の小項目1については総務部長から、小項目2については経済部長からの答弁となりますので、よろしくお願いたします。

それでは初めに、大項目1、教育宣言都市名寄の目指す後期中等教育について、小項目1、魅力ある高校創造を目指した取組について申し上げます。現在令和5年度に北海道が設置する新設校の教育課程など学校運営に関わる様々な事項について名寄高校と名寄産業高校の先生方で構成される統合推進委員会にて検討を行っております。本市においてもこの間市内高校の今後の在り方について在り方検討会議の中で十分に協議、検討いただき、現在は名寄市内高等学校魅力化推進委員会にて市内高校のより一層の魅力化向上を目指す取組を行ってきているところです。また、こうした本市の取組や新設校づくりを進めていく上で学校と地域の連携、協働が必要であるため、統合推進委員会において両校の生徒及び魅力化推進委員会との合同拡大会議が企画され、先月第1回目の会議が開催されました。今後も引き続き魅力化推進委

員会と統合推進委員会とが十分な連携を図り、取組を進めていくことが生徒にとって多様な選択肢を提供できるより望ましい新設校の実現につながっていくものと考えられます。

次に、小項目2、学校運営協議会とコミュニティ・スクールについて申し上げます。議員御承知のとおり、コミュニティ・スクールとは学校運営協議会を設置した学校であり、本市では令和元年6月に全ての学校がコミュニティ・スクールとなりました。また、令和2年6月には全ての学校運営協議会に地域学校協働活動を推進していく地域学校協働本部を位置づけ、各地域学校協働本部には地域の窓口となり、地域学校協働活動を効果的、効率的に展開する役割を担う地域コーディネーターを任命しております。こうした学校運営協議会や地域学校協働本部の活動を通じ、学校と地域住民等が一緒になって地域と共にある学校づくりを目指していくことがこれからの地域づくり、まちづくりにもつながっていくものと考えております。

次に、新設校に係る情報の提供についてですが、中学生や保護者へ速やかに周知を行うことが非常に重要だと認識しております。現在統合推進委員会において様々な事項について検討されているところであり、周知できる情報については速やかにお知らせいただけるよう道教委にもお願いしておりますので、御理解願います。

次に、小項目3、新設校を地域全体で応援する取組について申し上げます。道教委により示された公立高等学校配置計画において、新設校の学科は普通科4学級と情報技術科1学級の合計5学級とするとともに、両学科へ単位制を導入することとされております。両学科への単位制導入は、生徒の多様な興味、関心や進路希望等に応じた主体的な学習が可能となることと考えられるため、現在の多様化している中学生の進路選択においても有意義なものであると捉えております。また、例えば総合探求の時間において地域を教材とした授業の展開や地域人材を先生にした取組なども想定

されるところです。さらに、新設校においてはコミュニティ・スクールの積極的な導入を図っていただくよう道教委に対し要望しております。コミュニティ・スクールは、これまで培われてきた学校と地域社会との関係を生かし地域の産業界や名寄市立大学はもとより、広く地域の皆さんの参画や協力を促すことができることから、地域全体での応援体制の構築につながるものと考えております。

次に、小項目4、現有の職業科がなくなることへの対応について申し上げます。先ほども述べたとおり、再編統合後の新設校の学科については普通科と情報技術科になるため、現在の産業高校の酪農科学科、機械・建築システム科、生活文化科はなくなります。この間現在の学科についても人口減少や少子化の影響を受け、統廃合を行いながらそれぞれの目的や役割をもって道北地域の中等教育を担ってきたものと認識しており、現有する学科がなくなることについて本市においても非常に重たい内容であるものと受け止めているところです。そのため、新設校で導入される単位制の中において農業、工業、生活文化等の専門の基礎を学べるカリキュラムの設定などに取り組んでいただけるよう要望しております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（東 千春議員） 渡辺総務部長。

○総務部長（渡辺博史君） 私からは、大項目2、安全で安心できる環境整備について、小項目1、熱中症予防に対応した公共施設の整備について申し上げます。

初めに、市内各公共施設のエアコンの設置状況についてですが、平成25年度に実施したエアコン設置状況調査において小中学校を除く市民が利用する施設41施設中19施設にエアコンを設置している状況を把握しております。ただし、エアコンの設置がある施設の中には調理室やサーバー室にしか設置されていない施設も含まれているため、その後の整備については利用者にとっての環

境改善を優先し、必要性の高い施設に順次整備を進めることとしてきました。平成25年度の設置状況調査以降のエアコン設置状況については、昨年設置した両庁舎をはじめ名風聖苑、保育所の保育室、介護施設の居室など14施設に新設、または増設を行ってきたところです。今後の導入計画についてですが、特に本年は議員おっしゃるとおり新型コロナウイルス感染予防のためにマスク着用が必要であったり、近年まれに見る猛暑であったことから、本年度の総合計画ローリングにおいて複数の施設所管課などからエアコン設置の要望が上がっております。この状況を踏まえ、限りある財源の中で計画的にエアコン設置を進められるよう再度エアコンの設置状況や設置要望について調査することといたしました。現在各担当課に調査を行っているところであり、その結果を踏まえた上で優先順位などを判断しながら新年度予算編成において協議していくことになるものと考えているところです。今後とも引き続き市民の皆さんが安心して利用できる環境整備に努めてまいりますので、御理解願います。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（東 千春議員） 白田経済部長。

○経済部長（白田 進君） 続きまして、小項目の2、有害鳥獣対策について申し上げます。

本年度のヒグマの出没情報につきましては、昨日の9月16日夕刻現在で63件となっており、過去5年間の年間平均48.2件を上回る状況となっております。出没情報の内訳につきましては目撃が32件で、平成26年度以降一番多くなっておりまして、次いで足跡などの痕跡が24件、スイートコーンなどの食害が7件となっております。市のヒグマ対策といたしましては、ヒグマによる人身事故や農業被害の防止啓発や出没情報などを広報やホームページにより市民周知し、注意喚起を図っており、今年度は市内外の出没状況を踏まえまして回数を増やして取り組んでいるところであります。出没情報が寄せられた際には、

速やかに本市が委嘱をしています猟友会のヒグマ駆除隊員と市担当者によりまして現場を確認し、注意看板の設置と関係町内会へ連絡するとともに、出没の状況に応じましてヒグマ駆除隊員による昼間の巡回や市担当職員による追い払いを基本とした夜間、早朝のパトロールを実施してございます。また、ヒグマの出没が何度も繰り返される際にはわなを設置するなどの対応を取り、安全の確保を図ってございます。中でも市街地における出没の際には住宅や学校などの公共施設も多いことから、警察を含めた協議を行い、追い払いを基本に対応することとなりますが、住民への情報伝達が急務となりますことから、環境生活課や地域住民課による広報車での注意喚起と小中学校や高校、保育所などへは学校教育課やこども未来課から周知することとなっております。なお、ヒグマを含めた有害鳥獣対策につきましては、全道的な広域の取組が効果的かつ不可欠であると考えているところでありまして、今年度北海道において有識者による北海道ヒグマ管理計画の見直しを行っておりますことから、その動向を注視するとともに、本市としても新たな北海道ヒグマ管理計画に沿った対応を目指してまいりたいと考えてございます。

次に、望湖台自然公園についてであります。今年7月17日に利用者からオートキャンプ場敷地内でヒグマの目撃情報が寄せられ、その後もヒグマ出没の痕跡が複数発見されましたことから、7月27日まで施設の利用を一時休止とし、猟友会の協力をいただきながら昼夜の巡回を強化いたしました。しかしながら、状況が改善されなかったことから、施設利用者の安全を第一に検討した結果、今年度の営業を休止せざるを得ないとの判断に至りました。コロナ禍のキャンプ需要の増加を受け、今年度は多くの方に御利用され、予約も好調でありましたが、利用者の皆様に大変な御迷惑をおかけし、市といたしましても残念な結果となったところであります。今年度は利用休止ではございますが、ヒグマの定着防止、追い払いを目

的とし、引き続き施設管理委託業者により日中の巡回を継続しているところであります。次年度以降望湖台自然公園を安心して御利用いただけるよう猟友会など専門家の御意見を伺いながら効果的な対策を検討してまいります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（東 千春議員） 山崎議員。

○3番（山崎真由美議員） それぞれ御答弁をいただきましたので、時間の許す限り再度質問させていただきます。

まず、大項目1に関わって質問させていただきます。魅力化推進委員会や統合推進委員会、そして高校生を交えた合同会議等の情報も伝えられてきているところですが、主には新聞等の報道で内容を知ることになっております。市民がさらに詳しく知る方法は、何かありますでしょうか。

○議長（東 千春議員） 木村教育部長。

○教育部長（木村 睦君） 合同拡大会議につきましては、企画していただいているところが統合推進委員会がまず企画していただいております。そこで、我々も魅力化推進委員会も地域としての意見をその中で少しこれからの新設校づくりのために反映していきたいということで参加させていただいているということでございますので、合同拡大会議の内容について今後市民の方々が地元新聞等を通して周知していただくものなのかなというふうに理解していますし、名寄高校のホームページに合同拡大会議の後に内容についてもそのほうで記載されておりますので、御覧いただければというふうに思っております。

以上です。

○議長（東 千春議員） 山崎議員。

○3番（山崎真由美議員） それぞれ主催団体、主催委員会のことについて今御答弁いただきましたが、この点に関わりまして、名寄市の教育行政としての関わりはどのようになっておりますでしょうか。

○議長（東 千春議員） 木村教育部長。

○教育部長（木村 睦君） 魅力化推進委員会の事務局を名寄市の教育委員会が担っておりますので、事務局としての参画をさせていただいているかというふうに思っております。

○議長（東 千春議員） 山崎議員。

○3番（山崎真由美議員） それは、事務的なことだけ取り扱うということでしょうか。

○議長（東 千春議員） 木村教育部長。

○教育部長（木村 睦君） もちろんあくまでもその中でいろいろな御意見が出てくるかと思いません。そうした中において、もちろんその中で、まだ1回しかやっていませんけれども、この後議論を通じていろんな内容が皆さんの中で協議され、その結果が統合委員会のほうでまとめられ、北海道のほうへ報告するという事は、この間の中でお話しさせていただいています。その中の会議の中で出てきた意見、またはその中でこうしたことが市としても施策として何かできることがあるとなれば、魅力化推進委員会を通じてまた議論をして、考えていく必要があるものというふうには認識しております。

○議長（東 千春議員） 山崎議員。

○3番（山崎真由美議員） 第2回定例会のときにも質問させていただきまして、この間大きな関心事でありますので、できるだけ情報収集をしたいと思って、今まで過ごさせていただいているのですが、どうしても魅力化推進委員会、統合推進委員会中心に進んでいただいているところの取組についてありがたいと思って理解もするところではありますが、名寄市の教育行政としてどのような筋道をつけていくのか。ただ事務的な扱いということだけでは足りないのではないかという思いもあるところでもあります。ただ報告を受けて、その点について道教委からの連絡待ちというスタイルだけでは、少し時間の足りない中ではさらに進んでいただきたいという市民の思いに答えていただいている、十分であるというふうに思えないところも気持ちの中に残っているのですが、その点

について教育長、お願いします。

○議長（東 千春議員） 小野教育長。

○教育長（小野浩一君） 今いろいろ御質問いただきました。それで、在り方検討会は今終了したという段階で、その後に魅力化推進委員会が発足して、対応しているということになりますので、それで例えば在り方検討会議でありますとか魅力化推進委員会、それと教育委員会、それと道教委、それぞれの役割があって、立ち位置があります。そのことを常に尊重しながら、非常に微妙な問題です。教育委員会、市教委としては口挟めないこともたくさんあります。何でもかといいますが、高校の統廃合というのは、高校の管理運営事項なのです。ですから、下手にということないですけども、何でもかんでも口挟むと業務妨害になってしまいますから、この辺がやはりそういう距離感を持って慎重に対応していくということが大事かなと、そんなふうに私なりに思っているところで

それで、在り方検討会議についてちょっとどういう立ち位置にあったかということについてお話をしたいと思いますが、在り方検討会議は御承知のように、前の議会のときにもお話しいたしました。平成27年に名寄高校と名寄産業高校の定員割れの問題、それと魅力ある学科の在り方、それと地域にとって必要な人材の確保などについて検討するために立ち上げました。これは、道教委のほうも今後いろいろな課題が高校に関わって出てくるので、全道各地にいろんな検討会議だとか在り方会議だとかと設置して進めているのですが、そんな組織を設置して検討したらどうですかというような話をいただきまして、これまで名寄の経過、これまでの高校の在り方で検討してきた経過を踏まえて、産業界の代表などを中心に、あと同窓会、それの方々を中心にして在り方検討会を立ち上げました。その検討会議では、今言ったような目的を持って進めてまいりましたので、その中で委員長が中心になって取りまとめて、意見書

というのを作るのです。その意見書を教育委員会である事務局が取りまとめて、それをきちっと精査して、あと市長名でその意見書を要望書という要望書に替えて道教委に伝えると。その結果、今回道教委が統廃合に関わっては普通科4間口の情報技術科1間口、単位制と。高校は、名寄高校に置くという決定がなされたところであります。在り方検討会というのは、そういう立ち位置にあります。教育委員会なのですが、基本的には事務局でありますから、ただいろんな調整のマネジメントを行うことになっております。その辺は、先ほどもお話ししましたように、道教委の管理運営事項に関わることについては慎重に対応させていただいているところでございます。

今回は一応基本的な骨子ができましたので、これができないとなかなか統合推進委員会でいろんな話ができないのです。ただ、今回はその骨子が決まりましたので、そこで初めて統合推進委員会と。これは、両方の高校の校長先生を中心に教務部だとか生徒指導部だとか集まりまして、部会をつくって、その中で我々が、我々といいますか、検討委員会で出した要望事項を中心に検討していただけると。そこに今度魅力化推進委員会が入ってきているのですが、魅力化推進委員会は一応在り方検討会議の役割を終えたと。それに、あとより市民目線を取り入れていこうということで、大学関係者でありますとかPTAですとか、学識経験者等を組織員とした魅力化推進委員会を立ち上げているところであります。あくまでもただ統合推進委員会が中心なものですから、そこと連携しながら取組を進めると。先ほどもちょっとお話ししましたが、魅力化推進委員会のほうでは要望書に出しました、要望書の中は御存じでしょうか。一応要望書の中でこんな、先ほど基本的な事項については道教委で発表しましたが、それ以外により上級学校進学への希望をかなえる特進クラスであるとか、それから農業、工業、商業、生活文化等の専門の基礎を学べる科目

を設置していただきたいという、これは今手元に要望書持っていますけれども、そのことと、あとコミュニティ・スクールに関わって、再編に至る段階で学校運営協議会の前身となるような組織、これを設置して、積極的なコミュニティ・スクールを積極的に導入してほしいと。この学校運営協議会の前身となるような組織というのがありますが、これがイメージ的には魅力化推進委員会もその役割を担っているという、そういう御理解をいただければと思っております。

それとあと、単独的にこれはなるのですが、市単独的な活動になるのですけれども、それ以外にも給食提供が可能となる設備の整備でありますとか、子供たちの興味、関心が高い部活動の指導者の配置など等、特色ある取組になるような取組もこの魅力化推進委員会の中で対応していただいていると、そういう状況にあります。魅力化推進委員会と統合推進委員会の間に立って教育委員会は注視しながら、いろいろマネジメントしながら、調整しながら動いていると、そういう御理解をいただければなと思っております。

以上です。

○議長（東 千春議員） 山崎議員。

○3番（山崎真由美議員） 大変詳しく御説明いただきましたので、それぞれの道教委、それから市教委の立ち位置の話も含めて、そこについては確認をさせていただきました。

改めてなのですが、確かに統合推進委員会ではそれぞれ両校の先生方が今後の新設校についての具体的なところを御検討いただいている。そして、魅力化推進委員会のほうではそれぞれの魅力について市民の声も高校生の声も拾い上げる活動をしていただいているということでもありますので、今後にはもちろん大きく期待するものではありますが、道教委が設置する高校ということに市教委がなかなか口を挟むことができないというお話もありましたが、そこに向かっていく中学生は名寄市が設置者であります。名寄市の中学校に通

っている生徒に今の現状を分かりやすく説明できるところまで順次説明していただけることが子供たちも保護者も見通しを持てることにつながるのではないかと考えているのですが、この点についてはいかがでしょうか。

○議長（東 千春議員） 木村教育部長。

○教育部長（木村 睦君） そのとおりだと思います。昨日の川村議員から御質問いただきましたけれども、やはり中学生や保護者の方も新設校の情報をいち早く頂きたい、欲しいというようなことは私どももそういうふうに認識しております。改めて分かり得る情報については分かった段階において北海道教育委員会に速やかにこちらのほうにも教えていただけるようお願いしておりますし、そういったことが分かり得る範囲の中で我々も速やかに学校のほうに周知させていただきたいというふうに思っておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（東 千春議員） 山崎議員。

○3番（山崎真由美議員） それに関わりまして、先ほど教育長から市単独の給食の提供ができないかですとか、それから部活の指導者についての措置ですとか、そういうお話がございましたが、コミュニティ・スクールと関係してくる部分もあるのかと思いますが、この点については非常に大きな関心事であると思います。特に中学生にとっては自分が高校に入ってどんなことができる3年間であるのか、これは大変大きくて、もちろん勉学をするために高校進学を志すのですが、そこで部活動についても自分のスキルアップがどれぐらいできるのか。生徒の中には部活動、今までやってきたスポーツを主にして高校進学を考える生徒も複数います。ですから、今の教育長の御発言については大変興味深いところでありますので、もう少し詳しくお聞かせいただければと思います。

○議長（東 千春議員） 木村教育部長。

○教育部長（木村 睦君） 合同拡大会議の中で、先ほどお話しさせていただいたように、高校の先

生と、それと高校生、さらに魅力化推進委員会が入って、本当に様々なこれから新しい学校に向けて決めていくことを今やっています。それが、先ほど議員おっしゃられたように、それってすごく多岐にわたることであって、ただ一つのやっぱりコンセプトが一貫していないと、どういう高校を目指していくかということではできません。それがいわゆるスクールポリシーというところにつながっていくものだというふうに確認しています。そこが確定してきたりした中で、今度はでは目指す姿の中で部活動という在り方も出てくると思いますので、そうした話の中で部活動の在り方についてもこれからいろんなところでお話が出てきて、何かしら市の施策として実施ができるものがあれば、それは取り組んでいきたいなというふうにも考えておりますが、今の段階でまだそういう話がそこまで進んでいないというのは事実、現実です。先ほどの給食についてもやっぱりハード的な問題もありますので、我々はお願いをしているけれども、最終的な設置者は北海道教育委員会でございますから、そういったところとの調整はもちろん出てくるかなというふうにも思っています。ただ、あくまでも何かしら市として、市の施策として支援、応援できることがあれば、そこについては検討していく必要があるというふうに教育委員会とか、市としても認識しているところでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（東 千春議員） 山崎議員。

○3番（山崎真由美議員） 市としての認識を聞かせていただきましたので、これについてもぜひと期待するところであります。市長の施策の中にも冬季スポーツによるまちづくりというのもございますし、道教委が進めている地域運動部活動という取組も具体的に予算化もされています。多岐にわたっての検討を短期間の中ですることは難しいと思いますけれども、やはり総合的な面から検討をして、とにかくこの地域で高校生、人生に大きく関わるこの3年間をしっかりと充実して過ごし

ていただける、その仕組みをつくるということでは、逆に大きな期待の広がる3年間をつくり上げようとしていると思いますので、ぜひともそこについては名寄市としての施策としての取組を市長にはお願いしたいと思っております。

それから、少し突っ込んだ話になりますので、道教委でないと答えられないとおっしゃるかもしれませんが、単位制の導入についてどのように受け止めればいいのか分かる範囲でお答えください。

○議長（東 千春議員） 木村教育部長。

○教育部長（木村 睦君） どのように受け止めればいいのかというのがちょっと……すみません。質問の意思がちょっと分からないですけども、単位制についてはそれぞれ選択の幅が広がりますので、決して進路の状況に合わせながら子供たちが自分の目指すべき姿の学科を選んでいって、選択するような仕組みになるかと思っております。それは我々というか、先ほど教育長のほうからもありましたとおり、今後の進路選択の幅を少しというか、広めに取れるような制度なのではないのかなというふうに思っているところです。

○議長（東 千春議員） 山崎議員。

○3番（山崎真由美議員） 特進コースの設置ですとか単位制で子供たちが例えば受験科目に合わせた教科を選ぶことができるということにつながっていくのかなと思いますが、学校の中では教職員数の定数も限られているところでもあります。この点について、極端な話ですけども、市費を投じてでも外部講師をしっかりと、外部講師に来ていただいて、多様な子供たちの学びを確保していく。上級の大学に進学していくときに今まで少し手の届かなかった大学の受験にも安定した学力を確保することができるところまでの見通しを持つことができるのかどうか確認させてください。

○議長（東 千春議員） 木村教育部長。

○教育部長（木村 睦君） 私どもの中でも特進クラスの要望もさせていただいております。先ほど山崎議員のほうから単位制の話も出ましたけれ

ども、単位制になると、先ほど少しお話漏れてしまいましたけれども、科目が増えるので、先生が増えます。ですので、そういった面からも幅広い科目、授業の選択ができるということから、それはやっぱり単位制、そういうところで進路の幅を狭めていかないものなのかなというふうに今考えているところでございます。

市費を投じながら新たな先生の確保を目指すべきではないかといった御質問かと思っておりますけれども、そこについてはやはりまずもって道教委のほうでこれから単位制の学科のカリキュラム等検討していけますから、そこをまずはしっかり確認させていただかなければ、我々のほうもまだ全然そういったところが見えていませんので、何ともこの場ではお返事することはできませんので、よろしくお願いたします。

○議長（東 千春議員） 山崎議員。

○3番（山崎真由美議員） なかなか早く知りたい情報がすぐというわけにいかないというところについては、それは致し方ない部分もあると思います。しかし、昨日の川村議員の話にもありましたが、今の中学2年生が新設校の1期生になります。今中学2年生の後期を迎え、ほぼ進路選択についても学校でも指導をより具体的なところにされている時期を迎えます。3年生になったときには選んだものに向かってどれだけスキルアップをしていくかという時期に入りますので、それについては釈迦に説法で、教育長、学校現場をよく御存じの教育長でありますので、言う必要はないところではありますが、やはり少し情報的には急がれるものは急がれる状況にあります。そこは、本当に心して進んでいただきたいなというふうに思っています。よろしくお願したいと思っております。

最後に、現有の産業高校の各科がなくなることに関わって、今名寄市で予算措置をしていただいております酪農科学科の受験に関わる費用、それから資格取得に関わる費用、これについてはひよっとしたら資格取得も数が減ってくるのではない

かなというふうに思っています。今までのこの予算を有効に生かされるということについての見直し、お聞かせいただきたいと思えます。

○議長（東 千春議員） 木村教育部長。

○教育部長（木村 睦君） 繰り返しになるのですが、合同拡大会議の中で今スクールポリシーを固めていって、これからどのような支援ができるかというところもそういった話し合いを通じて我々も考えていかなければならないというふうに今思っている段階です。ですから、今の支援、補助金を出させてもらった2つの事業ももちろんこれまでもいろんな議論積み重ねて補助させていただいていましたので、今後につきましてもやはりそういった支援が、どういう支援がいいかというところももちろんそういった議論を通じながら我々も考えていかなければならないというふうに思っておりますし、予算の中についてはそれはもちろん予算協議というものもありますから、その辺が今の予算確保できるかできないかというのはまた別な話でありますので、今の段階ではお答えすることができないと。よろしく願いいたします。

○議長（東 千春議員） 山崎議員。

○3番（山崎真由美議員） 令和3年度の「教育なよろ」、いただいているところですが、この中にも記されている高校生に対しての名寄市としての支援の状況、やはりもっともっと膨らませていかなければいけないというふうに思っています。今までやはり道教委設置ということでの踏み込めない部分というのを何となくみんなが感じながら議論をさせていただいてきているようなところもありますので、分かってきたときというのは当然の話であります。予算にも明るい教育部長でありますので、その点については具体的に名寄市の子供たちがしっかりとこのまちで育って、そしてこのまちと何らかの関わりを持って生きていく、帰ってきていただければもちろんありがたいことですが、名寄の未来を担っている子供た

ちでありますので、そこはしっかり腹をくくって取り組んでいただきたいと思います。

大項目2に移らせていただきます。先ほどエアコン設置についてはこの後予算の中で順次検討していくというお話でありましたので、1件いただいている声を紹介したいと思えますが、自分の住んでいる風連のことで恐縮ですが、実は一昨年、コロナが始まる前ですが、風連ではずっと夏に都会っ子交流をやっております。受け入れたときに交流センターの4階、和室のあるところで、畳のあるところで寝させるのですけれども、とても暑くて、そこから熱中症の症状を訴える子供が出たのです。当然医療受診をさせるということで動き出したのですが、その後も子供たち、一回寝させた後、荷物を持たせてエアコンのある、近くの病院の隣にある健康センターのほうに移っていただいたということも、担当者の苦労も、それから子供たちの健康を守るというところでの苦労も伺っております。子供、それから子供でも幼児、高齢の方、ほとんど高齢者の方の活動は交流センター4階で行われていますので、ぜひそのときの優先順位として御配慮いただければなというふうに思っているのは、今年7月28日、ちょっとお願いして調べていただきました。4階のロビーと第1和室が36.3度、そして第2和室が37.2度です。これ午後3時ですから、午前中はもう少し過ごせる状況もあったかと思いますが、この状況、それから各施設、智恵文であれば智恵文の支所ですとか、そういうところの地域の拠点となる公共施設についてはやはり設置が望まれるものと思っておりますので、ぜひその辺の考慮をお願いしたいと思えますが、その点について声は届いておりますでしょうか。

○議長（東 千春議員） 渡辺総務部長。

○総務部長（渡辺博史君） 今議員のほうから今年本当に暑かったということで、一昨年の都会っ子交流の部分も含めまして御提言いただいたものと思えます。先ほども申し上げましたけれども、

今ローリングなんかも踏まえまして、全体的に施設の調査をしているところがございます。その中では今設置しているところがあるかだとか、設置希望があるかだとか、どれぐらいの頻度があるかだとか、そういう部分も含めて調査することとしておりますので、恐らくその中で出てくるものと思います。優先度につきましても、今議員お話あったとおり、子供たちですとかお年寄りが使うだとか、使用頻度が高い施設だとか、よく頻繁に使う会議室だとか、執務室についても労働安全衛生上かなり室温が高くなっている執務室もありますので、そのような様々な部分を考慮に入れながら判断していきたいと思っておりますし、ここで個別の施設の話はちょっと言えないのですけれども、限りある財源の中ではだと思っておりますけれども、そういう形で進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（東 千春議員） 山崎議員。

○3番（山崎真由美議員） それぞれの施設の状況をよく聞き取りをしていただければありがたいと思っておりますので、その点については計画ができていくということでありますので、そのまま進んでいただけたらと思っておりますけれども、よろしくお願ひしたいと思います。

小項目2の有害鳥獣のほうでありますけれども、先ほど白田部長からも状況について説明していただきました。そして、特に望湖台のほうの閉鎖はしているけれども、巡回はしているという話について少し安心したところであります。すぐそばに民家もありますので、ヒグマが人が来ないところに、閉鎖をして人が来なくなったことで余計に行動範囲を広げるのではないかと素人は勝手なことを考えて、とても不安になっておりました。そのため、先ほどの部長からの答弁の市民周知のことですとか巡回について、市民周知は毎日ホームページを見せていただくようにしておりますので、できるだけそれを周りの方にも伝えるようにしておりますが、少し安心したところであります。こ

のパトロールですとか巡回についての人は、十分に足りているのでしょうか。

○議長（東 千春議員） 白田経済部長。

○経済部長（白田 進君） 望湖台に限らずということをお話をさせていただければと思いますが、基本的には目撃情報等があった際に巡回等させていただいているということでもあります。巡回についても施設管理者のほうで巡回をしていただく場合もありますし、有害鳥獣のヒグマ担当のほうの耕地林務課の職員、あるいは猟友会に頼んで巡回をしていただくということもありますので、その状況に応じてリスクの高さに応じた巡回、あるいはさらに先の対応も含めてやらせていただいているということ御理解をいただければと思います。

○議長（東 千春議員） 山崎議員。

○3番（山崎真由美議員） 巡回者についての説明もいただきましたが、ここに猟友会の皆さんは加わっておりますでしょうか。

○議長（東 千春議員） 白田経済部長。

○経済部長（白田 進君） 望湖台に限って……ではなくて全体ですね。

（「全体で」と呼ぶ者あり）

○経済部長（白田 進君） 分かりました。まず、目撃情報があれば、先ほど申し上げたように、速やかに猟友会のほう連絡させていただいております。そして、猟友会と我々の林務担当のほうで現地に向かわせていただきまして、そこでその後の対応について協議をさせていただくということでもありますので、その協議結果によって猟友会の皆さんにも巡回をいただくということでもあります。また、猟友会の皆さんは我々の連絡がなくても自主的に巡回等もいただいている分もありますので、そこも併せてお知らせをさせていただきたいと思っております。

○議長（東 千春議員） 山崎議員。

○3番（山崎真由美議員） それぞれ対応はしっかりしていただいているということで受け止めたと思います。

猟友会の話が出てきましたので、昨年の第4回定例会のときに猟友会の担い手について一般質問させていただきました。高齢化が顕著になってきているという、そういう声もある中で新規に資格を持つ、そういう動きをぜひ進めていただきたいということで話をさせていただきましたが、具体的に令和3年度、どのようになっていますでしょうか。

○議長（東 千春議員） 白田経済部長。

○経済部長（白田 進君） 猟友会の皆さんの高齢化という問題が現実的にあります。ただ、幸いと言ったら言葉語弊あるかもしれませんが、全道的、あるいは全国的な駆除に当たる人の平均年齢からするとまだ名寄市においては比較的若いということが言えると思いますので、若干全国よりはいいという状況はまず御理解をいただければと思います。今山崎議員が言われたように、昨年の第4回定例会で下川町と美深町の例を挙げ、担い手、新規に狩猟免許取る方たちを育成していくべきだろうという視点から提言をいただいたところでもあります。その提言も受けまして、我々も担い手対策は喫緊の課題だという捉え方をしておりますので、今年度予算から有害鳥獣の協議会でございますけれども、そちらのほうに50万円ほど予算をアップさせていただきました。協議会の中で検討いただきまして、新たに銃の所持、あるいは狩猟免許の取得に係る経費に対して一定の支援策を講じてございますので、これらを通じて新たな担い手の確保に努めたいと考えております。

○議長（東 千春議員） 山崎議員。

○3番（山崎真由美議員） 協議会に50万円の予算措置をしていただいたということでもあります。何人ぐらいの新規担い手を養成できる額という見通しでしょうか。

○議長（東 千春議員） 白田経済部長。

○経済部長（白田 進君） ここについては何人という言葉ではなかなか申し上げられませんが、一人でも多くの方に資格を取っていただき、

かつ有害駆除の業務に従事をいただければと思います。また、協議会の中、総体予算でいきますとかなり大きな額になりますので、協議会全体の予算の中の流用という言い方はどうか分かりませんが、効率的な協議会の会計の運用なんかもあると思いますので、その中で柔軟に対応させていただければと思いますので、御理解いただければと思います。

○議長（東 千春議員） 山崎議員。

○3番（山崎真由美議員） 1人でも2人でも年齢に関係なく御協力いただける方がこの地域の中に生まれてくることを切に願っているところであります。新規取得を希望された方の中で、やはり一朝一夕に技術を身につけることができません。先ほど部長のお話にありました北海道のほうが計画を見直すという話の中にもありましたが、技術を継承していく、それからスキルアップしていく、この取組の中で名寄市としては協議会と連携しながらということになると思いますが、どのような取組をされているのでしょうか。

○議長（東 千春議員） 白田経済部長。

○経済部長（白田 進君） 協議会の事務局については名寄市も入っていますので、積極的に協議会と連携をしながら取組をさせていただいているところでもあります。具体的な取組といたしましては、言われるとおり、免許を取ったからといってすぐ駆除ができるわけではありませんので、どういったところに出てくるのか、あるいはどのようにして駆除するのかという様々な知識や経験が必要です。それで、今現在の取組としましては、ヒグマについては2月から4月にかけてベテランハンターと若手というのでしょうか、まだスキルを磨かなければいけない人、ペアとなっていて、実際に指導いただきながら駆除、巡回をするという方法を取らせていただいているのが一つと、これはエゾシカのほうでありますけれども、同様にベテランの方と経験の浅い人が一緒に巡回をし、あるいは駆除に当たるという方法を取りながら駆

除の技術というのでしょうか、そのスキルアップに努めているということでありまして、協議会としてはそれに対しての財政的な支援等行っているということで御理解いただければと思います。

○議長（東 千春議員） 山崎議員。

○3番（山崎真由美議員） それぞれの立場で活動していただいている、しかも命を守るところに御協力をいただいている危険な部分もあると思っておりますので、それについては本当に大きな御協力をいただいていると思いますが、昨日も災害の話の中で例えば、一昨日ですか、自衛隊のOBの方ですとか、そういう方に災害のときに御協力いただくというような言葉も出ておりましたが、この巡回パトロールについても自衛隊ですとか警察ですとか消防ですとか、そういうところでスキルを持って仕事をしてこられた地域のOBの方に御協力をいただく。そして、その組織をつくるところで、もちろん一定の年間の報酬は消防団のようにお支払いをする必要があると思いますが、少しパトロールのところでは猟友会のサポート的な組織をつくり上げることはできないでしょうか。

○議長（東 千春議員） 臼田経済部長。

○経済部長（臼田 進君） 今も現役の警察の皆さんについても生活安全という観点からヒグマ等のパトロールについては実施をしていただいているところがあります。また、猟友会の中にも現役の自衛隊の方が入っていただいたりしている部分はございます。今の御提言についてはOBの方の活用ということでありました。先ほど来のやり取りの中でもありますけれども、短期間でなかなか技術を身につけられないところありますので、そういったところが一つの方策として考えられると思いますけれども、例えば防災でいくと地域防災マネージャーですか、そういう制度がありますけれども、これやはり総務省が認定するということもありますので、現在の中でいくと有害鳥獣でまだそのスキームがないということでもありますので、そういった制度ができればぜひ活用させてい

ただきたいというふうに思いますし、また地域の中でそういった技術を持った方がおられれば我々も広く呼びかけて、一人でも多くの方に参画をいただきたいと思いますので、御理解をいただければと思います。

○議長（東 千春議員） 以上で山崎真由美議員の質問を終わります。

令和4年度予算編成に関わって外2件を、佐藤靖議員。

○11番（佐藤 靖議員） それでは、通告順に従い、順次質問をさせていただきます。

最初に、令和4年度の予算編成に関わってであります。例年11月1日に新年度予算編成作業に関わる市長訓令及び総務部長事務連絡が示されます。従前は、国の動向を示しながら名寄市にあっても財政の逼迫状況を強調し、緊縮編成を求めてきたのではないのでしょうか。前年度においても市民生活向上よりも財政の健全化に主眼が置かれた中でウィズコロナ、新しい日常に向けた事業、総合計画、総合戦略の具現化、一般財源収入の減少を十分に認識し、事業の選択と集中の徹底、将来にわたって持続可能で健全な財政運営の維持を求めています。コロナ禍も2年が過ぎようとしている今、市内では様々な分野における状況は厳しさの局限にあると言っても過言ではありません。さらなる市独自のカンフル剤の投入も必要と考えますが、コロナ3年目となる新年度予算編成に関わる市長訓令及び総務部長事務連絡で大きな変化があるのかを含め、基本的な考えをお伺いします。

最初に、来春の市長選との関わりについてであります。御承知のとおり、来春は任期満了に伴う市長選挙が執行されます。当然ながら骨格編成となるのが通例であることは承知しております。実際前回の選挙年であった平成30年度予算編成に際しては、全体事業量を把握する必要があるため通年ベースの予算要求を訓令で求めていたましたが、このときは全体事業量の把握を目的とした通年ベースでありました。来年の市長選挙を前にし

た対応及び終息の見えないコロナ禍でも市民の夢と希望を与える新年度予算編成の基本的な考え方をお伺いします。

また、市長選の年にあつては選挙後に政策予算を計上するのも通例であります。令和4年度予算編成に当たって、この政策予算に対する基本的な考え方をお示しいただきたい。加えて、コロナ禍に対応するため従来の骨格予算編成を見直し、本格予算編成とすることも必要と考えますが、見解をお示しください。

次に、各種補助金等の対応についてお伺いします。今年8月に示された平成29年度から令和4年度までの第2次名寄市行財政改革推進基本計画前期実施計画によると、推進項目、補助金の適正化の中でおおむね5年ごとに専門部会を設置し、見直しを検討しますとしています。コロナ禍にあつて事業が取り組めない状況下で、どういう対応となるのか。令和2年度においては、通常年においては行政評価による外部の意見を反映した見直しと予算編成の過程の中で適正かどうかについて検討を行ったとしているが、この通常年に3年度は該当するのか見解をお示しください。

地域コミュニティに関わつてお伺いします。まず、昨年新型コロナウイルス発生以降、市内でも感染防止の観点から3密防止、徹底した感染防止対策が求められ続けています。このため、市内町内会では各種事業が中止され続けている現状にあります。所管部では現状をどう捉え、分析しているのかお伺いします。

また、町内会全体、あるいは構成部単位の事業が感染防止上から実施できないため町内会費などの返還を求める声が大都市部を中心に始り、名寄市内にも波及していますが、担当部ではこの現状をどう把握し、分析しているのかお伺いします。

一方、急速に進む高齢社会化にあつて、市民周知については全戸配布の広報、ホームページ、地元紙、ラインと多様化している現状がありますが、周知方法は十分とお考えなのか、現状と分析につ

いてお伺いします。

私は高齢者に対して情報をしっかり伝えるツールの一つとして各町内会に掲示板の設置も必要と考えます。また、加入率の低下などから町内会会計もさらに厳しくなることが予想されることから、今後の町内会活動を支える手法として印刷機やコピー機などを格安で利用できる活動支援センターを遊休施設、例えば風連庁舎3階などに開設する必要性があるのではないかと考えますが、見解をお伺いします。

さらに、過疎化、町内会の加入率などを勘案すると、近い将来町内会の運営がままならない地域が出てくるのが懸念されます。コミュニティーの核である町内会の現状についてどう把握し、当然再編する場合は該当する町内会の意向が優先されるべきと考えますが、地域コミュニティーを推進している行政として再編の基準についての見解をお示しいただきたいと思ひます。

最後に、名寄市立総合病院についてお伺いします。今年3月1日から会計時の混雑解消を目的に2台の会計番号発券機、3台の医療自動精算機を導入しましたが、導入後の効果についてまずお伺いします。

また、機械導入により新型コロナウイルス感染防止の徹底が求められ、外来待合場所の椅子は1席空ける、会計待合場所では椅子にクリアパネルを設置するなどの感染対策をされていますが、特に精算待合スペースを大きく変化させたことによる現状についてもお示しをください。

さらに、連休前や休日明けともなると時間によっては外来前精算、スペースと空き席がなく、立ったままという場合も多く見られます。依然としてプレハブによる診療が続く発熱外来を含め新たな場所の確保が必要と考えますが、見解をお伺いし、この場からの質問とさせていただきます。

○議長（東 千春議員） 渡辺総務部長。

○総務部長（渡辺博史君） ただいま佐藤議員からは大項目3点にわたり御質問いただきました。

大項目1は私から、大項目2は総合政策部長から、大項目3は病院事務部長からの答弁となりますので、よろしくお願いいたします。

初めに、大項目1、令和4年度予算編成に関わって、小項目1、市長訓令及び総務部長事務連絡の基本的考え方について申し上げます。御案内のとおり、来年4月に任期満了に伴う名寄市長選挙が執行される予定となっております。この場合の予算編成ですが、法律上の定めはないものの、地方公共団体の長の選挙を間近に控えている場合、公約等を反映した予算を選挙後に編成するため、当初予算としては政策的経費の計上を差し控えるいわゆる骨格予算を編成することが一般的になっており、本市においてもこれまで市長選挙前の予算編成は骨格予算として編成してきたところです。令和4年度の当初予算をどのような予算編成とするかまだ判断しておりませんが、いずれの予算編成になるにしても厳しい財政状況の中、新型コロナウイルス感染症対策を含めて継続事業が主なものになると考えております。

次に、コロナ禍における編成の在り方についてですが、これまでも国の臨時交付金や様々な財源を活用しながら安全、安心面の対策として公共施設や各種イベントなどにおける感染症対策、また地域経済の状況を踏まえた様々な経済対策を実施してまいりました。コロナ禍による影響が長期化する現状にあって、これら新型コロナウイルス感染症対策に関わる予算につきましては、市長選挙の結果に関係なく措置しなければならないものと考えており、新年度予算編成におきましても継続して感染症対策、さらには熱中症対策などの環境整備も含めて予算協議が必要であるものと考えております。また、経済対策については当初予算、補正予算にかかわらずその時々地域経済に及ぼす影響に応じて随時施策を検討していくこととしておりますので、御理解願います。

次に、選挙後の政策予算の考え方ですが、公約等を反映した政策的予算は必要なものと考えてお

りますので、選挙後に各部局とのヒアリングを行う中で施策を決定し、補正予算を計上していくことになるものと考えております。いずれにいたしましても、令和4年度の予算編成に当たっては厳しい財政状況の中ではありますが、新型コロナウイルス感染症の状況、さらには国や道の動向、加えて市民の皆様のニーズをしっかりと踏まえて予算を編成してまいります。

次に、小項目2、補助金等の対応について申し上げます。各種団体において新型コロナウイルス感染症の影響により予定していた事業が実施できず、補助金の執行残が生じている団体があることは承知しております。昨年第3回定例会でもお答えしましたが、これまでも各団体が活動していく中で多額の繰越金が生じている場合は市からの補助金の見直しを協議させていただいております。これは、一律に幾ら繰越金が生じたから見直すというものではなく、その団体の事業内容、予算規模、財政状況などによって検討させていただいております。コロナ禍におきましてもこの方針は変更せず、その事業内容、実施団体の財政状況に応じて適正に補助金を執行していく考えでございますので、御理解願います。

また、第2次名寄市行財政改革推進前期実施計画及び取組状況に記載の内容についてですが、実施計画では補助金についておおむね5年ごとに専門部会を設置し見直しを検討することとしており、見直しの検討する年度以外を通常年と表現しております。通常年においては、外部委員の意見を含む行政評価の結果と予算査定時の財政課との協議の中でその団体の事業内容、財政状況、繰越し金額などから補助金の見直しを図る必要があると思われる団体があった場合、該当する補助金の見直しを検討しているということでございます。なお、令和3年度におきましては前回の見直し検討から8年が経過することから、見直しの検討を行うこととしております。本市が支出する負担金や補助金、交付金に関して公益性、有効性等について整

理し、行政が負担、支援することが妥当かどうか改めて確認し、議論することとしており、現在調書等の作成、取りまとめ作業を行っているところでございます。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（東 千春議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） 私からは、大項目2、地域コミュニティーに関わって申し上げます。

初めに、小項目1、町内会活動とコロナ感染予防の取組についての現状と分析について申し上げます。令和2年1月に国内で1例目の新型コロナウイルス感染者が確認されて以降全国的に感染が広がり、現在に至ってもなお終息の見通しが立たない状況にあります。日常生活に制限を受ける状況が長く続いている中、市民の皆様には日頃から感染予防に対する御協力をいただいておりますことにこの場を借りて改めて感謝申し上げます。新型コロナウイルス感染症の感染拡大については、市民生活のみならず、町内会活動にも大きな影響を与えているところであり、感染拡大防止のため各種事業の中止、または規模を縮小しての開催を余儀なくされ、地域住民が集まり、顔を合わせて交流する機会が減少し、町内会の持続的な活動に支障を来すことを危惧しているところであります。しかしながら、コロナ禍にあっても感染防止対策を講じながら現状においてできる範囲の中で知恵を出し合い、工夫をして、各種事業に取り組まれている町内会の事例も伺っているところであり、今後も町内会が持続的に活動していくためにこうした取組を積み重ねていくことが必要と考えております。

次に、小項目2、町内会費等の還元の取組の現状と分析について申し上げます。新型コロナウイルス感染拡大の影響により町内会の各種事業が実施できなかったために町内会会計に余剰金が生じている状況につきましては、町内会から提出いただいた会計決算資料などにより把握しているところ

であります。町内会費等の返還を求める声については、直接市民の方から伺ってはおりませんが、一部の町内会において前年度の繰越額が多かったことから、令和3年度の町内会費の徴収を取りやめたり、会員に会費の一部相当分を返還するケースがあることは伺っております。町内会は任意の団体であり、その運営や会計処理などについて町内会役員会などにおいて意思決定されております。行政としましては、市民や町内会からそのような問合せや御相談があった際には、事例の紹介や状況に応じた助言に努めてまいりたいと考えております。

次に、小項目3、高齢社会化における市民周知の在り方について申し上げます。市民周知につきましては、広報紙やホームページ、SNS等を活用した情報提供、周知を図ってきております。昨年度においては、スマートフォンの普及など社会全体のデジタル化を踏まえ、名寄市公式ラインアカウントの開設を、今年度においては民放テレビの地デジ広報サービスの利用を開始し、市民自ら情報を取得できる環境を広げ、情報伝達手段の多様化に取り組んできております。市民周知は原則全戸配布となっている広報紙が基本であると認識しておりますが、デジタルによる情報発信の有効性からもデジタルによる情報取得の浸透及び利便性の向上を図るため活用の支援についての必要性を感じております。総務省によるデジタル活用支援令和3年度事業実施計画では、携帯キャリアがスマートフォンの操作についての講習会を開催していくなど示されており、デジタル格差解消に向けた取組が進められております。このような情勢から本市においても少しずつではありますが、情報伝達の多様化からデジタルによる情報取得の浸透に向け取り組めるよう高齢者に対して出前トークの機会を活用し、ラインなどのデジタル活用による情報取得について支援してまいりたいと考えております。

次に、小項目4、掲示板設置、活動支援センタ

一の必要性について申し上げます。これまで市民の皆様に対しての情報提供としては広報紙の配付や町内会回覧板、ホームページやSNS等の多様な手法により行ってきております。さらに、本年度中には市内全域に光ファイバーが敷設されることから、SNS等の活用は今後さらに発展するものと考えております。町内会の掲示板につきましては、過去に町内会の区域内において設置されていましたが、時代の流れや社会の変化に伴いホームページや地デジ広報、SNS等様々な情報取得手段が進展したことや経年劣化による撤去などにより設置数は減少していると認識しているところであります。しかしながら、自治基本条例において最も大切にしなければならない基本原則の一つに位置づけられている情報共有は、市民と行政の協働のまちづくりを推進する上で欠かせないものであり、各世代に対応した最適な情報共有の手段として改善を図る必要があるものについては、町内会と協議をしながら対応してまいりたいと考えておりますので、御理解くださいますようお願い申し上げます。

今後の町内会活動を支える手法として活動支援センターの設置について御提案をいただきました。町内会は本市のまちづくりを推進するための重要な担い手と認識しておりますし、協働のまちづくりの理念の下、一部公的な役割を担っていただいております。また、市には町内会の活動を守り育てる役割があることから、町内会連合会や風連地区町内会連絡会の事務局を行政が担い、各町内会からの相談に対応しております。遊休施設等における活動支援センターの設置につきましては、その役割や機能を鑑み、現段階では設置の考えはございませんが、今後の町内会を支える手法として町内会からのニーズが増えてきた場合には町内会連合会とも相談しながら検討してまいりたいと考えておりますので、御理解くださいますようお願いいたします。

次に、小項目5、町内会の再編についての考え

方について申し上げます。昨年度実施しました町内会運営に関するアンケート調査において、町内会における様々な課題が明らかになりました。主な課題としましては、役員の担い手不足や高齢化のほか、未加入世帯の増加などが挙げられていたところであり、加えて昨今の少子高齢化が進展している状況からも町内会の運営が今後さらに難しくなることが懸念されるところです。また、アンケート調査による今後の町内会運営の在り方を検討する上での町内会の統合、再編についてどのようにお考えですかとの設問には、統合、再編は必要ないが53%、今後統合、再編が必要が31.9%、今すぐ統合、再編が必要が3%の回答でありました。その他と回答された町内会からは、統合等は必要であるが、単純には進められない。地域それぞれの歴史や伝統があり、考えが異なることが多く、断念したことがあるなどの御意見が出されていたところであり、統合や再編については慎重な議論が必要と考えられていると推察しております。本市としましては、町内会の自主自立した地域に根づいた活動や長年培ってきた歴史や伝統を尊重することが必要と考えておりますことから、小学校区を基本に組織され、地域課題の解決に向けた取組を行う地域連絡協議会やコミュニティ・スクールの取組を通じて将来にわたって町内会が持続的に活動できるよう支援を継続してまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（東 千春議員） 岡村病院事務部長。

○市立総合病院事務部長（岡村弘重君） 私からは、大項目3、名寄市立総合病院に関わってについてお答えいたします。

初めに、小項目1、医療費自動精算機等の現状についてでございますが、市立総合病院では新型コロナウイルス対応の一環として外来患者の滞留時間を少しでも短縮することを目的として、本年3月1日より自動精算機の運用を開始しました。これに併せて御要望の多かったクレジットカードへの対応

と、さらには道内では先進となる後払いシステムも導入し、一般的な入院、外来の精算については自動精算機で取扱い、現金やカードでの分割払いなどについては窓口での精算とさせていただいております。自動精算機の利用実績は1日当たりの平均で現金取扱いが504件、クレジットカード利用が42件、窓口での現金取扱いが76件、クレジットカード利用が4件、診療費後払いについては3件となっています。そのほか振込の件数も合わせますと全体で659件の取扱いを行っています。従前は会計窓口だけで同等の件数に対応しておりましたので、自動精算機としての処理能力は大きく向上しています。また、会計番号を自動アナウンスすることで個人のお名前を呼ぶことがなくなり、エントランスホールで待たなくても会計の受付が済めば支払いについてはどの時間帯でも対応できますので、少し混雑を避けることもできております。外来診療の特性上、午前9時30分から正午までの時間帯は混雑しておりますが、処理時間は短縮されていますので、滞留時間を短縮する目的はある程度達成できていると捉えています。稼働後まだ6か月ですので、初めての方への利用案内も継続しており、今後は回数を重ねていただくことでより効果が得られるものと考えております。

次に、小項目2、待合スペースの現状と対応についてですが、待合スペースと座席に関しまして各診療科の外来前については御不便をおかけしておりますが、待ち時間が長くなることから、ソーシャルディスタンスと座席での動きやすさなども考慮して、1席空けての運用とさせていただいております。会計待合の座席については受付用が2脚、精算用が14脚として44名分を用意し、少しでも多くの方が座れるようにパーティション付きの椅子を導入したところです。また、新館の憩いの広場に会計番号モニターを設置し、混雑の分散化を図れるようにもしました。自動精算機とは離れていますが、混雑を敬遠される方にはこちら

も御利用いただいております。

次に、小項目3、新たな待合スペースの確保についてでございますが、平成4年の本館改築から30年近く経過し、外来診療科数や機能、役割、周辺の医療事情などについて当初の想定から大きく変化をしております。平成26年の新館開設においては、眼科や精神科などの外来を新館に移動することで新たなスペースを確保しましたが、その後も内科系の診療科が充実したことで現状のとおりとなっております。さらには、新型コロナ感染拡大防止のためソーシャルディスタンスを保つことになり、より一層待合スペースの確保が難しい状況となり、御不便をおかけしております。待合について新たなスペースを確保すべきとの御意見かと思いますが、外来精算に係るスペースを増築して確保するには空いている敷地も僅かしかなく、工事を行うには面積が不足しております。外来については新型コロナ対応が終息した場合にスペースの回復が見込めることと精算についてはクレジットカードや後払いシステムの利用である程度混雑が解消されると考えていますので、スマートフォンとクレジットカードをお持ちの方には積極的な御活用をお願いしていきたく思います。また、発熱外来の今後の在り方については、国からの指針なども考慮しながら手術室の改修工事に併せまして院内で協議を進めていくこととしております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（東 千春議員） 佐藤議員。

○11番（佐藤 靖議員） それでは、御答弁をそれぞれいただきました。御承知のとおり、今定例会は合併以来初めてとなると思いますけれども、聞き取りを方式を変えたということなので、理事者の意向がなかなか把握できないまま今日臨むということで、これから再質問についてはある意味では真剣勝負でやりたいというふうに思いますけれども、ちょっと順番を入れ替えさせていただきます。

まず、確認ですけれども、先ほど渡辺部長は山崎議員の一般質問で施設改善に関わってローリングの優先順位で子供とお年寄りと言われたのは、これはこれでいいのですよね。

○議長（東 千春議員） 渡辺総務部長。

○総務部長（渡辺博史君） 優先順位の考え方の一つの部分として子供たちですとかお年寄りが使う施設ですとか、あと妊婦さんが使う施設、いろんなことが考えられて、それを総合的に勘案して優先順位を決めていきたいということで答弁させていただきました。

○議長（東 千春議員） 佐藤議員。

○11番（佐藤 靖議員） それでは、廣嶋室長にお伺いしますけれども、名寄市の高齢化率というのは現状どのぐらいで、今後の見通しというのはどういうふうに推移していくという判断をされていますか。

○議長（東 千春議員） 廣嶋こども・高齢者支援室長。

○こども・高齢者支援室長（廣嶋淳一君） 現在の高齢化率については、約33%近くについております。今後後期高齢者の割合が上がってきますので、全体的には人口が少なくなってくるけれども、高齢者の割合は少しずつ上がっていくかなというふうに考えています。

以上です。

○議長（東 千春議員） 佐藤議員。

○11番（佐藤 靖議員） 今お答えいただいたように、約3人に1人が65歳以上と。高齢者になると。これから人口減っても比率はどんどん高まっていくということになると、やっぱり高齢者にしっかり対応したまちづくりをしていかなければいけないというのが一方にはあると。

そこで、岡村部長にお伺いしますけれども、1日当たりの外来の患者数というのはどの程度になっていますか。

○議長（東 千春議員） 岡村病院事務部長。

○市立総合病院事務部長（岡村弘重君） 正確な

数字というところは今資料持ち合わせておりませんが、大体600から900の間で毎日推移しています。

○議長（東 千春議員） 佐藤議員。

○11番（佐藤 靖議員） 今定例会で令和2年度の病院決算書が出されているのですけれども、それによると外来の患者数は2年度で20万9,388人と。診療日数が243日ということでもありますので、1日当たり861.6人の患者さんが訪れると。先ほど廣嶋室長からお伺いしたように、高齢者が33%にかかっていると、中には付添いをして病院に通っているという方がやっぱりいらっしゃる。それを勘案すると、正直やっぱり1日1,000人ほどが病院に出入りするということになるというふうに思います。そこで、これは設置者として市長、あるいは副市長にお伺いしますけれども、3月からの自動精算機設置以降現地を視察されましたか。

○議長（東 千春議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 拝見しております。見えています。

○議長（東 千春議員） 佐藤議員。

○11番（佐藤 靖議員） どのぐらいの状況でしたか。

○議長（東 千春議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 何回か拝見している状況もありますし、曜日によって、時間帯によっても様々なのかなというふうにも思いますが、例えば金曜日あたりだとかなり混雑はしているなという状況だとか、そんなに落ち着いているなという状況も見受けられたのかなと。その時々だというふうに思います。

○議長（東 千春議員） 佐藤議員。

○11番（佐藤 靖議員） 岡村部長や何かも御存じだと思いますけれども、病院に行くとき患者さんは受付から帰宅までどのぐらいの工程をしなければいけないかといったら軽く見ても12工程動くのです。受付をして、診療券を自動受付機に入

れて、さらに受付票と診察券を受付外来に持っていくと。この後診察科によっては身長、体重、血圧測定の提出、診療科によっては採血のための中央採血室、あるいは採血や検尿を終えた後診療科に戻ってくると。名前を呼ばれて受診をすると。その後会計票や処方箋を受け取って、今度は会計番号発券機に診察券を入れる。すると、番号が刻印された会計受付票を受け取る。手にした番号が表示されたら外来基本票や保険証を提出して、処方箋があれば考慮されたのが出て、調剤薬局を指定して、ファクスを送る。その後やっと会計表示板に案内が、手元にある番号が表示されたら自動精算機に診察券を入れると。それで機械精算。その後指定した調剤薬局で処方箋を受け取り、手渡された番号が表示されたら、薬を受け取って帰宅する。このほかに例えばレントゲン、あるいはMRIだとか心電図など検査しなさいとなればさらに工程が増える。これをお年寄りが全部短時間で動かなければいけない。そのときにやっと診察が終わって、受付機に行ったときに例えばあの3台の精算機の中で一台でも一人で戸惑っていると長蛇の列ができるのです。それは、今の段階ではまだ夏の間ですので、そんなにはないですが、これから冬期間になって混乱すると、あの列が入り口近くまでいってしまうと。そうすると、あそこに改善ができないのかという声が市民の皆さんからやっぱり聞こえてくると。幸いにあの場所を見ると、部長はスペースがないと言っていましたけれども、東側の入り口と外来病棟の間に自転車置場が一定程度スペースがあると。あのスペースを有効に使えないかという声は市民の皆さんも聞こえてくるのです。あるいは、そのさらに北側に食堂がある間にもちっちゃいスペースがありますけれども、それも有効に活用できないかと。とてもではないけれども、あそこで座る場所もなく、ずっと立っていて、しかもこれだけの高齢者がいるとやっぱり改善をしないとならないのではないのかという声がある。健康なと言うと失礼ですけども、健

常者が行くところというふうになって便利になったと思うけれども、病気を負って一日も早く治療したい、治したい、あるいはいろんなハンデを持っている方々があそこで立って待っているとか座る場所もない、あるいは精算機に行こうとすると例えば稼働が止まっていたり、確かに職員の人々が1人いて、世話はしておりますけれども、そうするといち早く、先ほどの渡辺部長の話ではないですけども、やっぱりローリングの中では高齢者というのは、命を守る現場というのはしっかり守っていかないと、これは私は病院の役割ではなくて、設置者の役割だというふうに思いますけれども、改めて市長か副市長に御答弁をいただきたいと思います。

○議長（東 千春議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 先ほどの岡村部長の答弁でもあったとおり、稼働後自動精算機もまだ6か月ということでありまして、まだまだやはり慣れないでという患者さんもうらっしゃる中でそうした事案も起きてきているのかなというふうに思いますけれども、一方でしっかりと人的に配置もしながらサポートしつつ、そうしたことにも慣れていただくということで、まずはそこしっかりやっていくということが肝要なのかなというふうに思っています。やはり施設整備をするということになるとかなり大きな事案になりますので、そこは全体的な今後の施設整備等も併せて議論できるころあればということにはなろうと思いますけれども、まずはしっかりと入れたシステムを稼働させていって、慣れていただくということが重要なのかなというふうに思っています。

○議長（東 千春議員） 佐藤議員。

○11番（佐藤 靖議員） 病院は精算だけに限らずプレハブでの発熱外来をやっていますけれども、あの前に身障者用の駐車スペースがあるのです。ところが、今回最近あの入り口の反対側に指定駐車場という表示がされたのです。これ何だと聞いたら、発熱外来用の駐車スペースだと。そう

すると、そこで発熱をしてかかりたいという人は玄関を横切って、そしてそのプレハブに行くという環境になっているのです。それがこのコロナ禍で、あるいはいまだ新たにデルタ株ではなくて違う株が出てきている状況の中で本当に今のままのプレハブで発熱外来を受け付けていいのか、あるいは最低でも今の身障者用の駐車スペースと指定スペースを入れ替えるなりの対応を早急にすべきというふうに思います。そういう意味では、命を守る病院についてやっぱり設置者はしっかりとした見識を持たなければいけない。市長は日曜日、「TOKYO MER」という番組、ドラマがあったのですけれども、東京都で命を守るための車があったのですが、あのときに東京都知事役と厚労省の大臣役と最後に一致したのは、私たち政治家は命を守るために頑張らなければいけないのだということが最終回の締めだったのです。私はそのとおりだと。政治の舞台に立つのはどれだけ市民の皆さんの命を守るため頑張れるかということだと思いますので、これは政治判断としてやっぱり早急に検討していただきたいと思いますが、改めて市長の見解を伺います。

○議長（東 千春議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 先ほどの待合室の問題等については、いわゆるクレジットカードや後払いシステム等の利用ということもあって、今後ある程度混雑が解消されるというふうに期待していますけれども、今お話しのとおり、先ほども答弁しましたけれども、発熱外来につきましては国からの指針も示されているところもありますので、今の動線の問題等も御指摘いただきました。現在手術室の改修工事ということも院内で協議をしているということでもありますので、その中で発熱外来の今後の在り方についても議論されていくというふうに考えているところでございます。

○議長（東 千春議員） 佐藤議員。

○11番（佐藤 靖議員） 今回一般質問の通告をさせていただいて、新聞紙上で質問をすると、

市立総合病院に関わってという質問項目を上げたら、こういう封書が1枚うちに届いたのです。これには連綿と色々な経緯が書いてある封書なのですけれども、今回の通告とは関係ないので、通告外になるので、またの機会というふうにしますけれども、多くの市民の皆さんはやっぱり市立総合病院に非常に注目されて、市立総合病院の動向に非常に気を遣われていると。その中でこれを読んでいくと、やっぱり患者さん、家族、あるいは病院スタッフ、全てにおいてストレスというか、ちょっとしたことが大きなトラブルに発展しているのかなというニュアンスを感じ取れるのです。だから、少しでも、これは病院側に求めるよりも設置者としてもそういうストレスを解消できることが一つでもあるのなら、それは私は早急に取り組んで、やっぱり一日も早く市民の皆さんが治癒をしていただきたい、健康な体を取り戻していただきたいということに、うちは名寄のみならず地方センター病院でありますので、地域全体のやっぱり人たちの命を守るキーステーションがうちの市立総合病院ですので、ぜひそのことも市長の頭の片隅ではなくて、なるべく大きめに一応していただければということをお願いをしたいと思います。

次に、町内会の活動関係でありますけれども、私部長おっしゃるのは分かる。それはそうなのです。だけれども、先ほど言うように、高齢者は対応できるのかということを見ると、小川部長に少しお伺いしたいのですけれども、今回ワクチンということでワクチン接種の申込みをネット、あるいはライン、あるいはコールセンターで対応されてきましたけれども、現状的にはどういう状況と押さえていらっしゃるでしょうか。

○議長（東 千春議員） 小川健康福祉部長。

○健康福祉部長（小川勇人君） 今回のワクチン接種の予約についての現状ということは、高齢者の部分だというふうに思いますけれども、あのときはお話をしていますけれども、5月接種開始に

向けてなかなか国のワクチンの供給が定まらない中で、予約受付開始時についても全員が受入れできる予約枠を出すことはできなかった。そういったことでは……それと高齢者の方はやっぱり特に電話での予約が多いということで、殺到したということで、かなり混乱をしたというふうに考えております。先ほど言いました何回も予約枠を出していかなければならないという状況では、大変な状況になったなというふうに思っています。一方、64歳以下についてはワクチンの供給は出ていましたから、大体予想される接種人数の予約枠を確保して予約できたこととライン等での予約が多かったということで、それはさほど混乱なく進んだという状況にあります。そういった意味では大変御迷惑をおかけいたしましたけれども、一方では議会なり常任委員会で御指摘されましたけれども、高齢者皆さんにきちんと情報行き渡ったのかというところが一つ課題としてあったのかなと思います。そういった面では、広報等も通じながら何回も周知させていただきまし、地デジのデータの活用、これは高齢者使えないと言われたらそれまでですけども、あるいは高齢者の方もいろんな手段でやっぱり情報得るといふ努力というか、先ほど総合政策部長も言っていましたけれども、町内会に出向いて、こういった形で情報取得できるという、そういった講座等も行っていきますので、そういったこともしながらいろんな情報を得るといふ、高齢者の方もそういった対応していただきたいと思うし、私たちとしてもまた新たな情報提供の部分を見つめながら対応していきたいというふうに考えています。ワクチン接種については今後まだありますので、今回のことについては検証しながらもっとスムーズにいくような形で今後も取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（東 千春議員） 佐藤議員。

○11番（佐藤 靖議員） 今回一番最初やった

65歳以上高齢者を対象にしたワクチンの申込み、多分この議場にいる18人の議員の多くがやっぱりいろんな方からおい、どうすればいいのだと、どうやってやるのよということ問合せを受けて、実際にやってやったという人も、あるいは手伝ってあげたという人も私は多いと思う。あるいは、どうしたらいいのだろうと悩みを打ち明けられて、次の申込みまた外れたらどうしようという不安がやっぱり皆さん受け取った。それは分かるのです。ラインは楽だよと。パソコンは楽だよと。電話もこうやって本当市役所で受けてくれるよというまでは、やっぱりそれが一つの違うツールを一つつくっておかないとなかなか難しい。だから、私は一つ、例えば回覧板といっても加入していなかったら回覧板回らないのですから、広報は回りますけれども、回覧板は町内会に加入しない限り回らないのですから、やっぱりそうすると回覧板は一つの役割はないだろう。ところが、石橋部長も覚えていると思うのです、自分の住んでいた高見区を。江端商店の前を行ったら看板があったではないですか。あそこにいろんな行事が貼ってあったではないですか、町内会で。その後お風呂場の跡のほうに移設しましたけれども、やっぱりああいうのが意外にあると。そして、それはなぜかという、うちの西町3区のアパートの前にあるのです。それはアパートの人たちへの掲示板ですけども、それを散歩する市民の人たちはやっぱりじっくりこうやって見ているのです。やっぱり目から訴えるというのも一つ方式だろうなと。そこで、全戸に、全町内会につけられんていうのは、そんなことは言いませんけれども、これは一つ姫路市の例でいえば、姫路市は町内掲示板設置助成事業補助金というのを設置しています。これは、コミュニティ活動を行っていく上で重要な情報提供設備ということを掲示板に位置づけて、大きさ、タイプの違う8種類の掲示板を設置して、上限8万4,000円から13万3,000円を助成すると。要するに希望を受けて、助成をしてあげる

と、設置について。また、東京の国分寺市でも地域の伝達及び公共の用に供する、市民の公共福祉の増進に寄与するというを目的に掲示板の新設に費用の3分の2以内、上限6万円をはじめ新設、建て替え、修繕、移設ごとに2万円から6万円の上限を定めてということで助成をしている。やはりこういうふうにあるんなツールを使っていけないと、今高齢者に携帯を見ろとかパソコンを見ろとかラインをしているからいいだろう、広報見ろといったって、私どももそうですけれども、だんだん目が見えなくなってくると、あのちっちゃい広報の字ではとてもではないけれども、読み切るのは難しいと。そうすると、名寄で意外に多いのは散歩している市民の高齢者が非常に多いので、その人らが目に受けたり、あるいは町内会によって設置場所を考えればそこに人が集まるような新たなコミュニティをつくり出すことができる、あるいはそれは団体もいろんな行事や何かも町内会長の理解を得て貼り出すことができるということを含めて私は検討すべきこと、新たなツールですけれども、検討すべきことだと思います。何回も言います。全町内会に設置しろとは言いません。それは、町内会によって要らないというところもあるわけですから。要るところにやっぱり助成してあげるような取組ができないかと。これは、部長に言っても世話ないので、副市長、財政に一番厳しい副市長にやっぱり見解をお伺いしておきたい。

○議長（東 千春議員） 橋本副市長。

○副市長（橋本正道君） 今御提言いただきました。前段のお話の中では、高齢化率の高い名寄市においてどのような情報発信ツールが望ましいのかという議論からのことだと思います。部長の答弁の中では決して掲示板そのものを否定するわけではないと。ただ、今の流れの中ではSNSなど、そういったもの使うツールのほうもやはりバランスを取りながらということだと思います。この掲示板設置のアイデアに関しまして、様々な

検討は加えるべきだと私自身思っております。議員御提示のとおり、これがきっかけになって地域コミュニティがまた違う形で発展する可能性がある、あるいは立地適正化居住誘導区域の中でどのような役割を果たすのか、様々なことがあるかと思えます。補助金の支出目的も含めて中で様々な情報も集めて、少し仕事は進めさせていただきたいと思えます。

○議長（東 千春議員） 佐藤議員。

○11番（佐藤 靖議員） 一方、市民活動センターもそうなのです。町内会、先ほど言ったように、なかなか活動はできないけれども、刷り物を含めてやっぱりやっていかなければいけない。あるところもあるでしょう。だけれども、意外にやっぱり刷り物、あるいはいろんな活動に対して経費がかかるということで、例えば我が豊栄区町内会なんかそうですけれども、今年までは全戸に町内会の総会議案、配布をしていましたけれども、来年からやめようと。やっぱり回覧で回すのと総会に来る人にやろうと。変化をさせないと、それだけやっぱり相当な経費が印刷代にかかるので、とてもそこまではやる必要はないだろう。あれは、もし本当に市民活動センター、これ京都府の城陽市というところでは市民活動センターを地域課題解決に向けて活動する団体、NPO、市民、企業、行政など交流、協働するための拠点というふうに位置づけて、印刷機、1枚1円、カラー10円、作業用パソコン、プリンター、ミーティングテーブル、大型文具などの利用可能というふうにしている。福岡県的那珂川市にも同じようにセンターを開設して、これは複写機、白黒で1枚10円、カラーで50円、印刷機は用紙持込み無料と。紙折り機無料と。裁断機無料と。パソコン、プリンター云々かんぬんというふうにやっぱり設置をしているのです。これもやっぱりどういうふうにやっているかといったら、遊休施設や何かを使ってやっている。あるいは、これまでも私どもも総務文教なり会派で市民活動センターって見に行きま

したけれども、当時からやっぱり市民の集まる拠点になっていると。町内会としても活動にいいということで、ただ言っているように、やっぱり機械があるものだから、常用の職員がいると。そういう意味では、今ある風連庁舎も3階というのは一番いいのかな。あそこまでやっぱり車で行って印刷するというのは、町内会としては多分やるころはやるでしょう。やっぱりコミュニティーをどう活用していくかと。コミュニティーをどう醸成していくかということを見ると、やっぱりいろんな機会を与えてあげることが今必要ではないかというふうに思いますけれども、市長はどういうふうにお考えですか。

○議長（東 千春議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 活動支援センターの趣旨でありますとか、全国的にそうした事例もあるということは承知をし、提言も受け止めたいと思います。当然あったらあったで便利でしょうし、それはその機能を果たされると思いますけれども、一方でそれが本当にそれぞれの町内会の皆さんや地域の皆さんのニーズに合致するものなのか、あるいは場所なのか、あるいは機能なのかということはやっぱり名寄市としてどういう役割を果たすべきなのかというのは十分検討、議論を加えるべきなのだろうというふうに思います。改めて議員からも御提言をいただきましたので、また町内会の連合会の役員の皆さんや、あるいは町内会長さん等の集まる機会等、こうした提言があって、こうした中身について皆さんと議論を深めていきたいというふうに考えています。

○議長（東 千春議員） 佐藤議員。

○11番（佐藤 靖議員） そういいながらもやっぱり先ほどの渡辺部長の答弁ではないですけども、財政が厳しいのでというけれども、私は本当に財政が厳しいかどうか分からないのです。例えば名寄市の新年度予算は、基金を取り崩して編成されています。平成31年度においても11億9,471万8,000円を取り崩して編成をし

ていますが、決算においては形式で3億8,024万8,000円の黒字、実質でも3億7,167万6,000円の黒字、結果平成22年度末で46億4,400万円だった基金残高は今令和元年度末では84億4,300万円というふうに膨れ上がってきている。加えて、北海道市町村備荒資金組合に納付金として普通納付金が約2億円です。それに、単独災害復旧対策費で約3億円、合併算定替え等財政危機対策として約3億円、庁舎などの老朽化した公共施設対策で約8億円、合計約14億円を超過納付としているのが現状で、この備荒資金組合には総額16億2,809万5,000円を積み立てて、そうすると基金残高は約100億円です、名寄市の持っている基金残高は。これが本当に財政が苦しいという表現、これは当初予算、予算編成のときも申し上げたとおり、厳しい財政、厳しい財政ということでやって、結果的に最終的には決算では黒字になって、積み立てていっているけれども、本当にこの基金残、将来のそれは財政負担ありますけれども、今コロナ禍なり、高齢化なり、いろんな命を守ることなりに使って、市民の人、文句言いますか。そこを優先すべきで、それからどうするかという対応を考えるべきで、今幾ら上限、積み立てて、積み立てて、積めるだけ積み立てるかというような状況には市内はないと。今こそためたお金を有効活用する新年度予算編成にしていかないと、振り返ったら市民、企業を含めてだんだんやっぱり名寄を離れていくという状況になる。特に来年度はマテリアさんがやっぱりいなくなるということを含めると、経済的打撃というのは相当市内にいろんなところに波及をしていくということを見ると、今こそこの100億円という基金をやはり有効に活用すると。全額使えとは言いません。それは、将来の公債費負担を軽減させるということもありますから。やはりそこは大胆に財政規律を維持する。財政規律を大幅に上回っておりますので、この財政規律を維持するという基本ラインは揺るがないも

のとしながらも、有効に基金を活用する時代ではないかなと思いますけれども、副市長の見解を伺います。

○議長（東 千春議員） 橋本副市長。

○副市長（橋本正道君） 今いろいろお話しいただきました。まず、基金のお話であります、実績としてそういう形になっているということでもあります。これから令和2年度の決算委員会、その中でいろんな質疑交わされることと思いますけれども、正直言いますと令和2年度予算編成は終わって、それから予算の審査委員会のそのところでコロナがだんだん出てきたということでもありますから、振り返ってみるとその時点では財政含めてこれはどうなることだろうかとということで、危機意識はかなり持っておりました。結果については決算委員会の中で出てくるとは思いますけれども、やはり異常時期ではあります、間違いなく。このコロナというのは誰も予想していなかったことで、これに併せて王子の問題含めて非常に大変な時期を迎えているのはこれは間違いありません。この基金自体は、いろんな目的があります。特に財政規律の中でも災害に備えて、不測の事態に備えて財政調整基金ということもきちんとうたっておりますので、基金の中身のいろんなやりくりはありますけれども、11月1日、市長訓令ということでありますので、まだ時間はありますけれども、どういう形が一番望ましいのか。やはり求められているところの的確に事業を行って、財政を投資していく。場合によっては基金も崩していく。令和2年度、それから令和3年度はまだ執行途中でありますけれども、何回となく経済対策やらせていただきましたし、基金はためるだけではなくて、やはり使うべきところには使うというのはこれは間違いのないことでもありますので、改めて今後市長訓令までの間に少し先も見据えながら、当然国とかの補正予算、あるいはどういう形になるか、さらに財政がどうなるかという情報も得ながらそこは慎重にかつ大胆に判断させていただきたいと

思います。

○議長（東 千春議員） 佐藤議員。

○11番（佐藤 靖議員） このところコロナで苦しむ市内の事業所関係を含めてあるという一方で、私どもの年の同級生たちがやっぱり名寄を離れると。それは娘のところ行く、息子のところ行くというのもあるでしょうし、だからそういう状況が非常にやっぱり悲しいのです。このまちは住めないということですから、年取ったら。だけれども、やっぱりこのまちでもしっかり頑張れるのだということをしっかし示してあげるのが私は行政の大きな役割だし、それが施策だというふうに思います。市の職員のOBだってやっぱり名寄を離れていく。市役所にいる間は一生懸命まちづくり、まちづくりと言っていたのに、退職されてしばらくすると、では名寄離れます、バイバイというのは、これは寂しい限りです。だから、本当にこのコロナ禍で市民の発想なり国民の発想なりいろんな発想が変わったように、やっぱり市町村財政、あるいは市町村施策も発想を変えて、とにかく今いる名寄市民の人たちを守り、育てるということを私は優先すべきだというふうに思いますし、そのために市長がどういうふうに時期を判断されるかということがあると思いますけれども、ぜひそういう、それは名高駅も大切。子供の遊び場も大切。だけれども、33%に達したお年寄りたちが喜んで名寄に住めるようなまちをつくっていくというための施策のしっかしやっぱり対応されること、特にその初年度として来年度が活用されるように期待を込めて、終わりたいと思います。

○議長（東 千春議員） 以上で佐藤靖議員の質問を終わります。

13時まで休憩いたします。

休憩 午後 0時01分

再開 午後 1時00分

○議長（東 千春議員） 休憩前に引き続き会議

を開きます。

公共施設の整備と方向性について外2件を、高野美枝子議員。

○12番（高野美枝子議員） それでは、通告順に従い、質問いたします。

大項目1、公共施設の整備と方向性についてお聞きいたします。名寄市の急激な人口減少、高齢化や今なお終息が見えないコロナウイルス感染症、今まで経験したことのない今年の猛暑、国や北海道の動き、交付金の行方など近年の環境の変化を鑑みると、今後の名寄市のまちづくりに向けた最適な公共施設の在り方をどのように考えているのかお伺いいたします。

小項目1、教育施設についてお聞きいたします。近年の急激な児童生徒数の減少、また耐震に対する考え方、老朽化が著しい施設、今年の夏の暑さの対策を踏まえた中で、これからの校舎の在り方についてお伺いいたします。

小項目2、公営住宅についてお聞きいたします。町中に高齢者公営住宅を希望する声を多くお聞きします。高齢化することにより買物に行けないいわゆる買物難民、その上医療施設に通われている方が多く、少しでも医療機関に近いところ、介護や認知症対応、交通機関の利便性などを踏まえて、その考え方についてお伺いいたします。空き家、空き部屋などに対する考え方、またこれからの公営住宅の果たすべき役割と整備についてどのように考えているのかお伺いいたします。

小項目3、庁舎の考え方についてお聞きいたします。耐震に対する考え方、また災害時に対策拠点本部になり得るのか、老朽化、暑さ対策などの環境整備、デジタル化の考え、とりわけ来庁者の利便性を踏まえた庁舎整備についての考えをお伺いいたします。

小項目4、公共施設等再配置計画についてお聞きいたします。計画に盛り込む具体的な施設の内容と今後の計画策定に向けたスケジュールについてお伺いいたします。

大項目2、名寄市の観光振興についてお聞きいたします。来年度からの次期観光振興計画策定に向け様々な検討がされていることが行政報告でなされています。コロナ感染症は次々と新株が現れ、今までとは違った観光計画になるのではないかと考えられます。名寄市が持つ様々な既存の観光資源を活用した振興方策について伺います。

小項目1、名寄市観光振興計画の達成度と今後の課題についてお聞きいたします。今年度末までの計画となっています。昨年、今年と事業が持たない中でこれまでの実績を踏まえ、現在までの達成度について、また課題についてお伺いいたします。

小項目2、新型コロナウイルス感染症対策中の観光の在り方についてお聞きいたします。今までの状況、ウィズコロナ、アフターコロナを見据えた中で今後の観光の在り方についてお伺いいたします。

大項目3、社会教育についてお聞きいたします。社会教育の重要性については、周知の事実でございます。特に近年は高齢化社会を迎え、人生100年時代と言われるようになってきました。生涯学習の重要性と在り方が名寄の未来を変えと言っても過言ではありません。地域、町内会などで様々な学びがあり、学ぶことにより様々な気づきや生きる喜びや力になり、地域への愛着や誇りを持ち、次世代につないでいくことができ、市民の活力や地元愛が望まれ、期待されることです。また、ひきこもりや高齢者のフレイル予防の観点からも今後ますます社会教育が重要であると考えます。その取組についてお伺いいたします。

小項目1、事業の取組についてお聞きいたします。青少年、社会人、高齢者、家庭教育、文化振興、また体育振興についてこれまでの成果と名寄市としての特色についてお伺いいたします。

小項目2、新型コロナウイルス感染症対策に対応した事業推進についてお聞きいたします。事業の縮小だけではなく、小中学校と同じように学ぶ

機会を確保していくお考えについてお伺いいたします。

小項目3、生涯学習の在り方についてお聞きいたします。今後本市に求められる生涯学習の在り方についてどのように考えているのかお伺いいたします。

以上、この場からの質問といたします。

○議長（東 千春議員） 渡辺総務部長。

○総務部長（渡辺博史君） ただいま高野議員からは大項目3点にわたり御質問いただきました。大項目1は私から、大項目2は産業振興室長から、大項目3は教育部長からの答弁となりますので、よろしくお伺いいたします。

初めに、大項目1、公共施設の整備と方向性について、小項目1、教育施設についてお答えします。学校施設は児童生徒が学習、生活の場として充実した教育活動を送るとともに、豊かな人間性を育む教育環境として重要であります。そのため、学校施設の老朽化対策と耐震化を推進するため名寄市立小中学校施設整備計画を策定し、小学校の統廃合に併せた改築や東小学校の大規模改修、風連中央小学校の改築、智恵文小学校の改築に併せ義務教育学校設置に向けた取組を進めるなど、財政状況を勘案しながら進めているところです。現状の課題といたしましては、学校施設整備を進めている一方で名寄市街地区の名寄中学校、名寄東中学校は旧耐震構造であり、早急な施設整備が必要となっていることや耐震化されている学校施設でも20年以上経過している施設もあることから、適切な維持補修や大規模改修など長寿命化を視野に入れた整備が必要となっております。お尋ねの今後の学校施設整備の方向性についてですが、旧耐震構造の名寄中学校と名寄東中学校は、整備の方向性を検討する上で外観調査だけでは不十分なことから、今年度耐力度調査を実施しており、その結果を基に改築や耐震補強等の具体的な整備方針を検討いたします。また、その他の学校施設整備については、個別施設計画として本年3月に策

定した名寄市学校施設長寿命化計画を基本に従来のような事後保全的な手法から予防保全的な手法である長寿命化改修へ転換し、計画的な機能回復や暑さ対策など時代のニーズに応じた機能向上を図ってまいります。

次に、小項目2、公営住宅についてお答えいたします。市営住宅は、公営住宅法の目的に基づいた健康で文化的な生活を営むに足る住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸するもので、本市においてもこの目的ののっとり市営住宅の供給、管理を行っております。市営住宅の空き家の状況であります。令和3年8月末時点で市営住宅の管理戸数は811戸、そのうち551戸に入居しており、政策空き家としているものを除き供給可能な一般空き家は83戸になります。初めに、既存の市営住宅の空き家対策については、応募倍率の状況や入居希望の問合せなどの需要に応じて修繕を行い、現在は公募する住宅を増やしながら空き家の解消に努めております。また、今後空き家となる現在施工中の栄町55団地の2棟については、市営住宅の役目を終え、現時点では将来的に廃止する考えであります。

次に、高齢者や介護が必要な方などのための買物や医療施設に近く、利便性の高い町中へ的高齢者公営住宅の必要性につきまして、まず維持管理や整備方針を定めた名寄市公営住宅等長寿命化計画では令和8年度に管理戸数を現在の811戸から760戸程度とする目標を掲げています。このため、計画に基づき長寿命化事業や建て替え事業を実施する中で戸数の縮減に取り組んでいるため、新規に町中公営住宅を整備する予定は持ち合わせておりません。また、高齢者や介護が必要な方など特定の方の入居を目的とした公営住宅の整備も今のところ計画の予定はありませんので、御理解願います。なお、町中への対応例としましては、瑞生団地の建て替え事業に当たり建て替え場所の検討に現地か移転かという候補を選択する際

にまちなか居住を推進する施策などと連携し、利便性が高まる区域となる立地適正化計画の居住誘導区域内での移転を決め、整備を進めているところです。また、高齢者対応につきましては現在管理中の市営住宅の中で高齢化に対応したバリアフリー住宅や生活相談などの見守り支援があるシルバーハウジング住宅といった高齢者が自活して生活できるための整備が整う住宅を供給しており、引き続き管理を行ってまいります。

最後に、市営住宅の今後の方向性につきましては人口減少社会、少子高齢化といった状況下において、とりわけ高齢者の住まいについては家族構成や生活環境の変化といった居住ニーズの高度化と高齢による心身の具合や程度による多様化が求められています。これに応えるためには行政が運営する賃貸住宅である公営住宅だけでは対応が難しく、民間市場によるサービス付高齢者専用住宅や有料老人ホームなどでの対応も効果的であると考えます。このようなことから、民間市場が適切に機能するためにも公営住宅の果たすべき役割としましては公営住宅法の目的に基づいた住宅に困窮されている低額所得者への住宅を提供することを第一に住宅供給を今後も継続する考えであります。

次に、小項目3、庁舎の考え方についてお答えします。本市の庁舎は名寄庁舎が昭和43年、風連庁舎が昭和55年に建設され、ともに昭和56年の新耐震基準導入前の構造となっています。それぞれ平成14年と平成22年に耐震診断を実施し、耐震改修工事の実施について検討を行った経緯がありますが、当面は災害時における業務継続方法や施設利用者の安全確保などについて検討を進めることとし、耐震化は見送ってきているところでもあります。大規模災害時における災害対策本部設置の考え方については、名寄市業務継続計画において名寄庁舎が被災し、使用できなくなった場合を想定し、優先的に実施すべき業務を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順などを定

めているところですが、その際災害対策本部は風連庁舎、または駅前交流プラザよろ一を代替施設として設置することとしています。本年3月策定しました名寄市公共施設個別施設計画においては、劣化状況の評価を行い、老朽化と耐震性が課題であるとした上で、当面は利用者に支障が出ないよう必要に応じた機能維持と長寿命化を図ることとしているところです。今後の庁舎の在り方については、重要な課題の一つであることから、時間をかけた慎重な議論が必要と認識しており、さらに有利な財源措置もない状況の中では名寄市総合計画（第2次）における庁舎建て替えは難しいものと考えているところです。また、議員がおっしゃるとおり、気温上昇による暑さ対策やデジタル化の対応が求められている状況です。暑さ対策については、山崎議員にも答弁させていただきましたとおり、市内公共施設のエアコンの設置状況を調査するとともに、今後設置が必要な施設について協議を進めてまいります。庁舎のデジタル化につきましては、新型コロナウイルス感染症対策によりオンライン会議が急増している状況にあり、各会議室へ無線回線設置が急務となっています。これらの新たな課題にも対応できるよう新年度予算において庁舎の環境整備に向けた協議を進めてまいりたいと考えています。

次に、小項目4、公共施設等再配置計画についてお答えします。本市では、平成28年に公共施設の具体的な縮減目標を掲げた名寄市公共施設等総合管理計画を策定するとともに、令和2年にはコンパクトシティーを目指して都市機能誘導区域と居住誘導区域を定めた名寄市立地適正化計画を策定しております。さらに、昨年度末には各公共施設のカルテ、データベースとなり得る名寄市公共施設個別施設計画を策定しました。今回策定する名寄市公共施設等再配置計画につきましては、将来的な人口減少や社会変化に対応した公共施設の機能、規模、統廃合、複合化などの方策や次期配置を具体的に示すことでこれまでの計画をさら

に推進していくためのロードマップとして市民の皆様がまちの将来像をイメージできるような計画を策定します。計画の期間につきましては、社会情勢の大きな変化や建物の寿命、機能の見直し、世代の入れ替わりなどを一くくりと考え、30年とし、30年の期間を短期、中期、長期の3つのフェーズに分け、検討します。短期については具体的な立地や機能などを検討することとし、中期以降については人口減少の推移や時代背景に合わせ柔軟に対応できる計画とします。計画の短期で検討する対象施設につきましては、老朽化が著しく、今後の方向性が急がれる市立図書館、児童センターに加え、大学学生寮、生活支援ハウス、ワーケーション施設などを想定しております。配置場所につきましては、立地適正化計画で定めた都市機能誘導区域内の公有地のみならず、民有地や遊休地の利活用含めてコンサルの知見をお借りするとともに、これまで各種団体などからいただいた提言なども参考にしながら計画に反映していきたいと考えております。また、計画策定に当たっては立地適正化計画策定時にアドバイザーとして御指導いただき、本市の状況を把握していただいている専門家、有識者として北海道大学の森教授にも今回もアドバイザーに御就任いただきました。森教授には、計画策定全般にわたり御指導いただくとともに、必要に応じて市民の皆様などに向けた御講演、御説明などをお願いしたいと考えております。現在各施設担当者や関係団体などへのヒアリングを終えており、今後利用者分析や今後の人口減少、動態なども鑑み、様々な角度から検証し、庁内の名寄市公共施設等再配置検討委員会での議論を経て、年度内の策定へ向けて進めてまいります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（東 千春議員） 田畑産業振興室長。

○産業振興室長（田畑次郎君） 私から大項目の2、名寄市の観光振興についてお答えいたします。

初めに、小項目の1、名寄市観光振興計画の達

成度と今後の課題について申し上げます。本市の観光振興計画は平成28年度に見直し、令和3年度に10年間の計画期間の最終年度を迎えます。計画の目標値として総合計画のKPIでもある観光入り込み客数61万6,200人、外国人宿泊延べ数1,635人泊を掲げ、これまでの推移としては観光入り込み客数は増減を繰り返しながら平成28年度48万5,000人からは減少傾向にある一方で、外国人宿泊延べ数は台湾との交流や平成28年度に観光庁から認定された広域観光周遊ルート、日本のてっぺん。きた北海道ルート。の取組などの効果もあり、目標値を超え、平成28年度以降着実に増加し、令和元年度には過去最高の2,160人泊を記録したものの、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により大幅な減少となっております。

本市の観光の課題としては、日本一をうたう雪質や天塩川など本市の強みである良質な自然環境を生かしたアウトドア観光を担うガイドなどの人材の不足、大都市とのアクセス、知名度の低さや情報発信力の弱さなどのほか、通過型観光が多いことなどがあり、特にコロナ禍における観光の在り方について検討していかなければならないと考えております。

次に、小項目の2、新型コロナウイルス感染症の中での観光の在り方について申し上げます。令和2年2月からの新型コロナウイルス感染症の拡大は本市の観光にも甚大な影響を与え、国のGOT。トラベル事業や北海道のどうみん割事業などにより一時的に回復するものの、その後の緊急事態宣言や蔓延防止等重点措置によりさらなる打撃を受け、特に外国人観光客の入り込みは激減しています。こうした状況の中、新型コロナウイルス感染症の終息の度合いに応じて、例えばウィズコロナ期には地元や近隣を旅するマイクロツーリズムを推進し、アフターコロナ、ポストコロナと段階を踏まえて道内、道外、海外と徐々に対象を広げながら本市の強みである豊かな自然環境を

生かした取組などを進めていくことが重要であり、回復するまでの間は入り込み体制などの準備などを進める期間でもありと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（東 千春議員） 木村教育部長。

○教育部長（木村 睦君） 私からは大項目3、社会教育について、小項目1、事業の取組について申し上げます。

本市の社会教育事業につきましては、毎年度策定する名寄市社会教育推進計画に基づき実施しております。生涯学習社会の形成では、市民が生涯にわたって主体的に学習し、心豊かな人生を送ることができるよう市民講座や公民館講座の実施、ピヤシリ大学や瑞生大学、友朋学級の高齢者大学等の開設運営、より身近な学習の場となる公民館分館事業の支援などを実施しているほか、昨年からは市内7つの学校運営協議会に設置された地域学校協働本部において地域と学校が連携する活動を支援しております。家庭教育の推進では、家庭における教育力の向上を図るため幼稚園と連携した2つの家庭教育学級の開設や家庭教育学級合同研修会などを行っております。青少年の健全育成では、未来を担う青少年が心身ともに健やかに成長し、社会の一員として人間性や社会性を身につけることができるようわくわく！体験交流会の実施や野外体験学習事業へっちゃLAND、東京都杉並区児童との都会っ子交流事業などを行っております。地域文化の継承と創造では、市民が感動や生きる喜びを感じ、創造力にあふれる豊かな人生を送ることができるよう市民文化センターE N - R A Yホールやふうれん地域交流センターを拠点とした舞台芸術公演の実施や文化芸術バスツアーなどを行っております。生涯スポーツの振興では、スポーツによる市民の健康づくりのため体育協会や総合型スポーツクラブの支援によりスポーツ教室の開催、Nスポーツコミッションとの連携による街なかウォーキングや街なか運動会などを行っているところです。本市の社会教育

の特色として名寄、智恵文、風連、それぞれの地区に公民館があることから、市民のニーズにより身近な講座の開催や高齢者大学、学級もそれぞれの地区で実施しております。また、各公民館や高齢者大学等では市内の社会教育施設と連携した取組の実施や地域の歴史、文化を題材とした取組なども行っており、それぞれが特色の一つであると考えております。

次に、小項目2、新型コロナウイルス感染症に対応した事業推進について申し上げます。新型コロナウイルス感染症拡大による緊急事態宣言がこれまで3度発出され、本市においてはその都度公共施設の臨時休館を行い、感染拡大の防止に努めてまいりました。臨時休館が明けた後は国、北海道のガイドラインや本市新型コロナウイルス感染症対策本部の対応方針、公民館における新型コロナウイルス感染予防ガイドライン、劇場、音楽堂等における新型コロナウイルス感染予防ガイドラインなどに沿った感染防止の取組を行い、事業を実施してきたところです。今後においてもその時々々の感染状況により規模縮小や中止が避けられない場合もありますが、感染防止対策を徹底しながら最大限でき得る方法を検討し、事業に取り組みたいと考えております。また、今年度からは一部の事業でオンラインによる動画配信の取組を始めました。このことにより感染不安がなく、自宅から気軽に参加することができるかと好評いただいております。こうしたオンラインによる事業の実施とともに、これまで同様感染防止対策の徹底を図りながら対面での事業実施により市民の生涯学習機会の確保に努めてまいります。

次に、小項目3、生涯学習の在り方について申し上げます。御承知のように、生涯学習の実現を図るためには学校教育、家庭教育、そして社会教育がそれぞれの目的と役割をしっかりと果たすことが重要であります。とりわけ今後生涯にわたる学びを行うためには、社会教育の果たす役割は極めて重要になると考えております。生涯学習では

集まり、学び、つなぐという3つの視点が重視されており、市民講座などの機会に市民が集まり、そこで学び、参加者同士や講師などとつながることにより今までと違った視点や発想により新しい取組が生まれる可能性があります。本市では、昨年度から7つの学校運営協議会で地域学校協働活動の取組を始めたところ、学校と地域をつなぐ、児童生徒と市民をつなぐ地域学校協働活動は、今後の生涯学習の推進において重要な取組になるものと考えております。市民の皆さんが生涯にわたって主体的に学習し、充実した人生を送ることができるよう引き続き生涯学習の推進に努めてまいります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（東 千春議員） 高野議員。

○12番（高野美枝子議員） 御答弁いただきましたので、順次再質問させていただきます。

教育施設についてでございますけれども、たゞいま名寄中学校、名寄東中学校施設整備事業ということで今耐力度調査業務委託をしている最中で、10月12日ということで、これが明けましてからの結果待ちということになるということをお知らせいただいたところですが、近年本当に急激な出生数ということですか、去年の出生数が160人台とお聞きいたしました。また、コロナの影響もあるのかなというふうには思うのですが、今後王子マテリアの撤退など子供の数が減少するということが危惧されております。一方、校舎は計画に上がって改修するのか、修繕するのか、そこら辺ちょっと分からないのですが、校舎を40年ぐらい、四十何年と今持っているところなのではあるのかということ、そこを踏まえた上で1校になる可能性もあるのではないかと、市民の方から問合せもあるところなのではあるか、そこら辺の考え方についてお聞きしたいと思います。

○議長（東 千春議員） 木村教育部長。

○教育部長（木村 睦君） 教育施設の考え方と

ということで再質問いただいたかというふうに思っております。議員のほうからも出生数が160人台と減少している状況から今後の児童生徒の人数についても非常に気になるところだということだということだというふうに思っているところでございます。ただ、学校配置というところを考えると、1つ目といたしましては、学校というのはすごく地域社会にとって身近な公共施設でございますので、様々な地域活動にも利用されているところでございます。さらに、2つ目につきましては、郊外農村地域にとっては地域コミュニティですとか、あと地域と学校との関係が非常に密接でございますので、それぞれ地域の実情に応じまして学校配置については当然検討していく必要があると考えているところでございます。お話しさせていただきましたとおり、学校というのはすごく地域と密接でありますので、これまでも学校の配置を考える上では地域の皆様方からの御意見伺いながら統廃合がある場合は進めてきておりますので、御理解していただければと思っております。単純に児童生徒数が減少したからといって、それだけの理由だけで進めるということではなくて、地域と十分に意見交換をしながら考えていく必要があるものというふうにはこちらのほうでは認識しているところでございます。ただ、いずれにしても先ほど議員のほうからお話ありました出生数の数から児童生徒数が少なくなるというのは現実でございますので、そういったところはやはりこれからの校舎を考える上での一つの指標といたしまして、指針といたしまして、そういうことにはどうしてもつながってくるものだとも考えています。そういったところも考えながら我々のほうも検討のほうはさせていただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお聞きいたします。

○議長（東 千春議員） 高野議員。

○12番（高野美枝子議員） 後からの社会教育とか地域コミュニティでも再度質問させていた

だきたいというふうに思いますけれども、そのの学校がなくなることによって地域コミュニティーの衰退ということを前回教育長もおっしゃっていたように思いますので、地域の方たちと十分な話し合いをする中で、名寄市にとって中学校の在り方がどのような形が一番いいのか、やはり十分に話し合って進めていただきたいというふうに考えております。

公営住宅については、高齢者公営住宅ということで質問させていただいたのですけれども、考えはないということで、たくさんあるので、縮小の方向に進んでいるのかなというような御答弁だったというふうに思います。また、ほかの民間だとか高齢者施設を利用する考え方も示されたところでございますけれども、空きがあるということで、15日の三浦議員の答弁の中で市営住宅は管理戸数811戸で、このうち260戸は空き家と。そして、集約を含めた改修、解体、用途廃止など縮減に取り組んでいるほか、別な公共施設としての活用も検討する予定というふうに答弁されたかというふうに思うのですけれども、別な公共施設としての活用というのはどういうことを指すのか教えていただきたいと思います。

○議長（東 千春議員） 東建設水道部長。

○建設水道部長（東 聡男君） 過日三浦議員の質問のときに回答させていただいた部分なのですが、今公営住宅の空き家、直しながら使っているということなのですが、それ以外に栄町55団地というところは5棟ある住戸を今3棟に住み替えなど進めさせていただきながら整備をしているところなのですが、2棟まるっと空いてくるというような形になるものですから、その部分については公営住宅としての用途としては将来的に用途廃止をしてしまうと公営住宅という財産から今度一般財産というふうにもなってきますので、私どもとしては一義的には公営住宅でないのであれば解体ということも検討しますが、そこはやはり全庁的に少し考え方、利活

用を含めて検討する余地は残っているのではないかなということで、そのような答弁とさせていただいた次第です。

○議長（東 千春議員） 高野議員。

○12番（高野美枝子議員） 分かりました。

811戸で260の空き家、今使用できる88戸が募集中ということで、やはり住んでいる方からよくお声を聞くのですけれども、空いているけれども、もったいないねと、収入になるのだよねと、名寄市、財政大変なのだよねということをよく言われるところなのです。空いているので、誰か大学生に入ってもらったらいいのではないのか移住された方とか高齢者が冬の間だけでも入れるとか、そういうこともよく言われるところなのですけれども、先ほど言われた公営住宅法の目的外使用ということで、随分厳しいのかなというふうに思っているのですけれども、札幌市とかでも何か公営住宅で大学生が入居したというの、ちょっと古い情報になるのですけれども、あると思うのですけれども、公営住宅法の目的外使用について教えていただきたいと思います。

○議長（東 千春議員） 東建設水道部長。

○建設水道部長（東 聡男君） それでは、続きまして公営住宅の空き家対策としての目的外使用という視点でちょっとお答えをしていきたいと思っております。

この間も議会において春にも目的外使用の関係、札幌ではそのような形で大学生を入居させて、地域のコミュニティーですとかに参加するだとか除雪をするということで、目的外ということで進められている部分もあるというふうに聞き及んではございます。まず、公営住宅、本来の入居対象者の入居を阻害しないということが私どもも第一義的に考えてございます。適正かつ合理的な管理に支障のない範囲で公営住宅法で規定する公営住宅の使用に関するもののほか、ここが目的外になるのですけれども、大臣承認を得た上で目的外使用することができるというふうにはなっております。

す。では、その中身なのですけれども、法令や国の通知でも目的外の場合につきましては対象者を具体的に明示してございます。例えば社会福祉法人などで行うグループホーム事業ですとか高齢者向け優良賃貸住宅、外国人留学生のほかDVの被害者、犯罪被害者など緊急に住居を確保する必要がある低額所得者、ここ公営住宅と一緒にのですけれども、については弾力的な運用を行うよう国が認めているものでございます。また、このほかにも一時入居を認めるものとしたしましては、火災などで災害により住宅を焼失した方も受入れが可能というふうになってございます。このほかにも若年の単身世帯、Uターンなど地域対応活用により居住の安定が必要な者に対する場合も可能であるというふうにはなっておりますけれども、実施目的など活用計画を策定をして、大臣の承認を得るというふうに、よって住宅を活用することが可能となるということなので、その辺りの条件が整えば目的外も対応できるものと考えてはおります。このため、目的外使用する場合におきましても私ども住宅管理者といたしましては公営住宅の応募状況ですとか空き家の戸数などを勘案しながら、目的外使用をしても本来の入居者の対象者を阻害することのないような形を一番最初に考えるわけなのですけれども、対応可能な住宅とその数を選定しながら進めていかなければならないということでございます。また、私ども住宅を管理している部署以外で住宅困窮者などの住まいの施策などの方針というのが具体的に出てこなければ適用することは難しいのではないかなというふうに考えているところです。これまでも議会でお答えしていますように、この目的外という選択肢、あるというふうな部分で検討はしているのですけれども、現段階では本来の公営住宅としての目的を基本に住宅に困窮されている低額所得者への提供を第一に考えて取り組んでまいりたいというふうに考えていますので、御理解願いたいと思います。

○議長（東 千春議員） 高野議員。

○12番（高野美枝子議員） なかなか難しいところがあるのだなというのは理解したのですけれども、何とかそこでももう少し勉強して、使えるようにならないかということで、また次回に譲りたいというふうに思います。

庁舎の関係なのですけれども、今回名寄市も本庁舎整備に係る起債制度創設を要望する会に加盟されておりまして、その活動内容についてお知らせしていただきたいと思っております。

○議長（東 千春議員） 渡辺総務部長。

○総務部長（渡辺博史君） 本庁舎整備に係る起債制度創設を要望する会についての御質問だということでございます。この会につきまして、本年4月に設立されたばかりの会でありまして、市民の安全、安心を守るための防災拠点であります本庁舎、庁舎の建て替えについて新たな起債制度の創設を期することを目的としている会でございます。会員は道内9市で構成されておりまして、いずれの市も庁舎が新耐震基準を満たしていない状況であります。会長と事務局を兼ねております江別市が声かけ人となって本年2月にオンラインで設立準備会が開催され、本市としても趣旨に賛同して加盟したというものでございます。活動につきまして、本年度総務大臣をはじめ国会議員に要望活動を実施したというところでございます。

以上です。

○議長（東 千春議員） 高野議員。

○12番（高野美枝子議員） 本庁舎に対しては有利な起債があれば何とかしたいという気持ちがあるのかなというふうに受け取ったのですけれども、非常に高額になりますし、基金も先ほど佐藤議員のほうから積んでいるところだということなのですけれども、やはりいろいろな面で考えたときに今回の総合計画（第2次）には上がってきていないということなのですけれども、今後どのぐらいのスパンで考えていくのか今からやっぱり考えていく、在り方については議論していかなければ

ばならないというふうに思いますけれども、そこら辺についてのお考え、お知らせください。

○議長（東 千春議員） 渡辺総務部長。

○総務部長（渡辺博史君） 公共施設につきまして様々な老朽化している施設がありまして、優先順位といいますか、近いうちにやらなければならないという部分も今出てきているところであります。本年3月ですか、策定した公共施設の個別施設計画の中で今後の施設方針ということで、基本的な方針としては両庁舎とも維持補修と。具体的な内容としては、現状利用者に支障が出ないように日常的に点検を実施し、必要に応じた修繕により施設で機能維持、長寿命化を図るということとしておりますので、当面はこの基本的方針で整備を進めてまいりたいと考えておりますので、御理解よろしく申し上げます。

○議長（東 千春議員） 高野議員。

○12番（高野美枝子議員） やはり長寿命化ということで大変努力なさっているというふうには思うのですが、庁舎も風連と名寄と2つありますし、今後1つにするのかという市民の声もありますけれども、そこら辺の考えについてお聞かせいただきたいというふうに思います。

○議長（東 千春議員） 渡辺総務部長。

○総務部長（渡辺博史君） 両庁舎の部分で御質問ございました。今現状においてその部分について特別な議論しておりませんので、お答えちょっとできない部分、御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（東 千春議員） 高野議員。

○12番（高野美枝子議員） 加藤市長はどのように考えているかお知らせください。

○議長（東 千春議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 立地適正化計画の中でも庁舎の今後の在り方については少し触れられているところでありまして、今後もし建て替えるということであれば都市機能誘導区域に立地することが望ましいであろうということは書かれていると

いうことであります。2つの庁舎をどうしていくかということ等はまだまだこれから議論の余地があると思いますけれども、当然老朽化している施設でありますので、いずれは何らかの形で手を加えていかなければならない施設だというふうに思います。今後とも市民の皆さんと議論を継続していく中で庁舎の在り方については議論を深めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（東 千春議員） 高野議員。

○12番（高野美枝子議員） ぜひ市民の方の意見を聞きながら進めていっていただきたいというふうに考えております。

4番目の公共施設等再配置計画でございますけれども、市立図書館、児童センター、大学寮、生活支援ハウス、ワーケーションスペースということで出てきているわけでございますけれども、これいつ頃までにどのような形って、先ほど説明していただいたのですけれども、もう少し詳しく教えていただきたいなというふうに思うのですけれども。

（何事か呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） どうぞ。

○12番（高野美枝子議員） 各施設がいつ頃どのような形で出来上がるのかということお聞きしたいのですけれども。

○議長（東 千春議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） 今回明示している施設については、老朽化が激しい、答弁しておりなのですけれども、生活支援ハウスや学生寮については昨年のローリング結果ということでまとめた資料で新規事業として提示させていただいた事業、建物が今回再配置計画の中で具体的に落としていくということになりますが、それぞれの施設がいつまでという具体的なものは全く持ち合わせていなくて、これからつくっていくということで、当然都市機能誘導区域の中には公有地というのが、南広場がメインなのですけれども、

なお、調査の結果は全ての調査の結果を計画の最後に資料編といったような形でまとめてお知らせはすることにはしておりますので、併せて御理解いただければと思います。

○議長（東 千春議員） 高野議員。

○12番（高野美枝子議員） これからの計画で、来年3月ということで、そのような状況であるというのは理解いたしました。観光資源として望湖台とか、北海道の連携による観光事業だとか、先ほどおっしゃってました雪だとか、今木星が見えています天文台の活用とか、やはり通過型ではなくて、滞在型の市民に寄り添った、そんな観光計画であるというふうであればいいかなというふうに思いますし、またこの地域、釣りが、川釣りも海釣りも非常に場所もいいところだというふうに評価もされているともお聞きしています。農産物も非常においしいので、やはり泊まっていたら、経済を活性化するような、そんな計画を立てていただきたいなというふうに思います。

次、社会教育についてお尋ねいたします。今後開催される予定の事業についてお伺いいたします。

○議長（東 千春議員） 木村教育部長。

○教育部長（木村 睦君） 社会教育についての再度の質問ということで、今後開催される予定の事業についてというような御質問だったかと思えます。例えば青少年の健全育成であればこれからフットサル大会なんかも予定していますし、地域文化の継承と創造のところでは名寄市民文化祭が11月3日に、風連の文化祭については11月2日、3日に開催を今予定しているところでございます。さらに、生涯スポーツの振興といたしましては、Nスポとの連携によりまして様々なスポーツイベントのほうも予定されております。また、生涯学習社会の形成のところではいきますと、今年度様々な分野におきまして名寄を体験するまると体験！エンレイ・カレッジとして開催を今考えている最中でございます。それぞれ地域の歴史ですとか文化を知ることができるような講座のほう

を今開催していきたいというふうにして担当のほうも準備進めておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（東 千春議員） 高野議員。

○12番（高野美枝子議員） コロナ禍の中で感染対策をして、いろいろな事業に取り組んでいただきたいというふうに思います。私も機会あるごとに各種講座に参加させていただいております。地域の歴史や流れを知ることができ、その時代を生きた人生の先輩にお会いすることもあります。誰もが生きがいと居場所があり、学ぶことができる、そして仲間を誘い、地域につなげる、そんな姿も見てきました。すばらしいキャリアをお持ちの方もいらっしゃいますし、その豊富な経験を地域や子供たちに還元する人材バンク、またはアドバイザーとして教えることによって生きがいにつながり、地域文化の継承、御本人はいつまでも元気で長生きができるという、そういう生涯学習、社会教育であればいいなというふうに思っております。前回教育長の熱い思いをお聞きしました。生涯学習は今町内会の担い手不足だとか、やっぱり地域コミュニティの衰退だとか、学校を中心としていたコミュニティがなかなか醸成されていっていない、受け継がれていっていない。智恵文では地域学校ということで道教委から指導されまして、いろんな取組を元気に行っているところですが、なかなかコロナ禍で進んでいけないというところで、じぐじたる思いをしているところなのですけれども、やはりこの地域を元気にする、高齢者から、子供から、お母さんから、お父さんから。その意味で社会教育、生涯学習が非常に重要であるというふうに思うのですけれども、加藤市長におかれましては生涯学習、社会教育についてはどのようにお考えになるかお聞きしたいと思います。

○議長（東 千春議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） ありがとうございます。まちづくりの主役は市民であり、そこに住む市民

が、人がやはり活性化するというか、活力を持って、この地域に愛着を持って主体的に活動していくということがこの地域のエネルギーとなっていくのでありましょう。そのためには今議員がおっしゃられる生涯学習、あるいは社会教育というのは極めて重要でありまして、そうした皆さんをさらに意識を醸成していくために、まちづくりのまさに肝になるのではないかとこのように思います。先ほど木村部長からもお話がありましたけれども、その中でも今いわゆるコミュニティ・スクール、地域学校協働活動がこれから大きな核となり、また私も期待をしているところであります。人というのは突き詰めていくとやっぱり子供たちであって、子供たちがこの名寄に誇りを持って、愛着を持って主体的に活動する。そうした子供たちが育まれるということが持続可能なまちづくりにつながっていくし、そのことが地域の大人たちたくさん関わっていくということに地域の皆さんもやりがいを持っていくでしょうし、一緒に学んでいくということで、また新たな気づきや政策やまちづくりの施策も生まれていくのではないかとこのように思います。そうした意味では今それぞれの学校協働活動がスタートして、コーディネーターが配置をされたということでもありますけれども、このコーディネーター機能も極めて重要、強化をしていかなければならないというふうにも思いますし、コミュニティーの話が出てきまして、町内会がなかなか今厳しいと言っている中で、町内会の果たす役割は絶対あるのだけれども、しかし学校協働活動、学校単位の地域にそうした町内会ができないものの受皿になっていくという可能性もあるのではないかとこのようにも思っています。ただ、大事なことはこれはやはり押しつけになってはいけないのであって、地域の中で自発的にそうした動きをしていこうという中で1つでも2つでも学校協働活動の中で新しい息吹が、活動が生まれてくればいいのかというふうにも思っています。そうした活動をぜひ、教育委員会もそうです

けれども、市長部局も一緒になってバックアップをしていきたいというふうに考えているところがございます。

○議長（東 千春議員） 高野議員。

○12番（高野美枝子議員） 世界中がというのは、本当に閉塞感で、行き場のない怒りとか苦しみとか悩みとか、そういう中でやはりできることからやっていく、そして社会教育に希望を持って、この名寄の地の皆さんが生き生きと自分の居場所がある、出番がある、そんな地域をつくらせていただきたいというふうに思いますし、いろいろ本当にたくさんの計画をつくっていただいて、そのことを大事にしながら皆さん、市民の声を聞きながら進めていっていただきたいと思います。

そして、この間市立総合病院をはじめ市役所の皆さん、職員の皆さん、理事者の皆様、コロナワクチン対応に本当に一生懸命関わっていただきまして、ありがとうございました。

これで質問を終わらせていただきます。

○議長（東 千春議員） 以上で高野美枝子議員の質問を終わります。

これをもちまして一般質問を終結いたします。

○議長（東 千春議員） 日程第3 報告第1号

令和2年度決算に基づく健全化判断比率の報告について、報告第2号 令和2年度決算に基づく資金不足比率の報告について、以上2件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 報告第1号 令和2年度決算に基づく健全化判断比率の報告について及び報告第2号 令和2年度決算に基づく資金不足比率の報告について、一括して御報告を申し上げます。

報告第1号は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき、また報告第2号については同法第22条第1項の規定に

基づき令和2年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率を御報告申し上げるもので、細部につきましては総務部長から説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（東 千春議員） 追加説明を渡辺総務部長。

○総務部長（渡辺博史君） それでは、私から報告第1号 令和2年度決算に基づく健全化判断比率の報告について及び報告第2号 令和2年度決算に基づく資金不足比率の報告について一括して追加説明させていただきます。

配付いたしました資料の1ページをお開きください。初めに、総括表①、健全化判断比率の状況（令和2年度決算）についてであります。実質赤字比率及び連結実質赤字比率については赤字が発生していないことから、なし、バー表示、実質公債費比率については前年度より0.5ポイント増の9.7%、将来負担比率については7.0ポイント減の19.3%となりました。

次に、各指標の具体的な説明をさせていただきます。2ページをお開きください。総括表②、連結実質赤字比率等の状況（令和2年度決算）についてであります。初めに、表の左上の欄は一般会計等の赤字の割合を示す実質赤字比率積算の内訳を記載しております。一般会計の実質収支は3億8,020万3,000円の黒字、市立大学特別会計の実質収支はゼロ円となっており、分母である標準財政規模に対する割合はマイナス2.96%で、実質的な赤字が発生していません。次に、表の右下を御覧ください。一般会計等に加え、特別会計、企業会計など全ての会計を対象とした連結実質赤字比率については、全ての会計の実質収支を合計すると20億1,317万2,000円の黒字となりました。この額が標準財政規模に占める割合はマイナス15.67%になり、特別会計、企業会計を合わせた全ての会計においても実質的な赤字が発生していません。

なります。

3ページをお開きください。総括表③、実質公債費比率の状況（令和2年度決算）についてであります。実質公債費比率とは、一般会計の公債費に加え特別会計や企業会計、一部事務組合などへの公債費に準じた繰出金や負担金などの合計額が標準財政規模に占める割合をいい、直近の決算の3か年平均を用います。令和2年度単年度では前年度より1.4ポイント増の11.0%、平成30年度から令和2年度の3か年平均では0.5ポイント増の9.7%になりました。主な要因としては、平成28年度に借入れした大学図書館整備事業や広域ごみ処理施設整備事業、名寄東小学校校舎改修事業などの大型事業の地方債償還開始により元利償還金の額が増加したことによるものです。

4ページをお開きください。総括表④、将来負担比率の状況（令和2年度決算）についてであります。将来負担比率とは、地方債残高など一般会計が将来にわたって負担すべき金額が標準財政規模に占める割合をいいます。令和2年度決算では、前年度より7.0ポイント減の19.3%となりました。上段の将来負担額は、地方債の現在高、債務負担行為に基づく支出予定額、公営企業債等繰入れ見込額、職員の退職手当負担見込額など将来にわたって負担すべき金額を記載しています。また、中段の充当可能財源等は、充当可能な基金や公営住宅使用料等の特定歳入、将来にわたって地方交付税で措置される基準財政需要額算入見込額などを記載しています。将来負担比率が減少した主な要因は、各会計の地方債現在高の減少、職員の年齢構成の変化による退職手当負担見込額の減少が挙げられます。

5ページをお開きください。ここでは公営企業会計の資金不足比率の状況を表しております。企業会計である病院事業会計及び水道事業会計並びに下水道事業会計の歳出相当の額は貸借対照表における流動負債から翌年度償還の企業債等の額を

控除した金額を、また歳入相当の額については流動資産の額をそれぞれ記載しており、その差額が資金不足額となります。各会計とも歳入相当額が歳出相当額を上回っているため資金不足額はマイナスとなっており、資金不足比率はありません。

議 長 東 千 春

また、食肉センター事業特別会計についても歳出歳入の決算額を記載しており、こちらも資金不足は生じておりません。

署名議員 倉 澤 宏

以上、追加説明といたします。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（東 千春議員） これより、報告第1号外1件の一括質疑に入ります。御発言ございませんか。

署名議員 三 浦 勝 秀

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 質疑なしと認めます。報告第1号外1件を終結いたします。

○議長（東 千春議員） お諮りいたします。

議事の都合により、明日9月18日から9月26日までの9日間を休会としたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

よって、明日9月18日から9月26日までの9日間を休会とすることに決定いたしました。

○議長（東 千春議員） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれをもちまして散会といたします。お疲れさまでした。

散会 午後 2時09分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名議員とともに署名する。

令和3年第3回名寄市議会定例会会議録
開議 令和3年9月27日（月曜日）午後1時00分

1. 議事日程

- | | |
|--|--|
| <p>日程第1 会議録署名議員指名</p> <p>日程第2 議案第11号 令和2年度名寄市一般会計決算の認定について（決算審査特別委員長報告）</p> <p>議案第12号 令和2年度名寄市国民健康保険特別会計決算の認定について（決算審査特別委員長報告）</p> <p>議案第13号 令和2年度名寄市介護保険特別会計決算の認定について（決算審査特別委員長報告）</p> <p>議案第14号 令和2年度名寄市食肉センター事業特別会計決算の認定について（決算審査特別委員長報告）</p> <p>議案第15号 令和2年度名寄市後期高齢者医療特別会計決算の認定について（決算審査特別委員長報告）</p> <p>議案第16号 令和2年度名寄市立大学特別会計決算の認定について（決算審査特別委員長報告）</p> <p>議案第17号 令和2年度名寄市病院事業会計決算の認定について（決算審査特別委員長報告）</p> <p>議案第18号 令和2年度名寄市水道事業会計決算の認定について（決算審査特別委員長報告）</p> <p>議案第19号 令和2年度名寄市下水道事業会計決算の認定について（決算審査特別委員長報告）</p> <p>日程第3 議案第21号 名寄市中小企業振興条例の制定について</p> <p>日程第4 議案第22号 財産の取得について</p> <p>日程第5 議案第23号 財産の取得について</p> | <p>日程第6 議案第24号 令和3年度名寄市一般会計補正予算（第5号）</p> <p>日程第7 議案第25号 名寄市議会議員定数条例の一部改正について</p> <p>議案第26号 名寄市議会委員会条例の一部改正について</p> <p>議案第27号 名寄市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例の一部改正について</p> <p>議案第28号 名寄市議会会議規則の一部改正について</p> <p>日程第8 意見書案第1号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書</p> <p>意見書案第2号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書</p> <p>意見書案第3号 豪雪地帯対策特別措置法の改正等に関する意見書</p> <p>意見書案第4号 防災拠点となるべき庁舎整備のための起債制度創設を求める意見書</p> <p>意見書案第5号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書</p> <p>日程第9 報告第3号 例月出納検査報告について</p> <p>日程第10 閉会中継続審査（調査）の申し出について</p> |
|--|--|

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員指名
- 日程第2 議案第11号 令和2年度名寄市一般会計決算の認定について（決算審査特

- 別委員長報告)
- 議案第12号 令和2年度名寄市国民健康保険特別会計決算の認定について（決算審査特別委員長報告）
- 議案第13号 令和2年度名寄市介護保険特別会計決算の認定について（決算審査特別委員長報告）
- 議案第14号 令和2年度名寄市食肉センター事業特別会計決算の認定について（決算審査特別委員長報告）
- 議案第15号 令和2年度名寄市後期高齢者医療特別会計決算の認定について（決算審査特別委員長報告）
- 議案第16号 令和2年度名寄市立大学特別会計決算の認定について（決算審査特別委員長報告）
- 議案第17号 令和2年度名寄市病院事業会計決算の認定について（決算審査特別委員長報告）
- 議案第18号 令和2年度名寄市水道事業会計決算の認定について（決算審査特別委員長報告）
- 議案第19号 令和2年度名寄市下水道事業会計決算の認定について（決算審査特別委員長報告）
- 日程第3 議案第21号 名寄市中小企業振興条例の制定について
- 日程第4 議案第22号 財産の取得について
- 日程第5 議案第23号 財産の取得について
- 日程第6 議案第24号 令和3年度名寄市一般会計補正予算（第5号）
- 日程第7 議案第25号 名寄市議会議員定数条例の一部改正について
- 議案第26号 名寄市議会委員会条例の一部改正について
- 議案第27号 名寄市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例の一部改正について

- 議案第28号 名寄市議会会議規則の一部改正について
- 日程第8 意見書案第1号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書
- 意見書案第2号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書
- 意見書案第3号 豪雪地帯対策特別措置法の改正等に関する意見書
- 意見書案第4号 防災拠点となるべき庁舎整備のための起債制度創設を求める意見書
- 意見書案第5号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書
- 日程第9 報告第3号 例月出納検査報告について
- 日程第10 閉会中継続審査（調査）の申し出について

1. 出席議員（18名）

議長	18番	東	千	春	議員
副議長	11番	佐藤	靖	議員	
	1番	富岡	達彦	議員	
	2番	倉澤	宏	議員	
	3番	山崎	真由美	議員	
	4番	佐久間	誠	議員	
	5番	三浦	勝秀	議員	
	6番	今村	芳彦	議員	
	7番	五十嵐	千絵	議員	
	8番	遠藤	隆男	議員	
	9番	清水	一夫	議員	
	10番	川村	幸栄	議員	
	12番	高野	美枝子	議員	
	13番	高橋	伸典	議員	
	14番	塩田	昌彦	議員	
	15番	東川	孝義	議員	
	16番	山田	典幸	議員	

17番 黒井 徹 議員

1. 欠席議員（0名）

1. 事務局出席職員

事務局長	伊藤 慈生
書記	開 兪 恵美
書記	石橋 恵美
書記	加藤 諒

1. 説明員

市長	加藤 剛士 君
副市長	橋本 正道 君
教育長	小野 浩一 君
総務部長	渡辺 博史 君
総合政策部長	石橋 毅 君
市民部長	宮本 和代 君
健康福祉部長	小川 勇人 君
経済部長	白田 進 君
建設水道部長	東 聡 男 君
教育部長	木村 睦 君
市立総合病院事務部長	岡村 弘重 君
市立大学事務局長	水間 剛 君
こども・高齢者支援室長	廣嶋 淳一 君
産業振興室長	田畑 次郎 君
上下水道室長	佐藤 美香 君
会計室長	鈴木 康寛 君
監査委員	鹿野 裕二 君

○議長（東 千春議員） ただいまの出席議員数は18名であります。定足数に達しております。直ちに本日の会議を開きます。

○議長（東 千春議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第87条の規定により、

4番 佐久間 誠 議員

6番 今村 芳彦 議員

を指名いたします。

○議長（東 千春議員） ここで、富岡議員から発言を求められておりますが、これを許可してよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

発言を許可いたします。

富岡達彦議員。

○1番（富岡達彦議員） 私が9月16日に行いました一般質問において、大項目1、新型コロナワクチン接種に関わっての再質問の中で誤解を招きかねない発言がありました。つきましては、議長において発言の内容を精査した上で会議録から削除または訂正をいただきますようお願いを申し上げます。

以上です。

○議長（東 千春議員） ただいま富岡議員からの申出のとおり、会議規則第65条の規定に基づき一般質問の発言内容について議長において精査の上、削除または訂正したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

よって、発言内容について精査の上、会議録から削除または訂正をすることといたします。

○議長（東 千春議員） 日程第2 議案第11

号 令和2年度名寄市一般会計決算の認定について、議案第12号 令和2年度名寄市国民健康保険特別会計決算の認定について、議案第13号 令和2年度名寄市介護保険特別会計決算の認定について、議案第14号 令和2年度名寄市食肉センター事業特別会計決算の認定について、議案第15号 令和2年度名寄市後期高齢者医療特別会計決算の認定について、議案第16号 令和2年度名寄市立大学特別会計決算の認定について、議案第17号 令和2年度名寄市病院事業会計決算の認定について、議案第18号 令和2年度名寄市水道事業会計決算の認定について、議案第19号 令和2年度名寄市下水道事業会計決算の認定について、以上9件を一括議題といたします。

付託いたしました委員会の審査の経過並びに結果の報告を求めます。

決算審査特別委員会、山崎真由美委員長。

○決算審査特別委員長（山崎真由美議員） 議長より御指名をいただきましたので、今定例会で決算審査特別委員会に付託されました議案第11号

令和2年度名寄市一般会計決算の認定について、議案第12号から議案第16号までの各特別会計決算の認定について、議案第17号から議案第19号までの各事業会計決算の認定について、決算審査特別委員会の審査経過と結果の御報告を申し上げます。

第1回委員会は、8月31日に開会し、直ちに正副委員長の互選が行われ、委員長には私山崎真由美が、副委員長には今村芳彦委員が選任されるとともに、審査日程を9月21日、22日、24日、27日の4日間と定めました。

審査期間中は、市長をはじめ関係する職員の出席を求めるとともに、必要な資料の要求などをした上で、各会派の代表による総括質疑並びに委員の皆様による質疑を行い、慎重に審査を行いました。

審査経過につきましては、本委員会は全議員をもって構成された特別委員会でありますので、詳

細な報告は省略させていただき、審査の結果のみを御報告申し上げますので、御了解願います。

本委員会に付託されました会計決算中、一般会計及び国民健康保険特別会計については起立多数により、その他の4特別会計、病院事業会計、水道事業会計、下水道事業会計についてはいずれも全会一致で原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

したがって、本委員会に付託されました各会計決算につきましてはいずれも予算の執行が適正であったことが認められました。

以上が審査の結果であります。

本委員会の開催中、運営に終始御協力をいただきました今村副委員長、丁寧な答弁をしていただきました理事者の皆様並びに連日慎重かつ熱心に審査を尽くしていただきました委員の皆様にお礼を申し上げますとともに、日程どおり予定を終えることができましたことに感謝申し上げ、報告を終わります。ありがとうございました。

○議長（東 千春議員） ただいま決算審査特別委員会委員長より報告がありました議案第11号外8件については、全議員をもって構成されました特別委員会で審査をしておりますので、この際質疑を省略し、直ちに採決を行います。

お諮りいたします。議案第11号 令和2年度名寄市一般会計決算の認定について委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（東 千春議員） 起立多数であります。

よって、議案第11号は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第12号 令和2年度名寄市国民健康保険特別会計決算の認定について委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（東 千春議員） 起立多数であります。

よって、議案第12号は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第13号 令和2年度名寄市介護保険特別会計決算の認定についてから議案第19号 令和2年度名寄市下水道事業会計決算の認定についてまでの7件について委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第13号から議案第19号までの7件は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

○議長（東 千春議員） 日程第3 議案第21号 名寄市中小企業振興条例の制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第21号 名寄市中小企業振興条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

本市は、これまで名寄市中小企業振興条例を制定し、市内経済の発展と雇用環境の充実を図るために同条例施行規則に基づき助成等の支援を行ってまいりました。近年経済のグローバル化、少子高齢化の進行や人口減少社会の到来など中小企業を取り巻く社会的、経済的環境が大きく変化をし、本市においても経営者の高齢化、後継者不足など中小企業の活力の低下が懸念をされております。このような状況を乗り越えるためには、中小企業が育つ社会環境が重要であり、未来を担う中小企業の振興が本市の発展に欠かせないという認識を皆が共有し、共に発展をし、意識を醸成をすることが必要であることから、商工業振興に係る基本的な理念や各機関、団体、市民等の責務や役割等について規定をするために本条例を全部改正しようとするものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上

げます。

○議長（東 千春議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 質疑なしと認めます。議案第21号は、経済建設常任委員会に付託いたします。

○議長（東 千春議員） 日程第4 議案第22号 財産の取得についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第22号 財産の取得について、提案の理由を申し上げます。

本件は、公共施設照明LED化事業に伴うLED照明器具の賃貸借を行うものであり、公募型プロポーザル方式により受託候補者を決定をし、現地調査を行った結果、三井住友ファイナンス&リース株式会社から1億4,507万8,800円で提案を受け、これに消費税及び地方消費税1,450万7,880円を加え1億5,958万6,680円で契約を締結しようとするものでございます。LED照明器具は、リース期間満了後本市に所有権が移転されることとなります。

名寄市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（東 千春議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第22号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

○議長（東 千春議員） 日程第5 議案第23号 財産の取得についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第23号 財産の取得について、提案の理由を申し上げます。

本件は、名寄市立大学のコンピューター室で使用しているシンクライアントシステムが令和3年度をもって5年が経過をするため、経年劣化及び遠隔授業への対応のため更新しようとするものであり、本年8月17日に委託等業務審議委員会の審議を経て、9月14日に指名競争入札を実施をし、4,270万円で東日本電信電話株式会社北海道事業部に決定をいたしました。これに消費税及び地方消費税427万円を加え4,697万円で契約を締結しようとするものであります。

名寄市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（東 千春議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第23号は原案のとおり決定することに御

異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

○議長（東 千春議員） 日程第6 議案第24号 令和3年度名寄市一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第24号 令和3年度名寄市一般会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、新型コロナウイルス感染症対策に係る経費を補正しようとするものでありまして、歳入歳出それぞれ1億805万4,000円を追加をし、予算総額を222億302万7,000円にしようとするものでございます。

補正の内容を歳出から申し上げます。7款商工費におきまして消費拡大支援事業補助金1億745万円の追加は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている地域経済の活性化を図るため市内店舗で利用できるプレミアム付商品券の発行事業に対しまして補助しようとするものでございます。

10款教育費におきまして修学旅行・宿泊研修バス等補助金60万4,000円の追加は、緊急事態宣言が9月30日まで延長され、今月下旬に予定をしておりました市内小学校の修学旅行を延期することとなったことから、延期によって発生するキャンセル料を補助しようとするものであります。

次に、歳入について申し上げます。17款道支支出金におきましてプレミアム付商品券発行支援事業費補助金4,000万円を計上したほか、12款地方交付税におきまして収支不足の6,805万4,000円を計上し、収支の調整を実施しようとするものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（東 千春議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第24号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

○議長（東 千春議員） 日程第7 議案第25号 名寄市議会議員定数条例の一部改正について、議案第26号 名寄市議会委員会条例の一部改正について、議案第27号 名寄市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例の一部改正について、議案第28号 名寄市議会会議規則の一部改正について、以上4件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

塩田昌彦議員。

（10番 川村 幸栄議員退席）

○14番（塩田昌彦議員） 議案第25号 名寄市議会議員定数条例の一部改正について、議案第26号 名寄市議会委員会条例の一部改正について、議案第27号 名寄市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例の一部改正について、議案第28号 名寄市議会会議規則の一部改正について、一括して提案の理由を申し上げます。

本件は、議会運営委員会において議会改革の協議を進める中で優先検討項目の一つとしていた議員定数の検討を終えたため、関係条例などの一部

を改正しようとするものです。

改正の主な内容を説明いたします。まず、議案第25号 名寄市議会議員定数条例の一部改正についてですが、名寄市議会は平成18年3月の合併当初在任特例を適用し、旧名寄市の議員22人、旧風連町の議員14人、計36人の議員でスタートしました。合併後最初に行った平成19年4月の一般選挙から議員定数を26人に、平成23年4月の一般選挙からは20人に、そして平成27年4月の一般選挙からは18人とし、現在に至っているところですが、前任期も本市議会では議会改革調査特別委員会で議員定数の見直しについて協議が行われてきたことは御承知のとおりです。その後今任期に入り、議長から議会運営委員会に対し次期改選期に向けて議員定数の在り方などについて諮問があり、議会運営委員会では議会基本条例に基づき慎重に議論を行うとともに、市民の皆様のお意見を参考にするため、昨年10月に名寄市議会に関する市民アンケートを実施し、その調査結果も踏まえ議員定数を2人削減するという方向性を出しました。また、今年7月に名寄地区及び風連地区の各1会場で行った議会と市民との意見交換会では、議員定数の削減により市民の皆様の声が市政に反映されにくくなることなどを懸念する声もありましたが、引き続き真摯に議論を重ねた結果、今後議員一人一人が日々の研さん、資質の向上に努めるとともに、議会活動などに注力することでより効率的な議会運営と市民意見の反映を目指し、公布の日以後に執行となる一般選挙から議員定数を16人にすることを本委員会の結論と決定しましたので、本条例の一部を改正しようとするものです。

次に、議案第26号 名寄市議会委員会条例の一部改正については、議員定数を次の市議会議員一般選挙から16人とすることに伴い、市民福祉常任委員会及び経済建設常任委員会の定数を6人から5人に、議会運営委員会の定数を8人から7人に改めるとともに、議長はその職責を勘案し、

議会の同意を得て常任委員会の委員を辞退することができるようにするため、本条例の一部を改正しようとするものです。

次に、議案第27号 名寄市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例の一部改正については、議会活動ができない期間に応じ議員報酬を減額して支給する場合の計算方法などの規定について見直し、文言整理を行うため、本条例の一部を改正しようとするものです。

議案第28号 名寄市議会会議規則の一部改正については、本年5月1日から会議録検索システムの運用を開始したことに伴い会議録の配付先を変更したため、会議規則の一部を改正しようとするものです。

以上、4件の提案理由とさせていただきます。

○議長（東 千春議員） お諮りいたします。

議案第25号外3件は、質疑、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第25号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

議案第26号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

（10番 川村 幸栄議員着席）

○議長（東 千春議員） 議案第27号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。
よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

議案第28号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。
よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

○議長（東 千春議員） 日程第8 意見書案第1号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書、意見書案第2号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書、意見書案第3号 豪雪地帯対策特別措置法の改正等に関する意見書、意見書案第4号 防災拠点となるべき庁舎整備のための起債制度創設を求める意見書、意見書案第5号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書、以上5件を一括議題といたします。

お諮りいたします。意見書案第1号外4件は、質疑、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。
これより採決を行います。

意見書案第1号外4件を原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。
よって、意見書案第1号外4件は原案のとおり可決されました。

○議長（東 千春議員） 日程第9 報告第3号 例月出納検査報告についてを議題といたします。
本件につきましては、報告書がお手元に配付されておりますので、これをもって御了承をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時27分

再開 午後 1時28分

○議長（東 千春議員） 再開いたします。

日程第10 閉会中継続審査（調査）の申し出についてを議題といたします。

お諮りいたします。お手元に配付いたしました各委員長からの申出のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。
よって、申出のとおり決定いたしました。

○議長（東 千春議員） 以上で今期定例会に付議されました案件は全て議了いたしました。

これをもちまして、令和3年第3回名寄市議会定例会を閉会いたします。

大変御苦労さまでした。

閉会 午後 1時28分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名議員とともに署名する。

議長 東 千 春

署名議員 佐久間 誠

署名議員 今 村 芳 彦

質 問 文 書 表 (一般質問)

令和3年第3回定例会

発言 順序	氏 名	発 言 要 旨
1	佐久間 誠 (P 26)	1 総合計画(第2次)中期基本計画の達成度と今後の展開について (1) KPI指標における特徴と事業費について (2) コロナの影響等による総合計画見直しの方向性について 2 高校の魅力化推進に関わる地域構想の現状について (1) 魅力化推進委員会と統合推進委員会の議論状況について (2) 既存周辺施設(名農キャンパス・圃場、緑丘遊水地)を生かした環境整備について (3) 名寄高校キャンパスの今後の増改築計画について 3 脱炭素社会を目指す本市の姿勢について (1) 国の動き、北海道の動きと本市としての考え方について (2) 再生可能エネルギーへの転換をどの様に構築するか
2	東 川 孝 義 (P 36)	1 持続的なまちづくりに向けて (1) 市民主体のまちづくりに向けて (2) 市民と行政のパートナーシップ構築に向けて (3) 自主的な市民活動の拡充に向けて 2 王子マテリア(株)名寄工場跡地活用について (1) 名寄工場生産品集約による地域への影響について (2) 関連会社を含めた従業員の動向について (3) 跡地利用に関する考え方について
3	遠 藤 隆 男 (P 48)	1 安全安心なまちづくりについて (1) 防災対策の充実について (2) 名寄市防災マップの改定について (3) 介護老人福祉施設等における災害対策について 2 高齢者福祉の充実について (1) 在宅生活を継続するための支援・サービスについて

4	清水 一夫 (P 56)	<p>1 防災について</p> <p>(1) 令和3年度名寄市防災訓練について</p> <p>(2) 無名川の改修について</p>
5	三浦 勝秀 (P 63)	<p>1 空き家対策について</p> <p>(1) 名寄市における空き家の現状と課題について</p> <p>(2) 特定空家等への対応について</p> <p>(3) 市営住宅の空き家について</p> <p>2 コロナ禍における地域経済対策について</p> <p>(1) 名寄市内の経済状況について</p> <p>(2) ウィズコロナ時代を見据えた地域経済について</p>
6	塩田 昌彦 (P 74)	<p>1 中小企業の振興について</p> <p>(1) 名寄市中小企業振興条例の見直しにかかわって</p> <p>(2) 名寄市はばたく中小企業基本計画(案)の条例化に併せた、施行規則等の見直しについて</p> <p>(3) 名寄市中小企業振興審議会から答申を受けた、名寄市はばたく中小企業基本計画(案)の取り扱いについて</p> <p>2 新型コロナウイルス感染症予防対策について</p> <p>(1) 緊急事態宣言の発出に伴う名寄市の対応について</p> <p>(2) 学校に携わる教職員及び12歳から15歳の小中学生へのワクチン接種について</p> <p>(3) 学校における感染対策について</p> <p>3 名寄公園の維持管理について</p> <p>(1) 公園内の森の保護を目的としたアリに関する実態調査について</p>
7	高橋 伸典 (P 83)	<p>1 企業版ふるさと納税のさらなる活用について</p> <p>(1) 考え方と取り組みについて</p> <p>2 移住促進対策について</p> <p>(1) 名寄市移住促進協議会の現状の課題と今後の取り組みについて</p> <p>(2) 関係人口の創出に向けた今後の取り組み状況について</p> <p>(3) 名寄市移住支援金の利用促進について</p> <p>3 自立と社会参加を妨げる障壁の除去について</p> <p>(1) ユニバーサルデザインの考え方と取り組みについて</p>

<p>8</p>	<p>富岡達彦 (P 91)</p>	<p>1 新型コロナワクチン接種にかかわって (1) これまでのワクチン接種の進捗状況と副反応について (2) 12歳から15歳、16歳以上の若者世代へのワクチン接種の考え方について (3) 3回目接種と異種ワクチン交差接種の考え方について (4) ワクチンハラスメントやワクチン差別の防止について 2 学校教育のICT化、GIGAスクール構想にかかわって (1) GIGAスクール構想の実現に向けた環境整備と端末配備状況について (2) GIGAスクール構想に適したソフト面としての教材やカリキュラムについて (3) ICT環境整備による児童・生徒の心身に与える影響について 3 地域公共交通網形成計画と物流拠点化にかかわって (1) 名寄市地域公共交通網形成計画の中間年に当たって (2) 名寄版Maasの導入に向けた可能性について (3) 物流拠点化の機能構築とモーダルシフトについて</p>
<p>9</p>	<p>川村幸栄 (P 103)</p>	<p>1 コロナ禍における教育環境にかかわって (1) 新型コロナウイルス感染拡大への対応について (2) GIGAスクール構想の対応について (3) 高校受験への支援について 2 国民健康保険税の負担軽減にかかわって (1) 子どもの均等割の軽減について (2) 新型コロナウイルス等対策減免について</p>
<p>10</p>	<p>今村芳彦 (P 115)</p>	<p>1 農業にかかわって (1) 名寄市農業の課題解決に向けた取り組みについて (2) 新規就農者の対応について (3) 第2次名寄市農業・農村振興計画の中間的な総括について</p>
<p>11</p>	<p>山崎真由美 (P 128)</p>	<p>1 教育宣言都市なよろの目指す後期中等教育について (1) 魅力ある高校創造を目指した取り組みについて (2) 学校運営協議会とコミュニティスクールについて (3) 新設校を地域全体で応援する取り組みについて (4) 現有の職業科がなくなることへの対応について 2 安全で安心できる環境整備について</p>

		<ul style="list-style-type: none"> (1) 熱中症予防に対応した公共施設の整備について (2) 有害鳥獣対策について
12	佐藤 靖 (P139)	<ul style="list-style-type: none"> 1 令和4年度予算編成にかかわって <ul style="list-style-type: none"> (1) 市長訓令及び総務部長事務連絡の基本的考え方 (2) 補助金等への対応 2 地域コミュニティにかかわって <ul style="list-style-type: none"> (1) 町内会活動とコロナ感染予防の取り組みについての現状と分析について (2) 町内会費等の還元取り組みの現状と分析について (3) 高齢社会下における市民周知のあり方 (4) 掲示板設置、活動支援センターの必要性 (5) 町内会の再編についての考え方 3 名寄市立総合病院にかかわって <ul style="list-style-type: none"> (1) 医療費自動精算機等の現状について (2) 待合スペースの現状と対応について (3) 新たな待合スペース等の確保について
13	高野 美枝子 (P152)	<ul style="list-style-type: none"> 1 公共施設の整備と方向性について <ul style="list-style-type: none"> (1) 教育施設について (2) 公営住宅について (3) 庁舎の考え方について (4) 公共施設等再配置計画について 2 名寄市の観光振興について <ul style="list-style-type: none"> (1) 名寄市観光振興計画の達成度と今後の課題について (2) 新型コロナウイルス感染症の中での観光のあり方について 3 社会教育について <ul style="list-style-type: none"> (1) 事業の取り組みについて (2) 新型コロナウイルス感染症に対応した事業推進について (3) 生涯学習のあり方について

令和3年第3回名寄市議会定例会議決結果表

令和3年8月31日～令和3年9月27日 28日間
 本会議時間数 13時間45分

議案番号	議 件 名	委 員 会		本会議
		付託年月日 付託委員会	議決年月日 審 査 結 果	議決年月日 議 決 結 果
令和3年第2回 定例会 付託議案第1号	名寄市空家等の適正管理に関する条例の制定 について	3. 6. 2 市民福祉常任	3. 7. 7 可決すべき	3. 8. 31 原案可決
第 1 号	デジタル庁設置法及びデジタル社会の形成を 図るための関係法律の整備に関する法律の施 行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定 について	— —	— —	3. 8. 31 原案可決
第 2 号	名寄市特定教育・保育施設及び特定地域型保 育事業の運営に関する基準を定める条例の一 部改正について	— —	— —	3. 8. 31 原案可決
第 3 号	名寄市家庭的保育事業等の設備及び運営に関 する基準を定める条例の一部改正について	— —	— —	3. 8. 31 原案可決
第 4 号	名寄市病院事業の設置等に関する条例の一部 改正について	— —	— —	3. 8. 31 原案可決
第 5 号	名寄市過疎地域持続的発展市町村計画につい て	— —	— —	3. 8. 31 原案可決
第 6 号	令和3年度名寄市一般会計補正予算（第4 号）	— —	— —	3. 8. 31 原案可決
第 7 号	令和3年度名寄市国民健康保険特別会計補正 予算（第1号）	— —	— —	3. 8. 31 原案可決
第 8 号	令和3年度名寄市介護保険特別会計補正予算 （第2号）	— —	— —	3. 8. 31 原案可決
第 9 号	令和3年度名寄市食肉センター事業特別会計 補正予算（第1号）	— —	— —	3. 8. 31 原案可決
第 1 0 号	令和3年度名寄市病院事業会計補正予算（第 1号）	— —	— —	3. 8. 31 原案可決
第 1 1 号	令和2年度名寄市一般会計決算の認定につい て	3. 8. 31 決算審査特別	3. 9. 24 認定すべき	3. 9. 27 認 定
第 1 2 号	令和2年度名寄市国民健康保険特別会計決算 の認定について	3. 8. 31 決算審査特別	3. 9. 24 認定すべき	3. 9. 27 認 定

議案番号	議 件 名	委 員 会		本会議
		付託年月日	議決年月日	議決年月日
		付託委員会	審 査 結 果	議 決 結 果
第 1 3 号	令和2年度名寄市介護保険特別会計決算の認定について	3. 8. 31 決算審査特別	3. 9. 24 認定すべき	3. 9. 27 認 定
第 1 4 号	令和2年度名寄市食肉センター事業特別会計決算の認定について	3. 8. 31 決算審査特別	3. 9. 24 認定すべき	3. 9. 27 認 定
第 1 5 号	令和2年度名寄市後期高齢者医療特別会計決算の認定について	3. 8. 31 決算審査特別	3. 9. 24 認定すべき	3. 9. 27 認 定
第 1 6 号	令和2年度名寄市立大学特別会計決算の認定について	3. 8. 31 決算審査特別	3. 9. 24 認定すべき	3. 9. 27 認 定
第 1 7 号	令和2年度名寄市病院事業会計決算の認定について	3. 8. 31 決算審査特別	3. 9. 27 認定すべき	3. 9. 27 認 定
第 1 8 号	令和2年度名寄市水道事業会計決算の認定について	3. 8. 31 決算審査特別	3. 9. 24 認定すべき	3. 9. 27 認 定
第 1 9 号	令和2年度名寄市下水道事業会計決算の認定について	3. 8. 31 決算審査特別	3. 9. 24 認定すべき	3. 9. 27 認 定
第 2 0 号	特別職の職員の給与の特例に関する条例の制定について	— —	— —	3. 8. 31 原案可決
第 2 1 号	名寄市中小企業振興条例の制定について	3. 9. 27 経済建設常任	— —	3. 9. 27 閉会中審査決定
第 2 2 号	財産の取得について	— —	— —	3. 9. 27 原案可決
第 2 3 号	財産の取得について	— —	— —	3. 9. 27 原案可決
第 2 4 号	令和3年度名寄市一般会計補正予算（第5号）	— —	— —	3. 9. 27 原案可決
第 2 5 号	名寄市議会議員定数条例の一部改正について	— —	— —	3. 9. 27 原案可決
第 2 6 号	名寄市議会委員会条例の一部改正について	— —	— —	3. 9. 27 原案可決
第 2 7 号	名寄市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例の一部改正について	— —	— —	3. 9. 27 原案可決
第 2 8 号	名寄市議会会議規則の一部改正について	— —	— —	3. 9. 27 原案可決
意見書案 第 1 号	林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書	— —	— —	3. 9. 27 原案可決

議案番号	議 件 名	委 員 会		本会議
		付託年月日	議決年月日	議決年月日
		付託委員会	審 査 結 果	議 決 結 果
意見書案 第 2 号	コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方 税財源の充実を求める意見書	—	—	3. 9. 27 原案可決
意見書案 第 3 号	豪雪地帯対策特別措置法の改正等に関する意 見書	—	—	3. 9. 27 原案可決
意見書案 第 4 号	防災拠点となるべき庁舎整備のための起債制 度創設を求める意見書	—	—	3. 9. 27 原案可決
意見書案 第 5 号	国土強靱化に資する社会資本整備等に関する 意見書	—	—	3. 9. 27 原案可決
報 告 第 1 号	令和2年度決算に基づく健全化判断比率の報 告について	—	—	3. 9. 17 報 告 済
報 告 第 2 号	令和2年度決算に基づく資金不足比率の報告 について	—	—	3. 9. 17 報 告 済
報 告 第 3 号	例月出納検査報告について	—	—	3. 9. 27 報 告 済
	閉会中継続審査（調査）の申し出について	—	—	3. 9. 27 決 定